

平成21年度

包括外部監査結果報告書

「業務委託契約に係る事務の執行について」

香川県包括外部監査人

公認会計士 大西 均

目 次

第1編 総論	
第1章 外部監査の概要	
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
III 事件（監査のテーマ）を選定した理由	1
IV 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 主な監査手続	2
V 外部監査の実施期間及び対象	3
VI 外部監査人・補助者と資格	3
VII 利害関係	3
第2章 平成20年度委託料の概要分析	4
第1節 外部委託の状況	4
(1) 委託料に係る県支出の推移	4
(2) 部局別委託契約の件数及び金額	5
(3) 契約方法別委託契約の件数及び金額	6
第2節 監査対象事務事業の概要	9
(1) 部局別委託契約の状況	9
(2) 委託先別の状況	10
(3) 業務類型別の状況	10
第3節 アンケートに基づく分析結果	13
(1) 委託契約手続の状況	13
(2) 継続年数	18
(3) 予定価格の設定	21
(4) 委託業務の履行確認	24
(5) 業務委託の評価及び見直しの状況	26
(6) 随意契約から競争入札への移行	26
第3章 監査結果及び意見のまとめ	27
第1節 総括	27
第2節 契約方法別監査結果及び意見	30
I 競争入札における業務委託契約	30
II 随意契約における業務委託契約	35
III 指定管理者となっている外郭団体について	39
IV 外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約	42
V 豊島廃棄物等処理事業における業務委託契約	48
第2編 各論	
第1章 競争入札における業務委託契約	51

第1節	落札率が非常に高い委託契約	5 1
(1)	一般競争入札に係る委託契約	5 1
(2)	指名競争入札に係る委託契約	5 3
(3)	監査結果及び意見	5 6
第2節	1者応札	5 7
1.	政策部	5 7
2.	土木部	5 9
3.	病院局	6 4
4.	警察本部	6 5
第3節	入札不調による随意契約	6 7
1.	総務部	6 7
2.	病院局	6 9
3.	教育委員会	7 0
4.	警察本部	7 1
第4節	低価格入札	7 3
1.	政策部	7 3
2.	総務部	7 4
3.	土木部	7 7
4.	教育委員会	8 2
第2章	随意契約における業務委託契約	8 5
第1節	検証対象一覧表	8 5
第2節	個別検証	1 0 1
1.	政策部	1 0 1
2.	総務部	1 0 5
3.	環境森林部	1 1 6
4.	健康福祉部	1 2 0
5.	商工労働部（観光交流局）	1 3 1
6.	農政水産部	1 3 5
7.	土木部	1 3 7
8.	水道局	1 4 3
9.	病院局	1 4 4
1 0.	教育委員会	1 5 1
1 1.	警察本部	1 6 0
第3章	指定管理者となっている外郭団体について	1 6 8
I	(財) かがわ水と緑の財団（公渕森林公園）	1 7 0
II	(財) かがわ水と緑の財団（香川用水記念公園）	1 7 3
III	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団（さぬきこどもの国）	1 7 6

IV	(財) 香川県国際交流協会 (香川国際交流会館)	180
V	(財) かがわ健康福祉機構 (香川県社会福祉総合センター)	184
VI	社会福祉法人香川県社会福祉事業団 (香川県ふじみ園・同福祉ホーム)	188
VII	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 (かがわ総合リハビリテーションセンター)	191
VIII	(財) かがわ産業支援財団 (ネクスト香川・FROM 香川)	195
IX	(財) 瀬戸大橋記念公園管理協会 (瀬戸大橋記念公園)	200
第4章 外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約		206
第1節 外郭団体との業務委託契約		206
1.	政策部	207
2.	環境森林部	207
3.	健康福祉部	209
4.	商工労働部 (観光交流局)	216
5.	農政水産部	220
6.	土木部	223
7.	教育委員会	225
第2節 OB職員のいる公益法人等との業務委託契約		227
1.	健康福祉部	228
2.	商工労働部 (観光交流局)	236
3.	農政水産部	237
4.	教育委員会	238
5.	警察本部	238
第5章 豊島廃棄物等処理事業		242
第1節 事業概要		242
(1)	豊島問題の概要	242
(2)	処理事業の概要	242
(3)	事業規模	244
(4)	業務の流れと主な委託契約	246
(5)	豊島廃棄物等処理事業の実施状況	247
第2節 委託契約の検証		247
1.	豊島関連業務委託	247
2.	輸送関連業務委託	251
3.	直島中間処理施設関連業務委託	252
4.	副成物輸送・保管関連業務委託	258
添付資料		
個別検証対象委託契約一覧表		261

第1編 総論

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び2項に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（監査のテーマ）

「業務委託契約に係る事務の執行について」

III 事件（監査のテーマ）を選定した理由

香川県における行財政改革では、組織の簡素合理化、職員数の削減、外郭団体の統廃合を含めた見直し、事務事業の見直し、指定管理者制度導入とその運営管理の適正化及び評価が行われている。

このような施策の下、県では、これまで「民間にできることは民間に任せる」という考えのもと、アウトソーシングを推進してきている。

また、監査委員においても、平成17年度に「事務事業の外部委託について」をテーマにして行政監査が実施され、平成18年4月には結果が公表された。

その後、随意契約を香川県のホームページで公表（四国4県では初めての試み）するなど様々な角度から改善が図られている。

しかしながら、他方では、坂出市観光協会の県に対する委託料の架空請求事件が発生し、履行確認など委託業務の管理指導が問われている。

行財政改革や事業仕分けなどを通じての事務事業の見直しによる民間委託化が進められている昨今においては、適正かつ公正な競争原理の導入とともに品質の確保と履行確認が求められているため、改めて業務委託契約に係る事務の執行についての検証が必要と判断した。

IV 外部監査の方法

(1) 監査の要点

予備調査として、全部局及び指定管理者となっている外郭団体に対して委託契約についてのアンケートを実施し、特に下記事項を中心にして、業務委託契約の内容、入札等の方法、委託先、委託実績の確認などが適切に行われてきたかについて、監査を実施した。

1) 全般検証

① 一般競争入札及び指名競争入札の実施状況

落札率の検証

1者応札の検証

入札不調による随意契約の検証

低価格入札の検証

② 随意契約の内容の検証

随意契約の理由

単独随意契約

同一業者による長期化

③ その他共通事項

予定価格の適正な見積り

履行確認の状況

業務委託の経済性、効率性、必要性の検証

その他

2) 個別検証として

① 一定金額以上の業務委託契約

豊島廃棄物等処理施設等の運転業務委託、設備等保守点検業務

② 外郭団体への委託

指定管理者制度導入施設の管理業務

それ以外の業務委託

外郭団体からの再委託契約

③ OB職員が勤務する公益法人等への業務委託

予定価格の算定根拠

履行確認の状況

(2) 主な監査手続

1) アンケート

2) ヒアリング

3) 現地確認

4) 関連書類の閲覧・照合

5) 関係法規・条例との整合性チェック

6) 関連証憑のサンプル検証

7) 現物との照合

8) 数量分析

9) その他必要に応じた監査手続

V 外部監査の実施期間及び対象

(1) 外部監査の実施期間

平成21年4月1日から平成22年1月22日まで

(2) 外部監査の対象

平成20年度における業務委託契約に係る事務を対象とし、必要に応じて平成19年度以前及び平成21年度の現状を対象としている。

VI 外部監査人・補助者と資格

包括外部監査人 大西 均 (公認会計士)

補助者 岩村 浩二 (公認会計士)

増田 信雄 (公認会計士)

米田 守宏 (税理士)

菅 英人 (税理士)

折原 麻衣子 (税理士)

土山 たか子 (税理士)

VII 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 平成20年度委託料の概要分析

第1節 外部委託の状況

(1) 委託料に係る県支出の推移

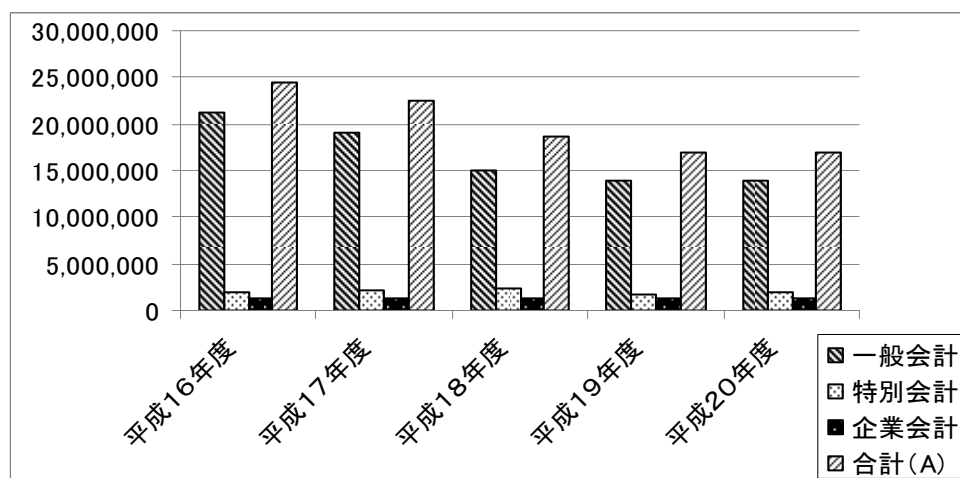
過去5年間の委託料の推移は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
委託料	一般会計	21,204,307	19,031,688	15,078,451	14,031,977	13,858,435
	特別会計	1,948,929	2,224,754	2,263,833	1,728,817	1,831,034
	企業会計	1,210,873	1,264,336	1,203,253	1,190,968	1,329,988
	合計(A)	24,364,109	22,520,778	18,545,537	16,951,762	17,019,457
支出合計(B)		574,814,830	624,833,584	695,420,654	697,702,078	679,216,621
構成比(A/B)		4.2	3.6	2.7	2.4	2.5

(注1) 企業会計は、収益的支出と資本的支出を合わせたものである。

(注2) 支出合計は、一般会計、特別会計及び企業会計を単純合計したものである。特別会計は集中管理、債権管理を含むため平成17年度以降では人件費、県債償還額の一部が重複した金額となっている。



委託料は平成16年度以降、19年度にかけて減少しており、委託料合計で平成20年度は平成16年度との比較では30.1%の減少となっている。特に、一般会計では34.6%の減少となっている。

(2) 部局別委託契約の件数及び金額

(単位：件、千円、%)

部局名	契約件数			委託金額		
	件数	(内数)	割合	金額	(内数)	割合
知事部局	2,547	771	68.3	8,834,891	2,104,516	76.4
政策部	160	4	4.3	535,543	71,116	4.6
総務部	327	0	8.8	1,158,955	0	10.0
環境森林部	230	37	6.2	1,949,400	101,354	16.9
健康福祉部	443	0	11.9	709,844	0	6.1
商工労働部	145	1	3.9	281,306	2,142	2.4
農政水産部	298	125	8.0	643,461	437,520	5.6
土木部	940	604	25.2	3,485,083	1,492,384	30.1
出納局	4	0	0.1	71,299	0	0.6
水道局	117	30	3.1	267,019	62,728	2.3
病院局	282	1	7.6	1,039,041	392	9.0
県議会	7	0	0.2	15,832	0	0.1
人事委員会	8	0	0.2	1,135	0	0.0
教育委員会	501	3	13.4	674,467	632	5.8
警察本部	265	20	7.1	730,400	21,137	6.3
合計	3,727	825	100.0	11,562,785	2,189,405	100.0

上記表は各部局へのアンケートを基に集計したものであり、平成21年11月30日までに入手したデータを基礎としている。

(内数)は工事に係る設計・測量・施工管理等の業務委託分であり、件数及び金額の内数として示したものである。

また、平成16年度より指定管理者制度が導入された。上記表には指定管理者への委託料は含めていない。平成20年度の指定管理者への委託料は合計4,207,090千円である。(施設名と指定管理者及び委託金額の詳細は第2編第3章参照)

(3) 契約方法別委託契約の件数及び金額

1) 平成20年度実績

平成20年度における契約方法別委託契約の件数及び金額の実績は以下のとおりである。

平成16年度との比較でみると、件数、金額ともに一般競争入札、指名競争入札が増加し、随意契約でも見積り合せ及びコンペ方式やプロポーザル方式の増加となっている。競争原理の導入が進んだ形となっており、単独随意契約は減少している。

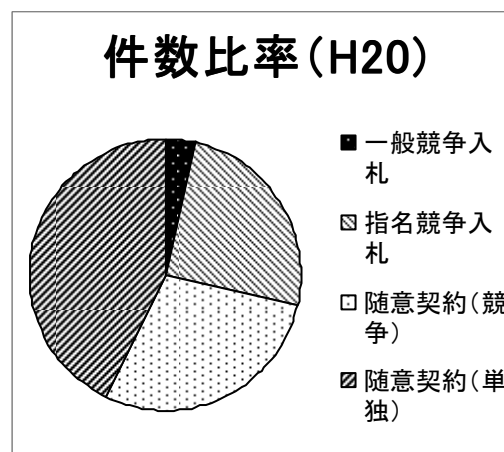
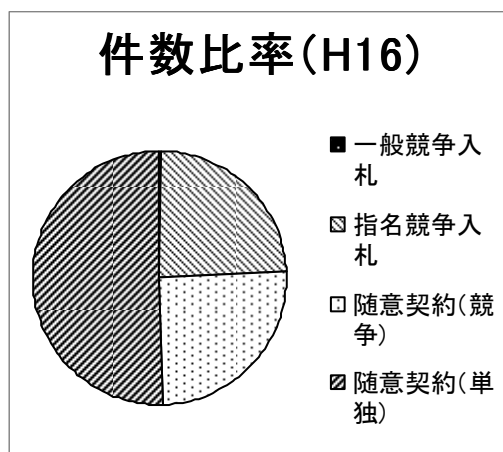
しかしながら、単独随意契約は件数比率で42.8%、金額比率で52.5%を占めており、改善を検討すべき余地があると思われる。

(単位：件、千円、%)

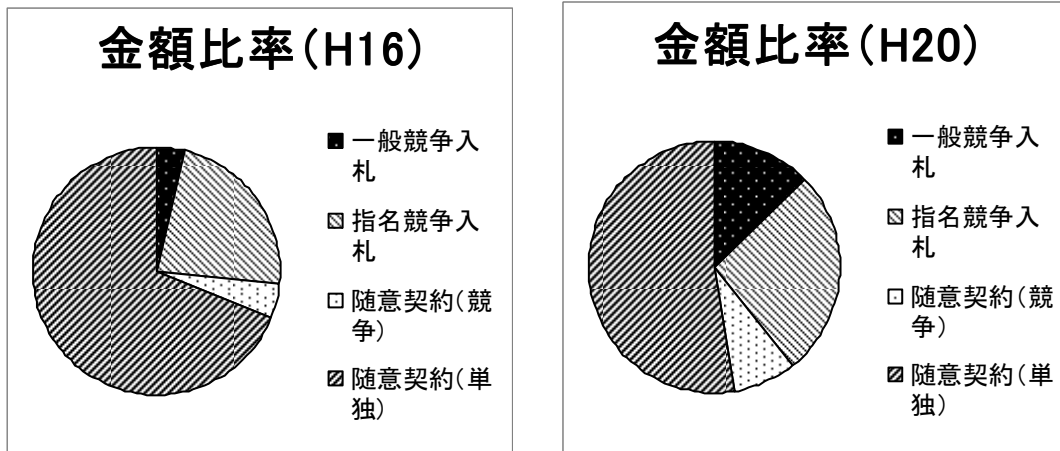
契約方法	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
一般競争入札	138	3.7	1,472,861	12.7
最低価格落札方式	129	3.5	1,252,772	10.8
総合評価方式	9	0.2	220,089	1.9
指名競争入札	924	24.8	3,069,259	26.5
公募型	19	0.5	96,160	0.8
非公募型	905	24.3	2,973,099	25.7
随意契約	2,665	71.5	7,020,665	60.7
競争				
見積り合せ	983	26.4	337,209	2.9
コンペ方式等	88	2.4	608,091	5.3
単独随意契約	1,594	42.8	6,075,365	52.5
合計	3,727	100.0	11,562,785	100.0

2) 平成16年度と平成20年度の対比

①件数比率での比較



②金額比率での比較



参考データ

(単位：%)

	件数比率			金額比率		
	H16	H20	増減	H16	H20	増減
一般競争入札	0.2	3.7	3.5	3.5	12.7	9.2
指名競争入札	24.0	24.8	0.8	3.2	26.5	3.3
随意契約(競争)	25.2	28.7	3.5	4.3	8.2	3.9
随意契約(単独)	50.6	42.8	-7.8	69.0	52.5	-16.5

(注1)随意契約(競争)は見積り合せ、コンペ方式及びプロポーザル方式での随意契約の合計で示してある。

件数比率で見ると、一般競争入札は0.2%から3.7%と3.5%増加し、指名競争入札は0.8%の増加、随意契約のうち見積り合せ、コンペ方式及びプロポーザル方式など競争原理を導入したものは3.5%の増加となっている。反対に単独随意契約は7.8%減少している。

金額比率で見ても、一般競争入札は3.5%から12.7%と9.2%増加し、指名競争入札は3.3%の増加、随意契約のうち見積り合せ、コンペ方式及びプロポーザル方式など競争原理を導入したものは3.9%の増加となっている。反対に単独随意契約は16.5%減少している。

3) 部局ごとの契約方法の件数及び金額

(単位: 件、千円、%)

契約方法 部局名	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計		随意契約の 占める割合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
知事部局	70	953,117	805	2,496,639	1,672	5,385,135	2,547	8,834,891	65.6	61.0
政策部	20	53,877	22	185,395	118	296,271	160	535,543	73.8	55.3
総務部	9	93,596	44	254,582	274	810,777	327	1,158,955	83.8	70.0
環境森林部	3	492,630	47	129,205	180	1,327,565	230	1,949,400	78.3	68.1
健康福祉部	3	50,872	19	59,114	421	599,858	443	709,844	95.0	84.5
商工労働部	6	9,216	8	34,768	131	237,322	145	281,306	90.3	84.4
農政水産部	8	7,274	118	389,004	172	247,183	298	643,461	57.7	38.4
土木部	21	245,652	547	1,444,571	372	1,794,860	940	3,485,083	39.6	51.5
出納局	0	0	0	0	4	71,299	4	71,299	100.0	100.0
水道局	19	98,274	34	126,462	64	42,283	117	267,019	54.7	15.8
病院局	1	79,632	33	275,489	248	683,920	282	1,039,041	87.9	65.8
県議会	1	872	4	14,465	2	495	7	15,832	28.6	3.1
人事委員会	0	0	0	0	8	1,135	8	1,135	100.0	100.0
教育委員会	33	127,430	11	13,034	457	534,003	501	674,467	91.2	79.2
警察本部	14	213,536	37	143,170	214	373,694	265	730,400	80.8	51.2
合計	138	1,472,861	924	3,069,259	2,665	7,020,665	3,727	11,562,785	71.5	60.7

平成16年度における随意契約の占める割合は、合計ベースでは件数比率で75.8%、金額比率で73.3%であった。平成20年度では件数比率で71.5%、金額比率で60.7%であり、それぞれ4.3%、12.6%の減少となっている。部門別では一部増加の部門（政策部の件数比、総務部の金額比）はあるが、全般的には減少している。

第2節 監査対象事務事業の概要

包括外部監査の対象として委託契約金額が100万円以上の委託契約について、アンケート調査した結果を以下にまとめ、平成16年度における監査委員の行政監査結果と必要に応じて対比し分析した。アンケート調査対象は対比の必要から以下の業務は除いてある。

- ・工事に係る設計・測量・施工管理等の業務
- ・公の施設（指定管理者制度導入施設に限る）の管理運営業務

(1) 部局別委託契約の状況

アンケート対象委託契約の件数は787件、委託金額は8,806,030千円であり、全委託契約に占める割合は、件数で21.1%、金額で76.2%である。

なお、平成21年11月30日までにおいて回収したアンケートに基づく集計、分析である。

(単位：件、円、%)

部局名	監査対象委託契約				全委託契約に占める割合	
	契約件数		委託金額		件数	金額
	件数	割合	金額	割合		
知事部局	537	68.2	6,420,607,874	72.9	21.1	72.7
政策部	59	7.5	497,214,753	5.6	36.9	92.8
総務部	108	13.7	1,091,690,038	12.4	33.0	94.2
環境森林部	72	9.1	1,811,862,756	20.6	31.3	92.9
健康福祉部	115	14.6	620,413,111	7.0	26.0	87.4
商工労働部	49	6.2	249,909,485	2.8	33.8	88.8
農政水産部	23	2.9	162,414,696	1.8	7.7	25.2
土木部	109	13.9	1,916,795,035	21.8	11.6	55.0
出納局	2	0.3	70,308,000	0.8	50.0	98.6
水道局	34	4.3	191,040,704	2.2	29.1	71.5
病院局	83	10.5	974,080,483	11.1	29.4	93.7
県議会	4	0.5	14,465,199	0.2	57.1	91.4
人事委員会	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0
教育委員会	76	9.7	541,278,743	6.1	15.2	80.3
警察本部	53	6.7	664,557,037	7.5	20.0	91.0
合計	787	100.0	8,806,030,040	100.0	21.1	76.2

(2) 委託先別の状況

(単位：件、円、%)

委託先	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
営利団体	532	67.6	5,991,971,235	68.0
非営利団体	241	30.6	2,697,523,442	30.6
地方公共団体	39	5.0	200,501,621	2.3
公益法人	107	13.6	1,992,739,304	22.6
特定非営利活動法人	2	0.3	8,969,033	0.1
その他非営利団体	93	11.8	495,313,484	5.6
個人	14	1.8	116,535,363	1.3
合計	787	100.0	8,806,030,040	100.0

(3) 業務類型別の状況

(単位：件、円、%)

大区分	分類 コード	契約件数		委託金額	
		件数	割合	金額	割合
I 定型的業務	11	16	2.0	121,303,532	1.4
	12	2	0.3	2,516,325	0.0
	13	7	0.9	15,776,000	0.2
	14	12	1.5	280,003,215	3.2
	15	1	0.1	2,446,290	0.0
	16	12	1.5	274,292,370	3.1
	17	9	1.1	224,178,820	2.5
	18	4	0.5	13,652,290	0.2
II 専門的な知識や技術を 必要とする業務	21	80	10.2	1,025,415,953	11.6
	22	84	10.7	1,019,970,848	11.6
	23	25	3.2	185,369,119	2.1
	24	49	6.2	278,567,869	3.2
	25	33	4.2	106,964,193	1.2
	26	31	3.9	160,445,905	1.8
	27	130	16.5	2,938,997,806	33.4
III イベント・研修会等の企 画運営業務	31	25	3.2	112,412,282	1.3
	32	7	0.9	20,497,028	0.2
	33	2	0.3	7,058,500	0.1

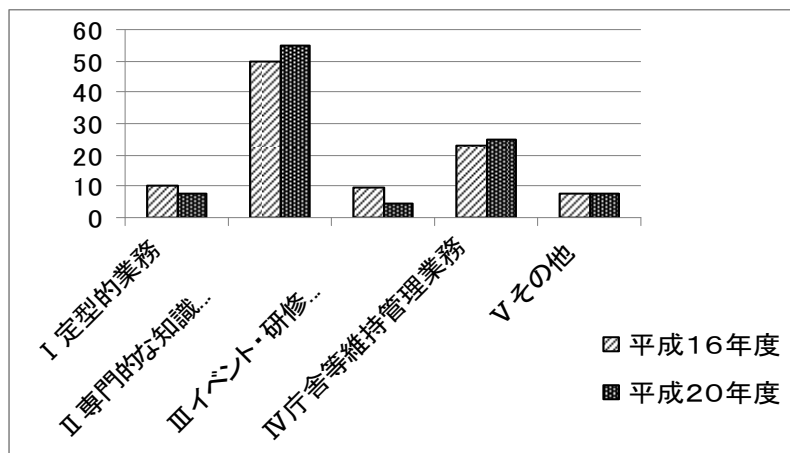
IV 庁舎等維持管理業務	41	15	1.9	233,062,013	2.6
	42	33	4.2	131,339,837	1.5
	43	16	2.0	58,116,240	0.7
	44	8	1.0	22,834,350	0.3
	45	62	7.9	370,091,861	4.2
	46	20	2.5	156,286,042	1.8
	47	15	1.9	404,871,705	4.6
	48	29	3.7	120,489,802	1.4
V その他	51	8	1.0	43,388,625	0.5
	52	1	0.1	2,625,000	0.0
	53	8	1.0	198,668,707	2.3
	54	43	5.5	274,387,513	3.1
合計		787	100.0	8,806,030,040	100.0

(注1) 上記表における小区分類コードの業務内容は以下のとおりである。

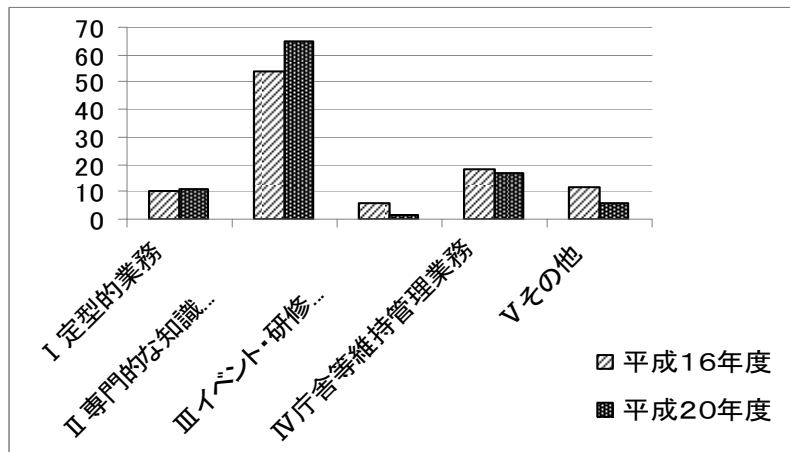
大区分	分類コード	小区分
I 定型的業務	11	データ入力・集計・台帳整備等データ管理業務
	12	各種アンケート・統計・調査業務
	13	普及・啓発業務
	14	窓口サービス業務
	15	印刷製本業務
	16	運送・輸送等業務
	17	免許試験等業務
	18	その他
II 専門的な知識や技術を必要とする業務	21	情報化関連業務(コンピュータ開発・変更・運用・保守等)
	22	機器、設備の保守管理業務(上記21及びIV庁舎等維持管理業務を除く)
	23	検査・試験・分析測定等業務
	24	調査研究業務(計画・構想策定のための調査研究等)
	25	技術指導・相談・訓練等業務
	26	設計・測量・地質調査等業務
	27	その他
III イベント・研修会等の企画運営業務	31	イベント等の企画運営業務
	32	研修会・講習会等の企画運営業務
	33	その他

IV 庁舎等維持管理 業務	41	電気設備の保守点検業務
	42	空調設備の保守点検業務
	43	エレベーター(昇降機)の保守点検業務
	44	消防設備の保守点検業務
	45	清掃
	46	警備
	47	廃棄物処理
	48	その他
V その他	51	広報誌・番組等の編集制作等の業務
	52	ホームページの作成・管理業務
	53	給食調理業務
	54	その他

件数比率での比較



金額比率での比較



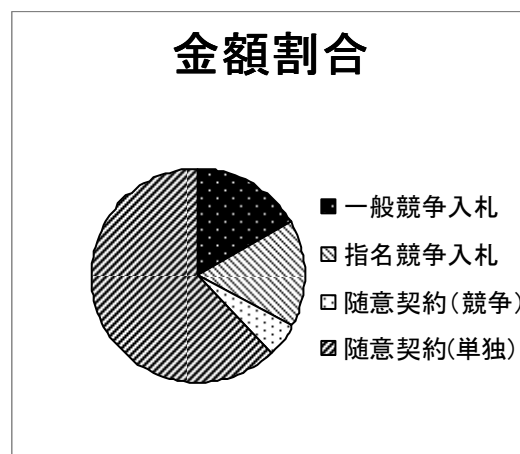
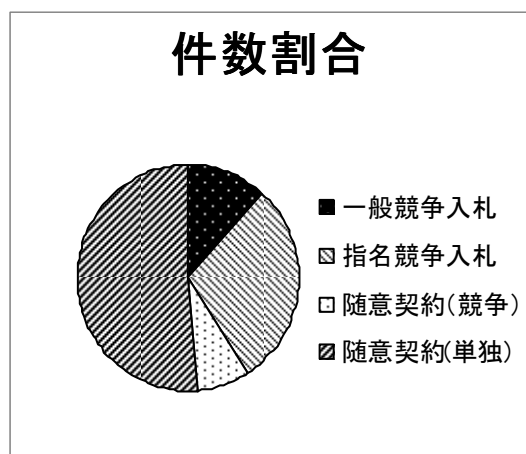
第3節 アンケートに基づく分析結果

(1) 委託契約手続の状況

1) 競争入札、随意契約の割合

(単位：件、円、%)

契約方法		契約件数		委託金額	
		件数	割合	金額	割合
一般競争入札		92	11.7	1,459,494,555	16.6
	最低価格落札方式	84	10.7	1,239,846,720	14.1
	総合評価方式	8	1.0	219,647,835	2.5
指名競争入札		228	29.0	1,420,616,387	16.1
	公募型	2	0.3	12,972,750	0.1
	非公募型	226	28.7	1,407,643,637	16.0
随意契約		467	59.3	5,925,919,098	67.3
	コンペ方式	26	3.3	195,709,846	2.2
	プロポーザル方式	20	2.5	213,117,517	2.4
	見積り合せ	17	2.2	67,733,714	0.8
	単独随意契約	404	51.3	5,449,358,021	61.9
合計		787	100.0	8,806,030,040	100.0



平成16年度と比較した場合、委託契約全体の傾向と同様、100万円以上の委託契約においても一般競争入札及び指名競争入札の件数、金額が増加している。

特に、一般競争入札の増加は顕著であり、平成16年度以降の改善の進捗状況を示している。

県では、平成15年11月に「契約方法改善指針」を策定し、単独随意契約のあり方についての総点検や平成17年度の行政監査結果を踏まえて、関係課で構成す

る契約改善プロジェクトチームを設置し、随意契約の検証を行うなど各種の取組によって、単独随意契約から競争入札や企画競争等による随意契約への移行が進んでいる状況は評価できる。

しかしながら、依然として単独随意契約が51.3%を占めている。

		平成16年度 (行政監査)		平成20年度 (今回のアンケート)		増減	
一般競争入札		8件	0.9%	92件	11.7%	84件	10.8%
指名競争入札		190件	21.9%	228件	29.0%	38件	7.1%
随意契約(競争)	コンペ方式等	51件	5.9%	46件	5.8%	-5件	-0.1%
	見積り合せ	27件	3.1%	17件	2.2%	-10件	-0.9%
単独随意契約		591件	68.2%	404件	51.3%	-187件	-16.9%
合計		867件	100%	787件	100%	-80件	-

2) 委託先別の状況

(単位：件、%)

契約方法		委託先		非営利団体					個人		合計 件数		
		営利団体		非営利団体									
		件数	割合	件数	割合	地方公共団体	公益法人	特定非営利活動法人	その他非営利団体	件数		割合	
一般競争入札	最低価格落札方式	79	94.0	4	4.8			4			1	1.2	84
	総合評価方式	8	100.0	0	0.0							0.0	8
指名競争入札	公募型		0.0	1	50.0			1			1	50.0	2
	公募型以外	219	96.9	6	2.7			3		3	1	0.4	226
随意契約	コンペ方式	25	96.2	1	3.8			1				0.0	26
	プロポーザル方式	15	75.0	4	20.0					4	1	5.0	20
	見積り合せ	10	58.8	3	17.6			1		2	4	23.5	17
	単独随意契約	176	43.6	222	55.0	39	97	2	84	6	1.5	404	
合計		532	67.6	241	30.6	39	107	2	93	14	1.8	787	

① 一般競争入札

一般競争入札での契約は、民間企業等の営利団体での増加が大半である。平成16年度では営利団体8件に対して、平成20年度では87件（うち総合評価方

式が8件)であった。

また、公益法人への一般競争入札での契約は、平成16年度では0件であったが、平成20年度では4件の適用例があった。

② 指名競争入札

平成16年度と同様に非営利団体での適用例は少なく、大半が営利団体である。

③ 随意契約

営利団体での単独随意契約は、平成16年度が280件であったものが、平成20年度では176件であり、非営利団体での単独随意契約は、平成16年度が304件であったものが、平成20年度では222件と、営利団体及び非営利団体ともに減少している。

3) 業務類型別の状況

(単位：件)

業務類型	契約方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	コン	プロポー	見積り	単独随	合計
					ペ方	ザル方			
I 定型的業務	11	2	8	6		1		5	16
	12		1	1	1				2
	13			7				7	7
	14	1	3	8		2		6	12
	15	1		0					1
	16	3	2	7	1		1	5	12
	17			9				9	9
	18		1	3				3	4
II 専門的な知識や技術を必要とする業務	21	18	4	58		1	1	56	80
	22	27	17	40			1	39	84
	23		10	15			2	13	25
	24		25	24		1		23	49
	25			33		9		24	33
	26		19	12		1	1	10	31
	27	11	10	109	8	2	5	94	130
III イベント・研修会等の企画運営業務	31	1	1	23	5			18	25
	32			7	2			5	7
	33			2				2	2

IV 庁舎等維持 管理業務	41	1	8	6				6	15
	42	3	19	11				11	33
	43	1	13	2				2	16
	44		5	3				3	8
	45	8	34	20		1	2	17	62
	46	5	9	6			2	4	20
	47		12	3				3	15
	48	6	15	8				8	29
V その他	51	1	2	5	2			3	8
	52		1	0					1
	53	1	1	6				6	8
	54	2	8	33	7	2	2	22	43
合計		92	228	467	26	20	17	404	787

① 定型的な業務

定型的な業務では、競争原理の導入が進んでいる。単独随意契約は平成16年度において59件あったものが、平成20年度では35件に減少している。一般競争入札は、平成16年度において1件であったが、平成20年度においては7件と増加しており競争原理の導入がなされている。

② 専門的な知識や技術を必要とする業務

専門的な知識や技術を必要とする業務では、情報化関連業務及び機器、設備の保守管理業務において、一般競争入札（平成16年度の6件から平成20年度は56件へ）での契約が進んでいる。

③ 庁舎等維持管理業務

庁舎等維持管理業務では、一般競争入札（平成16年度の1件から平成20年度の24件へ）及び指名競争入札（平成16年度の71件から平成20年度の115件へ）での契約が増加した。反対に単独随意契約は、平成16年度において113件あったが、平成20年度では54件と大幅に減少している。

4) 指名競争入札の理由

指名競争入札によることとした理由は以下のとおりであるが、平成16年度と比較してほぼ同様の結果であった。

後ほど検証するが、指名競争入札の場合には落札率が高止まりする傾向がある。

(単位：件、千円、%)

適用条項	契約件数		委託金額	
	件数	割合	金額	割合
香川県会計規則第 179 条第1号 (契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき)	160	70.2	918,119,967	64.6
同条第2号 (競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき)	63	27.6	488,741,420	34.4
同条第3号 (一般競争入札に付することが不利と認められるとき)	5	2.2	13,755,000	1.0
合計	228	100.0	1,420,616,387	100.0

5) 随意契約の理由

理由(号数) 地方自治法施行令第167条の2第1項の各号	件数	金額(円)
1号 予定価格が規則で定める額を超えない契約をするとき	7	16,928,225
2号 その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	424	5,470,029,891
3号 障害者支援施設、地域活動支援センターなどと契約するとき	9	24,752,540
4号 新製品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が新製品として生産する物品を買い入れる契約をするとき		
5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	6	80,062,539
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	21	334,145,903
9号 落札者が契約を締結しないとき		
合計	467	5,925,919,098

随意契約の理由として多いのが「2号 その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」であり、件数で90.8%、金額で92.3%を占めている。平成16年度では香川県会計規則第184条第7号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)が件数で94.8%、金額で88.6%を占めていた。

また、平成20年度の特徴点としては、「8号競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」が平成16年度の10件、1.5%に対して21件、5.6%と増加している。

(2) 継続年数

1) 契約形態別継続年数

(単位：件、%)

継続年数 契約方法		1年 (単年度)		2年～5年		6年～9年		10年以上		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争入札		29		49		7		7		92	
指名競争入札		107		90		21		10		228	
随意契約		147		186		67		67		467	
	コンペ方式	23		2		1				26	
	プロポーザル方式	7		8		4		1		20	
	見積り合せ	6		5		5		1		17	
	単独随意契約	111		171		57		65		404	
合計		283		325		95		84		787	
割合		36.0		41.3		12.1		10.7		100.0	

2) 契約先別

(単位：件、%)

継続年数 委託先		1年 (単年度)		2年～5年		6年～9年		10年以上		合計	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
営利団体		216	40.6	218	41.0	67	12.6	31	5.8	532	
非営利団体		61	25.3	102	42.3	25	10.4	53	22.0	241	
	地方公共団体	12	30.8	16	41.0	3	7.7	8	20.5	39	
	公益法人	25	23.4	47	43.9	11	10.3	24	22.4	107	
	特定非営利活動法人		0.0	1	50.0	1	50.0		0.0	2	
	その他非営利団体	24	25.8	38	40.9	10	10.8	21	22.6	93	
個人		6	42.9	5	35.7	3	21.4		0.0	14	
合計		283	36.0	325	41.3	95	12.1	84	10.7	787	

10年以上契約が継続しているものは、営利団体31件、非営利団体53件（うち地方公共団体8件、公益法人24件、その他非営利法人21件）である。平成16年度では、10年以上継続契約は207件（営利団体89件、非営利団体118件）であり、契約見直し等の改善が図られている。

3) 業務類型別

(単位 : 件)

業務類型	継続年数	1年 (単年度)	2年～ 5年	6年～ 9年	10年 以上	合計
I 定型的業務	11	9	4		3	16
	12	2				2
	13	1	5		1	7
	14	3	6	1	2	12
	15	1				1
	16	4	5	3		12
	17	1			8	9
	18	3	1			4
II 専門的な知識や 技術を必要とする業務	21	34	24	12	10	80
	22	18	47	14	5	84
	23	12	8	3	2	25
	24	35	10	3	1	49
	25	3	12	9	9	33
	26	24	6	1		31
	27	38	61	16	15	130
III イベント・研修会 等の企画運營業務	31	13	10	1	1	25
	32	2	4		1	7
	33		2			2
IV 庁舎等維持管理 業務	41	5	5	4	1	15
	42	7	20	5	1	33
	43	2	10	3	1	16
	44	5	2	1		8
	45	17	32	4	9	62
	46	5	12		3	20
	47	1	8	2	4	15
	48	8	15	4	2	29
V その他	51	5	2		1	8
	52		1			1
	53		4	3	1	8
	54	25	9	6	3	43
合計		283	325	95	84	787

4) 長期継続契約の実施状況

(単位:件、円)

契約方法	長期継続契約	
	件数	金額
一般競争入札	16	431,106,512
指名競争入札	28	344,264,750
随意契約	16	182,331,921
コンペ方式		
プロポーザル方式		
見積り合せ		
単独随意契約	16	182,331,921
合計	60	957,703,183

平成16年の地方自治法の改正により、政令で定める契約について、長期継続契約を締結することができるようになり、この改正令では、役務の提供を受ける契約においても、その性質上翌年度以降にわたり、契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものが新たに長期継続契約を締結することができるとされた。

本県でも、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が平成17年3月から施行され、条例では、庁舎、公の施設等の管理に関する業務その他継続的に行うことを必要とする業務で、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要のあるものを委託する契約についても対象とされ、委託業務期間は、原則3年間になっている。

一般競争入札及び指名競争入札の中には、平成18年度又は19年度において、従来随意契約であったものを長期継続契約とすることで競争入札へ移行した契約もある。

(3) 予定価格の設定

1) 予定価格の算定方法

(単位：件、%)

契約方法	独自に経費等を積み上げて算定		単独の参考見積書により算定		複数の参考見積書により算定		前年度契約金額を参考に算定		その他		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数
一般競争入札	47	52.2	14	15.6	5	5.6	21	23.3	3	3.3	90
指名競争入札	94	41.6	15	6.6	9	4.0	96	42.5	12	5.3	226
随意契約	75	32.1	63	26.9	2	0.9	69	29.5	25	10.7	234
コンペ方式	9	64.3		0.0		0.0	2	14.3	3	21.4	14
プロポーザル方式	3	42.9		0.0		0.0	4	57.1	0	0.0	7
見積り合せ	4	28.6	1	7.1	0	0.0	7	50.0	2	14.3	14
単独随意契約	59	29.6	62	31.2	2	1.0	56	28.1	20	10.1	199
合計	216	39.3	92	16.7	16	3	186	33.8	40	7.3	550

予定価格の算定方法は、仕様書や設計書などを基に独自に積算して算定した割合が39.3%である反面、前年度の契約金額を参考にしたもの33.8%、その他7.3%と改善の余地がある契約が約4割残っている状況である。

2) 予定価格に対する委託金額の割合（落札比率）

① 契約方法別

(単位：件)

契約方法	落札比率	落札比率別件数					合計
		80%未満	80%以上90%未満	90%以上95%未満	95%以上100%未満	100%	
一般競争入札	最低価格落札方式	13	12	19	30	8	82
	総合評価方式	3	1		1		5
指名競争入札		43	35	35	88	21	222
随意契約		54	19	20	84	93	270
	コンペ方式	1	1		7	3	12
	プロポーザル方式	2	2	1	5	6	16
	見積り合せ	2	1	3	3	5	14
	単独随意契約	49	15	16	69	79	228
合計		113	67	74	203	122	579

(単位:円)

落札比率		落札比率別金額					
		80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満	100%	合計
契約方法							
一般 競争 入札	最低価格落札 方式	63,999,727	263,857,523	115,307,930	449,712,820	52,297,820	945,175,820
	総合評価方式	46,185,525	14,196,000		35,280,000		95,661,525
指名競争入札		260,924,265	192,363,187	168,773,059	634,554,753	138,268,200	1,394,883,464
随意契約		722,117,492	116,098,676	461,814,781	1,141,955,761	805,107,715	3,247,094,425
	コンペ方式	11,515,875	2,052,750		30,995,897	64,334,728	108,899,250
	プロポーザル方式	7,024,226	47,685,000	16,537,500	112,060,005	19,382,984	202,689,715
	見積り合せ	32,806,405	1,568,700	4,804,800	4,651,063	8,801,966	52,632,934
	単独随意契約	670,770,986	64,792,226	440,472,481	994,248,796	712,588,037	2,882,872,526
合計		1,093,227,009	586,515,386	745,895,770	2,261,503,334	995,673,735	5,682,815,234

一般競争入札（最低価格落札方式）を採用しながらも落札率の高い契約がある。95%以上100%未満で30件、金額では449,712千円、100%の契約が8件、金額では52,297千円あり、競争原理が十分に働いていたのかどうか疑問の残る契約がある。

指名競争入札では、落札率100%のものが21件、金額では138,268千円あり、競争原理が十分に働いていたのかどうか疑問の残る契約といえる。

これらの契約については、第2編、第1章「競争入札」にて検証する。

随意契約では、予定価格と同額での契約が93件、金額では805,107千円あるが、うち単独随意契約が79件、712,588千円である。単独随意契約の場合には、見積額又は予定価格と契約額が同額となる契約が多い傾向にある。予定価格の積算の妥当性及び契約手続きの透明性についての検証が必要である。この点については、第2編、第2章「随意契約」にて検証する。

② 業務類型別

(単位：件)

業務類型		落札比率					
		80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上 100%未満	100%	合計
I 定型的業務	11	1	3	2	7	2	15
	12		1				1
	13	4					4
	14			1	8	2	11
	15	1					1
	16	7	1		3	1	12
	17						0
	18				1		1
II 専門的な知識や 技術を必要とする業務	21	13	2	6	23	29	73
	22	9	14	20	29	10	82
	23	5	2	1	3		11
	24	13	4	5	5	1	28
	25	3	2	1	1	16	23
	26	8	1	4	13		26
	27	15	11	7	18	12	63
III イベント・研修会 等の企画運営業務	31	4	2		4	1	11
	32				1	1	2
	33					1	1
IV 庁舎等維持管 理業務	41		1		7	6	14
	42	2	6	4	18	3	33
	43	4	2	2	2	6	16
	44	3			2	3	8
	45	11	3	8	16	11	49
	46		3	2	8	4	17
	47	5	2		3	3	13
	48	2	1	8	15		26
V その他	51	1	1	1	2	1	6
	52		1				1
	53	1		1	2	2	6
	54	1	2	1	11	8	23
合計		113	67	74	203	122	579

落札率100%の一般競争入札、指名競争入札は定型的業務や庁舎等維持管理業務が多く、随意契約、特にプロポーザル方式は専門的な知識や技術を必要とする業務やイベント・研修会等の企画運営業務などに多いといえる。

(4) 委託業務の履行確認

1) 履行確認の改善対策

平成20年度に瀬戸内海国立公園園地維持管理業務委託において、十分な履行確認がなされないまま、県費が支出されていたということが判明したため、委託契約の適正な履行確保に向けての改善策を策定し、各担当部署においては、これに基づいて履行確認を実施している。出納局においては、その履行確認の適切な実施についての審査などを行うとともに、監査委員監査においても検証が行われている。

アンケートにおいても改善工夫の記載が散見された。

詳細については、第2編以下の個別契約の検証にて、履行確認についても取り上げることとした。

2) 再委託の状況

(単位:件、円、%)

契約方法	監査対象 契約件数 (A)	再委託 件数 (B)	割合(再 委託率) (B)/(A)	委託金額 (C)
一般競争入札	92	12	13.04	72,737,358
指名競争入札	228	6	2.63	89,616,130
随意契約	467	42	8.99	1,121,516,103
コンペ方式	26	3	11.54	16,293,057
プロポーザル方式	20	0	0.00	0
見積り合せ	17	0	0.00	0
単独随意契約	404	40	9.90	1,105,223,046
合計	787	60	7.62	1,283,869,591

(単位:件、円、%)

契約方法	監査対象 契約件数 (A)	再委託 件 数 (B)	割合(再 委託率) (B)/(A)	委託金額 (C)
営利団体	532	40	7.52	639,897,826
非営利団体	241	20	8.30	643,971,765
地方公共団体	39	10	25.64	54,348,080
公益法人	107	5	4.67	561,879,679
特定非営利活動法人	2	0	0.00	0
その他非営利団体	93	5	5.38	27,744,006
個人	14	0	0.00	0
合計	787	60	7.62	1,283,869,591

契約書において、再委託は原則禁止であるが、合理的に必要な範囲で事前承認を条件に再委託が認められている。

再委託についても、第2編以下の個別契約の検証にて取り上げることとした。

特に、指定管理者として公の施設を管理している外郭団体や OB 職員のいる外郭団体や公益法人との委託契約について、再委託が適正な内容か否かについては第2編第3章及び第4章にて検証する。

3) 変更契約の状況

(単位:件)

契約方法	契約変更 あり	うち当初予定価 を超過したもの
	件数	件数
一般競争入札	21	6
指名競争入札	55	13
随意契約	70	2
コンペ方式	6	
プロポーザル方式	4	
見積り合せ	4	
単独随意契約	56	2
合計	146	21

一般競争入札及び指名競争入札での契約変更が比較的多い。当初予定価格を超過したものについては、契約変更の合理的理由の検証が必要である。第2編以下の個別契約において、契約変更の理由についても検証する。

(5) 業務委託の評価及び見直しの状況

(単位：件、%)

	実施件数	監査対象件数 に対する割合
直営コストとの比較検討	13	1.65
類似事業との比較検討	27	3.43
委託効果の検証	49	6.22
委託先、契約方法等の見直し	109	13.83

担当部署における業務委託についての評価の実施は、直営コストとの比較検討、類似事業との比較検討及び委託効果の検証を合わせても全アンケート件数の11.3%に留まっており、事業効果分析を実施する自己チェック機能が依然として弱いことを示している。(なお、平成16年度の調査時点では6.8%であったので、改善傾向にあるといえる。)

また、委託先及び契約方法等の見直しは13.8%であり、平成16年度の調査時点の7.8%より改善されているといえる。

(6) 随意契約から競争入札への移行

(単位：件、円)

契約方法等の見直し内容	件数	委託金額		
		平成19年度 (A)	平成20年度 (B)	増減額 (B) - (A)
随意契約から一般競争入札に変更	13	208,993,904	143,566,525	-65,427,379
随意契約から指名競争入札に変更	15	205,698,131	116,997,494	-88,700,637
単独随意契約から見積り合せに変更	0	0	0	0
上記以外の契約方法の変更	42	534,044,068	524,907,003	-9,137,065
合計	70	948,736,103	785,471,022	-163,265,081

平成16年度における監査委員監査として、事務事業の外部委託についての行政監査が行われて以降、契約方法の変更が進んでいる。特に単独随意契約から一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式等での随意契約への変更である。

平成20年度において、随意契約から一般競争入札に変更が13件、随意契約から指名競争入札に変更が15件あった。

第3章 監査結果及び意見のまとめ

第1節 総括

(1) 更なる競争性の確保

県では、平成15年11月に「契約方法改善指針」を策定し、単独随意契約のあり方についての総点検や平成17年度の行政監査結果を踏まえて、関係課で構成する契約改善プロジェクトチームを設置し、随意契約の検証を行うなど各種の取組によって、単独随意契約から競争入札や企画競争等による随意契約への移行は進んでいるが、アンケート調査では、単独随意契約の割合は、件数で42.8%、金額で52.5%と依然高い割合を示している。

そのため、随意契約の理由である地方自治法施行令第167条の2の第2号要件については、一層厳格に適用する必要がある。

また、単独随意契約によることが真にやむを得ないと認められる契約以外の契約については、競争性が発揮できるよう仕様書や事業内容の見直しや、現在委託を行っている事業者以外に契約可能な事業者の有無を確認するための公募制度を活用して業者選定を行う必要がある。

特に、外郭団体やOB職員のいる公益法人等との委託契約における随意契約については、随意契約の理由である地方自治法施行令第167条の2第2号要件の安易な適用を避けるよう厳正かつ厳格な運用が必要である。

さらに、指名競争入札における指名業者の選定の適正化及び指名競争入札から一般競争入札への移行の促進が必要である。

(2) 一般競争入札の更なる活用に向けて

随意契約から競争入札への移行に向けての取組状況は所属ごとに温度差はあるが、先行して一般競争入札へ移行した分野では下記の問題点が発生しているので対策が必要である。

- 1) 落札比率が非常に高い契約についての対応としては、予定価格は前年度契約実績とせず取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、合理的に積算することが必要である。
- 2) 1者応札や入札不調による随意契約についての対応としては、契約の競争性を高めるために、制限的な入札参加資格が設定されているときは可能な限り緩和することを検討し、さらには、委託業務の範囲や内容などを見直し、分離発注などを検討していく必要がある。
- 3) 特殊な分野（設置担当の施設、設備メーカー以外の会社では事実上保守管理ができないケース。特に情報機器、医療機器、警報機器など県民生活の安心安全に直接影響する分野）で一般競争入札または指名競争入札を導入しているが競争原理が十分に働いていない場合には、設備導入時において保守管理契約を設備と一括して一

般競争入札とし、事後での保守管理契約単独での委託契約を回避するなどの検討が必要である。

(3) 透明性と公平性の確保

委託契約の契約過程の透明性を増すために、競争入札について電子入札を活用し、入札結果を公表しているが、予定価格については、同種同規模の入札の競争性の確保に支障がある場合を除き、公表することを検討する必要がある。

さらに、電子入札の積極的活用は、入札参加の公平性を高めることにもつながる。

特に、国の外郭団体である公益法人との業務委託契約においては、委託料の妥当性の検証が困難な場合もあり、業務委託先からの委託料根拠についての情報開示を積極的に求めていく必要がある。

なお、予定価格の事後公表については、現在では各部局の判断に委ねられているため、公表していない場合が多い。しかしながら、透明性を高めるためには、原則公表とし、競争性の確保に支障がある場合の非公表はできる限り制限的に運用すべきである。

(4) 選択と集中の必要性

委託事業の必要性及び効果について評価するシステムを確立し、事務事業（当然に委託事業を含む）の見直しを定期的実施し、削減や廃止だけでなく拡充を含めて見直す必要がある。（各論での意見等参照）

(5) 履行の確保

1) 予定価格の合理的積算

予定価格の積算を合理的に行うことにより金額的な基準が明確となる。そのためには、仕様書又は設計書等を整備し、業務内容の明確化が図られなければならない。

また、一定率の経費率を使用する場合は、競争入札を前提とした経費率なのかどうかを含めてその経費率の妥当性を吟味する必要がある。

特に、外郭団体や OB 職員のいる公益法人等との委託契約の場合での人件費の負担については、業務委託の内容及び業務量との関連性を十分に精査し、必要以上の人件費が含まれないようにする必要がある。

2) 履行確認

かなり改善の傾向にあるが、仕様書等に基づき業務が実施されているか否かについて履行確認を実施する必要がある。

(6) 安定的な業務遂行

1) 低入札価格調査制度の活用

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある請負の契約で、調査基準価格の設定が可能な場合には、低入札業者の業務遂行能力や業務の品質について調査し落札者を決定する低入札価格調査制度の競争入札での活用を検討する必要がある。

2) 総合評価方式の活用

契約の性質又は目的から入札価格だけで落札者を決定することが適正でない契約で、落札者決定基準の設定が可能な場合には、価格競争に加えて、委託業者の技術力、委託業務の提案、業務遂行能力、類似業務の実績などを総合的に評価する総合評価方式の活用を検討する必要がある。

3) 地域要件について

厳しい経済環境の中で県内経済の活性化や雇用の確保の観点から、県内事業者に優先的に発注できるように、入札参加資格に地域要件を付すことについては、一定の条件の下で認めて差し支えないのではないかと考える。一定の条件とは、競争性の確保、透明性の確保、品質の確保及び安定的な業務遂行能力である。

(7) 公益法人改革への対応

外郭団体としての財団法人及び社団法人は、特例民法法人として平成25年11月30日までに公益認定を受け公益社団・財団法人へ移行するか、又は、認可を受けて一般社団・財団法人へ移行しなければ解散となる。全ての外郭団体は、いずれかを選択しなければならない。

公益認定に際しては、公益目的事業が50%以上見込めるか否か等の認定基準を満たす必要があるが、指定管理者になっている場合には指定管理業務の内容が公益事業か収益事業かいずれに該当するか分類整理する必要がある。

一般社団・財団法人への移行認可に際しては公益目的支出計画を策定し、実施する必要があるが、社団、財団の有する剰余金が多い場合にはその取扱いに明確な方針が必要となる。

公益法人改革への対応については、委託契約先である公益法人全てについて同様のことが言えるので、県としての指導・対応が必要となる場合が生ずることが予想される。

(8) 外郭団体について

1) 再委託

随意契約が比較的多いため、競争原理の更なる導入に向けての改善が必要である。

2) 財団法人の基本財産について

財団法人が保有する基本財産については、運用状況が低く資金が固定化した状態にある。財団法人の判断によるが、より有効な活用としては基本財産の一部を取り崩して財団法人の主たる事業目的を達成するための事業費として使用することも検

討する時期にあると思われる。上記の公益法人改革の中で、財団法人としてのあり方を検討していただきたい。

第2節 契約方法別監査結果及び意見

I 競争入札における業務委託契約

(1) 落札率が非常に高い一般競争入札及び指名競争入札での委託契約

(意見)

予定価格の積算方法と入札結果の公表について

一般競争入札、指名競争入札ともに前年契約金額のみを基に予定価格としている場合は落札率が非常に高くなっている場合がある。

予定価格は前年度契約実績のみだけでなく、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、合理的に積算することが必要であるとともに、同種同規模の入札の競争性の確保に支障がある場合を除き、公表することにより透明性を高めていく必要がある。

さらに、電子入札システムを活用し、入札過程及び結果の公表を通じてより透明性を高める必要がある。

(2) 1者応札

1. 政策部

1-1. データエントリー業務委託

(意見)

今後のデータエントリー業務のあり方

データエントリー業務の集中管理の廃止に伴い入力データ処理は担当課ごとの個別対応となる。アルバイト等による自前入力や個別に委託契約を結ぶ場合などが想定されるが、予定価格の設定、履行確認などの契約手続きのみならず、データ及び個人情報情報の漏えいなど情報管理体制の整備をしておく必要がある。

2. 土木部

2-1. 土砂災害情報相互通報システム整備等業務

2-2. 平成20年度香川県砂防情報システム保守管理業務

2-3. 平成20年度香川県水防情報システム保守管理業務

(意見)

1) システム構築における予定価格には、システム構築費用だけではなく、保守管理費用も含めた価格での見積りを業者から入手すべきである。

2) 砂防システム及び水防システムからの情報を住民がより便利にタイムリーに入

手できるような仕組みになるよう、これからも継続して改善をしていってもらいたい。

(結果)

3) 水防システムの保守管理業務の発注に当たっては、緊急修理に備えた予想される支出項目は、摘要欄に「緊急対應用」などと記載することによって明確に区分しておくべきである。

2-4. ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務

(意見)

契約事務の見直しと統合

平成21年度の契約先は、平成20年度と同様である。各土木事務所で落札率にばらつきがあるのは不自然でないにしても、落札率が非常に高い場合は一般競争入札が1者応札に終わった弊害が生じているといえる。

一般競争入札の事務を各土木事務所別を実施するのではなく、本庁河川砂防課で一括して実施するなど、より競争原理が導入され、かつ、入札事務が効率的に実施できるように見直す必要がある。

3. 病院局（中央病院）

3-1. 病院清掃業務

(意見)

予定価格の積算について

現在の予定価格は前年実績を基礎としているが、人員配置、作業量、諸経費等からの積算金額としての検証が不足している。

特に、1者応札であり、かつ、委託先も継続（平成17年度、平成18年度～20年度、平成21年度～25年度の委託先は同一である）しており、競争原理が実質的に働いているとはいえない状況では予定価格の的確な積算が必要である。

清掃業務については、床面積、人員配置、所要日数などについて、ある程度標準単価を設定し、ICUや結核病棟など特殊性を有する清掃作業と一般病床など比較的標準化できる清掃業務とを区分するなどして、より合理的かつ客観的な予定単価積算が必要である。

4. 警察本部（交通規制課）

4-1. 交通管制センターシステム等保全業務委託契約

(意見)

一般競争入札制度を導入していく姿勢は評価できる。ただし、今後も1者応札が続くようであれば、実質的に競争原理が働かない状況での価格交渉については、一

般競争入札のメリットを堅持しながら、予定価格の設定方法の見直しなどの検討が必要と考えられる。

なお、この点については、警察本部だけでなく、全部局共通の課題である。

(3) 入札不調による随意契約

1. 総務部（防災局）

1－1. 香川県防災行政無線設備保守点検業務

(意見)

予定価格、見積価格の妥当性については、詳細に検討する必要があるものと思われる。例えば、見積価格算定表上、諸経費（現場経費＋一般管理費）率を直接経費の19%としており、これは先方提示の諸経費率一覧表により決定されたものとのことであるが、その内容についてより詳細に検討して独自の経費率の見積り等を実施しその妥当性を検証してもよいのではないかと考える。

2. 病院局（中央病院）

2－1. 臨床検査業務

(意見)

予定価格算出上の検査単価について

現在は、前年度の単価を基礎として用いているが、検査主要品目については近傍類似の急性期病院との情報交換や他の業者の見積りの入手などにより、予定単価の検証をする必要がある。特に1者応札が続き、なおかつ、平成20年度、平成21年度ともに入札不調にて随意契約となっているので、検査単価の妥当性についての検証も必要である。

3. 教育委員会

3－1. 屋島少年自然の家給食調理業務及び五色台少年自然センター給食調理業務

(意見)

1) 契約の競争性と透明性の確保

入札不調による随意契約であるが、一般競争入札を導入することにより、業者選定過程の透明性は高まっていると思われる。しかしながら、結果的には2契約共にそれぞれの業者が予定価格に近い金額で契約した形になっているので、実質的な競争原理が導入できたか否かは判断できないため、今後は入札参加業者の増加により競争性の確保に努める必要がある。

また、その後の県の契約制度の改正で、電子入札や一定額以上の随意契約について入札等の結果が公表されるなど契約の透明性は高まっており、今後は契約制度の適切な運用に努めることを通じて十分な透明性を確保すべきである。

2) 契約単価の妥当性

予定価格を超過しての不調による随意契約となり、交渉の結果、契約単価が決定された。当初の予定価格の範囲での契約単価となっている。

入札不調の場合の契約金額は、その根拠金額や単価について、品質の確保、安定供給の確保を配慮に入れながら、より一層その設定の妥当性が求められることになる。

4. 警察本部（交通規制課）

4-1. 信号機保全業務委託契約

(意見)

平成20年度での指名競争入札の場合における入札不調による随意契約から、平成21年度では一般競争入札の導入により、競争性、公平性、透明性の向上を図った一例である。1者応札とならずに複数者応札の競争状態を確保することができれば、指名競争入札の場合における不調による随意契約というイレギュラーな措置を回避できる場合としての例でもあるので、今後とも複数者応札による競争状態の確保に努める必要がある。

(4) 低価格入札

1. 政策部

1-1. 平成20年度香川県地下水利用推進調査業務

特になし

1-2. 基礎調査業務（砂防基礎調査）小豆総合事務所

基礎調査業務（砂防基礎調査）として、土木部にて記載

2. 総務部（税務課）

2-1. 地方税電子申告審査システム構築及び運用業務

(意見)

1) 予定価格の積算

予定価格に対して委託金額が低くかつ他社の入札金額も決定金額に近いということは、予定価格として機能してないことでもある。ハードの値引率、運用コストなど算定しづらい面もあるが、実態に応じた適正な予定価格の算定が必要と思われる。

2) 利用率の向上の必要性

審査システムの利用率向上により、事務処理の実質的な簡素化合理化を図るべきである。利用率向上のためには市町税システムへの導入促進や納付システムとの連携などにより納税者側にメリットがある制度にすることも一案である。

3. 土木部

3-1. 土砂災害防止法にかかる基礎調査業務委託

(結果)

1) 予定価格の見直し

現在は、指名入札参加予定業者から予め業務の内容を説明して見積りを入手し、その見積りをもとにして県が標準歩掛りを定め、その標準歩掛りを使用して各土木事務所が各地の作業内容等の実情に応じて予定価格を設定している。今後、予定価格の積算方法や適切な入札契約方法について検討する必要がある。

(意見)

2) 業務完了の迅速性

土砂災害防止法に係る基礎調査業務は、人命という県民の安全にかかわる大変重要な事業であるにもかかわらず、予算の関係で調査終了予定は平成30年前後とみられている。効率的に事業予算を計上し、もっと迅速に事業を進め、早く調査を終了させるべきであろう。

3-2. 高松港旅客ターミナルビル等清掃業務

(意見)

1) 予定価格の積算及び競争入札応募要件の設定について

公平なる競争原理の導入、品質確保のための制限、安定的な業務遂行の確保、地域業者への優先発注という4つの視点のバランスを如何に保つかが問われている事案であり、予定価格の合理的な積算が一層求められているとともに地元業者への優先的発注の要件設定のあり方に改善が必要である。

(結果)

2) 履行確認

仕様書と業務日報のチェック項目が不一致であり、十分な管理ができないので改善する必要がある。

4. 教育委員会（図書館）

4-1. 香川県立図書館情報システム開発・運用業務

(意見)

システム選考の過程を記録した文書は、少なくとも次期システム構築が終了するまでは残しておくべきである。システム開発において、予定価額よりもあまりにも低い金額での入札は、後々の検証のためにも選考の責任の所在を明確にしておくべきである。

II 随意契約における業務委託契約

1. 政策部（文化振興課及び水資源対策課）

1-1. 香川県県民ホール舞台業務委託

（意見）

県民ホール舞台業務は置県財団が専任職員を有して業務を受託しているが、現状のメリット、デメリットを再点検し、中長期的に置県財団への舞台業務委託を継続するか否か検討するのが望ましい。

1-2. 水道用原水調整池連絡道路整備事業委託

特になし

2. 総務部

2-1. 地方自治情報センター 政策部自治振興課・総務部税務課

（意見）

たばこ流通情報管理システムの運用業務委託等 5つの委託契約

地方自治情報センターに対して、システム運用のコスト負担を削減するよう、強く要求し交渉すべきである。そのために他の都道府県とも連携すべきである。

2-2. 職員健康診断

（意見）

1) 職員の健康診断をする医療機関については、一般競争入札を原則とすべきである。

2) 瀬戸健診クリニックが保管している職員健康診断データ管理一元化事業に係るデータ（瀬戸健診クリニックが健診機関として管理しているデータを除く。）の所有権及び契約解除時の扱いを明確にした契約が必要である。

2-3. 香川県人権啓発展示室管理運営等委託

（意見）

1) 来館者は増加傾向にあるといえども、事業効率が良いとはいえない。より一層の効果的な施設活用が望まれる。

（結果）

2) 業務委託の仕様書の中に、現在主たる事業の一つとなっている「人権啓発展示室を活用した人権・同和問題啓発研修の企画運営、実施に関する事業」を明記すべきである。

2-4. 香川県防災ヘリコプター運航管理業務

(意見)

1) 一般管理費の比率について

一般管理費を直接費合計の18%としている根拠については、平成18年度販売費一般管理費の実績を売上高で除した額が21%であったことから、前年どおりの18%で計上したとのことであるが、金額が15,960千円と多額であり、一般管理費には固定費の性質を持つもの(役員報酬、減価償却費、賃借料)や運航管理業務に関連のないものも含まれていると考えられ、実際発生率に応じて必ずしも全額負担すべき性質のものではないことなどから、一般管理費計上の妥当性についてもう少し詳細に検討してもよいのではないかと考える。

2) 効果の分析評価について

19年実績で委託料のみで110,061千円÷255時間=431千円/時間のコストがかかっていることの妥当性(機体償却費、燃料費など以外で)については、担当課にて分析評価し、その必要性を説明できるようにしなければならない。

3. 環境森林部

3-1. 森林の整備保全に関する事業

(意見)

1) 森林の維持管理のため、香川県でも森林環境税の導入を考えるべきである。

2) 市町所有の保安林の整備事業については、当該市町が整備事業に要する費用の一部について、相応の負担をすべきである。

3) 森林維持管理に従事する事業者及び後継者の確保を早急に図るべきである。

4. 健康福祉部

4-1. 休日歯科診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業委託

4-2. 歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託契約

4-3. 平成20年度香川県8020運動推進特別事業

4-4. 平成20年度8020運動推進業務委託

4-5. がん予防思想等普及啓発事業

4-6. 香川県がん検診受診率向上モデル事業業務

(意見)

1) 事業の見直し

休日歯科診療事業並びに歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託、成人歯科検診モデル事業、香川県8020運営委員会関連事業及び高齢者イイ歯のコンクール事業はその効果を分析評価し、廃止を含めて見直しを検討すべきである。

2) 心身障害児(者) 歯科診療事業については、心身障害児(者) 歯科診療提供体制の充実・強化に向けた取組を検討してもらいたい。

3) 県委託事業の中に人件費相当額を負担する事業については、委託業務内容と負担する人件費との整合性を十分に吟味し委託金額の設定をすべきである。

4) 委託先または委託内容に応じては委託契約書に精算条項を設け、返還義務を課すことを検討する必要がある。

5. 商工労働部 観光交流局

5-1. 桃陵公園維持管理業務委託、亀鶴公園維持管理業務委託、琴林公園維持管理業務委託、琴平公園維持管理業務委託、琴弾公園維持管理業務委託

(意見)

1) 県立公園の維持管理のための方策を早急に考えるべきである。現状のまま、委託費用が削減されるに任されれば、県立公園が荒れてしまい景観が維持できない。そのためにも、所管が異なる公園であっても、横の連携を図り、共通する業務については適切な発注ができるように情報の共有化を図ることが必要である。

2) 市町が行っている委託業務の再契約において、後々のトラブル発生をできるだけ防止するためにも契約書の統一化を図るよう、県が指導すべきである。

6. 農政水産部

6-1. 土地改良事業の換地業務(香川県土地改良事業団体連合会)

特になし

7. 土木部

7-1. 土木積算システム委託業務

(意見)

平成22年度から稼働予定の次期土木等積算システムについては、費用対効果の向上が期待できるので、その効果を分析し、報告書を作成したうえで、県民に公表することが望まれる。

7-2. 道路情報提供業務

(意見)

1) 道路情報センターに対しての委託料の積算方法は、割合計算による包括的な方法ではなく、費目ごとに内容を精査し、より精度の高い方法に見直すべきである。

2) 国所管の公益法人に対しての委託料水準については、他の都道府県と連携しての交渉も考えるべきである。

8. 水道局

水道積算システム運用業務委託は7-1にて記載した。

9. 病院局

9-1. 医療機器の保守点検業務及び修繕に係る随意契約

(意見)

1) 医療機器別の保守点検契約ではなく、メーカー毎に複数医療機器を包括した一括契約を検討すべきである。さらに進めて、県立病院で使用している医療機器すべてにおいてメーカー毎の包括契約の可能性を検討すべきである。

2) 医療機器購入時における予定価格決定の参考資料として、他公立病院からの情報収集だけではなく、可能な限り、民間病院の情報の収集を検討すべきである。

9-2. 入院医事業務及び外来受付業務の派遣契約

(意見)

1) 外部委託のあり方

診療報酬請求事務に関しては、県内部における医療事務レベルの維持・向上を図り、外部委託業者への管理体制を整備する必要がある。

2) 外部精通者による外部委託業者が行っている診療報酬請求事務を評価する制度の導入を検討すべきである。

9-3. 中央病院の情報システムに係る運用保守支援業務

(意見)

電子カルテシステム導入の評価について定量的及び定性的の両面からの費用対効果分析を可能な限り行い、電子カルテシステム導入の総括をする必要がある。

10. 教育委員会

10-1. 電子計算組織賃貸借契約

10-2. 豊かな体験活動推進事業委託

10-3. 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託

10-4. スクールソーシャルワーカー活動事業委託

10-5. 財団法人 香川県体育協会への委託事業

(意見)

1) 事業見直し（問題を抱える子供等の自立支援事業・スクールソーシャルワーカー活用事業）

不登校児童生徒など、問題を抱える児童生徒に対しての対策をもっと充実し拡充すべきである。児童生徒だけではなく、家庭をはじめ周囲の人々に対しての精神的

負担の軽減にも対処すべきである。

2) 事業見直し（豊かな体験活動推進事業）

廃止を含めて検討すべきである。

3) 公益法人改革への対応

体育協会の基本財産をどのように活用すべきか、公益法人改革の中で検討される必要がある。

4) 支出項目の見直し

国民体育大会における食事代の支給は見直しをすべきである。

1 1. 警察本部

1 1 - 1 ・香川県交通安全協会との委託業務契約

(意見)

一般競争入札での1者応札を回避し、委託業者選定の競争性、公平性及び透明性を高め、より効果的な契約にするために、多くの企業が応札できるような仕組みと環境を整えることが重要である。応札に参加できる仕様については、質を維持しながらも、できるだけその要件を低くして、より多くの企業に参加の機会を与えられるように随時見直すことが必要である。

III 指定管理者となっている外郭団体について

1. (財)かがわ水と緑の財団（公測森林公園）

(意見)

1) 再委託（随意契約理由）

随意契約とする理由は、業務の継続性及び関連性並びに設備に対する専門的知識及び熟知度によるものとしているが、公園維持管理業務、施設管理業務などについては、競争入札の導入など競争原理に基づく契約方法に移行する必要がある。

2) 再委託（予定単価）

単独随意契約であるため、単価設定についてはその妥当性をより慎重に判断すべきである。単純に前年度単価を踏襲するのではなく、類似委託業務での単価を参考にすることなどが求められる。

2. (財)かがわ水と緑の財団（香川用水記公園）

(結果)

1) 水の資料館等清掃業務の履行確認

管理者が日常的に目視にて管理できている状態といえども、作業業務日報等の記録として履行確認を行う必要がある。

(意見)

2) 地元発注と競争原理の導入について

地域の活性化と地元対策もあり、他地域の業者への委託は難しいと思われるが、浄化槽等保守点検と清掃業務は同一業者へ開設以来継続して委託する結果になっている。地元業者内での競争状態を高める工夫が必要である。

3. (財) 香川県児童・青少年健全育成事業団 (さぬきこどもの国)

(意見)

1) 総括管理業務契約における管理責任の明確化

事故等が発生した場合に責任の所在などが曖昧にならないように管理責任の所在は明確にしておく必要がある。

2) 長期継続契約

大型児童館 AV・コンピュータシステム運行管理業務については、5年間の長期継続契約ではあるが、期間中といえども業務内容を見直し、必要があれば金額の見直しを図るなど変動要因も反映できる契約内容の検討も必要である。

券売機連携システム保守点検業務については、過去4年間同額であるため、長期継続契約などによる効率化が望まれる。

4. (財) 香川県国際交流協会 (香川国際交流会館)

(意見)

1) 公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、国際交流事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力ある体制作りが必要である。

2) アイパル香川の立地条件は比較的恵まれているので、一層の施設の有効利用に努める必要がある。

5. (財) かがわ健康福祉機構 (香川県社会福祉総合センター)

(意見)

1) 公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、福祉事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 施設の有効利用

香川県社会福祉総合センターの立地条件は比較的恵まれているので、施設の有効利用に努める必要がある。

3) 施設維持管理の長期的方針の必要性

施設開設後10年以上を経過し施設の維持補修も今後必要になると共に、施設を良好な状態で長期的に使用し続けるためには、長期的視点での維持補修計画が必要となる。

4) 設備維持管理関連の再委託について

昇降機、空調用自動制御機器、舞台・吊物設備以外の設備維持関連の委託契約は複数年の実績のある同一業者であるので、契約を統合した包括契約による効率化を検討することも考えられる。

6. 社会福祉法人香川県社会福祉事業団（香川県ふじみ園・同福祉ホーム）

（意見）

1) 委託料の見直しの必要性

団体の繰越金の状況や、経営改善計画の見直しに応じて、委託料の水準を見直す必要がある。

2) 団体の財政的自立性の向上

今後とも経営改善を継続し、財政的に自立性を高め、財政的独立性を目指すのが望ましい。

7. 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団（かがわ総合リハビリテーションセンター）

（意見）

1) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、医療・福祉サービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 設備維持管理関連の再委託について

機器の製造元であるという理由で、その後の保守、点検業務を同一の企業もしくは関連した企業に再委託しているが、第三者でもできるか否かを検討し、できる場合には仕様書を示して競争入札による透明化、コストの低減を図るようすべきである。

8. (財) かがわ産業支援財団（ネクスト香川・FROM 香川）

（意見）

1) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる

効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 再委託（競争原理の導入と予定価格の積算について）

同一先が継続しすぎることは、契約段階で実際に競争原理が働いているのか疑問なところである。金額算定方法が、前年度契約参考方式、単独見積り方式を採用していることも影響しているのではないかと判断される。競争原理を働かせてより適正な予定価格・委託金額とするには、算定手続に困難は伴うものの経費積上げ方式や複数見積り方式を採用すべきと考える。

9. (財) 瀬戸大橋記念公園管理協会（瀬戸大橋記念公園）

(意見)

1) 公益法人改革への対応

新公益法人制度が施行され、財団は新公益法人又は一般社団法人への選択をする必要があるが、保有する約2億5千万円の運用財産等の取り扱いを含めて検討をする必要がある。

2) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

3) 再委託について

エレベーター・空調機保守点検業務に関しては、競争原理を導入することによって業者には価格面とサービス面での緊張感をもたせるという観点から、見積り合せ又は競争入札制度を導入することが必要であろう。

IV 外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約

(1) 外郭団体との業務委託契約

1. 政策部

1-1. 香川県県民ホール舞台業務委託

随意契約参照

2. 環境森林部

2-1. 傷病鳥獣保護受付等業務委託

(意見)

動物園等の施設も乏しいため、今後ともボランティアの活用も含めて、人的ネットワークの充実に努めてもらいたい。

2-2. 緑化推進事業業務委託

(意見)

1) 緑の少年団について

緑の少年団は昭和51年に発足したが、現在は助成金の減少もあり弱体化しているのが現状である。県として活性化させようとしているのか、現状維持とするのか、廃止の方向で検討していくのか、今後どのように育成しようとしているのかが不明であり、中長期的な方向性が必要である。

2) 委託料算定基礎について

平成20年度の委託料の算定根拠としての人件費は職員1名分となっているが、平成21年度の委託料の見積りでは人件費100万円として、委託料総額は168万円に削減されている。委託料算定基礎としての人件費の見積りにもう少し合理的根拠を持たせるべきである。

3. 健康福祉部

3-1. 香川県障害児童等療育支援事業委託

(意見)

1) 実績が超過する場合の契約変更の必要性について

実際の訪問療育事業や外来療育事業などの延件数が当初委託契約時の延件数を超えた場合でも、基準額が上限となるため委託料の精算は行われず(追加支給はない)。

平成20年度の(福)香川県社会福祉事業団(香川県ふじみ園)での延件数は、実績がかなり基準より上回る結果となっている。この場合でも委託料の見直しはなされないため、受託団体の負担での事業実施となっていることになる。ある程度の範囲を超えて実績延件数が上回る場合は契約変更等で増額変更が必要である。

3-2. 発達障害者支援センター運営事業委託

特になし

3-3. 介護実習・普及センター事業運営委託

(意見)

事業の必要性の検討

介護関連の研修会、出前講座など他の事業と重複する内容があるように思われるので、事業の必要性について再度見直す必要があるように思われる。

3-4. 平成20年度介護予防サポーター養成講座開催事業委託

(意見)

事業成果の分析

事業規模としては小さいといえども、当初事業目標と実績との乖離が大きい。事業成果を分析し、今後の市町での事業の改善に役立てるのが望ましい。

3-5. 障害者自立支援法の新サービスへの移行推進研修会 特になし

3-6. 平成20年度介護支援専門員実務研修等業務委託 (意見)

人件費負担額の積算根拠について

研修の実施期間は1月から3月にかけて計22日間である。事前の準備期間等を含めると概ね4か月を費やす事業となるため、人件費の積算としては、事務職員1名4か月分、もう1名3.5か月分の給与として計上している。人件費負担の積算を開催期間分全額含めてよいかどうかという問題と、一方では当該職員以外の他の職員も業務に従事しているという実態もあることから、実態に応じた計上ができるよう検討するのが望ましい。その結果として、事業費のコストダウンが図れた場合は受講生の授業料負担の引き下げにも反映できるものである。

3-7. 平成20年度主任介護支援専門員研修業務委託 (意見)

受講料水準について

事業費は一人当たり37,000円であるので、受講料に加えて一人当たり10,000円の県費を加えての事業となっている。全額受益者負担との考えもあるが、受講料の全国平均が18,000円程度とのことでもあり、現状の一部県負担はやむを得ないと思われる。

なお、一人当たり事業費、受講料、県負担額については、各都道府県毎にバラツキがあるため、各県の情報を入手し比較考量のうえ、県としての水準を設定するのが望まれる。

3-8. 平成20年度介護支援専門員実務従事者基礎研修業務委託 特になし

4. 観光交流局

4-1. 東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等委託 (意見)

より簡略な契約形態への移行について

瀬戸大橋記念公園の一角にある東山魁夷せとうち美術館の土地の所管課が政策部文化振興課であるため、指定管理者である（財）瀬戸大橋記念公園管理協会を通じての再委託となっている。同財団からは清掃・植栽管理業務等が一括発注され効率的な委託契約と考えられるが、より単純化した委託形態が望ましい。例えば、東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等も指定管理者としての業務に含めるなどである。

4－2．栗林公園維持管理業務

（意見）

1）人員配置及び人件費単価の見直し

委託業務における標準配置人員及び委託料積算時の人件費単価の見直しが必要である。

使用料収納業務及び園内清掃・整備業務において標準と実際の配置人員の差が生じている。

また、駐車場収納業務における契約上の人件費単価も見直すのが望ましい。

2）一般管理費の合理的基準の必要性

一般管理費は人件費の5%として計上されており、その中に健康診断料、作業服等の諸経費部分と事務長人件費の一部が含まれる。現状では一般管理費の人件費部分が精算時における調整項目となっているので、事務長人件費の一部を含めることが妥当かどうかを含めて再検討するのが望ましい。

5．農政水産部

5－1．水産動植物種苗生産業務委託

5－2．平成20年度サワラ中間育成技術開発事業委託

（意見）

1）事業の継続性と事業効果の測定と公表の重要性

長期的視点に立って香川県沿岸部での漁獲高の維持と県水産魚のブランド化を図っていく目的だけに事業効果の見極めは難しい面はあると思われるが、事業費に見合う効果が得られているのかどうかは定期的に検証し、公表するよう努める必要がある。

2）基本財産の有効活用

（財）香川県水産振興基金の基本財産の利回りの向上を図るよう検討するのが望ましい。

3）公益法人改革への対応

現在、財団法人では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされ

ているが、財団法人の収入は種苗生産受託事業収入が大半であり、公益法人改革への対応が不可欠である。

6. 土木部

6-1. 流域下水道の維持管理業務委託

(意見)

公益法人改革への対応

現在、公社では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされているが、公社の収入は維持管理受託事業収入が大半であり、保有する基本財産の取り扱いを含めて公益法人改革への対応が不可欠である。

7. 教育委員会

7-1. 集団宿泊学習生徒送迎支援業務

7-2. 給食管理業務（屋島少年自然の家）

7-3. 給食管理業務（五色台少年自然センター）

特になし

(2) OB 職員のいる公益法人等との業務委託契約

1. 健康福祉部

1-1. 香川県福祉人材センター事業委託

(意見)

事業費と効果の分析の必要性

福祉人材センターとして多岐にわたる事業を実施しているが、事業成果を分析し、より効果的な事業に集中する必要があると思われる。特に、福祉人材無料職業紹介事業の実施においては、その成果ともいえる紹介数や就職件数は少ない。高松公共職業安定所、香川県看護協会などを通じての就職もあるため、実数把握に難しい面があると思われるが、福祉人材センターとしての実績把握と事業成果の分析結果をより正確に行う必要がある。

1-2. 地域福祉推進支援事業委託

特になし

1-3. 平成20年度香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就職支援事業業務委託

1-4. 専門分野（糖尿病）における質の高い看護師養成事業業務委託

1－5. 専門分野（がん）における質の高い看護師養成事業業務委託

1－6. 訪問看護推進事業

1－7. 保健師助産師看護師実習指導者講習会

(意見)

看護協会に対しての委託事業は、その業務内容を精査し、強化すべきもの、あるいは見直し廃止をするものの検討を行うべきである。

例えば、以下のとおりである。

強化すべきもの・・・・・・助産師確保対策推進事業、訪問看護推進事業

見直すもの・・・・・・がん及び糖尿病における質の高い看護師育成事業

廃止を検討すべきもの・・・・再就業促進支援事業のうち看護協会の自主事業とすべきものや公共職業安定所などに移管できる業務

2. 観光交流局

2－1. 民芸館管理業務委託

(意見)

委託料の上限設定と精算条項の明記

委託契約書上、委託料の上限及び精算条項が明記されていないので、明確にするのが望ましい。

3. 農政水産部

3－1. 香川県畜産経営技術高度化促進事業業務委託

(意見)

事業主体の再検討

畜産経営体支援指導研究会等の開催、畜産経営技術の総合支援指導等は本来的に県の業務であるが、より効果をあげるために畜産コンサルタント等の専門的な指導ノウハウを持つ社団法人香川県畜産協会に委託してきたが、県の極めて厳しい財政状況に鑑み、事業内容を精査し、香川県畜産協会の業務で代替できるものについては、香川県畜産協会の自主事業とするなど事業の縮小を検討されたい。

4. 教育委員会

4－1. 平成20年度県立体育施設整備等業務委託ほか

(第2編第2章で検証)

5. 警察本部

5－1. 安全運転管理者等講習委託ほか

(第2編第2章で検証)

5-2. 更新時講習業務委託ほか

(第2編第2章で検証)

5-3. 指定自動車教習所職員講習業務

(意見)

人件費の積算について

契約期間の5か月分を見積もっているが、業務内容を精査し、より合理的な人件費の積算が必要である。

5-4. 責任者講習委託

5-5. 風俗営業の管理者に対する講習及び調査業務

5-6. 警備員指導教育責任者講習

特になし

V 豊島廃棄物等処理事業における業務委託契約

1-1. 豊島廃棄物等処理事業廃棄物等の掘削・均質化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務

特になし

1-2. 高度排水処理施設運転管理業務

(意見)

1) 契約方法について

施設の建設がクボタ・合田特定建設工事共同企業体であり他社参入がなかなか困難な状況であり一般競争入札を採用していることは評価できるが、高度排水処理施設定期点検業務の委託契約との契約の一括化や長期継続契約など、より一層の経費削減に取り組む必要がある。

2) コスト縮減努力

1者応札のような競争状態が希薄な業務委託でもあり、今後とも予定単価積算のあり方を工夫するなど、コスト縮減努力を継続していく必要がある。

1-3. 高度排水処理施設定期点検業務

(意見)

契約の統合について

点検整備項目が年度により異なり、毎年契約金額も変動するため、ある程度一定業務化している運転業務とは切り離して契約している。このやり方も合理的とは思

われるが、前述の高度排水処理施設運転管理業務もクボタ環境サービス(株)大阪支社であり、他社の参入も難しいことが予測されるので、契約の統合などにより契約事務や委託金額の縮減の可能性を模索することも考えられる。

2－1．豊島廃棄物等の陸上及び海上輸送業務

(意見)

輸送量について

平成24年度末事業完了に向けて輸送量が増加することが予測されるが、その場合でも、現在の委託金額を増額しないように努める必要がある。

3－1．中間処理施設運転・維持管理業務

3－2．中間処理施設プラント機器類保守点検業務

(意見)

コスト縮減努力

単独随意契約での業務委託であるため、今後とも予定単価積算のあり方を工夫するなど、コスト縮減努力を継続していく必要がある。

3－3．中間処理施設仮置土処理に関わる改造業務

特になし

3－4．溶融飛灰処理業務

(意見)

価格交渉の継続

副原料としての提供及び有価金属の回収享受など委託先のメリットもあると考えられるので、年間委託料の単価引き下げ努力を今後とも継続していく必要がある。

3－5．シルト状スラグ収集運搬等業務

(意見)

輸送方法の見直し等による単価見直し

当初の計画量は1,600トンであるが、実績処理量は2,580トンと61%増である。運送業務と処理業務であり規模や量でのメリットが生じる場合にはトン当たりの単価引き下げ努力が必要である。

また、輸送方法を陸上輸送から海上輸送に切り替えることなどにより、コスト縮減の努力が必要である。

3－6．溶融スラグの陸上輸送等業務

特になし

4-1. シルト状スラグ処理業務（三菱マテリアル(株)九州工場）
（3-5. シルト状スラグ収集運搬等業務とともに記載）

4-2. 坂出スラグステーション輸送業務

4-3. 坂出スラグステーション管理業務

4-4. 高松スラグステーション設置管理事業業務

4-5. オリーブスラグステーション設置管理事業業務

（意見）

コスト削減努力の継続

環境対策として全国的なモデルケースではあるが、コスト削減の努力が今後とも必要である。

第2編 各論

第1章 競争入札における業務委託契約

第1節 落札率が非常に高い委託契約

(1) 一般競争入札に係る委託契約

落札率が非常に高い委託契約のうち1者応札で前年も同一業者であった委託契約等を抽出した。

1) 最低価格落札方式

所属	委託業務名称	委託金額(円)	委託業者	落札率が非常に高くなった経緯(要旨)
情報政策課	行政情報ネットワーク運用管理業務	1,265,250	㈱STNet	実働による単価契約であり、前年度実績を踏まえて前年度と同額の予算を設定。1者応札。前年度も同一業者。
直島環境センター	高度排水処理施設運転管理業務(第5章で検証)	32,340,000	クボタ環境サービス㈱	1者応札。前年度も同一業者。
川部みどり園	川部みどり園清掃業務	1,155,000	西日本ビル管理㈱	前年度契約金額、委託業者からの参考見積りを基に予定価格設定。5者入札参加し4者予定価格超過。前年度も同一業者。
中讃土木事務所	長柄ダムテレメータ放流警報設備等保守点検業務	4,200,000	研信電操㈱	前年度実績請負額を基に予定価格を算定。1者応札。前年も同一業者。
屋島少年自然の家	警備業務	1,256,220 (5年長期継続契約の1年分)	国際警備保障㈱	前年度契約金額を基に予定価格を算定。2者入札参加し1者予定価格超過。前年も同一業者。

五色台少年自然センター	警備業務	1,638,000 (5年長期継続契約の1年分)	国際警備保障(株)	前年度契約金額を基に予定価格を算定。2者入札参加し1者予定価格超過。前年度も同一業者。
交通指導課	車両走行速度測定装置保守業務	1,403,850	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	前年度契約実績額及び見積額を参考。平成20年度より一般競争入札。1者応札。
警察学校	給食調理業務	8,000,000	(株)西武食品	契約実績のある業者からの見積書を参考。1者応札。前年度も同一業者。(平成19年度から21年度の長期継続契約)

2) 総合評価方式

所属	委託業務名称	委託金額(円)	委託業者	落札率が極めて高くなった経緯(要旨)
交通指導課	放置車両確認事務業務	35,280,000	(株)セノン	事業予算が総務委員会説明資料に記載(一般に閲覧可能)

一般競争入札で落札率が非常に高くなった理由は、予定価格は前年度実績額を基にしていること、見積金額を参考にする場合も業者からの見積りであること、1者応札か複数の入札参加でも他者は全て予定価格超過で失格となっていること、前年又はそれ以前からの委託業者であることのいずれかに該当することが指摘できる。

(2) 指名競争入札に係る委託契約

落札率が非常に高い委託契約のうち1者応札で前年も同一業者であった委託契約等を抽出した。

所属	委託業務名称	委託金額(円)	委託業者	落札率が非常に高くなった経緯(要旨)
小豆総合事務所	吉田ダムエレベーター保守点検業務	1,449,000	東芝エレベータ(株)	前年度契約金額を参考に予定価格を積算。6者指名のうち3者辞退、1者不着、1者予定価格超過。
小豆総合事務所	唐櫃地区地すべり自動監視システム維持管理業務	1,774,500	日本無線(株)	前年度契約金額を参考に予定価格を積算。5者指名のうち3者辞退、1者予定価格超過。
香川県立ミュージアム	第73回香川県美術展覧会展示・撤収等業務	1,587,600	日本通運(株)	美術品輸送業務の実績より、最も安価な積算単価を採用。3者指名のうち1者辞退、1者予定価格超過。
香川県立ミュージアム	瀬戸内海歴史民俗資料館清掃業務	2,887,500	(株)しこく美装	業務内容が前年同一のため、前年度契約実績を基に積算。一回目入札9者全て予定価格超過。二回目4者辞退、2者不着、2者予定価格超過。
香川県立ミュージアム	清掃業務	7,875,000	鹿島建物総合管理(株)	業務内容が前年度同一のため、前年度契約実績を基に積算。一回目入札6者全て予定価格超過。二回目3者辞退、2者不着。

直島環境センター	中間処理施設昇降機保守点検業務 (第5章で検証)	1,423,800	三菱電機ビルテクノサービス(株)	業務内容が前年度同一のため、前年度契約実績を基に設定。 5者指名のうち2者辞退、2者不着。
直島環境センター	中間処理施設清掃業務 (第5章で検証)	1,260,000	西日本ビル管理(株)	業務内容が前年度同一のため、前年度契約実績を基に設定。 1回目入札は6者指名のうち3者が応札し、3者は不着であった。予定価格超過のため再入札を実施したが、3者のうち2者辞退した。
保健医療大学	昇降機(管理研究棟、実習棟、講義棟)保守点検業務	2,079,000	三菱電機ビルテクノサービス(株)	前年度までの契約金額を基に積算。5者指名のうち3者辞退、1者不着。
保健医療大学	昇降機(厚生棟)保守点検業務	1,323,000	(株)日立ビルシステム	前年度までの契約金額を基に積算。5者指名のうち3者辞退、1者不着。
東讃農業改良普及センター	大川合同庁舎清掃業務	2,784,600	ハウス美装工業(株)	前年度契約額を基に予定価格を算定したもの。7者指名、6者予定価格超過。
長尾土木事務所	長尾土木事務所庁舎清掃業務	1,260,000	ハウス美装工業(株)	前年度契約額を基に予定価格を算定し、入札参加者が前年と同額で入札したため5者指名、4者予定価格超過。
高松港管理事務所	高松港旅客ターミナルビル等設備管理業務	57,645,000	四電ビジネス(株)	前年度契約額を基に予定価格を設定。

丸亀病院	産業廃棄物処理	1,475,250	㈱三菱クリーンサービス	単価契約であり、前年度の契約単価を基に予定価格を設定。3者指名、2者予定価格超過。
丸亀病院	一般廃棄物処理	2,979,900	㈱三菱クリーンサービス	単価契約であり、前年度の契約単価を基に予定価格を設定。3者指名、2者予定価格超過。
丸亀病院	エレベーター整備点検	1,234,800	フジテック㈱	前年度契約額を基に予定価格を設定。3者指名2者辞退。
がん検診センター	一般廃棄物収集運搬業務	1,247,400	㈱三菱クリーンサービス	前年度契約額を基に予定価格を設定。6者指名2者辞退、3者予定価格超過。
がん検診センター	清掃業務	7,633,500	西日本ビル管理㈱	前年度契約額を基に予定価格を設定。8者指名、7者予定価格超過。
警察本部会計課	庁舎設備管理業務	35,028,000	香川ビルメン㈱	契約実績のある業者からの見積り及び前年度の契約金額を基準に設定。6者指名、5者予定価格超過。
警察本部会計課	消防防災設備保守点検業務	1,155,000	㈱四電工	契約実績のある業者からの見積り及び前年度の契約金額を基準に設定。8者指名、7者予定価格超過。
警察本部会計課	高圧配電盤等保守点検業務	1,995,000	㈱四電工	契約実績のある業者からの見積り及び前年度の契約金額を基準に設定。5者指名、4者予定価格超過。

警察本部情報 管理課	システム保守業 務	1,785,000	株STNet	情報システム委員会 承認の金額を予定価 格として設定。5者 指名、1者予定価格 超過、2者辞退、1 者不着。
---------------	--------------	-----------	--------	---

指名競争入札で落札率が非常に高くなった理由で共通していることは、前年契約金額を基に予定価格を算定していること、指名競争入札として複数の指名を行っているが結果的には1者以外は予定価格超過又は辞退あるいは不着となっており、実質的に1者応札となっていることである。

(3) 監査結果及び意見

一般競争入札、指名競争入札ともに前年契約金額のみを基に予定価格としている場合は落札率が非常に高くなっている場合がある。

予定価格は前年度契約実績のみだけでなく、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、合理的に積算することが必要であるとともに、同種同規模の入札の競争性の確保に支障がある場合を除き、公表することにより透明性を高めていく必要がある。

さらに、電子入札システムを活用し、入札過程及び結果の公表を通じてより透明性を高める必要がある。

(意見)

一般競争入札、指名競争入札ともに前年度契約金額のみを基に予定価格としている場合は落札率が非常に高くなっている場合がある。

予定価格は前年度契約実績のみだけでなく、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、合理的に積算することが必要であるとともに、同種同規模の入札の競争性の確保に支障がある場合を除き、公表することにより透明性を高めていく必要がある。

さらに、電子入札システムを活用し、入札過程及び結果の公表を通じてより透明性を高める必要がある。

第2節 1者応札

平成20年度での一般競争入札における1者応札状況は以下のとおりであった。

落札率	件数	金額(円)
90%未満	8	208,933,073
90%以上95%未満	9	63,621,600
95%以上99%未満	9	100,600,136
99%以上100%未満	8	197,210,472
100%	5	47,209,100
合計	39	617,574,381

上記のうち契約金額が10,000,000円以上について検証の対象とした。対象となった委託契約は以下のとおりである。

部局	担当課	委託業務	金額(円)	委託先
政策部	情報政策課	データエントリー業務	17,389,973	(株)富士通インフォテックサービス
土木部	河川砂防課	土砂災害情報相互通報システム整備等業務	25,200,000	日本無線(株)四国支社
	河川砂防課	平成20年度香川県砂防情報システム保守管理業務	17,490,900	日本無線(株)四国支社
	河川砂防課	平成20年度香川県水防情報システム保守管理業務	38,745,000	研信電操(株)
	長尾土木事務所	ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務	18,900,000	研信電操(株)
病院局	中央病院	病院清掃業務	79,632,000	香川ビルメン(株)
警察本部	交通企画課	安全運転管理者等講習委託 (第2章で検証)	10,700,000	(財)香川県交通安全協会
	交通規制課	自動車保管場所調査にかかわる委託事業 (第2章で検証)	54,947,285	(財)香川県交通安全協会
	交通規制課	交通管制センターシステム等保全業務	51,450,000	住友電工システムソリューション(株)

(注) 警察本部の(財)香川県交通安全協会に関連する2委託契約については、報告書をまとめる都合上、第2章で記載した。

1. 政策部

1-1. データエントリー業務委託

(1) 概要

1) 業務概要

元来、汎用コンピュータ処理に係るデータ入力であったため集中管理特別会計で扱い、まとめて業務処理して業務の効率化を図ろうとするものである。現在では2

2 業務について実施しており、税務データやレセプト等福利厚生データの件数が多い。

2) 業者資格要件

- ① 県の競争入札参加資格 A 級（入力データ作成業務）
- ② 多様な業務をまとめており、件数・種類が多く、毎日デリバリ可能
- ③ 正社員がデリバリ、入力作業（再委託不可）し、検孔チェック体制を有し、データの品質確保体制が整備されていること
- ④ 多様なコード体系と磁気媒体での納品が可能
- ⑤ 個人情報保護・データ保管措置において信頼できる体制

3) 入札結果

㈱富士通インフォテックサービス 1 社の応札であり、予定価格の範囲内であったので、同社に落札した。

汎用コンピュータが富士通製であり、文字入力のコード体系が JEF コード（富士通系）であるとともに、上記資格要件を満たす業者は香川県及び近隣県を含めても数少ないため、応札が 1 社となったものである。

参加資格要件を緩くしてコスト競争を促すか、あるいは、品質確保を求めて資格要件の水準を高くするかの判断次第であるが、現在は品質確保に主眼を置いている。過去 4 年間で入力エラーは 2 件あったのみであり、同社の業務遂行の品質は良好との判断をしている。

4) 今後のデータエントリー業務のあり方について

システム最適化を推進しており、汎用コンピュータを近く廃止する予定である。基幹システムの再構築のほか、パソコンシステム移行などにより適用業務数を削減している。

業務数削減により、担当グループ（システムグループ）は今年度限りで解消する予定である。給与・福利厚生システムの再構築にあわせてデータエントリー受付も業務廃止予定である。廃止後は、各担当課ごとに入力データ処理は個別契約により実施されることになる。

(2) 監査結果及び意見

1) 今後のデータエントリー業務のあり方

データエントリー業務の集中管理の廃止に伴い入力データ処理は担当課ごとの個別対応となる。アルバイト等による自前入力や個別に委託契約を結ぶ場合などが想定されるが、予定価格の設定、履行確認などの契約手続きのみならず、データ及び個人情報の漏えいなど情報管理体制の整備をしておく必要がある。

(意見)

今後のデータエントリー業務のあり方

データエントリー業務の集中管理の廃止に伴い入力データ処理は担当課ごとの個別対応となる。アルバイト等による自前入力や個別に委託契約を結ぶ場合などが想定されるが、予定価格の設定、履行確認などの契約手続きのみならず、データ及び個人情報の漏えいなど情報管理体制の整備をしておく必要がある。

2. 土木部（河川砂防課）

2-1. 土砂災害情報相互通報システム整備等業務

2-2. 平成20年度香川県砂防情報システム保守管理業務

2-3. 平成20年度香川県水防情報システム保守管理業務

(1) 事業の概要

1) 土砂災害情報相互通報システム整備事業

当該事業は、高松地方气象台と香川県土木河川砂防課が共同して発表する「土砂災害警戒情報」について、市町及び住民が土砂災害に対する避難行動の判断基準となる必要補足情報を提供するためのシステム整備業務を行う事業である。委託期間は平成20年10月31日から平成21年3月27日までとし、委託料は25,200,000円である。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

①洪水予報システムの機能追加作業

現状の洪水予報システムで使用するために、气象台から提供を受けているデータの他に、土壌雨量指数解析値・土壌雨量指数予測値・土砂災害警戒判定メッシュ・土砂災害警戒情報のデータを追加する機能を付加する作業

②气象台から受信した各種データの砂防情報システムへの提供

③県砂防TM雨量データの气象台への配信追加

④データ交換サーバ用ソフトの機能追加作業（例：气象台提供データ受信処理、砂防テレメータ雨量データ受信処理、等）

⑤コンテンツ作成サーバ改修

⑥砂防情報処理サーバ装置更新とソフトウェア改修

2) 砂防情報システム保守管理業務委託

当該業務は、県内全域において設置されている砂防情報システム（以下、砂防システムという）の機器類の点検・整備作業を行うものである。精密点検を年1回、通常点検を年2回実施し、点検時あるいは必要に応じてデータを収集する。委託期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとし、委託料は17,490,900円である。業務終了時には県へ成果報告書を提出する。障害時の対応を行った場合は、その都度県へ報告書を提出する。

3) 香川県水防情報システム保守管理業務

当該業務は、香川県水防情報システム（以下、水防システムという）の機器類の点検・整備作業を行うものである。委託期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、委託料は 38,745,000 円である。

点検業務は、機器ごとに定めた点検周期（3 ヶ月、6 ヶ月、12 ヶ月）に基づき実施する。雨量計については、テレメータ観測装置や雨量計は年 2 回、直流電源装置は年 1 回、周辺の草刈りなど環境点検は年 4 回など、機器ごとに点検頻度を決めて、点検を行っている。障害発生を確認した場合には速やかに現地調査を行い、直ちに監督員に書面で内容を報告して協議の上対応する。

受託者は 1 ヶ月毎に業務実施内容を監督員に報告し、業務完了時には県に成果報告書を提出する。障害時の対応を行った場合は、その都度県に報告書を提出する。

（2）システムの概要

1）土砂災害情報相互通報システム

土砂災害情報相互通報システム（以下、土砂災害通報システムという）とは、上記 1）の砂防システムの機能の一部として追加開発したシステムであり、香川県全体を 5 キロメートル四方のメッシュに分割し、气象台からの情報と提携して降水状況図を表示し、降雨量に従って土砂災害の警戒情報を表示するシステムである。このシステムはインターネットを通じて各市町村及び一般市民がアクセスでき、さらには携帯電話からも情報が入手できる。

2）砂防システム

砂防システムは、台風などの豪雨時における災害に備えて、県内に設置している雨量観測局における雨量を測定し、時間雨量・連続雨量等を表示通報するシステムである。香川県地図上における連続雨量の表示、時間系列での雨量表示、土砂災害の警戒判定などの情報を各市町及びインターネットを通じて県民に通報することができる。

3）水防システム

水防システムは、県内の観測局（雨量 65 箇所、水位 93 箇所、潮位 7 箇所）の観測データ、ダムや河川のカメラ映像などをテレメータ回線によって、県庁及び各事務所（4 土木及び小豆総合）に送信し、データを処理し、水防情報として表示することによって、ダムや河川の状況の把握、関係機関への迅速・確実な情報提供が可能となり、水防体制を情報面から支援するためのシステムである。

上記 1）及び 2）の両システムは日本無線株式会社（以下、日本無線という）が、システム開発を行い、その後の保守管理も同社が行っている。上記 3）のシステムは東芝製のシステムであり、保守管理は研信電操株式会社が行っている。

（3）監査の結果及び意見

1) 作業実績

砂防システムの保守管理業務は仕様書に従った内容で行われている。成果物としての作業報告書も提供されており、その中には作業日報・作業項目・修理点検した箇所・作業状況を証明する写真などが含まれている。

大変分厚い報告書であり、作業実績の報告書としては十分なものであるが、詳細すぎて県の担当者が内容確認するに時間を要すると思われる。作業実績も重要であるが、それよりも上記のシステムのどこが問題なのか、どこを早急に修理すべきものなのか、が簡潔にまとめられるべきであろう。現状の報告書では、修理等の緊急度の高低がわかりづらく、県の担当者も重要度を見落としてしまうのではないかと危惧される。緊急性の高い修理については、県の担当者に口頭での報告をしているとの説明を受けたが、責任等の所在を明確にするために書面による報告をし、記録として残すべきである。また、報告書には必要度が一覧できるように、要約版（マネジメントサマリー）を作成すべきである。

(注)平成 21 年度からは修理や故障対応で県がすべきことは特記事項一覧という形式で書面による報告をするように改善されている。

水防システムの保守管理業務も仕様書に従った内容で行われている。成果物としての作業報告書も提供されており、その中には作業日報・作業項目・修理点検した箇所・県が修理する必要がある箇所なども明示されている。報告書は問題ない。

2) 1 者応札について

砂防システムの保守業務に対する応札は、導入後 8 年間継続してシステム構築者である日本無線の 1 社のみである。契約方法は、平成 18 年度までは随意契約であった。平成 19 年度からは一般入札にしているが、他社はいずれも応札に参加していない。土砂災害通報システムの構築も日本無線のみの応札であり、保守管理業務もおそらくこれから継続して日本無線のみになるであろう。他社が今後入札に参加するとは、まず考えられない。なぜならば、構築した日本無線しかわからないシステムであり日本無線しか保守ができない。雨量計測や土砂災害という人命にかかわる重大な責任を背負うシステムであり、他社が大きなリスクを背負って、保守管理業務を請け負うことはないであろう。これがシステム構築の宿命である。

水防システムについても同様の指摘ができる。水防システムは東芝製のシステムであり、平成 6 年にシステムが完成後、継続して同一業者が保守管理業務を行っている。平成 18 年度から一般競争入札制度に変更したが、他社の応札はなく引き続き同一業者が落札をしている。水防情報という人命にかかわる重大な責任を背負うシステムであり、東芝製システムを使用し続ける限り、他社が今後入札に参加することは考えられない。おそらくこれからも継続して同社が保守管理をすることになる。

このように考えると県の担当者が時間を費やして一般競争入札の手続きを取るこ

とはコストの無駄とも考えられる。しかし随意契約では、業者との癒着・馴れ合いになる可能性も生じ、県民の視点からは「なにかあるのではないか」という疑念を生じさせる恐れもある。公平性を確保するためには、どのような場合に一般競争入札を行うことが妥当なのか、これからの検討課題である。

3) 落札金額の適正性について

香川県では、新たにシステムを開発する場合には、同業者から複数の見積り等入手し、その見積りを参考にして適正であろうと考える予定金額を算出する。その予定金額を県が設置する情報システム調達審査委員会に諮問し、承認をもらって予定価格として入札を行うことになっている。

予定価格の算定にあたり、県側としては汎用性のないシステムは、導入業者（系列会社を含む）からしか保守点検作業をうけることができないことを前提にすべきである。その前提のうえで、例えば保守契約もシステム構築時に見積りを取って業者選定の参考にする、などの工夫が必要である。同時に、県側としては情報システム部を中心に、いかに適正価格を算定できるか、システム開発の工数見積りに関しての精査のレベルを上げる努力が求められる。

4) 利便性の向上について

砂防システム及び水防システムともに豪雨時に大変重要な役割を果たすシステムである。従って「使えるシステム」にしてもらいたい。インターネットあるいは携帯電話による情報提供のみならず、運転中のドライバー用にカーナビゲーションとの連携、あるいは交通情報との連携など、より利便性の高いシステムを目指してもらいたい。

5) 水防システムの委託料積算方法

現在、年度の委託料の予定価格を算定する場合、豪雨時などの緊急の場合の修理等に備え、想定される機器の取得あるいは修理等の金額を、実際に交換や修理を予定している機器の項目と同列にして計算している。緊急事態の予算執行を迅速に行うために、あらかじめ予算確保をしておくための措置であり、実際に使用しなかった場合は契約金額の減額変更で対応している。しかしながら現状のように緊急時に必要と想定される項目を、実際の予定項目と混在させるのではなく、その目的と金額を明確にすべきである。

(意見)

- 1) システム構築における予定価格には、システム構築費用だけでなく、保守管理費用も含めた価格での見積りを業者から入手すべきである。
- 2) 砂防システム及び水防システムからの情報を住民が、より便利にタイムリーに入手できるような仕組みになるよう、これからも継続して改善をしていってもらいたい。

(結果)

- 3) 水防システムの保守管理業務の発注に当たっては、緊急修理に備えた予想される支出

項目は、摘要欄に「緊急対応用」などと記載することによって明確に区分しておくべきである。

2-4. ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務

(1) 概要

平成20年度におけるダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務をまとめると以下のとおりである。

発注部署	契約額 (円)	落札率	契約方法	委託業者
政策部 小豆総合事務所	9,996,000	落札率は高い	一般競争入札 1者応札	研信電操(株)
長尾土木事務所	18,900,000	落札率はやや高い	一般競争入札 1者応札	研信電操(株)
高松土木事務所	4,830,000	落札率はやや高い	一般競争入札 1者応札	三菱電機プラントエンジニアリング(株)
中讃土木事務所	4,200,000	落札率は非常に高い	一般競争入札 1者応札	研信電操(株)
中讃土木事務所	2,136,750		単独随意契約	研信電操(株)
西讃土木事務所	5,737,200	落札率はやや高い	一般競争入札 1者応札	研信電操(株)

平成19年度より一般競争入札とし、それまでは単独随意契約であった。

ダムテレメータ・放流警報設備等は設置の段階から設備メーカー系列の保守点検業者が単独随意契約で保守点検業務委託を受けており、業務実績を積んでいる。

一般競争入札に移行した以降も同一業者による1者応札となっている。

1) 予定価格の基礎となる業務費の積算

国の電気通信設備施設の点検業務の人員歩掛と電気技術者等の人件費単価などをもとに業務費を積算している。

2) 入札参加資格

① 履行実績

多重無線装置、テレメータ設備、放流警報設備、ダム管理用制御処理装置（ダムコン）の保守管理業務の履行実績があること。

② 配置予定管理技術者の資格要件

③ 異常気象時に土木事務所長が指定する場所で待機可能であること。

その他いくつかの入札参加資格がある。

3) 1者応札の結果について

これまでメーカー系列の保守管理会社での単独随意契約が長く、経験と実績を有している委託業者以外に他の業者が容易に参入できにくい要因がある。他のメーカーの保守点検が実施しにくいことや履行実績、異常気象時での待機が求められることなど、一般競争入札にしては実質的に参加資格要件のハードルは高く思われる。

香川県の場合、ほぼ9割が東芝系であり他が三菱系である。

(2) 監査結果及び意見

1) 契約事務の見直しと統合

平成21年度の契約先は、平成20年度と同様である。各土木事務所で落札率にばらつきがあるのは不自然でないにしても、落札率が非常に高い場合については一般競争入札が1者応札に終わった弊害が生じているといえる。

一般競争入札の事務を各土木事務所別を実施するのではなく、本庁河川砂防課で一括して実施するなど、より競争原理が導入され、かつ、入札事務が効率的に実施できるように見直す必要がある。

(意見)

契約事務の見直しと統合

平成21年度の契約先は、平成20年度と同様である。各土木事務所で落札率にばらつきがあるのは不自然でないにしても、落札率が非常に高い場合については一般競争入札が1者応札に終わった弊害が生じているといえる。

一般競争入札の事務を各土木事務所別を実施するのではなく、本庁河川砂防課で一括して実施するなど、より競争原理が導入され、かつ、入札事務が効率的に実施できるように見直す必要がある。

3. 病院局 (中央病院)

3-1. 病院清掃業務

(1) 概要

香川県立中央病院清掃業務の委託契約で、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間の長期継続契約として、公告にて一般競争入札としたものである。

1) 業務概要

香川県立中央病院清掃業務仕様書による。(省略)

人員配置は、日常的な清掃業務作業員配置定数として23名、受託責任者1名、補助者2名である。

2) 受託要件

急性期総合病院としての特性上、受託要件として病床数300床以上の規模の清

掃実績やICU、結核病棟の清掃実績を要件としている。

3) 予定価格と落札率

予定価格は前年実績を基礎としたものである。仕様書に基づく積算などはなされていない。

また、落札率は非常に高い水準である。

4) 長期継続契約化による効果

平成17年度の委託料と平成18年度の委託料（単年度換算）は365千円減額されているが、3年間安定契約のメリットがどの程度委託料の減額査定に反映されたかは不明である。

(2) 監査結果及び意見

1) 予定価格の積算

現在の予定価格は前年実績を基礎としているが、人員配置、作業量、諸経費等からの積算金額としての検証が不足している。

特に、1者応札であり、かつ、委託先も継続（平成17年度、平成18年度～20年度、平成21年度～25年度の委託先は同一である）しており、競争原理が実質的に働いているとはいえない状況では予定価格の的確な積算が必要である。

清掃業務については、床面積、人員配置、所要日数などについて、ある程度標準単価を設定し、ICUや結核病棟など特殊性を有する清掃作業と一般病床など比較的標準化できる清掃業務とを区分するなどして、より合理的かつ客観的な予定単価積算が必要である。

(意見)

予定価格の積算について

現在の予定価格は前年実績を基礎としているが、人員配置、作業量、諸経費等からの積算金額としての検証が不足している。

特に、1者応札であり、かつ、委託先も継続（平成17年度、平成18年度～20年度、平成21年度～25年度の委託先は同一である）しており、競争原理が実質的に働いているとはいえない状況では予定価格の的確な積算が必要である。

清掃業務については、床面積、人員配置、所要日数などについて、ある程度標準単価を設定し、ICUや結核病棟など特殊性を有する清掃作業と一般病床など比較的標準化できる清掃業務とを区分するなどして、より合理的かつ客観的な予定単価積算が必要である。

4. 警察本部（交通規制課）

4-1. 交通管制センターシステム等保全業務委託契約

(1) 事業の概要

交通管制センターシステム等保全業務委託契約は、香川県警察交通管制センターシステム及び端末装置（以下「交通管制センターシステム等」という。）にかかる設備機器の円滑な運用と安定した機能を保持するための保全業務（障害の予防を図るための定期的な保守点検及び障害発生時における障害復旧対応）を行う契約である。委託期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとし、委託料は51,450,000円、委託場所は、香川県警察本部交通管制センター、坂出サブセンター、丸亀ミニセンター、東かがわミニセンター、観音寺ミニセンター及び県下各端末装置設置場所である。

具体的な業務としては、個別点検（各機器について性能と機能を良好に維持させるために必要な試験・点検・調整・交換・清掃・手入れなどの作業）、総合点検（システム全体及び各端末の動作を確認するため、中央装置及び接続端末の動作確認を中央装置により行う作業）、巡回点検（端末装置の設置状況及び作動状況を確認するための巡回点検作業）、法定検査（交通管制センターシステム等の法定検査）である。業務が完了後、業務の成果に関する報告書を作成して県に提出する。

（2）監査の結果及び意見

1）作業報告書

受託業者は毎月「交通管制センターシステム等保守点検報告書」「端末設備点検結果報告書」を作成し、警察本部の交通規制課に提出して検査確認を受けている。我々包括監査人も当該報告書の一部を確認した。適正な報告書であり問題は無いとの確証を得た。

2）入札制度について

平成19年度までは指名競争入札制度であったが、平成20年度からは一般競争入札制度を取り入れた。しかしながら、交通管制センターシステム等（端末装置を除く）を導入した業者の1者しか応札しなかった。交通管制センターシステム等は大変専門性の高いシステムであり、おそらく今後も導入業者のみが応札することになるであろう。従って一般競争入札を取り入れたといっても実態は1者のみの応札で、いわゆる競争原理を働かしてのコスト削減効果は見込めないであろう。

指名競争入札制度の場合で1者のみ応札の場合には随意契約扱いになり、応札業者と価格交渉をして値段を下げる余地が残されている。しかしながら一般競争入札で1者のみの応札ならば、応札業者が提示した金額が予定価格以下であれば、その価格で落札価格が決定してしまう。つまりは値下げの余地がなくなり、仮に業者が「ほかの業者は参入してこないだろう」と予測した場合には、予定価格ぎりぎりの価格を提示することによる高止まりになる恐れがある。

交通管制センターシステム等のように高い安全性が求められ、かつ一般に普及していないシステムの保守業務のように、実質的に導入業者しか応札できない（仮に、

応札したとしても落札することはまず不可能) という業務に関して、公平性や透明性を確保する点からは一般競争入札を導入していることは評価できる。しかしながら、今後も1者応札が続くようであれば、実質的に競争原理が働かない状況での価格交渉については、一般競争入札のメリットを堅持しながら、予定価格の設定方法の見直しなどの検討が必要と考えられる。

(意見：共通事項)

一般競争入札制度を導入していく姿勢は評価できる。ただし、今後も1者応札が続くようであれば、実質的に競争原理が働かない状況での価格交渉については、一般競争入札のメリットを堅持しながら、予定価格の設定方法の見直しなどの検討が必要と考えられる。なお、この点については、警察本部だけでなく、全部局共通の課題である。

第3節 入札不調による随意契約

契約金額が10,000,000円以上について検証の対象とした。対象となった委託契約は以下のとおりである。

部局	担当課	委託業務	金額(円)	委託先
総務部	防災局	香川県防災行政無線設備保守点検業務	70,350,000	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)四国社
病院局	中央病院	臨床検査業務	87,059,925	(株)エスアールエル
教育委員会	屋島少年自然の家	給食調理業務	27,038,653	(株)中央
	五色台少年自然センター	給食調理業務	32,839,909	(株)西武食品
警察本部	交通規制課	信号機保全業務	27,300,000	三信電気水道(株)

1. 総務部 (防災局)

1-1. 香川県防災行政無線設備保守点検業務

(1) 概要

- 1) 選定理由 平成20年度より単独随意契約が継続されているため

2) 過去の契約状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
契約方法	指名競争 公募 型以外	指名競争 公募 型以外	指名競争 公 募型以外	単独随意契約
委託先	パナソニック SS エン 지니어リング(株)	パナソニック SS エン 지니어リング(株)	パナソニック SS エ ン지니어リング(株)	パナソニックシステムソリ ューションズジャパン(株)
委託金額 A	73,500,000	73,500,000	70,350,000	70,350,000
落札率の状況	やや高い	やや高い	高い	不調による随意契約

3) 平成 20 年度の契約内容

契約方法 単独随意契約

単独随意契約理由 19 年度までは指名競争入札制度であったが、20 年度は入札が不調に終わったため、入札に応じた一者と随意契約を締結したもの

(根拠法令など 地方自治法 167 条の 2 第 1 項 8 号)

予定価格の算定方法 単独の参考見積書により算定

4) 監査の方法

随意契約とすることの合理性については、理由、根拠法令などをもとに、契約方法、業務実施状況については契約チェックリスト、業務委託契約書、業務完了報告書などをもとに、予定価格の算定方法については予定価格見積書、見積金額算定根拠などをもとにその妥当性を検討した。

5) 単独随意契約となった理由について

香川県の防災行政無線は平成 4.5 年に整備され、パナソニック SS エン지니어リング(株)が施工した。その後設備の保守点検業務は 8 年度から 15 年度までパナソニック SS エン지니어リング(株)が単独随意契約で行ってきたが、16 年度からは契約に対する公正性や透明性、競争性を確保するため指名競争入札制度を導入した。但し施工業者がパナソニック SS エン지니어リング(株)であり、例え他社が受注したとしても同社に主要部分を再委託せざるを得ないため他社が入札を辞退するようになり、20 年度においては同社のみが入札となったため、不調となり随意契約になったものである。

(2) 監査結果及び意見

随意契約となった理由及び契約手続きについて問題はないものとする。また、単独随意契約となっており、予定価格の算定方法も同社の単独参考見積書によらざるを得ないため、結果的に予定価格と委託契約金額はほぼ同額となっても致し方ない。但し委託金額自体が毎年ほぼ一定となっており、かつ予定価格に対する決定額は上昇傾向にあった。また平成 21 年度の契約も随意契約で行われその金額は 72,765 千円と 20 年度より 2,415 千円増加している。このことから予定価格、見積

価格の妥当性については詳細に検討する必要があるものと思われる。例えば、見積価格算定表上、諸経費（現場経費＋一般管理費）率を直接経費の19%としており、これは先方提示の諸経费率一覧表により決定されたものとのことであるが、その内容についてより詳細に検討して独自の経费率の見積り等を実施しその妥当性を検証してもよいのではないかと考える。

（意見）

予定価格、見積価格の妥当性については詳細に検討する必要があるものと思われる。例えば、見積価格算定表上、諸経費（現場経費＋一般管理費）率を直接経費の19%としており、これは先方提示の諸経费率一覧表により決定されたものとのことであるが、その内容についてより詳細に検討して独自の経费率の見積り等を実施しその妥当性を検証してもよいのではないかと考える。

2. 病院局（中央病院）

2-1. 臨床検査業務

（1）概要

1) 契約内容

技術的に病院内で実施不可能な臨床検査業務の委託である。

平成20年度においては、1者応札の一般競争入札で再度の入札においても予定価格超過のため、不調となり、随意契約となったものである。

平成17年度、平成18年度、平成19年度は1者応札であったが一般競争入札で契約されていた。なお、平成21年度も同様に一般競争入札不調により随意契約である。

2) 予定価格

検査項目予定件数に単価を乗じた金額の集計として見積金額を算出し、診療報酬改定率を考慮して設定される。この場合の単価は前年度価格を参考としている。

（2）監査結果及び意見

1) 予定価格算出上の検査単価について

現在は、前年度の単価を基礎として用いているが、検査主要品目については近傍類似の急性期病院との情報交換や他の業者の見積りの入手などにより、予定単価の検証をする必要がある。特に1者応札が続き、なおかつ、平成20年度、平成21年度ともに入札不調にて随意契約となっているので、検査単価の妥当性についての検証も必要である。

（意見）

予定価格算出上の検査単価について

現在は、前年度の単価を基礎として用いているが、検査主要品目については近傍類似の急性期病院との情報交換や他の業者の見積りの入手などにより、予定単価の検証をする必要がある。特に1者応札が続き、なおかつ、平成20年度、平成21年度ともに入札不調にて随意契約となっているので、検査単価の妥当性についての検証も必要である。

3. 教育委員会

3-1. 屋島少年自然の家給食調理業務及び五色台少年自然センター給食調理業務

(1) 概要

1) 業務内容

給食提供業務を安全かつ円滑に実施するため、屋島少年自然の家及び五色台少年自然センターが作成した献立に基づく食堂での給食業務の調理、野外炊飯全般の食材提供、その他食事の提供及びこれに付随する業務を行う。

業務期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間である。

委託業務名	委託金額 (円)	委託先	摘要
屋島少年自然の家給食調理業務	27,038,653	(株)中央	一般競争入札 2者入札あったが1回目予定価格超過、2回目1者辞退1者予定価格超過のため不調となり随意契約。
五色台少年自然センター給食調理業務	32,839,909	(株)西武食品	同上

2) 随意契約の理由

一般競争入札を実施し2者入札あったが1回目予定価格超過、2回目1者辞退1者予定価格超過のため不調となり随意契約を行ったものである。

3) 民間委託のメリットとデメリット

給食業務を民間委託することにより食堂人件費の削減につながる。但し、アレルギー対応など代替食事への変更などの場合は時間を要する等のデメリットがある。

4) 一般競争入札導入の効果

個々に見ると、入札不調による随意契約であるが、一般競争入札を導入することにより、業者選定過程の透明性は高まっていると思われる。

しかしながら、結果的には2契約共にそれぞれの業者が予定価格に近い金額で契約した形になっているので、実質的な競争原理が導入できたか否かは判断できない。

5) 契約単価の妥当性

予定価格を超過しての不調による随意契約となり、交渉の結果、契約単価が決定された。当初の予定価格の範囲での契約単価となっている。

(2) 監査結果及び意見

1) 契約の競争性と透明性の確保

入札不調による随意契約であるが、一般競争入札を導入することにより、業者選定過程の透明性は高まっていると思われる。しかしながら、結果的には2契約共にそれぞれの業者が予定価格に近い金額で契約した形になっているので、実質的な競争原理が導入できたか否かは判断できないため、今後は入札参加業者の増加により競争性の確保に努める必要がある。

また、その後の県の契約制度の改正で、電子入札や一定額以上の随意契約について入札等の結果が公表されるなど契約の透明性は高まっており、今後は契約制度の適切な運用に努めることを通じて十分な透明性を確保すべきである。

2) 契約単価の妥当性

予定価格を超過しての不調による随意契約となり、交渉の結果、契約単価が決定された。当初の予定価格の範囲での契約単価となっている。

入札不調の場合の契約金額は、その根拠金額や単価について、品質の確保、安定供給の確保を配慮に入れながら、より一層その設定の妥当性が求められることになる。

(意見)

1) 契約の競争性と透明性の確保

入札不調による随意契約であるが、一般競争入札を導入することにより、業者選定過程の透明性は高まっていると思われる。しかしながら、結果的には2契約共にそれぞれの業者が予定価格に近い金額で契約した形になっているので、実質的な競争原理が導入できたか否かは判断できないため、今後は入札参加業者の増加により競争性の確保に努める必要がある。

また、その後の県の契約制度の改正で、電子入札や一定額以上の随意契約について入札等の結果が公表されるなど契約の透明性は高まっており、今後は契約制度の適切な運用に努めることを通じて十分な透明性を確保すべきである。

2) 契約単価の妥当性

予定価格を超過しての不調による随意契約となり、交渉の結果、契約単価が決定された。当初の予定価格の範囲での契約単価となっている。

入札不調の場合の契約金額は、その根拠金額や単価について、品質の確保、安定供給の確保を配慮に入れながら、より一層その設定の妥当性が求められることになる。

4. 警察本部（交通規制課）

4-1. 信号機保全業務委託契約

(1) 事業の概要

信号機保全業務委託（以下、当該事業という）は、県の管理する交通信号機の安定した機能を保持するための保全業務（障害の予防を図るための定期的な保守点検

及び障害発生時における障害復旧対応)を行う契約である。障害時に対応するために、受託業者は県からの障害通知を夜間・休日を含む24時間体制で受け付け、直ちに復旧作業に着手できる体制を設ける必要がある。保守点検は年1回であり、信号機の保守点検を実施し、完了した機器については、点検済みシールを貼付して警察署の交通課長の確認を受ける必要がある。上半期・下半期ごとに保守点検終了後、県に報告書を提出する。委託期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日までであり、委託料は27,300,000円である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 入札制度について

平成20年度は、11者に対して指名競争入札の要請を行い、うち9者が応札した。9者による競争になったが、どの業者も予定価格を超過したので第2回目の入札を行った。しかし、そのうちの8者は入札を辞退したため、指名競争入札を中止して残った1者と香川県会計規則184条による随意契約として、見積り合せにより契約金額を決定した。

平成21年度は一般競争入札を取り入れたところ3者が応札した。落札業者は平成20年度と同じ業者であった。一方、平成20年度に県が指名し落札した業者のうち、一般競争入札制度に変更した平成21年度にも応募した業者は、2者で、他の7者は一般競争入札に参加しなかった。平成21年度の残り1者は新規参入業者であった。

このような事実から以下のことが考えられるのではないかと。

①当該事業は24時間待機条件や高所作業車を常駐させるなどの条件が厳しいため、民間業者としては利益でない事業なのであろう。しかしながら県からの指名があれば、他の事業における指名業者から外されることを危惧して応札には応じるが、受注の意思はほとんどなかったものと推測できる。それ故、平成21年度に一般競争入札制度が導入されたことを契機に、業者は応札に応じることをとりやめたと考えられる。

②当該事業は長期間1者独占的になっており、あえて業界の秩序を乱すことはしない。現在のように厳しい経済環境であっても、今までの業者に任せておけばよいと他業者が考えたということも推測できる。

仮に①の理由であるならば、一般競争入札制度の導入により民間業者側は応札に応じないことの大義名分ができ、受注意思のない応札準備作業をするという無駄を省くことができたであろう。②の理由により長期間1者独占的な事業になっているのであれば、予定価格が高止まりしている可能性もあるだけに、平成21年度のように一般競争入札制度を取り入れることにより業者間に緊張感が高まり、コスト削減につながると思われる。

2) 一般競争入札制度の導入について

前述したように、1者独占的な事業に競争入札を取り入れることはコスト削減につながる効果が期待できる。香川県では、契約の競争性、公平性、透明性確保のために一般競争入札制度を積極的に導入しており、この観点からは評価できる。

また、平成20年度の指名競争入札の場合で入札不調による随意契約から、平成21年度は一般競争入札の導入による見直しもなされている。

(意見：共通事項)

平成20年度での指名競争入札の場合における入札不調による随意契約から、平成21年度では一般競争入札の導入により、競争性、公平性、透明性の向上を図った一例である。1者応札とならずに複数者応札の競争状態を確保することができれば、指名競争入札の場合における不調による随意契約というイレギュラーな措置を回避できる場合としての例でもあるので、今後とも複数者応札による競争状態の確保に努める必要がある。

第4節 低価格入札

契約金額が10,000,000円以上について検証の対象とした。対象となった委託契約は以下のとおりである。なおここでの低価格入札は、入札の結果において落札率が低く業務内容の品質について確認する必要があると、当職にて判断したものを抽出した。

部局	担当課	委託業務	金額(円)	委託先
政策部	水資源対策課	平成20年度香川県地下水利用推進調査業務	16,695,000	国際航業(株)高松支店
	小豆総合事務所	基礎調査業務(砂防基礎調査)	10,619,700	国際航業(株)高松支店
総務部	税務課	地方税電子申告審査システム構築及び運用業務	96,180,000	富士通(株)(平成17年度から5年間)
土木部	西讃土木事務所	基礎調査業務(砂防基礎調査)	12,096,000	アジア航測(株)
		基礎調査業務(砂防基礎調査)	10,080,000	(株)建設技術研究所
	高松港管理事務所	高松港旅客ターミナルビル等清掃業務	11,088,000	オリーブ美家工業(株)
教育委員会	図書館	香川県立図書館情報システム開発・運用業務	16,380,000	日本電気(株)

1. 政策部

1-1. 平成20年度香川県地下水利用推進調査業務

(1) 概要

1) 業務概要

香川県における地下水の有効利用を推進するため、平成8～10年度及び平成1

9年度に実施した気象、水循環、地下水位観測、地質構造等のデータ解析、タンクモデルによる水収支の検討、開発適地の選定、地下水の賦存量、開発可能量等についての検討結果を基に、総合的な検討の中で開発候補地を選定し、地下水に関する詳細な現地調査等を実施したうえで開発適地の地下水賦存量とその開発可能量を推計し、開発に伴う流域水循環への影響予測を行い、その適正な利用方策ならびに事業構想を検討する業務である。

毎年のように渇水対策を必要とする香川県にとっては、水資源の確保は重要であり、今回の報告書を基に費用対効果の分析検討を行い、事業化の可能性について検討される予定である。

2) 予定価格の積算

①直接人件費

調査業務に必要な人員と県の人件費単価により積算

②直接経費

報告書作成費等

③間接費（諸経費、技術経費）

農林水産省「土地改良工事積算基準」を参考に積算

3) 入札

5者応札し、3者は予定価格超過、残り2者のうち最低価格で落札したものである。

最低制限価格の設定及び低入札価格調査制度は適用していない。

4) 履行確認

最終的に報告書を入手し、内容的には良好との判断である。

(2) 監査結果及び意見

特になし

1－2. 基礎調査業務（砂防基礎調査）小豆総合事務所

基礎調査業務（砂防基礎調査）として、土木部にて記載

2. 総務部（税務課）

2－1. 地方税電子申告審査システム構築及び運用業務

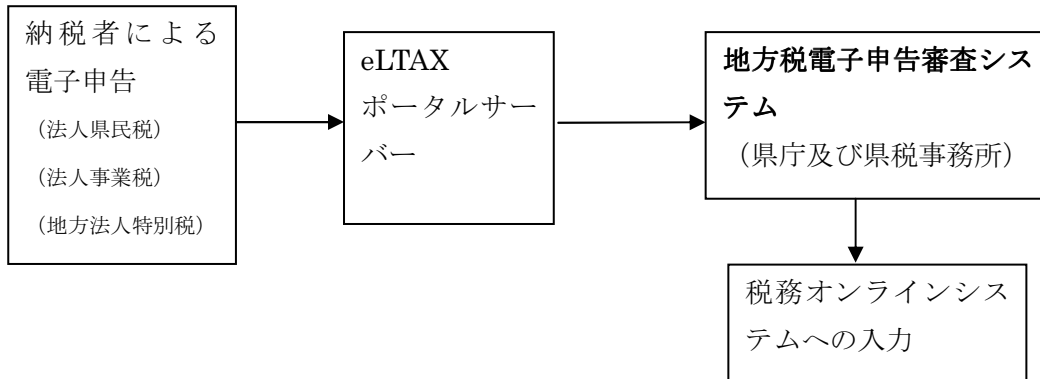
(1) 概要

1) 委託業務内容

地方税電子申告審査システム構築及び運用業務の委託契約であり、委託期間は平

成 1 7 年 7 月 5 日 から 平 成 2 2 年 8 月 3 1 日 の 約 5 年 間 で あ る。

電子申告の流れ（概略）



地方税電子申告審査システム構築及び運用業務の委託契約の業務内容は以下のとおりである。

- ①ハードウェア及びソフトウェアの調達
 - ②審査システムの構築
 - ③審査システムの運用
 - ④契約満了時におけるデータ移行及びハードウェア及びソフトウェアの撤去
- ハード、ソフト、保守を一括しての業務委託契約であり、契約満了時には改めて入札される。

2) 選定理由

平成 1 7 年度 予定価格 に対する 委託契約金額 が 低かったため。

3) 過去の契約状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
契約方法	一般競争 最低価格落札方式			
委託先	富士通(株)	同左	同左	同左
委託金額	96,180,000 円			
落札率の状況	低い			

(注) 平成 1 7 年度からの長期継続契約であるため、平成 1 8 年度から平成 2 0 年度は同一業者に委託している。

4) 平成 1 7 年度の契約内容

契約方法 一般競争 最低価格落札方式
 入札参加者 2 者

予定価格の算定方法 仕様書・設計書に基づき独自に経費を積み上げて算定
地方税電子申告審査システム構築及び運用業務であり期間は 17 年度から 22 年 8 月 31 日までとなっている。22 年度途中からは新たな契約締結の必要性がある。

5) 監査の方法

契約方法、業務実施状況については入札結果一覧表、業務委託契約書、仕様書、再委託承認書、サービス実施完了確認書などをもとに、予定価格の算定方法については予定価格積算根拠などをもとにその妥当性を検討した。

(2) 監査結果及び意見

予定価格に対して委託金額が低くかつ他社の入札金額も決定金額に近いということは、予定価格として機能してないことでもある。ハードの値引率、運用コストなど算定しづらい面もあるが、実態に応じた適正な予定価格の算定が必要と思われる。

利用率が低いことは全国的なことではあるが、特に香川県が全国で最低レベルの利用率にとどまっていることは問題である。利用状況は平成 20/10～21/9 期間で 3642 件、電子申告率は 11.4%であり、全国平均 23.2%と比べても半分に満たない水準になっている。またシステム運用開始（平成 18 年 1 月 16 日）から 21 年 9 月 30 日までの累計利用件数も 6, 597 件に留まっており、契約金額 96,180 千円の内、21 年 9 月までに 79,468 千円を支払っていることを考えると、審査システム委託料だけで一件当たり単純平均で約 12,000 円のコストがかかっていることになる。

事務レベルにおいても、従来の申告書提出システムと電子申告システムの 2 系統が存在することになり、結果的には審査システムから出力した申告書と、従来の申告書とともに税務オンラインシステムに再入力している。2 系統あることが事務処理的には煩雑なものとなっているため、審査システムの利用率向上により、事務処理の実質的な簡素化合理化を図るべきである。利用率向上のためには市町税システムへの導入促進や納付システムとの連携などにより納税者側にメリットがある制度にすることも一案である。

(意見)

1) 予定価格の積算

予定価格に対して委託金額が低くかつ他社の入札金額も決定金額に近いということは、予定価格として機能してないことでもある。ハードの値引率、運用コストなど算定しづらい面もあるが、実態に応じた適正な予定価格の算定が必要と思われる。

2) 利用率の向上の必要性

審査システムの利用率向上により、事務処理の実質的な簡素化合理化を図るべきである。利用率向上のためには市町税システムへの導入促進や納付システムとの連携などにより納税者側にメリットがある制度にすることも一案である。

3. 土木部

3-1. 土砂災害防止法にかかる基礎調査業務委託

(1) 事業の概要

平成 11 年 6 月 29 日の、いわゆる「広島災害（土砂災害発生件数 325 件、死者 24 名）」の教訓により、同年 7 月 8 日、旧建設省において「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」が設置され、総合的な土砂災害対策の法整備が検討された。平成 12 年 5 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が公布され、全国において土砂災害のおそれのある地域についての危険度の周知、警戒体制の整備、既存住宅の移設などの対策を行うこととなった。

今回監査対象とした基礎調査業務委託（以下、基礎調査という）はこのような背景のもと、土砂災害警戒区域（住民に危害が生ずるおそれがある区域）及び土砂災害特別警戒区域（建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域）の指定をおこなうための基礎調査を民間業者に委託したものである。

(2) 香川県における取組状況

香川県においては平成 15 年から基礎調査を開始している。香川県では危険と思われる箇所は約 7000 箇所あると見込まれている。そのうち平成 21 年 3 月段階で、土砂災害警戒区域の指定は約 1700 箇所にのぼる。土砂災害特別警戒区域は、平成 21 年 3 月段階で 104 箇所指定されている。

この調査であるが、総額 25 億円は必要と考えられ、1/3 は国からの補助がある。しかしながら県の財政状況が厳しい折、現状の予算規模が続く場合、調査終了までにはあと 10 年は必要と考えられている。

近年の災害の発生状況であるが、国の調査によれば、平成 8 年から平成 17 年の 10 年間で、香川県は土石流の発生 112 件、地滑りの発生 8 件、がけ崩れの発生 104 件で合計 224 件である。全国で 19 番目に多い件数であり、自然災害の少ない香川県というイメージを持つ我々にとっては意外な結果となっている（最多は新潟の 1008 件、次いで、広島、鹿児島、宮崎、大分、高知、長野、静岡が 400 件を超え、台風など大雨の影響を受ける地域の発生件数が多い）。

(3) 監査の結果及び意見

1) 入札方法とその結果

入札の方法は指名競争入札であり、電子入札により行われている。入札方法及び入札の結果に関しては問題ない。各土木事務所ともに 8 者程度の応札により、予定価格を最も下回る業者を選定している。県に提出された成果物としての報告書に関しても、県側は品質・内容ともに仕様書の要求を満たしており、満足のいくものであるとの評価をしている。我々包括外部監査人も報告書を閲覧したが、問題はなし

と判断した。

2) 落札率の低さ

平成20年度における各基礎調査業務にかかる落札価格と落札率の状況は以下のとおりである（落札後の仕様変更前の金額で消費税課税前。すべて指名競争入札である。なお、平成19年度契約で平成20年度に持ち越された1件は除いている）。

発注者	落札者	落札価格	落札率の状況
小豆総合事務所	国際航業(株)	9,300,000 円	低い
長尾土木事務所	日本工営(株)	11,800,000 円	低い
高松土木事務所	大日本コンサルタント(株)	14,500,000 円	低い
高松土木事務所	(株)パスコ	8,900,000 円	低い
中讃土木事務所	応用地質(株)	17,270,000 円	非常に低い
中讃土木事務所	(株)ダイヤコンサルタント	11,450,000 円	普通
西讃土木事務所	アジア航測(株)	11,949,000 円	やや低い
西讃土木事務所	(株)建設技術研究所	10,080,000 円	低い

このように落札率は1件を除き低い。落札率が低い要因として考えられるのが、予定価格の設定が高いというケースである。予定価格の設定方法は、香川県河川砂防課が指名入札参加予定業者から予め業務の内容を説明して見積りを入手する。その見積りをもとにして県が標準歩掛りを定め、その標準歩掛りを使用して各土木事務所が各地の作業内容等の実情に応じて予定価格を設定している。

ただし低い価格での落札であるが、成果物としての報告書は県の要求を十分に満たすものであり、その点からはコストパフォーマンスがよかったということで評価できるものである。県予算が限られる中、予定価格よりも大幅に低い価格での調査が今後も継続できるならば、平成30年までかかるといわれる調査を前倒しにできる可能性もある。土砂災害という人命にかかわる事業であるだけに、できるだけ早期に調査を終了させたい県としては、歓迎すべき事象であるのかもしれない。

3) 業者の入札価格提示の不自然さ

落札価格については結果として問題ないとしても、入札に参加し落札している企業間においては以下のような現象がみられる。

基礎調査に係る各社別応札提示金額一覧

(単位：千円)

	小豆総合	長尾土木	高松土木 (1)	高松土木 (2)	中讃土木 (1)	中讃土木 (2)	西讃土木 (1)	西讃土木 (2)
国際航業(株)	9,300 (落札)	15,200					18,100	
日本工営(株)	11,500	11,800 (落札)						
大日本コンサル タント(株)	14,000		14,500 (落札)				19,000	11,000
(株)パスコ				8,900 (落札)				
応用地質(株)	9,870	24,400	24,500		17,270 (落札)			
(株)ダイヤコン サルタント			19,700		35,000	11,450 (落札)	19,500	16,200
アジア航測 (株)	20,000	20,300					11,380 (落札)	
(株)建設技術 研究所							16,400	9,600 (落札)
他企業				9者応札 12,500～ 18,000	5者応札 17,480～ 43,000	6者応札 11,800～ 18,500	8者応札 11,380～ 21,600	7者応札 9,600～ 17,500

平成20年度に県が行った各基礎調査業務の入札企業には上記のとおり、複数の業務を落札した企業はいない。また、同一企業において、落札した業務の提示価格が落札できなかった業務の提示価格よりも極端に低い例がみられる。あるいは同一業務において、落札した業者の提示価格が他の業者の提示価格と比較して極端に低い例がみられる。なぜこのような傾向がみられるのか。どうしてもこの業務を落札したいという強い意志で極端に応札価格を下げていると解することができるが、複数の業務を重複しての落札業者がないということについての不自然は否めない。(もっとも平成21年度では同一業者が複数の事業を落札している)。

4) 業務完了の迅速性

土砂災害防止法にかかる基礎調査業務は、人命という県民の安全にかかわる大変重要な事業であるにもかかわらず、予算の関係で調査終了予定は平成30年前後とみられている。しかしながら、あと10年もかけて行う事業であろうか。もっと迅速に事業を進めるべきではないか。上記にみられるように落札率は低いので、余った予

算を次年度に予定されている基礎調査に回して早く調査を終了させるべきであろう。

(結果)

1) 予定価格の見直し

現在は、指名入札参加予定業者から予め業務の内容を説明して見積りを入手し、その見積りをもとにして県が標準歩掛りを定め、その標準歩掛りを使用して各土木事務所が各地の作業内容等の実情に応じて予定価格を設定している。今後、予定価格の積算方法や適切な入札契約方法について検討する必要がある。

(意見)

2) 業務完了の迅速性

土砂災害防止法にかかる基礎調査業務は、人命という県民の安全にかかわる大変重要な事業であるにもかかわらず、予算の関係で調査終了予定は平成 30 年前後とみられている。効率的に事業予算を計上し、もっと迅速に事業を進め、早く調査を終了させるべきであろう。

3-2. 高松港旅客ターミナルビル等清掃業務

(1) 概要

1) 選定理由

平成 20 年度予定価格に対する委託契約金額が非常に低かったため

2) 過去の契約状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
契約方法	指名競争 公募 型以外	指名競争 公募 型以外	指名競争 公募 型以外	一般競争 最低 価格落札方式
委託先	香川ビルメン(株)	香川ビルメン(株)	オリーブ美家工 業(株)	オリーブ美家工 業(株)
委託金額 A	30,567,600 円	30,996,000 円	29,106,000 円	11,088,000 円
落札率の状況	高い	高い	やや高い	非常に低い

3) 平成 20 年度の契約内容

契約方法 一般競争 最低価格落札方式

入札参加者 4 者

予定価格の算定方法 前年度契約金額を参考に算定

4) 監査の方法

契約方法、業務実施状況について入札結果一覧表、業務委託契約書、仕様書、清掃業務実施報告書、清掃業務日誌、低入札価格調査制度実施要領などをもとにその妥当性を検討した。

(2) 監査結果及び意見

1) 予定価格に対する委託金額が非常に低かった理由について

平成20年度からはそれまでの指名競争入札から一般競争入札になり、県外業者が従来価格に比べて相当安い価格を提示してくるものと危機感を抱き応札したことによるものである。なお予定価格が1000万円以上となる県庁舎・施設の清掃業務委託には低入札価格調査制度が設けられており予定価格の6割以下での応札は調査対象となるため、当該入札についても決定を保留し、同社に対して聞き取り調査などを実施した。その結果、契約内容に適合した履行がされることが確認できたため、同社に決定したものである。

なお、平成21年度においては一般競争入札ではあるが、「県内に本社をおくもの」との制限を付けたため、実質的に県外業者は参加できなくなっている。結果的には平成21年度においても同社が落札しており、その金額は15,750千円となっている。なお、その際の予定価格は平成20年度で二番目に応札額の低かった価格を参考に算定している。

2) 問題点

①平成20年度価格は極端に安く赤字受注だったかもしれないが、平成21年度においても同一業者が15,750千円で落札していることから、平成19年度までの30,000千円前後の価格の妥当性が疑われることになる。予定価格の算定方法は前年度契約金額を参考に決定しているとの事であるが、予定価格算定方法自体について検討の余地があるものと思われ、例えば経費積上げ方式や他契約での事例を参考にするなどの方策を検討すべきと思われる。

②21年度において県内に本店をおくものとの制限を付けた理由が定かでない。県内業者保護の観点があるとはいえ、正当な競争を妨げるものであってはならないし、清掃業者を特に保護育成すべき理由がないと思われる。同一サービスを受けることが可能であるならば安いに越したことはない。

公平なる競争原理の導入、品質確保のための制限、安定的な業務遂行の確保、地域業者への優先発注という4つの視点のバランスを如何に保つかが問われている事案であり、予定価格の合理的な積算が一層求められているとともに地元業者への優先的発注の要件設定のあり方に改善が必要である。

③履行確認

平成20年度は月1枚の報告書のみであったが、平成21年度より日々の業務日報の作成するようになり改善がみられる。

但し、仕様書と業務日報のチェック項目が不一致であり、十分な管理ができないので改善する必要がある。

(意見)

1) 予定価格の積算及び競争入札応募要件の設定について

公平なる競争原理の導入、品質確保のための制限、安定的な業務遂行の確保、地域業者への優先発注という4つの視点のバランスを如何に保つかが問われている事案であり、予定価格の合理的な積算が一層求められているとともに地元業者への優先的発注の要件設定のあり方に改善が必要である。

(結果)

2) 履行確認

仕様書と業務日報のチェック項目が不一致であり、十分な管理ができないので改善する必要がある。

4. 教育委員会 (図書館)

4-1. 香川県立図書館情報システム開発・運用業務

(1) 事業の概要

県立図書館情報システム開発・運用業務 (以下、当該業務という) は、香川県が日本電気株式会社と平成17年に契約を締結した業務である。事業の内容は、香川県立図書館の情報システムの開発と旧図書館システムからのデータ移行及び導入後の運用保守業務に係る契約であり、その仕様は「図書館情報システム開発・運用業務委託に係る総合評価一般競争入札仕様書 (以下、概要仕様書 という)」に細かく記載されている。

香川県立図書館システム (以下、図書館システム という) は平成6年に導入され、平成11年度に更新された旧図書館システムの後継として、インターネット等の活用による利用者の利便性支援と図書館業務の効率化並びに他の公共図書館との情報連携なども視野に入れたシステムを構築することを目的として開発が計画され、実行された。

図書館システムを開発するにあたり、平成16年7月に株式会社情報通信総合研究所に委託して図書館システムの基本設計書の作成を依頼した。この基本設計書作成費用は315万円であった。成果物である概要仕様書をシステム業者に提示し、一般競争入札により業者を決定した。落札価額は7,800万円であり、落札率は非常に低かった。

当該業務は図書館システムの新規開発だけではなく、導入後の運用保守作業も契約に入っている。具体的には、定期点検作業 (1か月に1回の実施)、24時間365日の遠隔地監視の実施、運用・保守に対しての電話対応、復旧対応などである。納入物件として、要求定義書・システム詳細設計書・テスト実施結果報告書・システム操作マニュアルなどが納入されている。

現在の図書館システムを利用できる契約は平成22年11月30日で満了を迎える。県の意向では、契約を延長し平成23年11月まで現図書館システムを利用し、それ

以降は新図書館システムを再構築する予定である。新システム構築の作業予定としては、まず新図書館システムに利用者が要望する機能等に加え、同等施設のシステム開発企業から意見を募集し、それを基に県の情報政策課が仕様書を作成する。新図書館システムは、新規に開発し直すのではなく、既存の図書館システムをベースとして新機能をアドオンする形式での開発を予定しており、そのコンセプト及び付加する新機能を業者に説明して開発作業及び保守運用費用の見積りを取得する。業者決定後、設計開発という手順になる予定である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 当該業務にかかる作業に関し、以下の事項は評価できる。

①平成 22 年 11 月 30 日で現在の図書館システムの利用契約が満了を迎える。県の意向は、1 年間は契約を延長し平成 23 年 11 月まで現図書館システムを利用し、それ以降は新図書館システムを再構築して運用する予定である。このような方向性及びスケジュールで問題はないと思われる。

②日常の業務は、香川県立図書館情報システム開発・運用業務委託契約書（以下、当該契約書という）通りに実行され、成果報告書も毎月提出されている。再委託先に関しては受託元である日本電気株式会社から四国電子計算システム株式会社の一部の業務が再委託されているが、当該契約書第 11 条の規定により県側に書面で通知されている。図書館システム自体も大きな問題もなく運用されており、県立図書館側の評価も満足すべきものである。

③当初の契約時において図書館システムの開発費用（ハードウェア費用も含む）だけでなく、平成 17 年 11 月から 5 年間の保守契約も併せて見積りを取得している。5 年間のトータルコストが当初把握でき、その後の不必要な出費あるいはトラブルを未然に防止できている。

④平成 21 年 10 月段階まで、機能アップによる新たな追加システムの開発は 2 件のみである。金額にして 63 万円と約 86 万円の合計、約 149 万円である。4 年間の運用期間の中で 2 回のみ追加機能の発生ということは、概要仕様書の完成度合いが高かったということに他ならない。プログラム作業の前提となる概要仕様書の作成金額は 315 万円であるが、概要仕様書の内容等から評価して、コストパフォーマンスの高い作業であったと考えられる。

⑤県は 2 年後に図書館システムの見直しを行う予定である。一般的にシステムの見直しをする際に問題になるのが既に蓄えられたデータの移行である。しかし図書館システムでは、約 83 万冊の図書データ及び 16 万人のユーザーデータはテキスト形式で他システムに移行できるという設計になっている。下記に記載したが、次期システム選考の際、日本電気株式会社以外の業者を選定したとしてもデータ移行に関しては大きな負担にはならないと思われる。

当該業務に係る作業に関し、以下の事項は改善あるいは留意すべき点である。

①実際の落札価額は 7800 万円であり、落札率は非常に低かった。なぜ、このような低い金額での提示が可能なのだろうか。現在、その選定過程を記述した説明書等が残っていないため検証はできなかった。

今回の図書館システムは運用上での評価も高く、低廉な金額で品質の高いシステムを入手でき、結果的に「よかった」ということではある。しかし、あくまで結果論であって、選定の時点では「なぜ、予想された価額を大幅に下回るのか」という疑問点とともに、それでもこのシステムを選定する、という経緯説明を残しておくべきであろう。今後のシステム選考作業の参考になろうと思われる。

②図書館システムの選考にあたり、選考委員が 5 名選出されている。県内部の人 2 名、市立図書館 1 名、香川大学教授 2 名の合計 5 名である。以前は県内部の人だけで選考をしていたようであるが、外部の声も聞く必要があるということで、外部の有為な人材を選考委員として招聘しているようである。県庁外部の意見を取り入れることは大変よいことである。しかしながら、国立大学法人となったといえども香川大学は半公的な組織であり、同大学の教授はシステム構築の実務経験は乏しいのではないと思われる。利害関係あるいは利益相反の問題を考慮しながら、実際のシステム構築経験を有した民間企業の有識者をシステム選考委員に加えたらどうだろうか。

③県は 2 年後に図書館システムの見直しを行う予定である。一般的にシステムの見直しですでに蓄積されたデータの活用や操作の慣れ等の観点から、競争見積りをした場合には、現システムを構築した業者が圧倒的に有利な立場になる。そのため業者は、その相手先に最初に取り入ろうと、採算を度外視した見積り金額を提示することがある。2 年後の見直し時にも、おそらく日本電気株式会社が有利な立場で交渉を進めることとなり、県側は金額面と移行作業の効率性という、相反する利害のはざままで悩むことになるかもしれない。このことを前提とし、いかに図書館システムの更新を低コストで行うことができるか、次回の選定委員の力量が問われる、腕の見せどころである。

(意見)

システム選考の過程を記録した文書は、少なくとも次期システム構築が終了するまでは残しておくべきである。システム開発において、予定価額より非常に低い金額での入札は、後々の検証のためにも選考の責任の所在を明確にしておくべきである。

第2章 随意契約における業務委託契約

第1節 検証対象一覧表

随意契約の検証対象としたのは以下の契約である。

選定基準は香川県 HP で公開されている「随意契約の公表」の中から、公益法人等の非営利団体を中心に比較的金額の大きい契約を抽出し、随意契約理由の妥当性、予定単価の積算方法、履行確認、委託事業への評価などが適正に実施されているか否かを検証した。但し、全ての非営利団体を検証することはできないので、当職の判断にてサンプル抽出している。また、必要に応じて民間企業との随意契約も検証対象とした。

番号	事業実施課・所	契約名称	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円) [消費税額及び地方消費税額を含む]	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	随意契約の理由
1	政策部 文化振興課	香川県県民ホール舞台業務委託	財)置県百年記念香川県芸術文化振興財団 高松市番町四丁目1番10号	49,736,000	第2号	財)置県百年記念香川県芸術文化振興財団は、職員が舞台業務に必要な国家資格を有するなど、舞台技術のレベルが高いことや、県民ホールの舞台機構等を熟知しており、複雑な舞台装置を使用する公演でも確実に対処できること、また、公演のプランニングからオペレートまで利用者の要望に応える体制がとられているため。
1	政策部 水資源対策課	水道用原水調整池連絡道路整備事業委託	独立行政法人水資源機構香川用水総合事業所 仲多度郡琴平町榎井891-2	54,843,300	第6号	独立行政法人水資源機構が整備した香川用水調整池の連絡道路については、公共補償として同法人が整備する部分と、周辺整備事業として県が整備する部分が幅員割りとなるため、別々に整備するよりも共同施工することにより経費縮減になることから、同法人と契約を締結した。

1	政策部 自治振興課	平成20年度 市町村分普通 交付税算定事 務及び市町村 分地方特例交 付金算定事務 の電算処理業 務委託	財) 地方自治情報セ ンター 東京都千代田区一 番町25	2,934,120	第2号	本業務は、総務省の電子計算機処理実施要 綱に基づき、財) 地方自治情報センターに 処理を委託することとされているため。
1	政策部 自治振興課	都道府県ネッ トワークの監 視及び保守に 関する業務等 の委託	財) 地方自治情報セ ンター 東京都千代田区一 番町25	20,387,373	第2号	当該システムは財) 地方自治情報センター が構築し、全国の都道府県が共同で利用し ており、同法人に委託する必要があるため。
2	総務部 税務課	たばこ流通情 報管理システ ムの運用業務 委託	財) 地方自治情報セ ンター 東京都千代田区一 番町25	1,466,640	第2号	当該システムは財) 地方自治情報センター が構築し、全国の都道府県が共同で利用し ているため、同法人に委託する必要がある。
2	総務部 税務課	軽油流通情報 管理システ ムの運用業務委 託	財) 地方自治情報セ ンター 東京都千代田区一 番町25	5,081,160	第2号	当該システムは財) 地方自治情報センター が構築し、全国の都道府県が共同で利用し ているため、同法人に委託する必要がある。
2	総務部 税務課	自動車税分配 情報の作成業 務委託	財) 地方自治情報セ ンター 東京都千代田区一 番町25	分配情報 12.6円/件 県外移転情 報 2.1円/件	第2号	当該システムは財) 地方自治情報センター が構築し、全国の都道府県が共同で利用し ているため、同法人に委託する必要がある。
2	総務部 職員課健康管 理室	メンタルヘル ス対策等業務 委託	財) 香川県職員互助 会 高松市番町4-1 -10	6,711,000	第2号	財) 香川県職員互助会には、メンタルヘル ス事業について、長年の業務実績に基づき ノウハウが蓄積されていることや、職員の 個人情報の保護の観点を考慮すると、引続 き同法人に業務を遂行させることが最も適 当であるため。

2	総務部 職員課健康管理室	大腸がん検診 実施契約	財)香川県総合健診 協会 高松市郷東町 587 番地 1	1 人あたり 1,550 円	第 2 号	各所属まで検体を回収することが可能な検診機関を選定することとした結果、当協会以外には存在せず、また、価格面でも妥当であるため。
2	総務部 職員課健康管理室	健康度測定診断	財)三宅医学研究所 高松市番町 1-10 -16	1 人あたり 12,000 円	第 2 号	本診断は、循環器検診に加え体力測定を行うものであるが、これら健診項目が実施でき、実施期間中に一定の受診者受入れ態勢が整っているのは財)三宅医学研究所以外にないため。
2	総務部 職員課健康管理室	職員健康診断 データ管理一元化事業実施 契約	瀬戸健診クリニック 丸亀市土器町 7 丁目 163-2	1 人あたり 560 円	第 2 号	職員の健康管理のためには、各種健診受診後のデータを一元的に管理し、個人の保健指導等に活用する必要があるが、当該業務を処理する能力や事業の継続性等から判断して、瀬戸健診クリニック以外に委託可能な団体はないため。
2	総務部 職員課健康管理室	循環器等健康 診断等実施契約	瀬戸健診クリニック 丸亀市土器町 7 丁目 163-2	1 人あたり 循環器等 (A コース) 5,900 円 循環器等 (B コース) 9,600 円 一般検診 (間 接) 770 円 一般検診 (直 接) 1,700 円 胃がん検診 (間接) 4,400 円 肺がん検診 (喀痰) 2,500 円 VDT 健診	第 2 号	各種健康診断の受診後のデータを一元的に管理し、個人の経年的な比較等により保健指導等に活用しているが、このデータ管理一元化事業を当クリニックのシステムを利用して実施しており、当クリニックで健診を実施することで入力の手数料が不要となるため。

				(配置前・定期) 3,250円		
2	総務部 職員課健康管理室	ハチ毒アレルギーマニタリング抗体検査実施契約	地方職員共済組合 香川県支部 高松市番町4-1-10	1人あたり 5,617円	第2号	当該検診は今年度が初年度であるため希望者が多く、またハチが多く出る夏の時期までに実施する必要があるため、職員の業務との調整を図りながら、短期間に多数の検査を実施することができる医療機関は、地方職員共済組合香川県支部以外にないため。
2	総務部 人権・同和政策課	地区改善事業 業務委託	自由同和会香川県 本部 高松市天神前10-9	8,360,000	第2号	本事業は、地域住民の自立意欲の向上、生活意識の改善等を図るため、相談・支援等を行うものであるが、本事業を行うに当たっては、事業実施地域の住民との間に信頼関係があり業務内容とも密接な関係を有する自由同和会香川県本部に対して業務を委託することが必要不可欠であり、委託しなければ業務が実施できないものであるため。
2	総務部 人権・同和政策課	香川県人権啓 発展示室管理 運営等委託	特定非営利活動法人香川人権研究所 丸亀市川西町南字 剣来715-1	5,897,000	第2号	特定非営利活動法人香川人権研究所は、あらゆる差別の撤廃を図るため、調査、研究並びに教育・啓発活動を実施し、これらの問題の速やかな解決に寄与することを目的として設立された団体であり、本業務を委託するのに他に代替する者がいないため。
2	総務部 人権・同和政策課	地区改善事業 業務委託	部落解放同盟香川県連合会 丸亀市川西町南字 剣来715-1	15,469,000	第2号	本事業は、地域住民の自立意欲の向上、生活意識の改善等を図るため、相談・支援等を行うものであるが、本事業を行うに当たっては、事業実施地域の住民との間に信頼関係があり業務内容とも密接な関係を有する部落解放同盟香川県連合会に対して業務を委託することが必要不可欠であり、委託しなければ業務が実施できないものであるため。

2	総務部 人権・同和政策課	地域啓発活動 促進事業業務委託	部落解放同盟香川県連合会 丸亀市川西町南字 剣来 715-1	2,187,000	第2号	本事業は、地域住民の自立意欲の助長のため、指導員が事業実施地域へ赴き地域啓発活動を行うものであるが、本事業を行うに当たっては、住民との間に信頼関係があり業務内容とも密接な関係を有する部落解放同盟香川県連合会に対して業務を委託することが必要不可欠であり、委託しなければ業務が実施できないものであるため。
2	総務部 防災局 危機管理課	香川県防災ヘリコプター運航管理業務委託	四国航空(株)	109,099,620	第2号	操縦士・整備士等の専門職員、専門的知識及び施設を有する業者に運航管理を委託するため
3	環境森林部 みどり整備課	平成20年度 満濃池森林公園 松くい虫防除(樹幹注入) 事業	香川県森林組合連合会 高松市中野町 23-2	8,986,950	第2号	薬剤による入園者への危被害防止に特段の配慮が必要であり、香川県森林組合連合会は、公園内の地形を熟知し、迅速・確実な作業ができる唯一の団体であるため。
3	環境森林部 西部林業事務所	NO.8-2 保育事業	香川西部森林組合 仲多度郡まんのう町炭所西 670	2,572,500	第2号	本事業は、長期間に亘る森林造成の一環として保育作業を行うものであり、香川西部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
3	環境森林部 西部林業事務所	NO.9-2 保育事業	香川西部森林組合 仲多度郡まんのう町炭所西 670	6,982,500	第2号	本事業は、長期間に亘る森林造成の一環として保育作業を行うものであり、香川西部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
3	環境森林部 西部林業事務所	NO.10-2 保育事業	香川西部森林組合 仲多度郡まんのう町炭所西 670	8,452,500	第2号	本事業は、長期間に亘る森林造成の一環として保育作業を行うものであり、香川西部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。

3	環境森林部 西部林業事務所	NO.7 保育事業	香川西部森林組合 仲多度郡まんのう 町炭所西 670	3,748,500	第2号	本事業は、長期間に亘る森林造成の一環として植栽地における下草刈を行うものであり、香川西部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
3	環境森林部 西部林業事務所	NO.8-1 保育事業	香川西部森林組合 仲多度郡まんのう 町炭所西 670	13,020,000	第2号	本事業は、長期間に亘る森林造成の一環として植栽地における下草刈を行うものであり、香川西部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
3	環境森林部 西部林業事務所	NO.5 保安林 改良事業	仲南町森林組合 仲多度郡まんのう 町生間 415-5	16,170,000	第2号	本事業は、保安林を改良するため、長期間に亘る森林造成の一環として植栽等を行うものであり、仲南町森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
3	環境森林部 東部林業事務所	NO.1 離島振 興保安林改良 事業	香川県森林組合連 合会 高松市中野町 23-1 2	48,300,000	第2号	本事業は、離島における保安林を改良するため、長期間にわたる森林造成の一環として植栽等を行うものであり、香川県森林組合連合会は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
3	環境森林部 東部林業事務所	NO.1-3 水源 流域広域保全 事業	香川東部森林組合 さぬき市寒川町石 田東甲 1708-2	47,880,000	第2号	本事業は、水源流域を広域的に保全するため、長期間にわたる森林造成の一環として植栽等を行うものであり、香川東部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。

3	環境森林部 東部林業事務所	NO.2-3 水源 流域広域保全 事業	香川東部森林組合 さぬき市寒川町石 田東甲 1708-2	44,047,500	第 2 号	本事業は、水源流域を広域的に保全するため、長期間にわたる森林造成の一環として植栽等を行うものであり、香川東部森林組合は、森林整備に関する専門技術者を有しているほか、施行地及び施行地周辺の土地・森林の状況に精通している唯一の団体であるため。
4	健康福祉部 医務国保課	平成20年度 歯科在宅当 番・救急医療 情報提供実施 事業委託	社)香川県歯科医師 会 高松市錦町2丁目 8番38号	3,732,000	第 2 号	本事業は休日における地域の急病者の歯科治療を確保することを目的とし、社)香川県歯科医師会の下部組織である地区歯科医師会が当該地区歯科医師会の区域において、地方公共団体の委託等により実施するものであるため(高松地区を除く)。
4	健康福祉部 医務国保課	平成20年度 休日歯科診療 事業・心身障 害児(者)歯 科診療事業委 託	社)高松市歯科医師 会 高松市福岡町3- 36-23	15,000,000	第 2号	本業務を行うため、社)高松市歯科医師会が高松市歯科救急医療センターを設置して実施しているもので、同法人が最適と認められるため。
4	健康福祉部 健康福祉総務 課	がん予防思想 普及事業委託	財)香川県総合健診 協会 高松市郷東町58 7-1	2,636,000	第 2号	財)香川県総合健診協会は、がんの予防に関する知識の普及啓発事業を全国的に展開する財)日本対がん協会の香川県支部であり、本事業の性質や目的等から同法人以外に同等の遂行能力をもつ委託先として適当な団体が他にないため。
4	健康福祉部 健康福祉総務 課	香川県がん検 診受診率向上 モデル事業委 託	財)香川県総合健診 協会 高松市郷東町58 7-1	6,500,000	第 2号	財)香川県総合健診協会は、事業目的であるがん検診受診率向上施策として、モデル市町にて検証しようとする「がん検診総合サポート体制」のノウハウを持ち、併せて財)日本対がん協会香川県支部の事務を行う県内唯一の団体であり、がんに関する啓発活動を効果的に実施することができるため。

4	健康福祉部 健康福祉総務課	平成20年度 8020運動 推進業務委託	社)香川県歯科医師 会 高松市錦町2丁目 8番38号	2,288,000	第2号	本業務は、県民に「8020運動」の普及啓発に努めるとともに、生涯を通じた歯の健康づくりを図ることを目的として実施するものであり、社)香川県歯科医師会は、本業務を的確に実施できる唯一の専門家の団体であり、同法人に委託しなければ本業務を実施することができないため。
4	健康福祉部 健康福祉総務課	平成20年度 香川県802 0運動推進特 別事業委託	社)香川県歯科医師 会 高松市錦町2丁目 8番38号	14,374,000	第2号	本業務は、県民に「8020運動」の普及啓発に努めるとともに、生涯を通じた歯の健康づくりを図ることを目的として実施するものであるが、社)香川県歯科医師会は、本業務を的確に実施できる唯一の専門家の団体であり、同法人に委託しなければ本業務を円滑に実施することができないため。
5	観光交流局 観光振興課	琴平公園維持 管理業務委託	琴平町 仲多度郡琴平町榎 井817-10	2,373,000	第2号	利用者のニーズや要望を把握し、災害時の被害状況を確認するなど、地域の関係機関との密接な連携、調整が可能な地元の町が行うことで、円滑な維持管理が図れるため。
5	観光交流局 観光振興課	琴林公園維持 管理業務委託	さぬき市 さぬき市志度53 85-8	12,586,350	第2号	利用者のニーズや要望を把握し、災害時の被害状況を確認するなど、地域の関係機関との密接な連携、調整が可能な地元の市が行うことで、円滑な維持管理が図れるため。
5	観光交流局 観光振興課	亀鶴公園維持 管理業務委託	さぬき市 さぬき市志度53 85-8	5,844,300	第2号	利用者のニーズや要望を把握し、災害時の被害状況を確認するなど、地域の関係機関との密接な連携、調整が可能な地元の市が行うことで、円滑な維持管理が図れるため。
5	観光交流局 観光振興課	桃陵公園維持 管理業務委託	多度津町 仲多度郡多度津町 柴町1-1-91	8,721,300	第2号	利用者のニーズや要望を把握し、災害時の被害状況を確認するなど、地域の関係機関との密接な連携、調整が可能な地元の町が行うことで、円滑な維持管理が図れるため。
5	観光交流局 観光振興課	琴弾公園維持 管理業務委託	観音寺市 観音寺市坂本町1 -1-1	12,156,900	第2号	利用者のニーズや要望を把握し、災害時の被害状況を確認するなど、地域の関係機関との密接な連携、調整が可能な地元の町が行うことで、円滑な維持管理が図れるため。

6	農政水産部 土地改良課	県営換地業務 委託（農村振 興総合整備事 業引田地区）	香川県土地改良事 業団体連合会 高松市番町2丁目4 番27	6,520,500	第2号	香川県土地改良事業団体連合会は、本業務に必要な多くの土地改良換地士を有し、当該地域の農地等の事情に精通している唯一の団体であるため。
6	農政水産部 土地改良課	県営換地業務 委託（経営体 育成基盤整備 事業綾南南部 地区）	香川県土地改良事 業団体連合会 高松市番町2丁目4 番27	6,050,100	第2号	香川県土地改良事業団体連合会は、本業務に必要な多くの土地改良換地士を有し、当該地域の農地等の事情に精通している唯一の団体であるため。
6	農政水産部 農村整備課	県営換地業務 委託（中山間 地域総合整備 事業塩江地 区）	香川県土地改良事 業団体連合会 高松市番町2丁目4 番27	3,665,550	第2号	香川県土地改良事業団体連合会は、本業務に必要な多くの土地改良換地士を有し、当該地域の農地等の事情に精通している唯一の団体であるため。
7	土木部 技術企画課	平成20年度 香川県標準土 木積算システ ム運用業務委 託	財)日本建設情報総 合センター 東京都港区赤坂7 丁目10番20号	33,810,000	第2号	当該システムを円滑に運用するためには、システムの障害発生時における的確かつ迅速な対応、土木工事標準積算基準等の改訂に合わせた歩掛基礎データの改訂及び保守体制が求められる。財)日本建設情報総合センターはこれらの要求に応えられる専門的知識を有すること及び当該システムのプログラムの仕様等を公開していないことから当該システムを開発した同法人でなければ本業務を実施することができないため。
7	土木部 土木監理課	建設業情報管 理システム電 算処理業務委 託	財)建設業情報管理 センター 東京都中央区新川 1-4-1	システム基 本料： 月額 52,500円 建設業許可 電算処理：1 処理2,100 円 経営事項審 査電算処理： 1処理670円	第2号	当該システムは財)建設業情報管理センターが構築し、全国の都道府県が共同で利用しているため、同法人に本業務を委託する必要があるため。

7	土木部 道路課	道路情報業務 に関する契約	財)日本道路交通情 報センター 東京都千代田区飯 田橋一丁目5番1 0号	15,270,150	第2号	財)日本道路交通情報センターは、国土交 通省及び道路管理者が一体となって事業を 実施するために設立されたものであり、他 に本業務を委託すべき者はないため。
7	土木部 道路課	国道及び県道 における道路 情報板による 情報提供に関 する業務委託	四国地方整備局 高松市サポート 3番33号	6,074,250	第2号	道路情報板による情報提供を適切かつ円滑 に行うためには、四国地方整備局による国 道及び県道の情報板の一括運用が必要なた め。
8	水道局	平成20年度 香川県水道積 算システム運 用業務委託	財)日本建設情報総 合センター 東京都港区赤坂7 丁目10番20号	8,190,000	第2号	本業務は、知事部局(土木部技術企画課) が所管する香川県標準土木積算システム上 で実施する必要があるが、同システムの知 的財産権を財)日本建設情報総合センター が所有しており、同法人でなければ本業務 を実施することができないため。
9	病院局 中央病院	GE社製医療 機器保守業務 委託	GE 横河メテックシステム ㈱ 高松市上ノ町 1-1-1	14,356,650	第2号 (注)	GE 横河メテックシステム㈱社製医療機器(MRI及 びCT)の保守点検契約で、製造元であるGE 横河メテックシステム㈱のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	X線撮影装置 (CTスキャ ン)の修繕	GE 横河メテックシステム ㈱ 高松市上ノ町 1-1-1	10,500,000	第2号 (注)	X線撮影装置(CTスキャン)の管球交換(修 繕)についての契約で、製造元であるGE横 河メテックシステム㈱のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	入院医事業務 委託	㈱ニチイ学館 東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	39,060,000	第2号 (注)	随契総合評価方式で募集したところ、応募 があったのは㈱ニチイ学館のみだったた め。
9	病院局 中央病院	外来受付業務 委託	㈱ニチイ学館 東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	94,348,800	第2号 (注)	随契総合評価方式で募集したところ、応募 があったのは㈱ニチイ学館のみだったた め。
9	病院局 中央病院	労働者派遣 (業務課事 務)業務委託	㈱ニチイ学館 東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	時間内 1,500円/h 時間外 1,875円/h	第2号 (注)	業務課事務業務で、今年度8月までの契約 予定であるので、業務の期間、継続性、効 率性から、19年度から継続して委託するこ とが望ましいため。

9	病院局 中央病院	労働者派遣 (薬剤部事務)業務委託	(株)ニチイ学館 東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	時間内 1,575円/h 時間外 1,968円/h	第2号 (注)	3者からの見積額及び派遣労働者の資格・ 経験等スキルを審査した上で適当と認めら れるため。
9	病院局 中央病院	労働者派遣 (看護補助) 業務委託	(株)ニチイ学館 東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	時間内 1,600円/h 時間外 2,000円/h	第2号 (注)	内科外来の看護補助業務で、派遣者が変更 になった場合、新たな研修等が必要になる ため、19年度から継続して同一人物の派遣 が望ましいため。
9	病院局 中央病院	X線CTスキャ装 置保守点検業 務委託	東芝メテックシステムズ (株) 高松市寿町1丁目3 番2号	26,082,000	第2号 (注)	X線CTスキャ装置の保守点検契約で、製造元 のサービス部門である東芝メテックシステムズ(株) のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	放射線治療シ ステム保守点検業 務委託	東芝メテックシステムズ (株) 高松市寿町1丁目3 番2号	13,482,000	第2号 (注)	放射線治療システムの保守点検契約で、製造元 のサービス部門である東芝メテックシステムズ(株) のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	放射線医療装 置(リニアック)の 修繕	東芝メテックシステムズ (株) 高松市寿町1丁目3 番2号	12,999,000	第2号 (注)	放射線医療装置(リニアック)の加速管の交換(修 繕)についての契約で、製造元である東芝 メテックシステムズ(株)のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	X線撮影装置 の修繕	東芝メテックシステムズ (株) 高松市寿町1丁目3 番2号	2,205,000	第2号 (注)	医療器械の修繕業務であり、高度の専門性 を必要とし、据付・技術説明書も企業秘密 であることから、同機器の購入先である東 芝メテックシステムズ(株)のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	外科用X線T V装置の修繕	東芝メテックシステムズ (株) 高松市寿町1丁目3 番2号第一生命ビ ル	1,840,860	第2号 (注)	医療機械の修繕業務で、高度の専門性を必 要とし、据付・技術説明書も企業秘密であ ることから、同機器の購入先である東芝メ テックシステムズ(株)のみ可能であるため。
9	病院局 中央病院	香川県立病院 情報システム(中 央病院)運用 保守支援業務 委託	富士通(株)四国営業 本部 高松市藤塚町1丁 目10番30号	44,990,820	第2号 (注)	病院情報システム(電子カルテ)に係るソフトウ ェアについての運用保守支援業務委託契約 で、ソフトの開発元で当該システムの調達元で ある富士通(株)のみ可能であるため。

9	病院局 中央病院	香川県立病院 情報システム（中 央病院）ハード ウェア保守及び 外購ベンダーソフト ウェア保守業務 委託	富士通(株)四国営業 本部 高松市藤塚町1丁 目10番30号	33,110,784	第2号 (注)	病院情報システム（電子カルテ）に係るハードウェア及びベンダーシステムに係るソフトウェアについての運用保守支援業務委託契約で、ソフトの開発元で当該システムの調達元である富士通(株)のみ可能であるため。
9	病院局 白鳥病院	CT撮影装置 修繕業務委託	GE 横河メテックシステム (株)高松営業所 高松市上ノ町 1-1-1	19,950,000	第2号 (注)	医療機器の修繕業務で、高度の専門性を必要とし、据付・技術説明書も企業秘密であることから、同機器の製造元である GE 横河メテックシステム(株)のみ可能であるため。
10	教育委員会 義務教育課	豊かな体験活 動推進事業委 託	丸亀市 丸亀市大手町 2-3-1	3,915,000	第2号	本事業は、文部科学省が推進地域及び推進校を指定する委託事業であり、その設置者である市と契約を締結するため。
10	教育委員会 義務教育課	問題を抱える 子ども等の自 立支援事業委 託	高松市 高松市番町1-8-15	1,102,790	第2号	本事業は、文部科学省が調査研究実施団体を指定する委託事業であり、その団体である市と契約を締結するため。
10	教育委員会 義務教育課	スクールソー シャルワーカー 活用事業委 託	高松市 高松市番町一丁目 8-15	5,000,000	第2号	本事業は、文部科学省が推進地域及び推進校を指定する委託事業であり、その設置者である市と契約を締結するため。
10	教育委員会 高松工芸高校	電子計算組織 賃貸借 (CAD用)	リコーリース(株)四 国支社 高松市東ハゼ町9 -7	2,373,000	第2号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札したリコーリース(株)四国支社と、引き続き契約を締結した。
10	教育委員会 高松工芸高校	電子計算組織 賃貸借	リコーリース(株)四 国支社 高松市東ハゼ町9 -7	1,606,500	第2号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札したリコーリース(株)四国支社と、引き続き契約を締結した。

10	教育委員会 高松桜井高校	電子計算組織 賃貸借	NEC リース(株)四国 支店 高松市中野町 2 9 番地 2 号	1,646,400	第 2 号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札した NEC リース(株)四国支店と、引き続き契約を締結した。
10	教育委員会 高松桜井高校	校内 LAN 整備 学校内端末等 機器賃貸借	NEC リース(株)四国 支店 高松市中野町 2 9 番地 2 号	1,134,000	第 2 号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札した NEC リース(株)四国支店と、引き続き契約を締結した。
10	教育委員会 坂出工業高校	電子計算組織 賃貸借 (CAD 用)	NEC リース(株)四国 支店 高松市中野町 2 9 番地 2 号	2,373,000	第 2 号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札した NEC リース(株)四国支店と、引き続き契約を締結した。
10	教育委員会 坂出工業高校	電子計算組織 賃貸借 (工業用)	NEC リース(株)四国 支店 高松市中野町 2 9 番地 2 号	1,842,750	第 2 号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札した NEC リース(株)四国支店と、引き続き契約を締結した。
10	教育委員会 坂出工業高校	校内 LAN 整備 学校内端末等 機器賃貸借	富士通リース(株)四国支 店 高松市藤塚町 1-10-30	1,235,850	第 2 号	本件は、商慣習上複数年にわたる契約を締結することが一般的である物品のリース契約であることから、当該物件の借入時に実施した競争入札において落札した富士通リース(株)四国支店と、引き続き契約を締結した。
10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県立学校教職 員がん検診業 務 (胃がん・ 大腸がん)	(財)香川県総合検診 協会 高松市郷東町字新 開 5 8 7 - 1	胃がん基本 料 15,000 円 胃がん検診 料 4,100 円 大腸がん検 診料 1,300 円	第 2 号	本業務は学校敷地内で行う必要があることから、検診車により実施しなければならず、県内でこの条件を満たす 2 者から見積書を徴収し、より低い価格で見積りをした(財)香川県総合健診協会と契約を締結した。

10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県立学校教職 員・児童生徒 結核検診業務	財)香川県総合検診 協会 高松市郷東町字新 開 5 8 7 - 1	間接撮影(生 徒) 560 円 間接撮影(教 職員) 600 円 直接撮影 2,565 円	第 2 号	本業務は学校敷地内で行う必要があること から、検診車により実施しなければならず、 県内でこの条件を満たす 2 者から見積書を 徴収し、より低い価格で見積りをした財) 香川県総合健診協会と契約を締結した。
10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県立学校教職 員がん検診業 務(子宮が ん・乳がん)	財)香川県総合検診 協会 高松市郷東町字新 開 5 8 7 - 1	子宮がん基 本料 30,000 円 子宮がん検 診料 3,060 円 マンモグラフィ基 本料 10,000 円 マンモグラフィ検 診料 3,400 円 視触診基本 料 40,000 円 視触診検診 料 500 円	第 2 号	県内で検診車による女性に対するがん検診 を実施しているのは、財)香川県総合検診 協会のみであり、特に乳がん検診(マンモ グラフィ)が可能な検診車を所有してい るのは同法人しかいないため。
10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県立学校教職 員循環器検診 業務	財)香川県予防医学 協会 高松市伏石町 4 7 8	学校保健法 施行規則に よる 検診項目 35 歳未満 4,620 円 35 歳以上 7,308 円	第 2 号	本業務は学校敷地内で行う必要があること から、検診車により実施しなければならず、 県内でこの条件を満たす 2 者から見積書を 徴収し、より低い価格で見積りをした財) 香川県予防医学協会と契約を締結した。

10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県民体育大会 開催事業委託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	2,633,000	第 2 号	本事業は、?日本体育協会が開催している国民体育大会の香川県予選会を兼ねており、本県では同法人の加盟団体である財)香川県体育協会が国民体育大会関係事務の窓口になっていることから、同法人に委託することで円滑に実施することができるため。
10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 スポーツ団体 育成事業委託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	2,689,000	第 2 号	本事業は、財)香川県体育協会が統括するスポーツ少年団や同法人に加盟している各市町体育協会、各競技団体が実施する指導者研修や大会等により、県内の少年スポーツ及び地域スポーツの普及振興を図るものであり、その実施状況を把握し、各団体間の調整をすることが可能なのは同法人以外にないため。
10	教育委員会 保健体育課	国民体育大会 第 29 回四国 ブロック大会 開催事業委託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	3,500,000	第 2 号	本大会は財)日本体育協会が開催している国民体育大会の四国ブロック予選会であり、本県では同法人の加盟団体である財)香川県体育協会が主催者として大会運営を統括する立場にあることから、同法人に委託することで円滑に実施することができるため。
10	教育委員会 保健体育課	第 63 回国民 体育大会香川 県選手団派遣 事業(会期前 実施競技)委 託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	3,682,205	第 2 号	本事業は、国民体育大会への選手・監督等の派遣事業であり、エントリー手続等の窓口であるとともに、県内の競技団体を統括し、緊密な連絡調整ができる財)香川県体育協会に委託しなければ、円滑に実施することができないため。
10	教育委員会 保健体育課	第 64 回国民 体育大会冬季 大会香川県選 手団派遣事業 委託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	6,167,845	第 2 号	本事業は国民体育大会への選手・監督等の派遣事業であり、エントリー手続等の窓口であるとともに、県内の競技団体を統括し、緊密な連絡調整ができる財)香川県体育協会に委託しなければ、円滑に実施することができないため。

10	教育委員会 保健体育課	第 63 回国民 体育大会香川 県選手団派遣 事業委託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	28,962,385	第 2 号	本事業は、国民体育大会への選手・監督等の派遣事業であり、エントリー手続等の窓口であるとともに、県内の競技団体を統括し、緊密な連絡調整ができる財)香川県体育協会に委託しなければ、円滑に実施することができないため。
10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県立体育施設 整備等業務委 託	財)香川県体育協会 高松市西宝町 2 - 6 - 4 0	49,786,000	第 2 号	本業務は、総合運動公園内のスポーツ施設整備、総合水泳プールのトレーニング指導等であり、スポーツ指導の専門的知識を有するとともに、各施設の設備使用方法等を熟知した職員を雇用している財)香川県体育協会に委託することで円滑に実施することができるため。
10	教育委員会 保健体育課	平成 20 年度 県立学校教職 員循環器検診 業務	財)香川県予防医学 協会 高松市伏石町 4 7 8	学校保健法 施行規則に よる 検診項目 35 歳未満 4,620 円 35 歳以上 7,308 円	第 2 号	本業務は学校敷地内で行う必要があることから、検診車により実施しなければならず、県内でこの条件を満たす 2 者から見積書を徴収し、より低い価格で見積りをした財)香川県予防医学協会と契約を締結した。
11	警察本部 運転免許課	処分者等講習 業務委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	44,610,300	第 2 号	本業務は、道路交通法第 108 条の 2 及び同法施行規則第 38 条の 3 の規定に基づき、県公安委員会が認めたものでなければ実施できず、委託先が特定されるため。
11	警察本部 運転免許課	更新時講習業 務委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	57,577,300	第 2 号	本業務は、道路交通法第 108 条の 2 及び同法施行規則第 38 条の 3 の規定に基づき、県公安委員会が認めたものでなければ実施できず、委託先が特定されるため。
11	警察本部 運転免許課	実車指導講習 業務委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	1 人あたり 2,410 円	第 2 号	本業務は、道路交通法第 108 条の 2 及び同法施行規則第 38 条の 3 の規定に基づき、県公安委員会が認めたものでなければ実施できず、委託先が特定されるため。

11	警察本部 運転免許課	運転免許更新 情報提供業務 委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	1 人あたり 23,499 円	第 2 号	本業務は、道路交通法施行規則第 31 条の 4 の 2 の規定に基づき、県公安委員会が認め たものでなければ実施できず、委託先が特 定されるため。
11	警察本部 運転免許課	原付講習業務 委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	1 人あたり 3,640 円	第 2 号	本業務は、道路交通法第 108 条の 2 及び同 法施行規則第 38 条の 3 の規定に基づき、県 公安委員会が認めたものでなければ実施で きず、委託先が特定されるため。
11	警察本部 交通企画課	交通安全教育 隊業務委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	8,895,000	第 2 号	交通安全教育には、道路交通法規等に基づ く安全運転教育に関する相当高度な知識の ほか教育実績が必要であるが、他に県内には これら能力及び体制を有する法人がない ため。
11	警察本部 交通規制課	道路使用許可 調査業務委託	財)香川県交通安全 協会 高松市郷東町 142 番地 1	調査業務 1 件につき 1,400 円	第 2 号	本業務は、道路交通法第 108 条の 31 の規定 に基づき、県公安委員会が指定したもので なければ実施できず、委託先が特定される ため。
11	警察本部 交通規制課	道路交通情報 に関する業務 委託	財)日本道路交通情 報センター 東京都千代田区飯 田橋 1-5-10	14,889,000	第 2 号	本業務は、道路交通法施行規則第 38 条の 7 の規定に基づき、県公安委員会が認めたも のでなければ実施できず、委託先が特定さ れるため。

(注) 病院局の場合は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項中の第 2 号である。

第 2 節 個別検証

1. 政策部（文化振興課及び水資源対策課）

地方自治情報センター ・ 政策部自治振興課に係る契約は、2. 総務部で一括し
てまとめている。

1-1. 香川県県民ホール舞台業務委託

(1) 事業の概要

香川県と財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団（以下、置県財団）が締
結した、香川県民ホールの舞台業務委託契約（以下、当該委託事業という）に関し、
契約内容・随意契約とした理由・金額の適正性等の観点から監査を行った。

昭和63年、香川県民ホールが竣工した際に当該ホールを維持管理し運営するため、「財団法人香川県民ホール」を設立し業務を県から受託した。平成8年に「財団法人香川県民ホール」が置県財団に統合され、置県財団がその業務を引き継いだ。平成18年、指定管理者制度の導入により、当該ホールの管理運営業務は終了したが、舞台業務については、専門性があるために置県財団の受託業務として残っている。

置県財団は、自主的・創造的な芸術文化活動を助長し、もって香川県における個性豊かな文化の向上発展に寄与することを目的に県が設置しており、平成20年度の事業としては「香川県民ホール開館20周年記念事業 林康子オペラ 蝶々夫人」「第36回 全国アマチュア オーケストラ フェスティバル」などを主催している。他には、かがわ文化芸術祭を助成して各参加団体へ助成金を支出している。平成21年4月1日現在、役員は理事長、副理事長以下12名、監事2名、評議員14名、事務局担当5名、県民ホール担当8名により運営されている。役員については置県財団から報酬は支払われておらず、全員無報酬である。

当該委託事業の内容であるが、香川県民ホールで行われる各種催し物に関する舞台設備の維持管理及び運営を行うことであり、委託金額は平成20年度においては49,736,000円である。具体的には以下の業務を行っている。

①舞台装置の維持管理

利用団体からの様々な要望に応えながら公演等が支障なくおこなえるための、舞台の施設設備や機械器具の点検、音響操作卓やスピーカーの調整、調光卓及び各種照明ライトの点検・取替作業

②舞台運営業務

利用団体と打ち合せを十分に行い、安全に配慮しながら、利用団体の希望に沿った公演が実施できるための舞台装置運営業務

③業務実施に当たっての指定管理者との連携

④その他、舞台業務に当たって必要な業務

当該委託事業を行うにあたり、置県財団と随意契約を行う理由は、置県財団の職員は舞台業務に必要な国家資格を有するなど舞台技術のレベルが高いこと、及び県民ホールの舞台機構等を熟知し複雑な舞台装置を使用する公演でも確実に対応できること、などと説明されている。

平成18年度からは香川県民ホールは指定管理者が管理運営を行うこととされているが、指定管理者の業務は「施設の維持管理と業務の管理」に限定されており、舞台業務は指定管理者が行う業務からは除外されている。除外している理由は、舞台業務については公演する人との意思疎通が必要であり、また舞台装置などの操作には熟練した技術が必要であり指定管理者では対応できないため、と説明されている。

(2) 置県財団の決算内容

置県財団の資産・負債の概要は以下のとおりである。

項目	内 訳	目 的	金 額
資産	普通預金	決済用	27,845,946 円
	公債・国債	基本財産	976,442,902 円
	定期預金	基本財産	10,000,000 円
	普通預金、定期預金	退職金目的	19,051,088 円
	その他		22,400 円
負債	未払金、等		1,875,958 円
	退職給付引当金	退職金目的	19,051,088 円
正味財産			1,012,435,290 円

置県財団の損益状況の概要は以下のとおりである。

項目	内 訳	金 額
収益	利息収入	11,172,291 円
	県からの委託収入	47,422,584 円
	その他	59,497 円
費用	事業費	45,186,684 円
	管理費	5,112,088 円
差引		△ 19,401,362 円
	期首正味財産残高	1,031,836,652 円
	期末正味財産残高	1,012,435,290 円

上記のように、置県財団の損益状況は、今年は約 1940 万円の赤字であり前期までの正味財産を減少させている。しかしながら現状では基本財産を約 2600 万円上回っている状況である。基本財産として約 10 億円の現金及び現金等価物を有している。

(3) 監査結果及び意見

「芸術」とは莫大な資金が必要になるもので、それゆえ古来、芸術は富裕層の後ろ盾により育ってきた。ルネッサンス期におけるメディチ家にみられるように、多くの才ある芸術家の裏には、それを支える大富豪の存在がある。民間ではよほどの資金力のある企業でなければ芸術の振興に寄与することはできないであろう。したがってこのような分野、いわゆる儲からないが必要な事業こそ行政がその役割を果たすべきである。香川県では平成 20 年を文化芸術振興元年と位置づけ、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間に文化芸術を振興するために重点的に取り組む事業

などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」を策定し、その中で県と置県財団の位置づけを明らかにして事業を行っている。

芸術文化振興における置県財団の役割は評価すべきものであるが、以下の課題が指摘できる。

1) 県からの委託費の内容について

県から支出されている委託費、約4,700万円の内訳の大部分が舞台装置の維持・運営を行う県民ホール担当者の人件費である。香川県民ホールは指定管理業者による管理運営が行われており、あえて舞台装置の維持・運営業務を指定管理者業務から除外し、別途、置県財団に委託費用として支出すべきものであろうか、という疑問が生じる。

この点に関し、県及び置県財団側の見解としては、現在の県民ホール担当者の舞台装置運営に係る技術レベルは高度であり香川県の芸術文化活動の一翼を担っていること、このような高い舞台装置技術をもった担当者は他で見出すことは困難であること、及び県が委託費として人件費を負担しているために利用者が低価格により香川県民ホールを利用できる、というメリットがあると説明している。一方、置県財団が県民ホール担当者を維持することにより、担当者の人件費（退職金負担も含めて）が県民負担として課せられることも事実である。

以上を考えるに、県民ホール担当者についての今後の処遇をどうすべきか、県及び置県財団は長期的な視点に立って考えるべきであろう。世代交代をしながら県民ホール担当者を維持していくべきか、自然減をしながら外注化していくか、他の財団に属する専門職とあわせて別に受け皿としての組織を作るか。公益法人改革と併せて検討すべき課題である。

(意見)

県民ホール舞台業務は置県財団が専任職員を有して業務を受託しているが、現状のメリット、デメリットを再点検し、中長期的に置県財団への舞台業務委託を継続するか否か検討するのが望ましい。

1-2. 水道用原水調整池連絡道路整備事業委託

(1) 事業の概要

独立行政法人水資源機構香川用水総合事業所（以下、水資源機構）と香川県が締結した水道用原水調整池連絡道路整備事業委託（以下、当該事業という）に関し、契約内容・随意契約とした理由・金額の適正性等の観点から監査を行った。当該事業の内容は、香川県の渇水対策の一環として三豊市山本町神田地内に調整池が建設される工事過程において、調整池ができるために分断される市道（旧山本町神田地区から旧財田町財田上地区とを連絡）の代替道路として、調整池の周辺地に連絡道

路を新たに設置するための工事の一部を香川県が負担するものである。道路建設業者との契約は水資源機構が行い、香川県ではその工事契約金額の 3/7 を負担した。3/7 の根拠であるが、従来幅員 4 m であった市道を 7 m に拡幅しての工事であるため、水資源機構は従来の 4 m 部分、香川県は拡大された 3 m 部分の工事費用を負担することとしたためである。当該連絡道路は県道として整備したが、現在は管理を市に移管したため市道となっている。この事業の委託金額は、53,974,650 円（当初契約額 54,843,300 円）である。

当該事業を水資源機構と随意契約した理由は、上記のように発注元は水資源機構であり、香川県は拡大した 3 m 部分についてのみ工事代金の一部負担をする契約であるため、香川県が別途、3 m 部分を業者と契約することは一般常識的にも不合理なことである。従って水資源機構と随意契約することが合理的である、と判断したことによる。

(2) 監査結果及び意見

特になし

2. 総務部

2-1. 地方自治情報センター 政策部自治振興課・総務部税務課

(1) 事業の概要

政策部自治振興課及び総務部税務課が、財団法人地方自治情報センター（以下、自治センターという）に委託している「たばこ流通情報管理システムの運用業務委託」等、以下の 5 つの委託契約に関し監査を行った。委託事業の概要に関しては以下のとおりである。

	委託契約	委託業務内容	委託金額
政策部自治振興課	市町分普通交付税算定事務及び市町分特例交付金算定事務の電算処理業務委託	自治センターでは、市町村分普通交付税算定事務及び市町村分地方特例交付金算定事務処理を行っている。香川県は算定用データを提供し、地方自治センターはこれを処理し、出力結果表及びそのデータを香川県に提供する。自治センターでは市町村分普通交付税等算定に用いる基礎数値データを 5 年間保存し、実施要綱・別表に定める電算処理出力帳票一覧を県に納入する。	2,934,120 円 (平成 20 年度支払総額)
	都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託	自治センターは香川県が運用している住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な運用を図るため、当該システムの監視及び保守業務を行っている。委託費用の内訳は、通信回線の資料、機器の使用料、ファイヤウォールの使用料・保守料、機器更新費である。	19,589,039 円
	たばこ流通情報	自治センターは、地方たばこ税の適正な課税の実施に寄与するた	

総務部 税務課	管理システムの運用業務委託	め、納税義務者より都道府県へ提出される「道府県たばこ税申告書及び修正申告書」等の資料を電子計算機により一元的に処理している。具体的には、全国レベルにおける製造たばこの流通情報を内容とする管理資料を作成するための「管理資料一覧表」の作成、各種マスタファイルの作成、適宜更新処理を行う。	1,466,640 円
	軽油流通情報管理システムの運用業務委託	自治センターでは、軽油流通情報管理システムを運用し、香川県から送付される元売・特約業者等の軽油引取税に係る申告書と納入数量明細書及び受払い等の数量報告書等のデータ管理を行っている。当該システムにより、各都道府県との間での事業者の営業の開廃、異動状況及び申告書等の数量等の更新、照会等並びに受払い等の数量報告を関係都道府県へ通知している。	5,081,160 円
	自動車税分配情報の作成業務委託	自治センターでは、自動車税の賦課徴収のため必要とする情報を香川県の使用するシステムに適合する形式に処理し、分配情報として香川県に自動車税分配情報、県外移転・抹消情報を納入している。納品書には分配情報件数、県外移転情報件数、情報期間、作成年月日が記載されている。自動車税分配情報作成単価は1件当たり12.6円、県外移転情報蓄積システム維持管理単価は1件当たり2.1円である。	4,110,930 円 (平成20年度支払総額)

(2) 自治センターの決算内容

自治センターの平成21年3月31日現在の決算概要は以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
現金・預金	2,648,025	流動負債	3,742,893
その他流動資産	1,490,739	固定負債	2,043,118
基本財産(投資有価証券・預金)	524,000		
特定資産	1,542,600	正味財産	2,906,416
固定資産	2,487,063		
資産合計	8,692,427	負債・正味財産合計	8,692,427

収支計算書 (単位：千円)

科目	金額
事業活動収入	13,410,779
事業活動支出	13,351,736
事業活動収支差額	50,043
投資活動収入	55,439
投資活動支出	233,258
投資活動収支差額	△177,819
当期収支差額	△127,776
前期繰越収支差額	883,028
次期繰越収支差額	755,251

(3) 監査の結果及び意見

1) 随意契約の妥当性

「自動車税分配情報の作成業務委託」とは、簡単にいえば自動車所有者に課税される自動車税の計算の基礎となる自動車登録情報の作成を委託する作業である。自動車税は車両登録された都道府県に納付する都道府県税である。車種により税額も決まっており、税額計算に見解の相違が生じない簡単な税制である。しかし自動車は転勤あるいは買換え等により県をまたがって移動し、県外で移転・変更・抹消等の登録をすることが頻繁に生じる。県外で抹消登録された場合には自動車税を課税した県で月割り計算する必要があるなど、課税データを適正に整備するためには、移動の履歴を追跡する必要がある。仮に各都道府県が各自の単独システムで運用した場合には、県外で登録された内容を把握できず、課税誤りが生じる可能性がある。そのために全国共通のシステムを構築し、全国ベースで自動車の新規登録から抹消までの履歴管理をすることは必要かつ重要なことであり、当該システムは自動車税徴収の立場からは、なくてはならないシステムである。

他の4委託業務で利用しているシステムも同様で、全国の自治体が共通して運用・使用しないと、まったく機能せずに使い物にならないこと、及びこのようなシステムは自治体の業務でしか使用しないシステムであり他業者との競争原理を働かせられないものである。従って自治センターが所有するこれらのシステムを利用するしかなく、随意契約となることは当然であると判断する。

2) 委託金額と自治センターの業務の妥当性

自治センターに対する委託金額と自治センターの業務内容に関しては以下の疑問点が指摘できる。

①自治センターには香川県は正会員として年間180万円の会費を支払っている。にもかかわらず、上記5システムの運用費等として使用料を支払っている。2重の負

担を県に押しつけているとの印象を禁じえない。

②自治センターへ支払う運営費等の積算根拠に香川県は納得しているのだろうか。また、他都道府県の意見はどうであろうか。委託金額が妥当かどうかの判断基準として役務の提供度合いによる算定は困難であろう。しかしながら自治センターの優良な財務内容から判断するに、決して委託金額が低いものではなかったということが断定できるであろう。

全都道府県の財政が逼迫している一方で、自治センターは平成 20 年度には 5000 万円の事業活動利益を計上し、7 億 5 千万円の繰越利益を有し、自己資本率も 33% という優良な財務内容である。自治センターの理事・監事・評議員には全国の都道府県・市町村の首長や職員が就任している。さらに、自治センター設立時には香川県から拠出金として 200 万円（昭和 45 年当時。現在の貨幣価値に直すと 1000 万円以上であろう）拠出している。このように香川県も深くかかわっている財団であるのだから、各理事あるいは評議員等が連携して、自治センターに対してコスト削減等、経営面での提言を大いにすべきである。

3) 軽油引取税の課税体系について

軽油引取税は流通課税であり業者に納入する毎に、特別徴収義務者が香川県に申告書を提出し、申告書等のデータを県が県の税務システム及び上記システムに入力して課税計算及び軽油引取データの全国突合をするという仕組みになっている。船の燃料として利用したならば免税となるなど、運用上、大変複雑で手間のかかる税制である。

一方、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税）は蔵出し課税とあって、元売業者からガソリンの出荷をする時点のみ課税される簡単な税制になっている。軽油引取税はガソリン税と比較して課税体系が複雑で、徴税コストが高いとともに、課税の補足が困難である税制といえる。

ガソリン税と軽油引取税で課税体系がどうして異なるのか、法律制定当時何らかの理由はあったのであろうが、現在のように複雑な経済体制の中では、もっと簡素な課税体系に組み替えた方がいいのではないだろうか。これは地方税法改正にもつながるもので香川県のみで解決できるものではないが、他県の知事などとも連携して簡素な税制実現に向けて国に働きかけることを考えるべきであろう。

(意見)

1) 自治センターに対して、システム運用のコスト負担を削減するよう、強く要求し交渉すべきである。そのために他の都道府県とも連携すべきである。

2-2. 職員健康診断

香川県が県職員に対して行う健康診断のうち、下記の 6 事業について監査を行っ

た。この6事業は金額、相手先及び業務内容を考慮した上で選定している。

(1) 事業の概要

契約業務名	相手先及び金額	委託内容	随意契約の理由
メンタルヘルス対策等業務委託	<p><相手先> 財団法人 香川県職員互助会</p> <p><委託金額> 6,711,000 円</p>	<p>次に掲げる事項に関しての相談、指導、研修、調査、啓発等の業務</p> <p>1)職員健康管理審査会(うち精神に関するもの)</p> <p>2)ストレス対策</p> <p>3)精神保健相談</p> <p>4)安全衛生教育・啓発活動</p> <p>その他</p>	<p>職員互助会には、メンタルヘルス対策関係事業について、長年の業務実績に基づくノウハウが蓄積されており、また、事業の継続性や職員の個人情報保護という観点を考慮し職員互助会に業務を遂行させることが最も適当と判断したため</p>
大腸がん検診	<p><相手先> 財団法人 香川県総合健診協会</p> <p><金額> 1,344,000 円 (予定)</p>	<p>県は職員の所属ごとの人数を記した一覧表を検診実施前に香川県総合健診協会に提出し、同協会では検体採取容器及び問診表を県に送付することにより診断を実施する</p> <p>検診の手数料は 1550 円/人</p>	<p>職員の所属部署まで検体を回収することが可能である検診機関を選定した結果、総合健診協会以外には存在しない。価格面でも妥当であることなどを総合的に勘案した結果、単独随意契約とした</p>
健康度測定診断	<p><相手先> 財団法人 三宅医学研究所</p> <p><金額> 4,572,000 円 (予定)</p>	<p>身体計測(肥満度・BMI)、血圧、眼底カメラ、尿検査、胸部X線検査、心電図、血液検査、肝機能、腎機能などの検査及び運動機能検査を実施</p> <p>診断の手数料は受診者1人当たり13,000円。うち12,000円を県が、1,000円は本人が負担</p>	<p>健康度測定診断は、財団法人かがわ健康福祉機構の香川県健康増進センターにおいて実施していたが、平成17年3月31日をもって閉鎖されたため、左記項目を実施できる健診機関等を調査したところ、三宅医学研究所のみが要件を満たしたため</p>
職員健康診断データ管理事業	<p><相手先> 瀬戸健診クリニック</p> <p><金額> 1,640,000 円</p>	<p>健康診断データを統一的に整備し、一元管理することにより、経年的視点から総合判定が行える健康情報の管理及び健康指導に関する資料を作成して提供する。具体的には、雇入</p>	<p>各種健康診断の受診後のデータを一元的に管理し、個人の経年的な比較等により保健指導等に活用する目的である。健康診断実施後のデータを一元的に管理する能力がある医療機関は瀬戸健診クリニック以</p>

	(予定)	時健康診断、一般健康診断、循環器等健康診断、健康度測定診断、がん検診などのデータを管理する 管理手数料は、980 円/人で、県は 560 円/人の負担。残額は地方職員共済組合香川県支部が負担している	外には存在しないため、単独随意契約とした
循環器等健康診断等	<相手先> 瀬戸健診クリニック <金額> 28,157,000 円 (予定)	県が指定する職員を対象に循環器等健康診断、一般健康診断、胃がん検診、肺がん検診及びVDT作業従事者健康診断を実施する	以下の理由による。 ・県が個人の健康指導に活用するためにデータの一元管理ができる診療機関であること ・他診療機関で実施した場合には、瀬戸健診クリニックでのデータ管理に手数料が必要であること ・瀬戸健診クリニックでは巡回バスによる検診ができるため、職員の利便性が高いこと
ハチ毒アレルギー抗体検査実施	<相手先> 地方職員共済組合 香川県支部 <金額> 2,163,000 円 (予定)	県が指定する職員を対象に、特異的 I g E 検査 (ミツバチ・スズメバチ・アシナガバチを対象) を実施する	検査初年度のため希望者数が多いことと、夏までに検査を終える必要があるため、業務の調整を行いながら短期間で検査を実施・終了する必要がある。そのような医療機関は地方職員共済組合 香川県支部だけであるため

(2) 監査の結果及び意見

健康診断に関しては職員の健康管理という労働安全衛生及び福利厚生観点から実施すべきものであり、その費用を雇用主である県が一部あるいは全部負担することに問題はない。

しかしながら、以下の事項に改善を要すると考えられる。

1) 職員の健康管理データの一元管理

職員健康診断データ管理一元化事業に係るデータ（瀬戸健診クリニックが健診機関として管理しているデータを除く。以下、同じ）の所有権は県に所属するものである、と明確に契約書で定めるべきである。職員健康診断データ管理一元化事業実

施契約書 第 16 条において「契約解除時の資料等の返還」が定められているが、データ管理はシステムにて行われているはずであるから、データの安全性からのバックアップデータは存在するはずである。契約解除後の個人情報保護の観点及び瀬戸健診クリニックにおけるバックアップデータを利用したの診療行為防止のためにも、契約解除時には職員健康診断データ管理一元化事業に係るデータについては、バックアップデータを含む健康情報等の資料を返還させることを明記するべきである。

2) 健康度測定診断

三宅医学研究所と随意契約していた理由は、一般的な健康診断に加えて運動機能検査を同時に行うことができる健診機関が、平成 20 年 11 月 26 日の香川成人医学研究所の専用施設開設まで、三宅医学研究所以外になかったためである。平成 21 年度は香川成人医学研究所と公募により随意契約し、健康診断料金は 12,000 円から 9,300 円に下がっている。

平成 20 年度までは、やむをえない措置と考えるが、今後は一般競争入札を行うべきである。

3) 循環器等健康診断等実施

健康診断内容から判断して、瀬戸健診クリニックと随意契約をすることの妥当性は疑問である。一般健康診断、胃がん検診、肺がん検診及び VDT 作業従事者健康診断等は他の医療機関でも健康診断可能であり、検診車を有している医療機関も他にもある。瀬戸健診クリニックと随意契約にする理由は乏しいと考えられ、一般競争入札を原則とすべきである。また、県が瀬戸健診クリニックと随意契約を締結する理由の中で、「データ管理の手数料が必要である」という理由はもっともであるが、手数料を支払ってでも他の医療機関での健康診断が廉価であれば、結果的に財政削減につながる可能性がある。

(意見)

- 1) 職員の健康診断をする医療機関については、一般競争入札を原則とすべきである。
- 2) 瀬戸健診クリニックが保管している職員健康診断データ管理一元化事業に係るデータ（瀬戸健診クリニックが健診機関として管理しているデータを除く。以下、同じ）の所有権及び契約解除時の扱いを明確にした契約が必要である。

2-3. 人権・同和政策課

検証対象委託契約

契約名	契約先	契約金額 (円)	契約方法
地区改善事業業務委託	自由同和会香川県本部	8,360,000	単独随意契約
地区改善事業業務委託	部落解放同盟香川県連合会	15,469,000	単独随意契約

地域啓発活動促進事業 業務委託	部落解放同盟香川県連合会	2,187,000	単独随意契約
香川県人権啓発展示室 管理運営等委託	特定非営利活動法人香川人権 研究所	5,897,000	単独随意契約

2-3-1. 地区改善事業業務委託

(1) 事業概要

地区改善事業業務として以下の内容の業務を、自由同和会香川県本部及び部落解放同盟香川県連合会へ業務委託されたものである。

- ・地区就労支援・指導業務
- ・生活相談・支援業務
- ・同和行政推進指導業務
- ・同和問題啓発業務

(2) 平成19年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況

項目	指摘事項（要約）	講じた措置等
地区改善委託事業の内容把握	平成16年度までは、地区改善委託事業がどのように実施されたかを任意の資料や聞き取り等で確認していたとのことであったが、実績が客観的に確認できる報告書を求めないまま、継続して随意契約による委託が行われる状況にあった。また、相談支援事業を実施した結果、改善したという報告割合が低いので、その原因等を報告させた上で、改善を求めるべきである。	平成20年度より要綱を改正し、地区の状況がより把握できる報告書に内容を改め、未解決の原因等の報告を受けるように対処した。その上で、今後の改善策を検討していく。
地区改善委託事業費の適正化	地区改善委託事業を本来香川県が行わなければならないところを、民間運動団体に事業委託をせざるを得ないとして、その事業のために必要な人件費を委託費の中から支払うべきことは当然であるとしても、委託事業の内容及びその指導回数・件数と職員数との関連が明らかになっていない。	残された課題の解決のために、地区就労支援・指導事業など地区住民の自立意欲の向上に向けた委託事業は必要であり、そのためには専任職員は欠かせない人員である。平成22年度までに事業の内容など委託事業のあり方について検討する。

平成20年度における具体的な内容

1) 地区改善委託事業の内容把握について

「地区改善事業 完了報告書」の作成、検証を実施した。

2) 地区改善委託事業費の適正化について

平成22年度までに、地区改善事業完了報告書等により相談件数、問題解決件数、指導件数、研修会件数などのデータを集積・分析しながら、事務局費のあり方も含めて、現在検討中である。

(3) 監査結果及び意見

平成19年度の包括外部監査の指摘にあるように、平成22年度までに地区改善事業完了報告書等により相談件数、問題解決件数、指導件数、研修会件数などのデータを集積・分析しながら、事務局費のあり方も含めて見直しを行っておりその推移を見守りたい。

2-3-2. 地域啓発活動促進事業業務委託

(1) 事業概要

地域啓発活動促進事業業務として、地区住民の自立意欲の助長を図るため、指導員を各地区へ派遣し、地域啓発活動を促進する。

平成19年度包括外部監査の指摘及び意見を参考にし、地区改善事業に類似した事業でもあり、平成20年度で終了し、平成21年度以降は廃止された。

2-3-3. 香川県人権啓発展示室管理運営等委託

(1) 概要

県は部落解放同盟香川県連合会（建物所有者）より貸与を受け、展示室を整備した後、特定非営利活動法人香川人権研究所へ管理委託したものである。

業務は香川県人権啓発展示室に関し、以下の内容の業務を委託している。

1) 管理運営に関すること

①展示室の維持管理

②展示室の運営

2) 展示室の活用に関する業務

①特別企画展の開催（年1回）

②親子人権教室の実施

③月間企画展の開催

④啓発ビデオ・図書の貸出及び管理

3) 利用促進に関する業務

周知、ニュースレターその他情報提供 など

年度	来館者数（人）
平成15年度	1,325
平成16年度	1,127
平成17年度	1,801
平成18年度	2,097
平成19年度	1,923
平成20年度	2,657

なお、来館者の約8割が、人権問題に関する研修や講義の受講であり、人権啓発展示室を活用した人権・同和問題啓発研修の企画運営、実施に関する事業が主たる事業の一つとなっているのが現状である。

(2) 監査結果及び意見

来館者は以上のおりであり、事業効率が良いとはいえない。より一層の効果的な施設活用が望まれる。

また、業務委託の仕様書の中に、現在主たる事業の一つとなっている「人権啓発展示室を活用した人権・同和問題啓発研修の企画運営、実施に関する事業」を明記すべきである。

(意見)

1) 来館者は増加傾向にあるといえども、事業効率が良いとはいえない。より一層の効果的な施設活用が望まれる。

(結果)

2) 業務委託の仕様書の中に、現在主たる事業の一つとなっている「人権啓発展示室を活用した人権・同和問題啓発研修の企画運営、実施に関する事業」を明記すべきである。

2-4. 香川県防災ヘリコプター運航管理業務

(1) 概要

1) 選定理由

単独随意契約が継続されているため

2) 過去の契約状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
契約方法	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約	単独随意契約
委託先	四国航空(株)	四国航空(株)	四国航空(株)	四国航空(株)
委託金額 A	116,092,200	112,893,900	110,061,000	109,099,620

3) 平成20年度の契約内容

契約方法 単独随意契約

単独随意契約理由 当該団体等の有する施設・設備に特に着目して、その処理に高度の専門性（知識、技術、経験）を必要とする業務を当該団体等に委託するもの 「契約事務マニュアル」 香川県出納局

予定価格の算定方法 単独の参考見積書により算定

4) 監査の方法

随意契約とすることの合理性については、理由、根拠法令などをもとに、契約方法、業務実施状況については契約チェックリスト、業務委託契約書、業務完了報告書などをもとに、予定価格の算定方法については予定価格見積書、見積金額算定根拠などをもとにその妥当性を検討した。

5) 監査結果及び意見

ヘリコプター運航管理業務を行っている業者が県内には他にないため一社随意契約となっており、予定価格の算定方法も同社の単独参考見積書によらざるを得ないため、結果的に予定価格と委託契約金額はほぼ同額となっても致し方ない。但し予定価格、見積書の妥当性については、特に金額中人件費が約77%を占めているが、この一因は操縦士2.1人、整備士2.6人、運航管理1.7人を配置しているためであり、仕様書での一名以上としていることとの整合性について検討した。理由は休日祭日も待機しておく必要があること（これにより0.7人余分に必要）の他、災害時の長時間運航のためのローテーション体制の確保（0.4人分）、各種通報業務に伴う支援業務、防災機の点検業務（0.5人分）などのために必要であるとしているが、実際の長時間運航、支援業務を把握した上で人員配置の妥当性を検証する必要があるものと考える。

一般管理費を直接費合計の18%としている根拠については、平成18年度販売費一般管理費の実績を売上高で除した額が21%であったことから、前年どおりの18%で計上したとのことであるが、金額が15,960千円と多額であり、一般管理費には固定費の性質を持つもの（役員報酬、減価償却費、賃借料）や運航管理業務に関連のないものも含まれていると考えられ、実際発生率に応じて必ずしも全額負担すべき性質のものではないことなどから、一般管理費計上の妥当性についてもう少し詳細に検討してもよいのではないかと考える。

また、平成19年度実績で委託料のみで110,061千円÷255時間＝431千円/時間のコストがかかっていることの妥当性（機体償却費、燃料費など以外）については、担当課にて分析評価し、その必要性を説明できるようにしなければならない。

(意見)

1) 一般管理費の比率について

一般管理費を直接費合計の18%としている根拠については、平成18年度販売費一般管理費の実績を売上高で除した額が21%であったことから、前年どおりの18%で計上したとのことであるが、金額が15,960千円と多額であり、一般管理費には固定費の性質を持つもの（役員報酬、減価償却費、賃借料）や運航管理業務に関連のないものも含まれていると考えられ、実際発生率に応じて必ずしも全額負担すべき性質のものではないことなどから、一般管理費計上の妥当性についてもう少し詳細に検討してもよいのではないかと考える。

2) 効果の分析評価について

19年実績で委託料のみで110,061千円÷255時間＝431千円/時間のコストがかかっていることの妥当性（機体償却費、燃料費など以外で）については、担当課にて分析評価し、その必要性を説明できるようにしなければならない。

3. 環境森林部

3-1. 森林の整備保全に関する事業

(1) 事業の概要

香川県環境森林部各林業事務所が香川県森林組合連合会、香川東部森林組合、香川西部森林組合、仲南町森林組合及び土庄町森林組合と締結した治山保育事業、森林荒廃地緊急整備事業、離島振興保安林改良事業、水源地流域広域保全事業、松くい虫防除事業の各事業に関しての監査を行った。香川県森林組合連合会とは森林組合法に基づく団体で、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図るための事業等を行う団体である。現在香川県ではその下部団体として、森林組合があり、香川東部森林組合の他、上記3団体を含む全8団体で構成されている。

今回監査を行った事業の概要について下記に説明する。

満濃池森林公園松くい虫防除事業とは、満濃池森林公園の樹幹注入対象区域内において正常に生育している直径15cm以上の松に対して、松くい虫の被害を防止するために「グリーンガード Neo またはショットワン・ツー液剤、マツガード」の薬剤を注入するための作業である。対象となる事業本数は1,067本で、薬剤本数は2,729本である。この事業は、毎年対象範囲を設定し、対象となる松の測定を行った上で調査野帳を作成し、その調査野帳に基づいて県担当者が指示して樹幹注入作業を行うこととなっている。薬剤は1本当たり3,290円で、約4年間効果が持続するとされている。

離島振興保安林改良事業とは、離島振興法で指定された離島地域で、森林所有者等の責に帰しえない原因で保安林が被災され、あるいは林況が著しく悪化し、保安林の指定目的が果しえられない箇所に編柵工・排水工などの簡易施設を組み合わせて

て植栽を行い、林況を復旧する事業である。具体的には直島町で生じた山火事の復旧作業を行っている。

治山保育事業とは、治山事業施行地の森林・水源地域の機能が低位な保安林等を対象とし、その健全な成長を促進させるため、Ⅷ齢級（防災林造成事業施行地にあつてはⅨ齢級）までの林分において下刈・追肥・雪起し・除伐・本数調整伐・受光伐・つる切り・枝落し（複層林にあつては上層林の枝落しを含む。）・部分補植等を行う事業である。ただし自然条件等から機能が低位であつて、継続して保育を実施する必要がある場合については、Ⅻ齢級（防災林造成事業施行地にあつてはⅩⅢ齢級）までの林分を対象としている。

水源流域広域保全事業とは、ダム上流等の水資源の確保上重要な水源地域において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地・荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施する事業である。

保安林改良事業とは、松くい虫の被害等による荒廃した保安林に改植及び筋工を施工することにより、機能回復を図り健全な保安林に復旧するための事業である。これは森林が有する重要な機能である県土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全など多様な機能を維持回復されるために実施する事業である。

なお、今回は平成 20 年度において県が各森林組合に委託した事業のうち、金額の重要性、地域性、等を考慮して以下の 10 の委託契約を選択して包括外部監査を行った。

契約名称	相手先	委託料	事業内容
平成 20 年度満濃池森林公園松くい虫防除（樹幹注入）事業	香川県森林組合連合会	8,986,950 円	満濃池森林公園内の松くい虫の被害を防止するため、正常に生育している松に薬剤注入をおこなうもの
NO.1 離島振興保安林改良事業	香川県森林組合連合会	48,300,000 円	離島における保安林を改良するため、長期間にわたる森林造成の一環として植栽を行うもの
NO.8-1 保育事業	香川西部森林組合	13,020,000 円	長期間に亘る森林造成の一環として植栽地における下草刈を行うもの
NO.10-2 保育事業	香川西部森林組合	8,452,500 円	長期間に亘る森林造成の一環として保育作業を行うもの
NO.9-2 保育事業	香川西部森林組合	6,982,500 円	長期間に亘る森林造成の一環として保育作業を行うもの
NO.7 保育事業	香川西部森林組合	3,748,500 円	長期間に亘る森林造成の一環として植栽地における下草刈を行うもの

NO. 8-2 保育事業	香川西部森林組合	2,572,500 円	長期間に亘る森林造成の一環として保育作業を行うもの
NO. 1-3 水源流域広域保全事業	香川東部森林組合	47,880,000 円	水源流域を広域的に保全するため、長期間にわたる森林造成の一環として植栽等を行うもの
NO. 2-3 水源流域広域保全事業	香川東部森林組合	44,047,500 円	水源流域を広域的に保全するため、長期間にわたる森林造成の一環として植栽等を行うもの
NO. 5 保安林改良事業	仲南町森林組合	16,170,000 円	保安林を改良するため、長期間に亘る森林造成の一環として植栽等を行うもの

(2) 治山事業についての説明

森林には水量を調節し、ろ過をすることによってきれいな水にするかん養という機能や山地災害の防止、二酸化炭素を吸収し炭素を固定して貯蔵することによる地球温暖化を防止する機能、風害や潮害を防止する機能がある。このような森林は国有林とそれ以外の私有森林に分類される。私有林は民間の個人・法人が所有する森林と県市町が所有する森林の 2 種類ある。また別の視点からは保安林とそれ以外の森林に分けられる。保安林とは国や県が森林の中で、住民の生活に特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し、その働きが維持できるように伐採等を制限し手入れ等を行うなどにより、その機能を維持できるように管理している森林である。保安林には 17 種類あるが、香川県では「水源かん養保安林」「土砂流出防備保安林」「土砂崩壊防止保安林」について、民間所有の森林ではあるが県の事業として保安林整備事業を行っている。

(3) 監査の結果及び意見

1) 森林組合と随意契約をする妥当性

香川県での私有林は約 8 万 ha、国有林は約 1 万 ha、私有林のうち保安林は約 3 万 ha、国有林の多くは保安林である。香川県は山林の面積も少なく、産業活動としての山林は当県では、極めて少ない。ただし、前述のように山林には県土あるいは県民の生活環境を守るという重要な機能をもっている。上記委託事業は森林造成作業として、地ごしらえ作業・植栽・下刈り・除伐・枝うち（香川県では行っていない）・間伐の一連の作業を行うものであるが、当該事業は経験と豊富な専門技術が必要であり、県内森林の環境にも精通している必要がある。森林環境を守ることは県の重要な仕事であり、その仕事を山の専門家である森林組合に委託することに問題はないと考える。

2) 委託事業の結果

上記、委託作業の結果については、事業終了後、委託先事業者が竣工届を作成して県の担当林業事務所に提出する。県では竣工検査復命書を作成すると同時に、検査員が現地に行って実際の作業状況を確認している。報告書には報告書とともに作業状況が確認できる写真の添付されており、我々包括外部監査人も作業内容の確認をした。問題なしと考える。

3) 森林維持のためのコスト負担

民有林は個人等の所有物であり本来ならば所有者が維持管理すべきものである。しかしながら山間部から人が流出して平野部で生活すると、森林の所有者であったとしても、その管理はおろそかになりがちになる。さらに維持管理に必要な費用負担も一所有者にとって決して軽いものではないという現実がある（県の委託事業においても一事業で数百万円必要となっている）。

一方森林は我々人類全体にとって大きな役割を果たしている存在であり、その維持管理はどんなことがあってもおろそかにはできないことは疑いのない事実である。森林の維持管理には長期間にわたっての過酷な作業を行う必要があり、これをひとえに一所有者のみに負担させていいのかという問題がある。そして森林管理の便益は間接的ながらも我々住民全体が、その恩恵を受けている。

このような観点から、県では個人等所有の森林であっても、保安林については県の費用により上記の維持管理事業を各森林組合に委託して行っている。その代償として、保安林所有者に対しては保安林の行為制限が加えられている。個人等の所有物ではあるが立木を伐採する際には県知事の許可等が必要であり、伐採後は植林を義務付けられているなどの措置がとられている。

しかしながら、制限があるといっても許可をうければ伐採しそれを換金することもできる（伐採後は自己の責任で植林すれば問題はない）。となれば、県の費用を使って自己の便益を享受していることとなる。さらには保安林所有者には固定資産税の減免、相続税の軽減などのメリットもある。これも他の県民から見たら不公平感を抱くこともあろう。保安林所有者にも一定の負担が必要ではないかとも考えられる。

保安林所有者の負担をどうすべきかと考えると同時に、森林は我々県民全体で保護し育成する義務があるとの視点から考えて、香川県においても他県でも採用している森林環境税の導入を検討するべきではないだろうか。仮に香川県で納税義務者1人（法人）あたり500円徴収すれば、約2億5千万円の税収になる。これは、年間の森林整備保全予算の1/2にあたる。県民全体で森林保護のために一定の負担をすべきではないだろうか。加えて、民間所有には市町も含まれている。市町所有の保安林の維持管理が県負担（国からの助成金が1/2ある）により行われていることは問題である。市町所有の保安林の維持管理費用については所有者である市町が一定の負

担をすべきであろう。

4) 今後の森林整備における課題

数十年来、森林地帯の過疎の問題が社会的にも大きく取り上げられている。森林から人が去り、山に入る人も少なくなり、森林の維持管理に関してのノウハウを持つ人材も高齢化のために減少しているのが現実である。県に対しては将来においても健全な森林が維持できるための人材確保など、早急の対応をお願いしたい。そのための予算確保を優先的に考えるべきである。

(意見)

- 1) 森林の維持管理のため、香川県でも森林環境税の導入を考えるべきである。
- 2) 市町所有の保安林の整備事業については、当該市町が整備事業に要する費用の一部について、相応の負担をすべきである。
- 3) 森林維持管理に従事する事業者及び後継者の確保を早急に図るべきである。

4. 健康福祉部

4-1. 休日歯科診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業委託

(1) 事業の概要

香川県は社団法人高松市歯科医師会(以下、市歯科医師会という)に対し、日曜日・国民の祝日及び休日並びに年末年始の日の午前9時から午後4時まで歯科診療を行う休日歯科診療と、法定心身障害児(者)を対象に週2日以上歯科診療日に午前10時から午後4時まで歯科診療業務を行う心身障害児(者)の歯科診療(以下、当該事業という)を委託している。平成20年度の委託料は、15,000,000円である。

市歯科医師会は当該事業に係る医療事故の発生に備え、歯科医師賠償責任保険に加入することを義務付けられており、仮に医療事故が発生した場合には県の協力のもと事故処理を行うこととなる。また、心身障害児(者)の診療従事者に係る通勤交通災害の補償として、市歯科医師会は障害保険に加入しており、その費用は県負担となっている。

市歯科医師会は委託事業終了時に、当該業務に関する事業実績報告書を作成して県に提出する。県は事業実績報告書を受領後、業務の成果について検査を行う。市歯科医師会は、当該事業に関する経費の収支を証明する関係書類を5年間保管する義務がある。なお、個人情報の取扱に関しては秘密保持及び適正な管理を遵守されることが明らかにされている。

県の委託事業となった理由であるが、休日の歯科診療医を確保するための制度であり、高松市歯科救急医療センターにて昭和55年から実施されている。同様の制度として医師の休日当番医制度があるが、この制度は市町の要請を受けて各医師会がおこなっており県の事業ではない。

(2) 平成 20 年度実績

1) 事業計画

(単位：円)

区 分	総事業額	対象経費の 支出予定額 (A)	診療収入額及 びその他医業 収入額 (B)	差 引 額 (A) - (B)	委託契約額	委 託 料 所 要 額
休 日	8,803,523	8,803,523	8,535,523	268,000	268,000	268,000
心身障害 児 (者)	26,994,157	26,994,157	12,262,157	14,732,000	14,732,000	14,732,000
合 計	35,797,680	35,797,680	20,797,680	15,000,000	15,000,000	15,000,000

2) 患者数

	休日歯科診療事業	心身障害児(者)歯科診療事業
患者数	1,435 人	1,801 人
実施日数	70 日	140 日
1 日平均患者数	20.5 人	12.8 人
勤務歯科医師数	84 人	332 人
勤務歯科衛生士数	238 人	616 人
その他 勤務者数	70 人	140 人

3) 収支状況

	休日歯科診療事業	心身障害児(者)歯科診療事業
診療報酬収入	8,535,523 円	12,262,157 円
医療費用		
人件費	5,804,313 円	14,977,040 円
材料費	220,797 円	1,809,291 円
経費、その他	2,778,413 円	10,207,826 円
費用合計	8,803,523 円	26,994,157 円
収支差額	△268,000 円	△14,734,000 円
県からの委託料	268,000 円	14,734,000 円

4) 人件費単価

	休日歯科診療事業	心身障害児(者)歯科診療事業
市内歯科医師	1 日 1 人あたり 40,000 円	1 日 1 人あたり 6,000 円
歯科衛生士	1 日 1 人あたり 7,600 円	1 日 1 人あたり 7,600 円
徳島大学 歯科医師	対象なし	1 日 1 人あたり 47,000 円 39,000 円 30,000 円

(3) 監査の結果及び意見

1) 休日歯科診療事業については廃止を含めた検討を、心身障害児（者）歯科診療事業委託事業については、心身障害児（者）歯科診療提供体制の充実・強化に向けた取組の検討が必要である。

①休日歯科診療事業委託

a)日本における保険診療の制度であるが、例えば一般の給与所得者など、事業所に勤務している人が健康保険等対象となる歯の治療を受けた場合、診療行為を行った歯科医師から香川県診療報酬支払基金に対して診療報酬が請求される仕組みになっている（一部、患者負担部分は診療終了の都度、窓口にて歯科医師に対して支払われる）。その診療報酬は治療内容によって点数が規定されており、個々の歯科医師が届けた休日に診療をした場合には「休日加算」といって、同等の治療をした場合と比較すると休日での診療行為では割増しの点数により請求することができる。つまり日本の保険制度では、休日診療に対しては優遇された診療報酬を得る制度になっている。このようないわゆる休日手当が診療報酬計算に考慮されているので、さらなる休日手当は必要性が乏しいと思われる。

b)かつては歯科医師の数も少なく、平日にも患者が殺到して多忙な業務を行い、加えて休日も診療するというのは体力的にも大変であったことは想像に難くない。そのためせめてもの「報酬」という意味合いで当該事業が始まったと考えられ、その意義もあったものと理解できる。しかしながら昨今においては、歯科医師数は激増し、休日も診療している歯科医師も増加していることから当初の意義は薄れつつあり、あえて当該事業を継続する必要があるの見直しを要すると考える。

c)休日歯科診療事業にかかる収入と費用の差額は 268,000 円。ほぼ同額である。ということは診療報酬で経費がまかなえているので、あえて県から当該事業への補助をする必要はないと思われる。

d)委託契約書第 11 条の損害の負担に関し、互いの責任範囲があいまいである。現実に事故が生じた時に互いに責任転嫁をするような事態に発展する可能性を含んでいる。ちなみに下記「歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託契約（東讃地区、中讃地区、西讃地区における日曜日の歯科診療業務委託契約）」においては、医療事故に関しては原則的に県の責任はないものと規定されている。

e)歯科医師として、休日歯科診療は社会的貢献活動と考えてはいかがであろうか。歯科医師自ら、個々の歯科医師に支払われる数万円という少額の報酬は辞退しても影響はない。

f)ただし、休日診療をしたとしても、患者数がゼロの場合もありうる。診療するために診療所を開いておくということは、歯科衛生士の賃金や光熱費等のコストも必要であるから、患者数がゼロの場合に限り、県から補てんをすることは良いと思われる。

②心身障害児（者） 歯科診療事業

心身障害児（者）は疾患に罹りやすく治療に伴う危険が高いなど、健常児（者）に比べて治療リスクが高いという特徴がある。それゆえ、一般歯科では障害の種別・程度によって安全な診療が困難であるという現実がある。そのために県では独自に歯科医師や歯科衛生士などを対象とした研修を実施しているが、高度な専門的治療に当たっては、専門の検査・診療機器の整備や障害の程度による複数スタッフが必要である。

以上のような理由から心身障害児（者）の歯科治療は県内の一般歯科での処置は困難であり、県内の大学病院などにも専門医はいないため、隣県から専門の歯科医師の派遣を受けて、かがわ総合リハビリテーションセンター病院と高松歯科医師会立高松歯科診療所の 2 か所で歯科治療にあたっているのが現状である。このため診療までの待機期間が 1 カ月以上になるケースも少なくない。心身障害児（者）歯科診療の提供体制の充実・強化につながる取組についての検討が必要であろう。県の財政事情という制限はあるが、心身障害児（者）歯科診療事業を専門的に行う常駐機関の設置など、抜本的な対策を講じることを検討する必要があると考える。

さらに、歯科医師の社会的貢献という側面から、県は心身障害児（者）歯科診療事業を県が負担すべき部分と市歯科医師会の負担でできる部分（例えば市内歯科医師への日当支給は県の委託料に含めないなど）を見直していくことが必要ではないかと思われる。

2) 市歯科医師会からの収支報告であるが、診療報酬から診療費用を差し引きした金額と委託費用が同額になっている。県の健康福祉部で経費の領収書等のチェックを行っているので問題はないと考えられるが、経費内容に誤解を与えないために、収支がプラスになろうとマイナスになろうと、事実と異なる報告をするのではなく収入額・支出額の実際額を報告すべきである。

4-2. 歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託契約

(1) 事業の概要

香川県は社団法人香川県歯科医師会（以下、県歯科医師会という）に対して、東讃地区（東かがわ市、さぬき市、木田郡）、中讃地区（丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡）、西讃地区（観音寺、三豊市）の 3 地区において日曜日の歯科診療業務を委託している（以下、当該事業という）。委託料は、1 地区当たり 1,244,000 円とし、3 地区合計で 3,732,000 円である。

当該事業を実施するに当たって必要とされる経費は、休日又は休日の夜間の歯科診療を行う在宅当番医の当番日の調整、在宅当番医の実施に係る経費及び地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発等を行う事業に係る経費とされている。当該事業が終了したときは、県歯科医師会は事業実績報告書を作成して県に提出する。

報告を受けた県は業務の成果について検査を行い、当該事業の成果が県の検査に合格しない場合には歯科県医師会がこれを補正することになっている。

本業務の実施に関して発生した損害は、県の責任に帰属すべき場合を除き県歯科医師会の負担となる。なお、個人情報については、秘密保持及び適正な管理が遵守されることとなっている。

(2) 平成 20 年度実績

①患者数

	東讃地区	中讃地区	西讃地区
患者数	245 人	282 人	276 人
実施日数	52 日	52 日	52 日
1 日平均患者数	4.7 人	5.4 人	5.3 人
休日診療施設	44 施設	108 施設	51 施設

②収支状況

	東讃地区	中讃地区	西讃地区
診療収入	0 円	0 円	0 円
医療費用			
報償費	1,180,400 円	1,180,400 円	1,180,400 円
通信費	63,600 円	63,600 円	63,600 円
費用合計	1,244,000 円	1,244,000 円	1,244,000 円
収支差額	△1,244,000 円	△1,244,000 円	△1,244,000 円
県からの委託料	1,244,000 円	1,244,000 円	1,244,000 円

③人件費単価

特になし

(3) 監査の結果及び意見

当該事業の継続に関しては、廃止を含めて見直しを検討をすべきである。

理由は、休日歯科診療事業における理由の a)及び b)と同様である。さらに、委託対象の費用とされている「地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発等」の事業内容が具体性に欠け、掲げている事業の目的もあいまいである。

当該事業での委託費は、診療報酬の補てんというものではなく報償費という謝礼としての性格を有しているといえる。ただし、上記 e)にあるゼロ患者の場合の補てんは考慮してもよいと思われる。

4-3. 平成 20 年度香川県 8020 運動推進特別事業

(1) 事業の概要

平成 20 年度香川県 8020 運動推進特別事業（以下、8020 運動事業という）とは生涯を通じた歯科保健活動を推進するため、地域における 8020 運動（80 歳の時に健康な歯を 20 本保持しようという運動）に対する普及啓発を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を図ることを目的とする事業を、香川県が社団法人香川県歯科医師会（以下、県歯科医師会等という）に委託するものである。委託料は、14,374,000 円である。

委託する事業の主な内容は、香川県 8020 運動推進地域協議会等の開催、障害者（児）歯科保健支援事業、成人歯科健診モデル事業、香川県 8020 運営委員会関連事業、青少年の歯牙外傷予防及び競技力向上に対するデンタルサポート事業である。香川県 8020 運動推進地域協議会等の開催事業とは、県、市町の行政担当者、歯科医師会（郡市歯科医師会を含む）等を構成員とする香川県 8020 運動推進地域協議会を開催し、8020 運動に係る事業・活動の推進について協議するものをいう。障害者（児）歯科保健支援事業とは障害者（児）のための口腔ケア支援用具を作成し、障害者（児）の利用・入所施設職員、特別支援学校教員等を対象に口腔ケアに関する研修会を実施する事業をいう。成人歯科健診モデル事業とは、平成 18 年度に構築し平成 19 年度に検証を行った「総合歯科健診プログラム」について見直し等の再構築を行い、再構築したプログラムを選定したモデル地域又は職域の成人を対象に実施することで有効性の調査を行うこと、及び実務者の人材育成及び資質向上のための研修教育カリキュラムを新たに策定し、研修を実施する事業である。香川県 8020 運営委員会関連事業とは、各種健康増進等に関連する団体とともに実践的活動について協議する香川県 8020 運営委員会の開催、学校歯科医及び養護教諭並びに成人を対象に歯科保健や正しい食生活の知識の普及啓発を目的とするテキストの作成や講習会を実施する歯科保健食育推進事業、「8020 協力会員」の活動支援、その他県民に対する 8020 運動の実践活動を働きかける「8020 県民公開講座」を開催する 8020 協力会員育成普及事業のことをいう。青少年の歯牙外傷予防及び競技力向上に対するデンタルサポート事業とは、コンタクトスポーツ競技指導者・学校関係者・競技者・保護者を対象にマウスガードに関する講習会を開催し、事業参加協力歯科医院において、マスガードの製作、コンタクトスポーツ競技者等に配布し、事後管理を行うことによってその有効性の評価を行う事業をいう。さらにこの事業では、コンタクトスポーツ競技者、指導者、学校関係者、歯科医師、歯科医師会、教育委員会、専門家（オブザーバー）等の関係者を構成メンバーとして、マスガードの装着の普及啓発及び歯科医師による支援活動・支援体制のあり方や今後の方向性について協議・検討を行う事業を行う。なお、8020 運動事業に関する個人情報については、秘密保持及び適正管理が遵守されることになっている。

県歯科医師会等は、業務完了時に事業の成果に関する報告書を作成し県に提出す

る。県は事業の成果に関する著作権を有し、その内容等を変更することができる。

(2) 平成 20 年度の具体的な事業内容

下記、4-4. 平成 20 年度 8020 運動推進業務委託の事業内容に併せて記述する。

(3) 監査の結果及び意見

下記、4-4. 平成 20 年度 8020 運動推進業務委託の監査の結果及び意見と併せて記述する。

4-4. 平成 20 年度 8020 運動推進業務委託

(1) 事業の概要

香川県が、社団法人香川県歯科医師会（以下、県歯科医師会という）に口腔保健啓発業務及び「高齢者イイ歯コンクール」の実施業務（以下、当該事業という）を委託するものである。委託料は、2,288,000 円である。

口腔保健啓発業務とは、県民に対して歯の衛生に関する正しい知識を普及啓発し、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することで歯の寿命を延ばし、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とするものである。具体的には「歯の衛生週間」において口腔診査及び歯科保健指導・相談等を実施し、歯科疾患の予防処置や口腔衛生知識の普及指導等、その他の付随業務を行う事業をいう。また「高齢者イイ歯のコンクール」実施業務とは、平成 20 年度に香川県歯科医師会において県内在住の 80 歳以上の男女で 20 本以上自分の歯を持っている者の審査及び表彰を実施するもので、これにより生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図り、8020 運動が普及啓発していくことを目的としている。なお、この事業に関する個人情報については秘密保持及び適正管理が遵守されることが明らかにされている。

県歯科医師会は当該業務の完了時に、事業の成果に関する報告書を作成して県に提出する。県は当該事業の著作権等を所有し、その内容等を変更することができる。

(2) 平成 20 年度の具体的な事業内容

事業活動名	事業内容	事業対象者	直接の受益享受者
香川県 8020 運動推進協議会の開催	8020 運動事業地域レベルでの実効性のある歯科保健事業の活動推進について協議する。	同協議会の構成委員	8020 運動を実行する人及び事業参加者
成人歯科健診モデル事業	①トータル的な歯科検診ができるための健診プログラム（歯科検診の方法論）の策定	①モデル対象者（県民） ② 歯科医師及び	①モデル事業対象者（県民）及び歯科医師 ② 歯科医師及び歯科衛

	②歯科医師及び歯科衛生士のスキルアップ研修の実施	歯科衛生士	生士
障害者（児）歯科保健支援	治療の困難な障害者（児）のための口腔ケア支援用品の作成及び介護者に対する研修。	歯科医師、介護者 ①入所施設職員 ②特別支援学校教員 ③市町歯科保健従事者	障害者（児）及び介護者
香川県 8020 運営委員会関連事業	①他団体に対する 8020 運動の働きかけ・協力支援の要請 ②歯科保健食育推進に関する講演会開催（小中学校の先生及び県民一般） ③8020 運動に協力する人の募集 ④8020 県民公開講座の開催	①各種団体 ②講演を聞いた人 ③県民一般 ④県民一般	①不明 ②講演を聞いた人 ③不明 ④講演を聞いた人
青少年の歯牙外傷予防及び競技力向上に対するデンタルサポート事業	①中学・高校生のスポーツ選手の歯をプレー中の事故から守るための講習 ②マウスピースの支給 ③歯科医師のレベル実態調査 ④スポーツ関係者への指導	①競技関係者 ②競技関係者 ③歯科医師 ④競技関係者	①競技関係者 ②競技関係者 ③歯科医師 ④競技関係者
口腔保健啓発業務	口腔審査・歯科保健指導及び相談、口腔清掃及び薬物塗布	県民一般	県民一般
高齢者イイ歯のコンクール	80 歳以上の県民で 20 本以上、自分の歯を持っている人の審査と表彰	80 歳以上の県民	80 歳以上の県民

（3）事業報告書の抜粋

県歯科医師会から提出された事業報告のうち、県歯科医師会が事業活動を評価している箇所があるので、以下に抜粋記述する。

「推進体制の継続実施により歯科保健施策が円滑に推進し、地域の実情に即した施策の協議が行われている。また、市町支援事業により、県・市町の歯科保健課題に対する施策や活動の整備が図られつつある。「8020 の里」づくり事業では、総合的かつ継続性のある歯科保健活動を、地域ぐるみで重点的に実施することにより、住民の歯科保健意識・行動等の改善が認められ、成人歯科健診モデル事業で構築した歯科保健指導を中心とする「総合的歯科健診プログラム」の有用性も実証された。また、香川県 8020 運営委員会を設立することで、関係団体との連携が容易になり、食育推進活動や「8020 協力会員」の養成や公開講座を通じて支援・協力体制が得られ、歯科以外の多岐にわたる分野における 8020 運動の普及啓発活動の場が拡大した」

(4) 監査の結果及び意見

広く県民に歯の健康と予防への関心を高め、県民の歯を守る運動という活動の趣旨は立派なものであり、8020 運動については理解し評価できるものである。県民にとって必要な事業であるかどうか、と言われたら直接的・間接的に全ての事業が必要な事業であろうが、その効果・便益を享受する者が誰であるか、を考えると、見直しが必要な部分が見受けられる。

①成人歯科健診モデル事業の便益は、直接的には歯科医師及び歯科衛生士であると考えられる。間接的には、歯科医師等のレベルアップ（技術向上）につながって県民の歯の健康増進につながるという効果はある。しかしながら、歯科医師等のレベルアップは歯科医師会あるいは歯科衛生士会で行うべきもので、県の委託事業には馴染まないと考える。

②香川県 8020 運営委員会関連事業は効果があいまいである。8020 協力会員数も 19 年度末で 1077 名と県民の 1000 人に 1 人の割合であり、8020 運動の効果についても、上記 3) の報告書に記載されている評価でも総花的で抽象的な表現しかされていない。具体的な効果が乏しいものと判断できる。また講演会等の参加者もごく限られた者にすぎず、税金の負担をしてまでも遂行する事業であるかどうか、疑問が生じる。

③障害者（児）歯科保健支援及び青少年の歯牙外傷予防及び競技力向上に対するデンタルサポート事業については、特定の者を対象とする活動ではあるが、障害者（児）という社会的弱者への口腔ケア用品の作成という社会貢献度の高いものであり、またスポーツ選手の歯の損傷を防止するということは、将来ある選手たち（子どもたち）への配慮ということで理解でき、評価できるものである。

④口腔保健啓発業務については、平成 20 年 6 月 1 日と 8 日に県内 11 ヶ所において健診活動等を行い、合計 8520 名の受診者が参加しており、意義あるものと評価できる。

⑤高齢者イイ歯のコンクールは、高齢者にとってある種の励みになる活動であるが、香川県があえて表彰を支援するほどのものでもないだろうと考える。

以上、委託費として、支出の便益を享受するのは県民である、という立場から、成人歯科健診モデル事業、香川県 8020 運営委員会関連事業及び高齢者イイ歯のコンクール事業は廃止を含めた見直しを検討することを提案する。さらに、平成 21 年度予定されている「8020 検定創設普及事業」はどのような効果があるのだろうか。明確な効果測定をするとともに、事業の見直しをすることを提案する。

4-5. がん予防思想等普及啓発事業

(1) 事業の概要

がん予防思想等普及啓発事業とは、香川県が財団法人香川県総合健診協会（以下、健診協会という）に対し、現在死亡原因第 1 位のがんから県民を守るため、県民のがん予防に対する意識の高揚を図る事業を委託するものである。委託料は、2,636,000 円であり、実支出額がこれ以下である場合には実支出額をもって委託料とされる。

主な業務内容としては、車検診の受診者等を対象としたがん予防パンフレットの配布、新聞広告等を利用したがん予防啓発広告の実施、ピンクリボンかがわ県協議会と連携しての講演会、体験検診等を行う乳がん検診の普及啓発活動、子宮がん対策会議かがわと連携しての講演会、体験検診等を行う子宮がん検診の普及啓発活動、その他県民のがん予防に対する意識の高揚に資する事業である。事業終了時には、業務の成果に関する実績報告書及び収支決算書を作成し県に提出する。なお、この事業に関する個人情報については、秘密保持及び適正管理が遵守されることになっている。

(2) 平成 20 年度の具体的事業内容

- ①がん予防パンフレットの配布。「役に立つがん読本」など合計 26,515 部
- ②がん予防啓発広告のポスター掲示。合計 2,070 部
- ③がん予防啓発講演会の実施。1 回（1 時間）。聴講者 50 名
- ④乳がん後援会の実施。4 回。聴講者合計 240 名
- ⑤乳がん相談会の実施。3 回。参加者合計 160 名。うち相談者は 15 名～30 名
- ⑥子宮がん講演会の実施。2 回。聴講者合計 410 名
- ⑦子宮がん相談会の実施。2 回。参加者合計 410 名。うち相談者は 10 名～20 名

(3) 監査の結果及び意見

がん予防思想等普及啓発業務（以下、当該事業という）は平成 20 年度で県の委託事業としては打ち切りになり、健診協会の単独事業となった。平成 20 年度にて県の委託事業を打ち切ったということは、以下の理由から至極当然の措置である。

下記に平成 18 年度と平成 20 年度に県に提出された事業実績報告書のうちの支出内訳を記載する。

平成 18 年度 支出内訳		平成 20 年度 支出内訳	
給与・賞与	4,750,340 円	がん予防パンフレットの配布	886,625 円
法定福利費	575,928 円	がん予防啓発広告の実施	277,950 円
福利厚生費	6,820 円	乳がん検診の普及啓発	409,452 円
がん予防思想普及費	200,000 円	子宮がん検診の普及啓発	158,232 円
		その他	903,741 円
合 計	5,538,088 円	合 計	2,636,000 円

上記報告書によれば、少なくとも平成 18 年度までは「がん予防思想普及」という

事業名目で、健診協会に人件費相当額を毎年支払っていたということである。そして平成 18 年度の健診協会の役員名簿をみると、常勤は専務理事 1 人のみで県職員 OB である。その他の理事は他に職をもった非常勤である。OB 職員の人件費については、委託業務の業務内容を厳密に精査し、委託業務内容に対応した適正な人件費のみを委託金額の対象としなければならない。

4-6. 香川県がん検診受診率向上モデル事業業務

(1) 事業の概要

香川県が財団法人香川県総合健診協会（以下、健診協会という）に対し、目標である「がん検診受診率 50%以上」の達成に向け、県下のモデル市町（三豊市、小豆島町）を指定し、その効果的な手法を模索・確立し、がん検診受診率の向上とがんによる死亡率の低下を目的とする事業の取組を委託するものである。委託料は、6,500,000 円である。なお、この事業は特別事業として国の 10/10 補助事業であり、県の負担はない。

業務の主な内容としては、モデル市町において検診未受診者への再検診を促す総合サポートの実施、がん検診の重要性・有効性を効果的に普及啓発するための各種団体への働きかけ、映画会の実施、その他上記に併せて実施したアンケート調査の取りまとめである。業務完了時には、業務の成果に関する報告書を作成して県に提出する。なお、この事業に関する個人情報については、秘密保持及び適正管理が遵守されることとされている。

(2) 監査の結果及び意見

がん検診の受診を促し、早期の発見等により県民の健康を守るとともに医療費の抑制を図るという事業であり、その意義は評価できる。

ただし、全額が国の補助であるとはいえ、その補助金の原資は我々の税金である。できるだけ経費を抑制して国の負担も少なくするという取組が必要である。この事業の事業見積りは健診協会が作成して県に提出、県で精査してから国に予算申請を行う。県で精査する段階で経費抑制を図ることが必要である。例えば、我々包括外部監査人が閲覧した報告書は大変立派な報告書であり、こんな立派なものを作成する必要があるのか、と疑問を感じた。経費削減項目の一つではないかと思われる。

なお、平成 20 年度では事業費補助 650 万円に対して約 705 万円のコストがかかっている。持ち出し分は健診協会の負担となっている。逆に、予算以下で収まった場合の返還義務は課せられていない。委託先または委託内容に応じては委託契約書に精算条項を設け、返還義務を課すことを検討する必要がある。

(意見)

1) 事業の見直し

休日歯科診療事業並びに歯科在宅当番・救急医療情報提供実施事業委託、成人歯科検診モデル事業、香川県 8020 運営委員会関連事業及び高齢者イイ歯のコンクール事業はその効果を分析評価し、廃止を含めて見直しを検討すべきである。

2) 心身障害児（者）歯科診療事業については、心身障害児（者）歯科診療提供体制の充実・強化に向けた取組を検討してもらいたい。

3) 県委託事業の中に人件費相当額を負担する事業については、委託業務内容と負担する人件費との整合性を十分に吟味し委託金額の設定をすべきである。

4) 委託先または委託内容に応じては委託契約書に精算条項を設け、返還義務を課すことを検討する必要がある。

5. 商工労働部 観光交流局

5-1. 県立公園維持管理業務委託

(1) 事業の概要

商工労働部 観光交流局が所管する県立公園 6 公園のうち、下記 5 公園の維持管理業務に関する委託契約の監査を行った。栗林公園に関しては「栗林公園特別会計」にて維持管理業務を行っているため、今回の監査対象からは除外している。

1) 桃陵公園維持管理業務委託

香川県は多度津町に対して桃陵公園維持管理作業を委託している。委託料は上半期・下半期とも、それぞれ 4,360,650 円の年額 8,721,300 円である。委託業務の実施に必要な消耗器材等に要する経費のうち、委託料金額を超える部分の金額については多度津町の負担となる。

委託業務内容としては、ゴミや落ち葉等の清掃、草抜き、その他簡易な園路の補修、園路周辺及び広場等の草刈り、便所清掃点検、公園内県有施設（便所、休憩所、駐車場、遊具等）の維持管理点検、ゴミ等の適正な処分、災害発生時の被災状況の確認及び県の担当者との現地対応を行うこととされている。多度津町は、上半期・下半期終了後には、委託業務に係る実績報告書を、事業年度終了後には委託業務に係る収支精算書を香川県に提出する。

2) 亀鶴公園維持管理業務委託

香川県はさぬき市に対して亀鶴公園維持管理作業を委託している。委託料は上半期・下半期とも、それぞれ 2,922,150 円の年額 5,844,300 円である。委託業務の実施に必要な消耗器材等に要する経費のうち、委託料金額を超える部分の金額については、さぬき市の負担となる。

委託業務内容としては、ゴミや落ち葉等の清掃、草抜き、その他簡易な園路の補修、園路周辺及び広場等の草刈り、花菖蒲園の通年維持管理作業と、3 年ごとの植え替え作業、便所清掃点検、浄化槽の毎月 1 回の点検、公園内県有施設（休憩所、駐

車場等)の維持管理点検、ゴミ等の適正な処分、災害発生時の被災状況の確認及び県の担当者との現地対応を行うこととされている。さぬき市は、上半期・下半期終了後には委託業務に係る実績報告書を、事業年度終了後には委託業務に係る収支精算書を香川県に提出する。

3) 琴林公園維持管理業務委託

香川県はさぬき市に対して琴林公園維持管理作業を委託している。委託料は上半期・下半期とも、それぞれ6,293,175円の年額12,586,350円である。委託業務の実施に必要な消耗器材等に要する経費のうち、委託料金額を超える部分の金額については、さぬき市の負担となる。

委託業務内容としては、ゴミや落ち葉等の清掃、草抜き、その他簡易な園路の補修、園路周辺及び広場等の草刈り、便所清掃点検、利用者の要望及び苦情等について通常の対応、公園内県有施設(休憩所、駐車場、遊具等)の維持管理点検、ゴミ等の適正な処分、災害発生時の被災状況の確認及び県の担当者との現地対応を行うこととされている。さぬき市は上半期・下半期終了後には委託業務に係る実績報告書を、事業年度終了後には委託業務に係る収支精算書を香川県に提出する。

4) 琴平公園維持管理業務委託

香川県は琴平町に対して琴平公園維持管理作業を委託している。委託料は上半期・下半期とも、それぞれ1,186,500円の年額2,373,000円である。委託業務の実施に必要な消耗器材等に要する経費のうち、委託料金額を超える部分の金額については琴平町の負担とする。

委託業務内容としては、ゴミや落ち葉等の清掃、草抜き、その他簡易な園路の補修、園路周辺及び広場等の草刈り、便所清掃点検及び年回の汲取り作業、駐車場管理、公園内県有施設(休憩所、駐車場、遊具等)の維持管理点検、ゴミ等の適正な処分、災害発生時の被災状況の確認及び県の担当者との現地対応を行うこととされている。琴平町は上半期・下半期終了後には委託業務に係る実績報告書を、事業年度終了後には委託業務に係る収支精算書を香川県に提出する。

5) 琴弾公園維持管理業務委託

香川県は観音寺市に対して琴弾公園維持管理作業を委託している。委託料は上半期・下半期とも、それぞれ6,078,450円の年額12,156,900円である。委託業務の実施に必要な消耗器材等に要する経費のうち、委託料金額を超える部分の金額については観音寺市の負担とする。

委託業務内容としては、海岸周辺のゴミや落ち葉等の園内清掃、園路周辺及び広場等の草刈り、便所清掃点検、浄化槽の毎月1回の点検、公園内県有施設(便所、休憩所、駐車場、遊具等)の維持管理点検、ゴミ等の適正な処分、災害発生時の被災状況の確認及び県の担当者との現地対応を行うこととされている。観音寺市は上半期・下半期終了後には、委託業務に係る実績報告書を、事業年度終了後には委託

業務に係る収支精算書を香川県に提出する。

(2) 監査結果

1) 予算と仕様書との連動

県が各市町と締結した維持管理業務委託内訳書の委託料の積算内訳書と、実際の支出内訳との関連付けがわかりにくい。

例：亀鶴公園維持管理業務委託内訳書

県作成の積算内訳		収支精算調書	
園内清掃、草刈り	793,800 円	園内清掃、草刈、便所清掃	1,917,591 円
花菖蒲園（通年管理）	1,575,000 円	花菖蒲園管理	1,650,812 円
花菖蒲園（植え替え）	1,362,900 円	花菖蒲園（植え替え）	1,480,500 円
光熱水費	1,260,000 円	光熱水費	1,279,918 円
便所清掃	352,800 円	泥抜き取り	514,500 円
雑費	499,800 円	雑費	273,338 円
合 計	5,844,300 円	合 計（注）	7,116,659 円

（注）差額はさぬき市が負担している。

予算と実績の管理あるいは次年度の予算策定をしやすいするために、積算内訳と収支精算調書の内訳項目は統一して作成するべきである。

2) 再委託先との契約内容

県と委託先である各市町との契約内容はほぼ統一された契約書により、統一された内容となっている。しかし、各市町と再委託先との契約内容は統一されていない。相手先が民間企業であり、個々の業務に相違があるため統一的な契約書を作成しにくいという意見もあるが、再委託された業務は園内清掃・草刈・便所掃除・落ち葉処分など共通作業がほとんどであるため、統一された内容の漏れがない契約書を作成することは可能であろう。例えば以下の事項に関しては各市町、契約内容を統一しておいたほうがいいのではないか。

（例1）業務執行中の勤務員の災害についての補償。琴平町においては「シルバー保険に基づいて救済…」と規定されているが、他の市町は規定されていない。

（例2）市町から業者への再委託について、再々委託をすることの是非。さぬき市においては「他に委託し、又は請け負わせてはならない」と規定されているが、他の市町は規定されていない。

(例3) 市町から業者への再委託に関して、契約書は各市町とも締結している。ただし作業仕様書(作業場所と範囲、報告方法、具体的作業内容、等)は、さぬき市が作成しているが他市町は作成していない。

各市町と再委託先業者との再委託にかかる契約に関しても内容等に不備がないように県は指導徹底させるべきである。

3) 落ち葉の再利用

琴林公園の維持管理費用の中に「落ち葉処分費」として5,994,954円支出されている。琴林公園は「津田の松原」で高名の松の名所であり、それ故松の落ち葉が大量に出現する。以前は落ち松葉を野焼きしていたが、環境への影響のために近年では一般家庭ごみと同様、焼却処分されている。その処分費が約600万円生じている。景観維持のために落ち葉を収集することは当然であるが、収集した落ち葉を再利用できないものであろうか。一部、燃料として引き取られている落ち葉もあるとのことだが、環境対策並びに処分費用低減のために落ち葉の再利用を推し進めることを考えるべきである。

4) 県と市町との負担割合

桃陵公園管理業務委託において、県と多度津町との契約では県からの委託料は8,721,300円である。支出実績では、清掃や草刈等の人件費で8,721,300円支出している。つまり多度津町は県からの委託料全てを人件費に費やし、その他に光熱水費や消耗品・修繕費等を支出していて、県からの委託内容は、清掃作業・光熱水費・消耗品・修繕費等、すべて込みで8,721,300円の予算である。多度津町ではなぜこのような支出がされたのであろうか。県は委託業務の内容を多度津町に説明していなかったのだろうか(県は桃陵公園維持管理業務委託内訳書を契約時に作成しているので落ち度はないと思われるが・・・)。

このような事例に鑑みると、市町は県が求める作業水準を超えた作業をし、無駄あるいは余分な予算を使っているのではないかと思われる。市町が行なっている作業は過剰サービスになっており、もっと省略できる部分や効率化できる部分があるのではないかと考えられる。

5) これからの公園の維持管理方法について

上記4)の指摘とは逆の指摘である。現在、県の予算内では観光交流局所管の県立5公園についての維持管理はできない。各市町の予算から不足分を補っている状態である。現状の県の財政状況に鑑みると、おそらく公園の維持管理費用の予算はこれからも低減していくであろう。必然、各市町の負担が増加することになる。しかしながら各市町の財政状況も余裕があるといえる状態ではないだろう。となると県立公園の維持管理状態がいままでのように継続できるかどうか、大変疑問であると同時に、地域にとって大きな問題になってくる。草木は維持管理を怠ると短期間のうちに雑草の増殖とともに荒地化となる。そうすると人も寄り付かなくなり犯

罪などの温床になる可能性もある。このような事態を避けるための方策を現段階から考えておく必要がある。

具体的な方策として以下のアイデアがある。

(例1) 地域住民によるボランティア活動による清掃作業。業者の清掃回数が減少する分、地域住民によるボランティア活動を呼びかける。

(例2) 他委託事業との連携。例えば、交通安全協会が行っている交通違反者の違反者講習に組み入れることを考える。現在の違反者講習は交通安全週間中に「交通安全」等のプラカードなどを掲げて交通要所に立って、交通安全を呼びかける活動である。この違反者講習の中に「県立公園の清掃業務」を取り入れることを検討してはどうだろうか。

(例3) 県立公園管理業務に係る情報の共有化

各県立公園は、それぞれ生い立ちの経緯もあり、公園と名のつくものであっても維持管理をする所管部局が違っている。そのために維持管理委託業務の契約も所管部局ごとに行なわれている。結果、契約価格及び契約内容に関して部局間で有利不利が生じている可能性がある。このようなおそれを避けるために、異なる部局間であっても委託契約内容などの情報を共有化することにより、より有利な価格による契約あるいは契約事務の省力化を図るべきである。

(意見)

1) 県立公園の維持管理のための方策を早急に考えるべきである。現状のまま、委託費用が削減されるに任されれば、県立公園が荒れてしまい景観が維持できない。そのためにも、所管が異なる公園であっても、横の連携を図り、共通する業務については適切な発注ができるように情報の共有化を図ることが必要である。

2) 市町が行っている委託業務の再契約において、後々のトラブル発生をできるだけ防止するためにも契約書の統一化を図るよう、県が指導すべきである。

6. 農政水産部

6-1. 土地改良事業の換地業務 (香川県土地改良事業団体連合会)

(1) 概要

1) 香川県土地改良事業団体連合会の概要

①目的

香川県土地改良事業団体連合会は、昭和32年土地改良法の改正に伴い、昭和33年9月16日に設立され、土地改良法に基づき土地改良事業を行う市町・土地改良区・土地改良区連合・農業協同組合を会員とする協同で組織する公益法人に準ずる団体であり、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することを目的とする。

②会員数

土地改良区108、土地改良区連合5、市町17の計130団体で構成されている。

③職員数（平成21年4月1日現在）

本部職員（所属）	人員（人）	支所（所属）	人員（人）
事務局	1	大川支所	3
総務課	3	中部支所	8
調査設計課、集落排水課	1	仲多度支所	8
換地登記課	7	三豊支所	5
企画指導課（県OB職員1名含む）	2	支所職員合計	24
電算課	6		
本部職員合計	20	全職員合計	44

2) 土地改良事業の換地業務概要

工事後の土地についての換地評価、一時利用地の指定・換地計画・換地処分等に係る書類作成、換地の登記等を行う業務である。

3) 平成20年度における換地業務委託

契約名称	当初契約金額（円）	委託先	契約方法
県営換地業務委託（農村振興総合整備事業引田地区）	6,520,500	香川県土地改良事業団体連合会	単独随意契約
県営換地業務委託（農村振興総合整備事業綾歌中部地区）	6,388,200	同上	同上
県営換地業務委託（農村振興総合整備事業牛川地区）	5,882,100	同上	同上
県営換地業務委託（中山間地域総合整備事業中讃南部地区）	7,175,700	同上	同上
県営換地業務委託（中山間地域総合整備事業詫間・仁尾地区）	4,103,400	同上	同上
県営換地業務委託（中山間地域総合整備事業山南地区）	3,778,950	同上	同上
県営換地業務委託（中山間地域総合整備事業白鳥南地区）	3,746,400	同上	同上
県営換地業務委託（中山間地域総合整備事業塩江地区）	3,665,550	同上	同上
県営換地業務委託（経営体育成基盤整備事業綾南南部地区）	6,050,100	同上	同上

県営換地業務委託（経営体育成 基盤整備事業北地区）	2,329,950	同上	同上
上記合計	49,640,850		

（注）上記表の編みかけ部分の3契約についてサンプルとして検証した。

4) 随意契約理由

その内容が換地により土地に関する権利の帰属を決定する特殊なものであり、これらの業務を適正に実施するためには、土地改良換地士の資格を有するとともに当該地域の農地等の事情に精通している必要がある。本県においては委託業務の全ての作業項目を実施できるのは、香川県土地改良事業団体連合会のみである。

5) 契約金額の積算

換地事務の経費算定については「換地業務の経費算定について」及び「換地業務の経費算定における換地歩掛の運用基準について」に基づき積算している。

諸経費については同通達に定められている諸経費率の90%を適用している。

6) 県負担率

県費が30%であり、その他に国費が50%～55%程度、市町費が0～10%程度、地元負担が5%～15%程度の負担率である。

7) 検証対象

上記換地業務のうちの3業務を選定した。

- ・県営換地業務委託（農村振興総合整備事業引田地区）
- ・県営換地業務委託（経営体育成基盤整備事業綾南南部地区）
- ・県営換地業務委託（中山間地域総合整備事業塩江地区）

(2) 監査結果及び意見

特になし

7. 土木部

7-1. 土木積算システム委託業務

(1) 事業の概要

①建設業情報管理システム電算処理業務

香川県の委託により、財団法人建設業情報管理センター（以下、管理センターという）が、その有する建設業情報管理システム（以下、CIIS という）を利用して、県の端末パソコンから送信される建設業許可に係る新規・更新等のデータ及び経営事項審査に係るデータを処理するサービスの提供を行う業務である。契約金額は、システム基本料 52,500 円（1 ユーザ ID 当たり・月額）、建設業許可電算処理料 2,100 円（1 処理当たり）、経営事項審査電算処理料 670 円（1 処理当たり）である。

具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 県の CIIS 利用申込に基づく CIIS ユーザ I D の設定
- ・ CIIS ユーザ I D の追加・廃止・変更の設定
- ・ 交付の通知及びユーザ I D 数協定書の締結
- ・ CIIS 稼働状況の確認（運用の確認、オンライン・サービスの開始及び終了の処理、運用スケジュール管理、データベースの一括管理、等）
- ・ 各種管理ファイルの追加・削除・修正処理
- ・ 各種サービス管理ファイルへの追加・削除・修正処理
- ・ 市区町村管理ファイルへの追加・削除・修正処理といった構築済みデータベースの管理
- ・ CIIS の操作等に関する問い合わせへの対応

なお、管理センターは毎月の業務完了時に「業務完了報告書等」を県に提出する。

②水道積算システム運用業務委託

香川県水道局が水道積算業務に関する設計書の作成を電算機で処理するにあたり、財団法人日本建設情報総合センター（以下、情報センター）に対して水道積算システムに関する運用支援業務を委託するものである。委託料は、8,190,000 円である。

具体的な業務内容は以下である。

- ・ 必要事項の協議・打合せ
- ・ 水道歩掛データ改訂作業
- ・ 水道属性データ登録作業及び設計単価管理システム運用支援作業
- ・ 独自データの改訂業務
- ・ 県営水道事業所での研修会の開催
- ・ システム運用に関する問い合わせ窓口業務（内容確認、分析、調査、報告）
- ・ 要望・障害対応事項、データ改訂内容などの整理、資料作成
- ・ 運用手順説明、操作などのシステム担当者への操作研修及び運用サポート
- ・ 要請に応じての現地調査及び作業立会い
- ・ 訪問による要望検討、障害対応作業、データ改訂内容などの報告 等

運用業務に当たり、情報センターは香川県水道局に対して、毎月、運用業務実績報告書を提出しなければならない。

香川県水道積算システムは「建設省標準土木積算システム」を基準に香川県独自機能を追加したシステムであるため、システム詳細設計書等のシステム仕様書一式、その他担当職員の必要とする資料が成果物として香川県水道局建設管理課に提出されている。本件プログラムに関する権利及び成果品の所有権は香川県水道局に帰属する。

③香川県標準土木積算システム運用業務委託

香川県が土木積算業務に関する設計書の作成を電算機で処理するにあたり、情報

センターに対して香川県標準土木積算システムに関する運用業務を委託するものである。委託料は 33,810,000 円である。

具体的な業務内容は以下である。

- ・香川県標準土木積算システムの運用を目的とした業務内容その他必要事項の打合せ
- ・設計単価管理システムの稼動に必要な環境マスターデータの保守及び単価の平均を図るための単価改訂業務
- ・国土交通省版歩掛データ及び災害査定用歩掛データの改訂作業を行う標準データ改訂業務
- ・港湾代価表、港湾単価表、回航の歩掛改訂作業、設計及び測量調査業務積算資料、用地調査等業務積算資料の歩掛改訂作業を行う独自データ改訂業務
- ・新土木工事積算システム、設計書鏡作成システム、調査積算システム及び設計書管理システムにおけるシステム保守業務
- ・その他、基準改定に伴う土木積算システムの改良業務

この業務の成果物として、情報センターはシステム詳細設計書等、システム仕様書一式、その他担当職員の必要とする資料を香川県土木部技術企画課に提出している。香川県標準土木積算システムに関する権利及び成果品の所有権は情報センターに帰属し、香川県はその使用权が帰属するのみである。

(2) 監査の結果及び意見

①管理センターが行う建設業許可に係る新規・更新等データ処理及び経営事項審査に係るデータの処理業務の対価として、香川県は管理センターにデータ処理料を支払っているが、香川県では建設業許可申請者及び経営事項審査申請者から手数料を徴収している。当然、管理センターに支払う使用料を超える手数料を徴収しているので、県の財政に寄与していることになる。問題なしと考える。

②情報センターへの上記 2 業務の平成 18 年度から平成 20 年度までの推移は以下のとおりである。

	水道積算システム	香川県標準土木積算システム
平成 18 年度	12,946,500 円	36,246,000 円
平成 19 年度	7,875,000 円	34,650,000 円
平成 20 年度	8,190,000 円	33,810,000 円

委託金額に関しては、毎年の価格交渉等により、その金額は年々下がっていることが見受けられる。ただし情報センターの財務内容は、以下に記述しているように大変優良である。情報センターは財団法人という営利を目的としない公益法人のほゞであり、このような大きい資産を保有することが果して適切なのであろうか、という疑問が生じる。公益法人の内部留保率は 30%程度以下であることが望ましいと

いう政府の運用指針があり、この指針に従って内部留保率を計算すると以下のようになる。

注) 情報センターの財務内容抜粋 (平成 21 年 3 月 31 日 現在)

現預金等、現金等価物	131 億 9000 万円
負債総額	45 億 3702 万円
自己資本率	34.4%
内部留保率	11.6%
	事業費、管理費、必要固定資産の合計 66 億 5297 万円(a)
	内部留保額 (総資産－基本基金・特定基金・負債、等) 7 億 7095 万円(b)
	内部留保率=(b)÷(a)

以上のように、情報センターの内部留保率は政府の指針である 30%を下回っているものの、7 億円もの内部留保額を有し、自己資本率は 34%という財政状態が優良な公益法人である。香川県は情報センターに対して更なる委託金額の価格交渉ができなかったのか、という残念な思いが生じる。上記 2 事業のみならず、香川県としては、財団法人相手に同様の委託業務を行う場合には先方の財務内容を確認し、委託料の引き下げを粘り強く交渉することが必要であろう。

なお、平成 21 年度まで情報センターに委託していた上記 2 事業については、平成 22 年度からは土地改良事業積算システムと統合し、県独自のシステムにより運用する。従って平成 22 年以降は情報センターへの委託金額の支払いはなくなる。その代りに次期システムに係るシステム運用費用等が発生するが、その費用見積りは、上記 2 事業と土地改良事業積算システムの合計で、平成 22 年度には約 3200 万円、平成 23 年度には約 2600 万円と予定されている。平成 21 年度までは年間約 4300 万円以上の金額が必要であった。予定通りのシステム運用費用等の発生であれば、これら 3 事業のコストは半減することになる。大いに期待をして推移を見守りたい。

(意見)

平成 22 年度から稼働予定の次期土木等積算システムについては、費用対効果の向上が期待できるので、その効果を分析し、報告書を作成したうえで、県民に公表することが望まれる。

7-2. 道路情報提供業務

香川県警察本部交通規制課及び香川県土木部道路課は、道路情報に係る情報提供の業務委託契約を財団法人日本道路交通情報センターと締結しており、また香川県土木部道路課は道路情報板に係る情報提供の委託契約を国土交通省と締結している。

これらの委託契約をまとめて道路情報に係る委託契約として下記に記載する。

(1) 事業の概要

1) 道路交通情報提供に関する業務委託契約

香川県警察本部交通規制課は、財団法人日本道路交通情報センター（以下「道路情報センター」という。）に対し、道路交通情報及び公害情報の提供に関する業務を委託している。平成20年度の委託料は、上半期下半期、各 7,444,500 円の総額 14,889,000 円である。

提供する情報の種類としては、基礎情報・一般情報・緊急情報・案内情報に分けられる。基礎情報とは、道路の構造に関する情報・道路工事に関する情報（工期 1 週間以上）・道路危険箇所に関する情報・長期の交通規制に関する情報をいい、一般情報とは、交通渋滞に関する情報及び交通障害・事故に関する情報をいう。緊急情報とは、台風や降雨等その他異常気象又は災害に関する情報・台風や降雨等その他異常気象又は災害による交通規制に関する情報・その他自然災害等に起因する長時間にわたる交通規制に関する情報をいい、案内情報とは、観光地や催物等に関する情報・ルート情報（キロ程、所要時間）・道路交通に大きな影響を与える行事等に関する情報・交通安全運転等の広報をいう。

道路情報センターは収集整理した情報について、各種広報媒体を通じて道路利用者に提供するとともに直接電話等による問い合わせに応じるものとし、情報を提供した場合には、情報の内容、日時及び提供者名を記録している。また異常気象その他必要に応じて、臨時に職員を勤務させ、電話による問い合わせや自動電話対応装置の情報の変更に当たらせている。道路情報センターは、情報提供の実施結果を 1 か月分取りまとめ、報告書として香川県警本部長に提出する。

2) 道路情報業務

香川県は道路情報センターに、知事管理区間の国道並びに地方道の改築に伴う道路情報の収集及び提供を委託している。平成20年度の委託料は年間 15,270,150 円である。この業務は知事管理区間の国道並びに地方道の道路に関する情報の収集及び提供を行うことにより、道路交通の安全と円滑化に寄与することを目的としている。委託業務内容としては、知事管理区間の国道及び地方道の改築工事に伴う道路情報の収集整理と道路利用者への提供であり、この業務を行うために道路情報センターは、土木部道路課に職員を 1 人駐在させている。道路情報センターは、この委託業務により行った道路情報の収集と提供について報告書を香川県知事に提出する。

3) 国道及び県道における道路情報板による情報提供業務

国土交通省四国地方整備局長（以下、四国地方整備局という）と香川県知事が、国道及び県道における道路情報板による情報提供を円滑に行うため、各々が保有する道路情報板及び関連機器装置（四国地方整備局が管理する道路情報板は 233 基、香川県が管理する道路情報板は 12 基）を相互に利用することを約するものである。

契約金額は 6,074,250 円である。平成 18 年度までは四国地方整備局の委託先（社団法人四国建設弘済会あるいは財団法人道路保全技術センター）へ委託していたが、平成 19 年度から四国地方整備局へ委託している。これにより委託料は平成 18 年度の 1155 万円から、平成 20 年度は約 607 万円に減少している。

具体的な業務内容は、情報の収集に関する事項、情報の提供に関する事項、情報整理に関する事項、道路情報システム（国土交通省のシステム）への四国地方整備局管内全域及び香川県管理道路の道路規制情報の入力、VICS 提供内容の監視・操作及び VICS 機器障害監視、VICS センター等からの問い合わせ対応、その他これらに関わる端末機器の操作及び監視等である。これらの業務を 2 名 1 組の情報管理員が 24 時間体制で実施する。情報板による情報提供に関して情報板機器の一括運用を図るため、四国地方整備局道路部内の「四国ブロック道路情報管理センター」を活用するものとし、その運営については四国地方整備局長が実施する。四国地方整備局長は業務が完了したときは、完了報告書等を香川県知事に提出する。

（２）監査の結果及び意見

道路交通情報の提供や道路情報の収集及び提供に関する業務は、交通情報や工事情報などの多様な道路情報を道路情報センターで統合し、一元的に提供するという事業で、道路利用者にとって有用で必要な事業である。しかしながら、以下のような問題点が指摘できる。

１）道路情報センターに支払う業務委託費の積算計算

県警察本部交通規制課が道路情報センターに支払う平成 20 年度業務委託料の積算方法及び県土木部道路課が道路情報センターに支払う平成 20 年度業務委託料の積算方法は以下のとおりである。

警察本部 業務委託費	積算内訳	土木部道路課 業務委託料	積算内訳
人件費 給与、各種手当、通勤費、 社会保険料、福利厚生費	12,433,000 円	(人件費は下記の直接費に含まれる。)	
事務費 旅費、回線料、庁舎管理料、 消耗品費	970,000 円	直接費 駐在員人件費平均額（収集費） 及びセンター等職員人件費平均 額（提供費）×全国一律割合の額	10,099,000 円
業務高度化経費	1,486,000 円	諸経費 一定の費用×0.25（間接費率）	2,221,000 円
		電算システム運営費	2,223,000 円
		消費税	727,150 円
合 計	14,889,000 円	合 計	15,270,150 円

上記のように道路情報センターに対する委託料の積算方法が部局により異なっている。警察本部では事務費の内訳別に積算されているが、土木部の方では直接費であっても一定の割合を乗じて一括計算する方法を採用している。土木部道路課においては、現状の方法を見直してより精度の高い積算方法に変更し、国所管の公益法人に対しての価格交渉をより有利に進めることができるようにすべきであろう。

2) 委託料の見直し

道路情報センターの経営状況は、平成 20 年度における「当期経常増減額（民間企業の経常利益にあたる）」が約 4 億 6000 万円、「正味財産比率（民間企業の自己資本比率にあたる）」は約 61%、「退職給付引当等資産（退職金支払いに備えた内部留保資産）」は約 11 億 6300 万円引当済みという財務的に大変優良な財団法人である。経常収益約 43 億円のうち、地方公共団体等が支払っている委託料の合計が約 15 億円である。このような実態から鑑みて、香川県のみならず各都道府県連携して道路情報センターに委託料の見直しを強く要求すべきである。

平成 20 年度「道路交通情報収集提供業務に係る委託料」の積算方法のうち、人件費に関しては、その説明の中で「平成 19 年 4 月現在のブロックセンター及び事務所に在籍する職員等の平均単価に、平成 19 年度人事院勧告の平均改定率 0.1%を乗じて得た額を全国統一単価とする」と記載されている。この件に関し、香川県は平成 19 年 10 月 29 日付で道路情報センターに対して「駐在員の人件費を、平均値ではなく実態に合った費用で算定してもらいたいことや、提供費を、各都道府県の情報提供量に応じた負担割合を算出のうえ按分してもらいたい」旨の要望書を提出している。その回答が平成 19 年 12 月 19 日付で道路情報センターからあった。結果は「駐在員の人件費については、国及び地方公共団体等の現予算制度上からは、毎年度、管理者毎に負担額の増減が大幅に生ずる等のため困難であることや、提供費については、情報が質的に均等であることから、都道府県面積の大小等の量的な違いがあっても全国一律の負担をお願いしている」とのことである。今後とも値引き交渉を続けていくべきである。また、香川県だけではなく各都道府県連携して見直しを求めていくべきであろう。

(意見)

- 1) 道路情報センターに対しての委託料の積算方法は、割合計算による包括的な方法ではなく、費目ごとに内容を精査し、より精度の高い方法に見直すべきである。
- 2) 国所管の公益法人に対しての委託料水準については、他の都道府県と連携しての交渉も考えるべきである。

8. 水道局

水道積算システム運用業務委託は 7-1 にて記載した。

9. 病院局

9-1. 医療機器の保守点検業務及び修繕に係る随意契約

(1) 事業の概要

香川県立中央病院（以下、中央病院という）は、東芝メディカルシステムズ株式会社（以下、東芝という）並びにジーイー横河メディカルシステムズ株式会社（以下、横河という）との間で、下記に掲げる医療機器に係る保守点検業務と修繕業務に関する契約を随意契約により締結している。

業者	内 容	機 器	契約金額（年）
東芝	保守点検業務（定期点検、臨時保守、無償部品交換、作業報告書作成）	X線CTスキャナ装置	26,082,000円
	保守点検業務（定期点検、臨時保守、無償部品交換、作業報告書作成）	放射線治療システム	13,482,000円
	修繕（加速管の交換作業及び部品代）	放射線医療装置（リニアック）	12,999,000円
	修繕（X線蛍光増倍管装置の交換作業及び部品代）	外科用X線TV装置	1,840,860円
	修繕（X線管の交換作業及び部品代）	X線撮影装置	2,205,000円
横河	保守点検業務（定期点検、臨時保守、一部の部品代、作業報告書）	GE社製医療機器	14,356,650円
	修繕（CT管球の交換）	X線撮影装置（CTスキャン）	10,500,000円

中央病院の固定資産の購入に関しては、予定価格が250万円以上の物品の購入契約は県の病院局で行い、保守点検業務の契約は中央病院院長名で締結している。上記医療機器の保守契約等が随意契約となった理由は、製造元の東芝あるいは横河のみが保守及び修理が可能である、との理由による。

(2) 監査の結果及び意見

1) 要約

- ① 医療機器という性格上、その保守及び修理業務については随意契約とならざるを得ない。県は随意契約になることを前提に、保守点検業務及び修繕の費用をいかに抑えるか、という方策を考えるべきである。
- ② 上記①に対する方策として、医療機器購入時に、業者から保守点検業務を含めた見積りをもって比較検討をするべきである。できれば予想される修理についても見積りをもって比較検討するべきである。ただし、そのためには条例あるいは地方自治法改正までを視野に入れる必要がある。
- ③ 医療機器別の保守点検契約ではなく、メーカー毎に複数医療機器を包括した一括契約を検討するべきである。さらに進めて、県立病院で使用している医療機器すべてにおいてメーカー毎の包括契約の可能性を検討してはどうだろうか。

- ④ 医療機器購入時における予定価格決定の参考資料として、他公立病院からの情報収集だけではなく、可能な限り民間病院の情報収集をすることの検討が必要である。
- ⑤ 医療機器の保守点検業務及び修繕に係る契約のように、形式だけになりがちな公募あるいは一般競争入札制度を今後も続けるべきかどうか、今後検討すべきである。

2) 説明

医療機器の保守点検業務は随意契約になる傾向が極めて強い。一般的に、導入した機械類あるいはシステム関係の保守点検業務及び修繕に関しては、製造したメーカーあるいはメーカー系列の保守サービス会社に依頼している。コピー機あるいはプリンタのような日常的に使用される事務機器でもそのような傾向である。ましてや医療機器のように人命にかかわるような機器の保守点検や修理については責任の重さゆえ、一般競争入札を実施しても他医療機器メーカーのサービス会社が入札に参加することは、まずありえないであろう。

このことは「落札決定＝その後の保守点検業務の契約者」になることを示すものであり、それ故、過去報じられた「1円入札事件」にあったように、業者にとっては本体価額での利益は度外視して、その後の保守点検業務で利益を確保しようという営業戦略を考えるのは、もっともなことであろう。一方、購入する立場からすると、このような営業戦略にどう対応していくかが課題である。業者の言い値による保守点検業務契約を避け、機器の購入から使用停止までの、いわゆるライフサイクルコストをいかに削減するか、を考える必要がある。

その対策の一つとして、購入時に購入価額の見積りをとると共に、当該医療機器の予定使用期間の保守点検契約の見積りをとったらどうであろうか。購入決定には金額のみならず、当該医療機器の性能面あるいはサービス体制面も考慮して決定するのであるが、こと金額面に関しては保守点検業務も含めたトータル価額で判断すれば、購入後の保守点検業務契約にも、金額面である一定の歯止めがかかるのではないだろうか。また、自動車リースに見られるようなメンテナンス費用もリース契約により予め決定させておくという方法も考えられる。

もっとも、医療機器の購入に関しては企業債の償還金に対して地方交付税措置の対象となるが、リース契約の場合にはリース料は地方交付税措置の対象とならない制度となっている。中央病院ではリース契約のほうが最新の医療機器に更新しやすいという利点、及びメンテナンスも含めたリース契約のほうが割安になる可能性が高い、というメリットを把握している。しかしながら国からの地方交付税措置を受けるために、香川県ではリース契約を選択していないという現状がある。購入もリース契約も経済的効果は同等と考えられ、それ故、国の地方交付税制度自体に改善の余地があると考えられ、香川県としては当該制度の改善を国に要望すべきである

と考える。

一方、医療機器の保守点検業務契約に関しては、県の条例及びその根拠法令である地方自治法により長期継続契約の対象にはなっていないという制約があり、この点も改善の余地があるといえよう。

保守点検業務に係る費用を低減する方法として、中央病院で使用している同一メーカーの医療機器を包括して保守点検業務を委託する方法がある。東芝メディカルに関しては平成 21 年度から複数医療機器の保守点検業務を包括して契約する方法を取り入れた。この方法はすでに横河の医療機器の保守点検業務に採用されている。このような取組は評価すべきものであり、今後積極的に進めるべきであると思われる。

さらに、他県立病院（白鳥病院、丸亀病院及びがん検診センター）と中央病院が所有する同一医療機器についての包括契約も考えられる。これには病院間での医療機器の使用頻度等の差もあり困難な部分もあると思われるが、検討してみてもどうか。

今回の監査の対象ではないが、平成 21 年度では保守委託業務契約に関して公募を行い、指名競争入札を実施する予定であった。結果は、応募は東芝メディカル 1 社のみであった。前述したように医療機器に関しては人命にかかわることであり、東芝系以外の保守サービス会社が応札することはまず考えられないであろうが、可能な限り競争性を追求する必要があるとともに、契約結果の公表を通じて公平性や透明性を高めていく必要はある。

（意見）

- 1) 医療機器別の保守点検契約ではなく、メーカー毎に複数医療機器を包括した一括契約を検討すべきである。さらに進めて、県立病院で使用している医療機器すべてにおいてメーカー毎の包括契約の可能性を検討すべきである。
- 2) 医療機器購入時における予定価格決定の参考資料として、他公立病院からの情報収集だけでなく、可能な限り、民間病院の情報の収集を検討すべきである。

9-2. 入院医事業務及び外来受付業務の委託契約

(1) 事業の概要

1) 入院医事業務委託契約

中央病院が株式会社ニチイ学館（以下、ニチイ学館という）に対し入院医事業務を委託する事業である。委託料は月額 3,255,000 円で、委託対象診療科は内科・循環器科・形成外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・耳鼻咽喉科である。

委託業務の内容は会計業務・診療報酬請求業務・査定減点对応・未収対策・長期入院患者リストの点検及び修正・個人情報の取扱い、その他とされている。会計業

務とは電子カルテシステムから転送されるデータの内容点検や伝票内容のシステム入力から、月 1 回の被保険者証の掲示依頼、健康診断書等の診断書・証明書等の作成と交付、また診療報酬明細書点検を行う業務をいう。診療報酬請求業務とは診療報酬明細書の作成・点検・修正及び労災・公務災害の明細書、交通事故の明細書、治験明細書の作成・点検・修正・返戻レセプト対応を含む内部会計書類作成に必要な事務をいう。査定減点对応とは査定減点内容の確認、保険診療委員会への出席、その他査定減点防止対策の実施及び病院に対する防止対策の提案を行う業務をいう。未収対策業務とは支払催促の実施や分納誓約書の徴収をいう。その他の業務には、医療会計システムの入力、診療報酬改訂・保険制度改正時の対応、DPC 調査病院作成のためのデータ修正、退院患者からの診断書等作成依頼の対応、生命保険関係の事務、介護保険主治医意見書作成関連の事務、医師へ病名整理依頼、高額療養費現物給付制度の患者説明、特定疾患対象者等の手続きの援助、交通事故患者関係の業務、等がある。県はニチイ学館に対し、必要に応じて業務の処理状況の報告を求められることができる。なお個人情報の保護については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

2) 外来医事業務委託

中央病院がニチイ学館に対し、外来医事業務を委託するものである。委託料は月額 7,862,400 円である。

委託業務内容は、新患及び新規受診科における患者受付業務、再来受付業務及び保険証確認業務、外来医事会計業務、自己負担金の徴収業務、時間外患者の処理、といった外来診療会計業務（オーダーリング情報の取込み及び入力）及び会計窓口業務（料金徴収を含む）である。また、社会保険・国民健康保険のレセプト作成及び自賠責保険・労災保険・公務災害・公害医療費等の外来請求事務を行う外来保険診療報酬請求業務、一般及び事業所実施の健康診断等の受付、健康診断の会計処理業務、患者ファイル搬送業務、生活保護法に基づく医療扶助手続業務、各種証明書の発行、国が行う患者統計調査の作成業務、患者調査を行っている。その他に、内科受付業務として行う内科窓口受付業務、内科医事業務、患者ファイル・心電図整理、その他各科グループ受付業務・医事業務及び外来会計業務に伴う業務を行うこととされている。

以上2つの事業が随意契約になった理由は、プロポーザル方式で公募したところ、1 者のみの応募であったためである。

(2) 入院医事業務及び外来受付業務を委託契約とした理由と 1 者しか応募しない理由

中央病院の外来受付業務に関しては、以前は診療科別に派遣会社からの派遣社員により対応していた。このような派遣による方法は、医療事務関係者を派遣する会

社が県内に複数あるため、各社の競争原理が作用してコスト削減につながった。一方、診療科別の派遣にしたために、例えば A 診療科では外来が少なく受付業務が手空きになっているが B 診療科では外来が多数来て受付業務が多忙である、という状態でも派遣先との契約があるために A 診療科の派遣社員を B 診療科の手伝いをさせるということができない、という不具合が生じた。コストは下がったかもしれないが、患者満足度は下がるという事態である。このような事態を解決するために、県は数年前から受付業務を一括して委託契約し、受付業務の診療科間の相互交流を可能にした。

しかしながら中央病院のような大病院の受付及び医療事務等の業務には、交代要員を含めて 10 人以上の派遣要員を確保しなければならない。県内の派遣業者の入院医療事務の分野では、このような大人数の派遣社員を確保できる業者がない。そのために公募してもニチイ学館しか応募がない、という状況である。香川県にある高度医療を提供する大病院（香川大学医学部付属病院、三豊総合病院等）の医療事務の委託業務についても、すべて同社に委託している。

なお県側の試算として、現在委託している業務のすべてを県職員で行った場合と現状の委託費用を比較すると、委託契約の方が人件費ベースで 3500 万円低いという結果が出ている。

(3) 監査の結果及び意見

1) 長期間にわたる 1 者契約について

長年の間、医療事務の受託契約を 1 者が行っていることは、コスト面あるいは品質の面からも競争原理が働かず問題であることは間違いない。しかしながら一般競争入札をしようにも、競争他業者が存在しないという地方のハンディもあり、どのような解決方法があるのか大変悩ましい問題である。競合他社の存在を作ることが望ましいが、民間企業は採算性の観点から四国へ参入をしてこないのが現状であろう。

このような前提で考えると、県が取りうる対応策は限られてくると思われるが、今後どのような対策を講じるか、県としての方針を鋭意検討すべきであろう。

2) 県内部における外部委託業者への管理体制を整備すること

診療報酬請求事務は民間会社でいえば来社した顧客への対応と売上にかかる請求書作成業務であり、病院の収入に直結する重要な業務である。特にレセプト作成については、医療行為の履歴記載とともに、当該医療行為がそのまま保険点数、つまり病院の収入に直接反映される最も重要な業務であるといえる。患者に対する医療行為は、医師あるいは看護師が行うものであるが、最終的には診療報酬請求事務担当者が内容を確認して審査支払機関に診療報酬を請求する。このように診療報酬請求事務担当者は単に診療報酬請求事務に精通しているだけでなく、医療行為自体の

知識が要求されるために一朝一夕に育成することができない。さらに地方ゆえに習熟者を確保することは簡単ではない。このような要因が相まってニチイ学館への依存度がますます高まるという悪循環が生じる。

診療報酬請求事務に関しての香川県の方針は診療報酬請求事務の全面外部委託を基本政策としているが、全面外部委託をする場合には、外部委託業者の品質を管理するためのチェック体制の整備が前提とされる。前述のように診療報酬請求事務には高度な知識と経験が要求される分野であり、さらにその行為を管理するとなると、チェックする側はより高度なレベルが要求される。県は病院内部における診療報酬請求事務の水準を維持あるいは向上させるため整備を図るべきである。

3) 外部精通者による外部委託業者の評価制度の導入

数年に1度でも外部精通者による外部委託業者の業務内容を監視することにより、業務の品質管理と委託金額の妥当性の検証を行うべきである。それにより外部委託業者との委託契約に係る価格の交渉材料とすることができる。

(意見)

1) 外部委託のあり方

診療報酬請求事務に関しては、県内部における医療事務レベルの維持・向上を図り、外部委託業者への管理体制を整備する必要がある。

2) 外部精通者による外部委託業者が行っている診療報酬請求事務を評価する制度の導入を検討すべきである。

9-3. 中央病院の情報システムに係る運用保守支援業務

(1) 事業の概要

平成19年7月から本格的に稼働した電子カルテシステムのハードウェア及びソフトウェアの運用保守支援業務と、当該電子カルテシステムと連携する外構ベンダーソフトウェアの保守業務の委託である。

1) 電子カルテシステムに係るソフトウェア運用保守支援業務

中央病院が富士通株式会社四国営業本部（以下、富士通）に対し、電子カルテシステムの運用保守支援業務を委託するものである。委託料は月額3,749,235円である。

委託業務の内容は、電子カルテシステムの運用上、対象業務システム及び導入製品（ハードウェア・ソフトウェア）に関する仕様や操作方法などの質問に対する回答、対象業務システムに関する製品情報や技術情報の提供、対象業務システムの保守作業の提供、トラブル回避や修正のために必要なプログラムの提供、2ヶ月に1回の定例会の実施、医療保険制度の改正や診療報酬改定によりシステム変更が必要な場合のシステムバージョンアップ作業、等の支援業務を行うことである。富士通は毎月の委託業務を完了した時に、その旨及び委託業務の実施状況に関する報告書

を提出しなければならない。具体的な業務の実施に当たっては、業務実施計画書（業務内容、業務日時、業務予定時間等を記載したもの）を事前に提出し承認を得なければならない。富士通は業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし中央病院に対して書面による事前の承認を得た場合には、業務の一部を再委託することができる。

なお、当該電子カルテシステムは、富士通他2社による競争入札により富士通が落札した。落札価額は10億2375万円であった。

2) 中央病院のハードウェア保守及び外購ベンダーソフトウェア保守業務委託

中央病院が富士通に対し、ハードウェア保守業務及び外購ベンダーソフトウェア保守業務を委託するものである。委託料は月額2,759,232円である。委託業務の内容は、中央病院が電子カルテシステムの外構ソフトウェアを運用するに当たり、対象業務システム及び導入製品（ハードウェア・ソフトウェア）に関する仕様あるいは操作方法などの質問に対しての回答、対象業務システムに関する製品情報及び技術情報の提供、保守業務の提供、トラブルの回避又は修正のために必要なプログラムの提供をする業務である。富士通は毎月の委託業務を完了したときには、委託業務の実施状況等に関する報告書を提出しなければならない。また、具体的な業務の実施に当たっては、業務実施計画書（業務内容、業務日時、業務予定時間等を記載したもの）を事前に提出し承認を得なければならない。富士通は業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし書面による中央病院の事前の承認を得た場合には業務の一部を再委託することができる。

(2) 監査の結果及び意見

1) 契約方法について

当該2契約は保守契約も含めた金額の見積りにより富士通に決定している。「システム導入の前後では主客が逆転する」という格言を防止し、システム稼働期間中のランニングコストを抑制して運用期間全体のコスト削減を実現することができ、評価できる契約方法である。今後、大規模なシステムを購入する場合には今回の方法による契約を行うことを推奨する。

2) 電子カルテシステム導入の評価について

10億円を超える大規模な電子カルテシステムの導入を行ったのだから、実際の効果はどうであったのか、いわゆる費用対効果の分析がされていないことは問題である。当該電子カルテシステムを導入するに当たっての富士通の提案書によると「電子カルテシステム導入のメリットは情報の一元管理である。情報の一元管理により、チーム医療の推進、クリニカルパス機能による医療の質の向上、診断・治療・術後成績・臨床研究への活用、治療の安全管理のチェック機能向上、経営面での分析資料の活用、診療報酬請求の精度向上が図れる」旨、記載されている。電子カルテシ

システムを導入することによる医療及び中央病院への貢献度合い明記されているのだから、これらの項目について電子カルテシステム導入前と後で、そのような改善あるいは活用が図られているかを分析すべきである。

県としては今回の電子カルテシステム導入における定量的及び定性的の両面からの費用対効果分析を可能な限り行うことが必要である。

3) 再委託契約について

現在、保守運用作業は富士通ではなく、その関連会社の「株式会社 富士通四国システムズ」が行っている。再委託については契約書第 6 条により、原則禁止されている。しかし但し書きにより「中央病院の事前の承認を得ることを条件に、業務の一部を再委託することができる。・・・この場合には再委託先及び再委託する業務の範囲を中央病院に書面で通知するものとする。・・・」と規定されている。今回監査を行ったところ、第 6 条に規定されている内容により再委託がされていた。問題なしと判断する。

(意見)

電子カルテシステム導入の評価について定量的及び定性的の両面からの費用対効果分析を可能な限り行い、電子カルテシステム導入の総括をする必要がある。

10. 教育委員会

10-1. 電子計算組織賃貸借契約

(1) 事業の概要

香川県立高松工芸高校、香川県立高松桜井高校及び香川県立坂出工業高校が所有するパソコン教室に設置コンピュータ機器一式、校内 LAN システム及び実務研修に利用する CAD システムに係るリース契約について、契約内容、随意契約となった理由及び金額の適正性等の観点から監査を行った。上記 3 高校ともに契約内容はほぼ同様であり、高松桜井高校を例にとる。同校における「電子計算組織賃貸借契約」はパソコン教室に設置しているコンピュータ LAN システムに係るリース契約である。当初、平成 15 年に当該機器をエヌイーシーリース株式会社（当時。以下、NEC リース）とリース契約により購入した。同高校が機器一式を購入して別途リース会社と 6 年間のリース契約を締結するのではなく、同高校から業者側に必要スペック等を提示し、仕様に合致する機器一式のリース金額を提示してもらうという方式で一般競争入札を実施した。8 社が応札し、入札の結果 NEC リースが落札した。予定価額は月額リース料 274,000 円で落札価額は月額リース料 205,800 円であった。他の契約も同様の手続きにより行われている。

リース契約は複数年度契約が商慣習上一般的である一方、平成 15 年当時は県条例上、複数年度契約ができなかった。当初の契約時には競争入札による契約を行った

が、その後の年度は当然に、落札したリース会社としか契約できないために随意契約となっている。

(2) 監査の結果及び意見

1) 契約手続き及び内容

上記3高校における入札の手続きに問題はない。

また、月額リース料については、パソコンの定価と一般的な6年リースの料率が考えて妥当と判断できる。以下に根拠を示す。

月額リース料から今回の機器一式の購入価額を逆算する。

$$205,800 \text{ 円} \div 1.8\% = \text{約 } 11,450 \text{ 万円}$$

このように、今回要求されたスペックを満たす機器の価額は約1,145万円程度と考えられる。業者からの定価ベースでの見積りは、約2,500万円程度であり、この金額からリース料を計算すると以下になる。

$$2,500 \text{ 万円} \times 1.8\% = \text{約 } 45 \text{ 万円}$$

つまり、月額リース料を比較すると50%以上の値引きを受けていることになり、高額なリース料とはいえない。

今回監査した他のリース契約共通の課題は、保守契約が締結されていないことである。理由は予算の制約があるためである。故障の場合にはその都度業者に依頼して修理をしてもらっている。なお、平成20年度における年間修理代金は、高松工芸高校は73,080円、坂出工業高校は138,600円、高松桜井高校については修理代金の発生はない。現状では年間リース料と修理代金の合計と、保守契約を含めたリース料総額との比較検討は行っていない。今後は同様の契約をする場合には、保守契約を含めたリース契約と修繕予想額の比較検討を行ってリース契約を締結すべきであろう。

2) 契約業務の一元化

これまでは各学校がコンピュータ機器を導入する場合、各学校単位で業者との契約等の作業を行っていた（現在は、県教育委員会が窓口となって全県立高等学校を包括して契約しているとのことである）。個々の契約になると、各学校の事務部が手続きをするだけに同じような作業が各所で生じるだけでなく、購入価額にも有利不利の差が出てくる可能性もある。コンピュータ機器のみならず、各学校共通に利用する機器（例：印刷機、など）を購入する場合には、県教育委員会が一元的に業者と交渉して全学校を包括した契約を締結した方が、経済的にスケールメリットが享受できるのではないだろうか。契約料を削減することにより、予算の関係上で締結できていない保守契約も締結できる可能性も出てくるであろう。

10-2. 豊かな体験活動推進事業委託

(1) 事業の概要

児童生徒の輝く心育成事業、高校生の社会奉仕活動推進校、農山漁村におけるふるさと生活体験推進校、学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクトのいずれかに分類された推進校が、社会奉仕に関わる体験活動、自然に関わる体験活動、勤労生産に関わる体験活動、職場・職業・就業に関わる体験活動、異なる地域や異学年・異年齢等の交流に関わる体験活動等を通じた体験活動を実施するものである。

豊かな体験活動推進事業に取り組む県においては、地域の実態等を踏まえ、教育委員会・推進校・関係行政機関・社会教育団体等関係団体・企業等の関係者・有識者等により構成される「豊かな体験活動推進協議会」を設置し、事業の進め方や体験活動の在り方、課題の解決や全体の成果の取りまとめについて協議し、互いの情報交換等を行う。それぞれの推進校においては、学校長を中心に、教育者・保護者・地域の自治会・関係機関や社会教育団体等の関係者・地域の企業等の関係者などで構成する「学校支援委員会」を設置し、体験活動の場、指導者の確保などにより体験活動の円滑な実施ができるようにする。県から市町に事業の一部を再委託する場合には、市町において事業実施計画書を作成し、県の教育委員会の承認の上、実施することになる。市町は事業終了後、事業実施報告書及び収支精算書を作成して県の教育委員会の承認を得る必要がある。

今年度は丸亀市が「児童生徒の輝く心育成事業」「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」「仲間と学ぶ宿泊体験教室推進校」の3事業を行った。委託費合計は3,915,000円であった。なお、この事業は100%国庫負担事業であり、県の負担はない。

(2) 監査の結果及び意見

当該委託契約のうち、垂水小学校が実施した「農山漁村におけるふるさと生活体験」の実施状況を監査した。丸亀市の指導の下、垂水小学校関係者及び就学児童が愛媛県久万高原町並びに岡山県真庭市蒜山にての体験学習をする活動であり、学校関係者により実施されている。再委託はなかった。支出経費についても、交通費、宿泊費、教材関連費、現地のインストラクター等への謝礼品程度のものであり問題はなかった。実際の経費は予算を超過しており、超過分は就学児童の保護者が負担している。学校行事の一環として行うものであり、学校所管の丸亀市に随意契約により委託するのは当然と考えられる。

ただし、文部科学省が実施する当該「豊かな体験活動推進事業」が本当に必要な活動かであるかどうかに関し、いくつかの疑問がある。

①本当に児童生徒にとって「学習」という面で役に立っているのか。単なるレク

リエーション旅行になっていないのか。

②地方の児童生徒が、同じ農山村に行って体験したとして何の意味があるのだろうか。児童生徒自身、身近なところで同様の体験はできるであろう。

③すべての学校が同様の活動をするのではなく、実施したいという希望のある学校の中から趣旨に合致した学校が選択される。学校間の不公平感が生じるのではないか。

当該事業が、いい活動か悪い活動かと問われれば「いい活動」であることは間違いない。しかし丸亀市だけで約 400 万円の予算を消費して行う意味のある活動であろうか。仲間と学ぶ宿泊体験としては別途、修学旅行でも可能であろう。「いい体験」ではあると思われるが、国及び県財政が厳しい折、廃止を含めて検討すべきだと考える。

10-3. 問題を抱える子ども等の自立支援事業委託

(1) 事業の概要

不登校状態が継続している理由が全国の傾向と同様に、情緒的混乱・無気力・いじめを除く他の児童生徒との関係といった内容で問題解決が困難であることに加え、平成 18 年度からの合併による市域の拡大も重なり、地域実態の差や学校種による意識の差、情報共有に関わる意識の違いなどが生じている。

香川県では、これらの課題は学校や保護者との連携、関係機関との連携という体制が十分に機能していないことが理由として考えており、不登校問題への対応に関して現行事業の見直しと改善を図りながら、関係機関・人材の有機的な連携に基づく支援体制の構築を目指す事業を高松市に対して委託するものである。委託金額は 1,102,790 円である。委託調査研究の内容としては、①適応指導教室指導員または適応指導教室臨床心理士を設置した適応指導教室の設置、②適応指導教室通室生以外の児童生徒に対する教育相談機能の充実といった不登校児童生徒の支援に関わる関係者の有機的連携の構築と学習支援機能の活用による学習支援など不登校児童生徒の基礎学力育成のための学習支援システムの活用の 2 点が主となる。

これにより、適応指導教室指導員及び適応指導教室臨床心理士による教育相談機能が充実し、これらの関係者との信頼関係が構築され、不登校児童生徒を中心とした関係者の有機的な連携システムが構築されること、また適応指導教室指導員による在籍校との連携及び学習支援機能の活用による不登校児童生徒の基礎学力育成のための学習支援システムが構築されていくことが期待できる。

この事業は具体的事例の集積と分析を行うことによる検証作業であり、外部機関の「高松市不登校に関する援助推進委員会」を活用することで不登校対策事業全体の取組に関する諮問と本調査研究に関する評価検討を実施することとなる。

高松市は事業終了後、事業の成果に関する事業実施報告書及び収支精算書を香川県に提出する。

(2) 監査の結果及び意見

下記、「スクールソーシャルワーカー活用事業委託」にまとめて記載する。

10-4. スクールソーシャルワーカー活用事業委託

(1) 事業の概要

この事業は現在の教育で大きな課題になっている児童生徒の問題行動等について、香川県では、その原因として児童生徒の置かれている環境の問題が大きく影響していることと考えており、その課題解決のために問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家のスクールソーシャルワーカーに関する活用方法等について、高松市に対し調査研究を委託するものである。委託金額は 5,000,000 円である。

委託事業の内容としては、これまで構築したネットワークを活用しながら校内支援の在り方や学校と関係機関との連絡調整を行うとともに、保護者や家庭への組織的な支援の在り方など、スクールソーシャルワーカーを中心に子どもを取り巻く環境にどう働きかければ良いのかについての研究である。またその前提として、スクールソーシャルワーカーの適切な配置の在り方についても研究する。この調査研究では、スクールソーシャルワーカーから不登校対策委員会や生徒指導委員会などの校内システムへ働きかけによって校内支援体制が充実すること、及びスクールソーシャルワーカーと教員から子どもを取り巻く環境への働きかけにより、学校と関係機関との効果的な連携が図られること、また教員が福祉的手法を学ぶこと、等が期待されている。

具体的な調査研究活動は、運営協議会を年 2 回程度、県教育委員会と共に開催し、関係学校長や関係機関の意見も含めて本事業の評価・検証を行う。また、県教育委員会と協力し連絡協議会を年 3 回程度、スーパーバイザー訪問を月 1 回程度行うことで、スクールソーシャルワーカーの支援体制を整えるとともに、個々のケースについての評価・検証を行う。

なお、高松市は事業終了後、事業の成果に関する事業実施報告書及び収支精算書を香川県に提出する。

(2) 監査の結果及び意見

高松市における不登校児童生徒数は平成 20 年度において 399 名（在籍に対する割合は 1.15%）である。

大変憂慮すべき大きな問題である。将来幾多の可能性のある子どもたちが、なに

かのきっかけで不登校になり勉強からも運動からも社会からも取り残されていく状況、子供の将来を心配し悲観する保護者、その責任の一端を背負う担任教員。399名の子供たちだけでなく、その周辺の人たちまで加えると数千人におよぶ人たちの苦しみが、今現在、実際に起きていることを我々は知らなければならない。このような状況のもと、問題を抱える子ども等の自立支援事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業は必要かつ不可欠で緊急な事業である。

しかしながら両事業ともにどこまで現場まで手が届いている事業なのか、大変疑問に感じる。平成20年度における問題を抱える子ども等の自立支援事業は「臨床心理士」と「高松市適応指導教室」と「教員」によるICTを使った学習支援システムの研究事業に対しての委託事業である。ICTを使った学習支援システムは、確かに高松市適応指導教室に通っている子供たちに対しては有効であろう。しかし高松市適応指導教室にも通えない子供たちに対して果たして有効なのだろうか。家庭にずっとひきこもっている子供たちにICTを使った家庭学習をさせることなど、現実的に可能なのだろうか。高松市適応指導教室に通っている子供たちに対しては様々な施策を講じやすいし、また家庭の精神的負担も大きくはない。むしろ高松市適応指導教室にも通うことができない子供たちの方が、当の本人も家庭も大きな精神的負担を強いられてために、学習支援ではなく精神面における適切な支援が必要であろう。香川県教育委員会及び高松市教育委員会は、個々のケースに対応した、より現実的な支援作業を行うべきであろう。そのために問題を抱える子ども等の自立支援事業に対して、予算措置も含めてさらなる拡充を求めたい。

また、スクールソーシャルワーカー活用事業に関しては平成20年度途中からの開始した事業であること、モデル校においての研究に主眼がおかれているために、他の学校で起こっている問題の解決に対しての結果あるいは効果はまだでない。これからの活動とその効果を期待する。特に、2つのモデル地区での活動状況報告書は、現場の状況を的確に把握している。ここに記載された課題をぜひ解決するとともに、児童生徒本人及び家庭の精神的負担をできるだけ取り除き、究極的には不登校児童生徒がゼロになるよう関係各位の努力をお願いしたい。

10-5. 財団法人 香川県体育協会への委託事業

(1) 事業の概要

香川県が財団法人 香川県体育協会（以下、体育協会）に委託した事業のうち、国民体育大会への派遣事業（県予選、四国ブロック予選、本大会。以下、派遣事業という）に係る業務、スポーツ団体育成事業に係る業務（以下、スポーツ育成事業という）及び県立体育施設整備等に係る業務（以下、施設整備事業という）について監査を行った。

派遣事業は、国体に向けての県予選並びに四国予選及び本大会への参加に必要な連絡あるいは手配関係の業務である。具体的に支出した経費としては、予選大会での審判や運営員への謝礼、弁当代及び交通費、連絡などの通信費、大会会場の借上費、景品等である。

スポーツ育成事業とは、県内の少年スポーツの振興を図るため県内に所属するスポーツ少年団の指導者認定員養成のための研修や講座の開催、他県のスポーツ少年団との交流を図るための大会の開催などを行う事業である。

施設整備事業とは、グラウンド等整備業務と香川県立総合水泳プールのトレーニング指導業務と体育協会内の国民体育大会派遣等業務の 3 業務を行う事業である。グラウンド等整備業務とは、香川県総合運動公園内にある 2 つの野球場の内野グラウンド整備、外野芝生の日常整備・管理、外野席の芝生管理、ブルペンの整備、大会利用時におけるグラウンド管理などを行っている。香川県立総合水泳プールのトレーニング指導業務とは、当該施設においての利用者に対するトレーニング指導、トレーニング施設の設備点検、トレーニングルームの監視などの業務を行っている。国民体育大会派遣等業務とは、国体派遣等における連絡調整、大会派遣選手の派遣依頼などの業務を行っている。

体育協会が上記業務を随意契約により行っている理由としては、①国体関係の業務については、県予選・四国ブロック予選・本大会等に参加する団体の様々なとりまとめ作業が必要となる。このような作業を行うのは加盟団体の上部組織である体育協会が最も適任であること、②スポーツ団体育成業務については、県内の少年スポーツ及び地域スポーツの振興を図るために各団体の取りまとめ等を行うのは、これらの団体の上部組織である体育協会が最も適任であること、③県立体育施設整備等の業務については、総合運動公園内のスポーツ施設整備及び総合水泳プールのトレーニング指導が業務内容であり、体育協会は各施設の設備使用方法等を熟知した職員を擁しているために円滑な運営ができるため、と説明されている。

なお上記業務の委託費用については下記のとおりである。

委 託 事 業	委託金額
平成 20 年度県民体育大会開催事業	2,633,000 円
国民体育大会 第 29 回四国ブロック大会開催事業	3,500,000 円
第 63 回国民体育大会香川県選手団派遣事業（会期前実施競技）	3,682,205 円
第 63 回国民体育大会香川県選手団派遣事業	28,962,385 円
第 64 回国民体育大会 冬季大会 香川県選手団派遣事業	6,167,845 円
平成 20 年度スポーツ団体育成事業	2,689,000 円
平成 20 年度県立体育施設整備等事業	49,786,000 円

(2) 体育協会の財務内容は以下のとおりである。

収支計算書 (単位：円)

科目	金額
会費・事業等収入	22,553,600
県からの補助金・受託収入	98,383,034
その他収入	23,413,362
収入合計	144,349,996
事業費	129,007,767
管理費	18,486,418
支出合計	147,494,185
当期収支差額	△3,144,189

貸借対照表 (単位：円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,376,198	流動負債	9,350,641
固定資産		固定負債	
基本財産	431,000,000	退職給与引当金	94,320,494
退職給付引当資産	94,320,494	その他	2,000,000
その他資産	3,161,610	負債合計	105,671,135
		正味財産	448,187,167
資産合計	553,858,302	負債・正味財産合計	553,858,302

(3) 監査の結果及び意見

1) 体育協会の業務活動については毎年 1 回、委託業務に係る実績報告書を香川県教育委員会に提出している。その中に収支報告書により収入・支出の報告がなされている。支出の内訳となる経費については、県の保健体育課により内部監査が行われており、その内部監査の結果は問題なし、との認識である。体育協会自体の決算についても 2 名の監事による監査がなされており、その結果は「適正」であるとの報告がされている。我々包括外部監査人もサンプルベースで領収書等のチェックを行ったが、金額的にも支出内容にも問題と思われる項目はなかった。

2) ただし、国体に派遣された選手等の食事代支給に関しては今後、一考を要するのではないかとと思われる。現状では県の旅費条例に準じて、指定された宿泊施設での宿泊料を支払っている。宿泊料に夕食・朝食が含まれていない場合には宿泊料以外に朝食相当額 (700 円)、夕食相当額 (1500 円) を選手等に支払っている。このうち、国体成人選手の中には宿舎での食事はせず、外食先の食堂等の領収書を持参することにより 1 人当たり 1500 円を限度に夕食代として支払われているケースが見受

けられた。我々がチェックをしたすべての領収書は1人当たり1500円を大きく超えた食事をしていることを示しており、その領収書をもとに県は1人当たり1500円の支給をしている。これ自体は県の規定に則っており問題はない。しかしながら県財政が逼迫している折、外食をする選手の食事代については見直しをすべきではないか。一例として以下のような見直しが考えられる。

①外食をする場合の朝食相当額及び夕食相当額支給の全廃（選手は基本的に宿泊施設での食事をする。外食など規定外の食事をする場合には全額、自己負担とする）。

②金額のみを記載した領収書ではなく、食事内容を明記した領収書を添付することにより、問題がなければ、現状の制度による食事代を支給する。

もっとも競技種類によっては食事制限等を必要とするものもあり、実態をふまえながら見直しを検討する必要がある。

3) 随意契約の必然性であるが、国体関係の業務及びスポーツ団体育成業務については、取りまとめ役という役割を担う者として体育協会の存在は必要であり、随意契約であることは当然であると考える。

4) 体育協会の財務内容であるが、現金及び現金等価物が約5億5千万円ある（うち、退職金への引当預金として約9400万円確保されている）。年間の経費合計は約1億5千万円である。また、体育協会は基本財産として約4億3千万円を所有している。

体育協会は、基本財産としてこれだけの資金を有することが妥当であるかどうか、今後検討すべき課題であろう。例えば、この基本財産の何割かを、スポーツに天賦の才ある年少者を対象としたスポーツ英才教育への事業にあてることは考えられないだろうか。数年前に日本オリンピック協会が打ち出したスローガンのように「香川県ゴールドプラン」の原資として、スポーツ選手のみならず県民に夢をいだかせるスポーツ事業に資金を活用できないだろうか。将来のために資金を留保することが協会存続のためだけになってはならない。夢あるものに投資するという考え方も必要ではないか。体育協会の理事の方々も含め、県には一考をお願いしたい。

(意見)

1) 事業見直し

(問題を抱える子供等の自立支援事業・スクールソーシャルワーカー活用事業)

不登校児童生徒など、問題を抱える児童生徒に対しての対策をもっと充実し拡充すべきである。児童生徒だけではなく、家庭をはじめ周囲の人々に対しての精神的負担の軽減にも対処すべきである。

2) 事業見直し

(豊かな体験活動推進事業)

廃止を含めて検討すべきである。

3) 公益法人改革への対応

体育協会の基本財産をどのように活用すべきか、公益法人改革の中で検討される必要がある。

4) 支出項目の見直し

国民体育大会における食事代の支給は見直しをすべきである。

1 1 ・警察本部

1 1 - 1 ・香川県交通安全協会との委託業務契約

(1) 財団法人香川県交通安全協会（以下「安全協会」という）の概要

安全協会は「交通の安全と円滑を促進するため、関係機関に協力して交通秩序の確立に努め、交通道德の向上と交通事故の防止に寄与すること」を目的として昭和51年4月に設立許可を受けて設立された。母体としての安全協会は昭和23年に結成されていたが、財団化されたのは昭和51年である。安全協会の事業としては、平成20年度に以下のような活動を行っている。

分類	内容
公益事業関係	① 交通安全に関する広報啓発活動 ・春、夏、秋、年末年始の交通安全運動 ・広報誌の発行 ・交通安全フェアへの参加 ・交通安全反射材、ビデオ、冊子の配布 等 ② 交通安全功労者（団体）等の表彰 ・交通安全県民会議会長賞 ・県警察本部長・県交通安全協会会長賞 等 ③ 自転車安全教育の推進 ④ 二輪車安全教育の推進 その他
受託等事業関係	① 更新時講習 ② シルバー講習 ③ 処分者等講習 ④ 原付講習 ⑤ 更新通知業務 ⑥ 自動車保管場所調査業務 ⑦ 交通安全教育隊 ⑧ 安全運転管理者講習
収益事業関係	① 証紙販売事業 ② 車両貸出事業

	③ 写真事業 ④ 食堂事業
その他	反射材付き蛍光ジャンパー等普及事業

なお、今回の包括外部監査は上記、更新時講習などの受託事業関係に限定して行っている。

香川県内の各警察署所在地及びさぬき市長尾町、小豆郡土庄町、仲多度郡多度津町に任意団体として地区交通安全協会が設置されており、これらの会長が香川県安全協会の役員を務めている。役員のうち専務理事 1 人だけが常勤役員であり、他の役員は非常勤である。

(2) 安全協会の決算内容

安全協会の平成 21 年 3 月 31 日現在の決算概要は以下のとおりである。

貸借対照表

科 目	金 額	科 目	金 額
現金・預金	95,781,381 円	流動負債	3,774,720 円
その他流動資産	53,048,217 円	固定負債	0 円
基本財産 (利付国債)	10,000,000 円		
特定資産	197,626,670 円	正味財産	603,860,009 円
固定資産	251,178,461 円		
資産合計	607,634,729 円	負債・正味財産合計	607,634,729 円

収支計算書

科 目	金 額
事業活動収入	419,688,741 円
事業活動支出	425,806,181 円
事業活動収支差額	△6,117,440 円
投資活動収入	12,078,061 円
投資活動支出	9,006,082 円
投資活動収支差額	3,071,979 円
当期収支差額	△3,045,461 円
前期繰越収支差額	30,903,528 円
次期繰越収支差額	27,858,067 円

安全協会の決算報告書は公益法人会計基準に基づいて作成しており、一般会計のほか委託事業特別会計、収益事業特別会計及び自動車学校会計の 4 会計単位にわけて報告されている。上記のように流動資産は約 1 億 4880 万円、固定資産は約 4 億

5880万円、負債は未払金が約370万円あるだけで他に債務はない。正味財産合計は約6億386万円である。平成20年度の収支は各会計単位ともに厳しい状況であるが、財務体質自体は極めて健全であるといえる。なお安全協会に対しては、警察本部交通企画課を主体として、毎年業務監査及び会計監査を行っている。

(3) 事業の概要

安全協会の行っている事業のうち、今回監査対象とした事業の具体的な内容は以下のとおりである。

① 処分者等講習業務

委託料	年額 44,610,300 円															
委託業務内容	<p>危険運転者として免許停止等の行政処分を受けた者等を対象に、安全運転に必要な知識、適性、及び運転技能を教育し、道路交通の安全を確保するための講習を行う。講習は、行政処分の内容に応じ、短期講習、中期講習、長期講習、違反者講習のうちのいずれかとなる。</p> <p>講習時間及び実施期間は次表の示す通りである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>講習の区分</th> <th>講習時間</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期講習</td> <td>6 時間</td> <td>1 日間</td> </tr> <tr> <td>中期講習</td> <td>10 時間</td> <td>2 日間</td> </tr> <tr> <td>長期講習</td> <td>12 時間</td> <td>2 日間</td> </tr> <tr> <td>違反者講習</td> <td>6 時間</td> <td>1 日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>講習の科目及び内容等については、「講習カリキュラム」によるものとする。</p> <p>受講者からは講習等手数料を徴収し、運転免許課長に提出する。</p> <p>当講習は、運転免許センター及び香川県の指定する場所で行われる。</p> <p>当講習実施業務を第三者に委託することはできない。</p>	講習の区分	講習時間	実施期間	短期講習	6 時間	1 日間	中期講習	10 時間	2 日間	長期講習	12 時間	2 日間	違反者講習	6 時間	1 日間
講習の区分	講習時間	実施期間														
短期講習	6 時間	1 日間														
中期講習	10 時間	2 日間														
長期講習	12 時間	2 日間														
違反者講習	6 時間	1 日間														
委託業務の実施報告書	<p>処分者講習実施結果報告書</p> <p>違反者講習実施結果報告書</p> <p>処分者講習等実施結果月報</p>															

② 更新時講習業務

委託料	年額 57,577,300 円
委託業務内容	<p>運転免許証の更新を受けようとする者及び運転免許試験の一部免除を受ける特定失効者を対象に、道路交通の現状と交通事故の実態、安全運転の知識等について教育し、安全運転意識の高揚を目的とした講習を行う。</p> <p>講習は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習、及び更新時の年齢が65歳以上70歳未満の者を対象に編成されるシルバー学級に区分される。</p>
委託業務の実施報告書	更新時講習実施結果報告書

③実車指導講習業務

委 託 料	受講者 1 人当たり 2,410 円
委託業務内容	<p>中期処分者講習、長期処分者講習の受講者、及び違反者講習のうち社会参加活動を含まない講習を選択した者を対象に、自動車の運転に関する講習等を行う。</p> <p>講習の内容については、講習の対象者ごとに違反者講習、中期処分者講習及び長期処分者講習に区分される。</p> <p>当講習は、香川県公安委員会指定自動車教習所香川県自動車学校の建物及びコース又は道路において行われる。</p> <p>講習実施業務の実施に関し生じた損害は、香川県交通安全協会の負担とする。ただし、その損害の発生が香川県及び香川県公安委員会の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。</p>
委託業務の実施報告書	実車指導講習実施結果報告書

④運転免許更新情報提供業務

委 託 料	更新情報提供 1 件当たり 23.499 円
委託業務内容	<p>運転免許証の更新予定者に対し、免許証の更新手続きができる期間、受講する講習の種別、その他公安委員会が必要と認める事項についての更新情報を提供する。</p>
委託業務の実施報告書	更新情報提供事務処理報告書

⑤原付講習業務

委 託 料	講習受講者 1 人当たり 3,640 円
委託業務内容	<p>原動機付自転車運転免許を受けようとする者を対象に運転操作及び走行方法等の技能指導並びに運転者の心構えと義務等の座学を実施し、安全運転意識の高揚を図ることを目的として講習を行う。</p> <p>実施方法については「原付講習実施要領」に基づく。</p>
委託業務の実施報告書	原付講習実施結果報告書

⑥交通安全教育隊業務

委 託 料	年額 8,895,000 円
委託業務内容	<p>班長と隊員で組織された教育隊が、(1) 交通安全教育指導者の育成に関すること、(2) 参加・体験型交通安全教育の実施に関すること、(3) ボランティアによる交通安全教育活動の支援に関すること、(4) 交通安全講習の講師に関すること、(5) 交通安全教育方法の高度化に関すること、(6) 交通安全教育に対する連携・支援に関すること、(7) その他道路における交通の安全と円滑化に資するための活動に関すること、について県下全域を対象に教育を実施する。</p> <p>実施する教育時間は、1 回当たり概ね 60～90 分間とする。</p> <p>当活動については、適宜効果測定を行い、真に効果的な活動となるよう配慮する。</p>
委託業務の実施報告書	業務計画書、業務実績報告書

⑦安全運転管理者等講習業務

委託料	年額 10,700,000 円
委託業務内容	<p>(1) 講師の確保に関する事、(2) 講習の通知書及び講習受講の確認に関する事、(3) 講習の受付及び講習についての質疑に関する事、(4) 講習の教本等及び視聴覚教材の提供に関する事、(5) 講習会場の借り上げ、その他講習の運営に関する事、(6) 証紙の収納に関する事、(7) 講習効果の測定及び講習方法の研究に関する事、(8) 補講の措置及び受講の確保に関する事、(9) その他講習の実施に関する事、を業務範囲とし、経験者、新任者に区分し、安全運転管理者講習及び副安全運転管理者講習を行う。</p> <p>講習時間は 1 回につき 6 時間とする。</p> <p>講習会場は、受講者の快適性・利便性に配慮した公共施設等の中から選定し、委託者の承認を得た場所となる。</p>
委託業務の実施報告書	安全運転管理者等講習実施結果報告書

⑧道路使用許可に係る調査業務

委託料	1 件当たり 1,400 円
委託業務内容	<p>警察署長が行う道路使用許可に関し、高松北警察署長、高松南警察署長、高松東警察署長、さぬき警察署長及び高松西警察署長に対し申請された道路使用許可のうち、高松市内の道路使用許可について、当該警察署長が必要と認めたものに限って、(1) 道路使用許可判断要素の調査業務、(2) 道路使用許可条件の履行状況の調査確認業務、(3) 道路使用許可期間終了後の原状回復状況の調査確認業務、を行う。</p> <p>香川県公安委員会の指定を受けた香川県交通安全活動推進センターは、必要な調査及び確認を速やかに行い、道路使用許可に係る判断要素の調査については概ね 4 日以内に、道路使用許可事項及び条件の履行状況の調査及び確認については許可期間内に 1 回以上、また道路使用許可期間終了後の原状回復状況調査及び確認については許可期間終了後 7 日以内に、当該警察署長に報告しなければならない。</p>
委託業務の実施報告書	<p>道路使用許可申請受理（委託）簿</p> <p>道路使用許可に係る調査業務処理状況</p> <p>調査業務処理件数確認書</p> <p>調査員承認申請書</p> <p>道路使用許可判断要素調査結果報告書</p> <p>道路使用許可条件履行状況及び原状回復状況調査結果報告書</p>

⑨自動車保管場所確認業務

委 託 料	確認業務 1 件当たり 997.5 円
委託業務内容	香川県内全警察署の管轄区域内における自動車の保管場所証明に必要な調査に関する業務であり、警察署長に対し申請された自動車保管場所の確認業務、並びに自動車保管場所の確認業務報告書及び自動車保管場所調査表の作成及び報告を行う。 受託者は、確認事項を第三者に再委託することはできず、確認業務に関連する、確認事務員の態度、言動等による苦情やトラブルにおいて対応し、処理するものとする。
委託業務の実施報告書	確認業務処理件数確認書 自動車保管場所確認業務処理状況

⑩パーキングメーター及びパーキングチケット管理業務

委 託 料	年額 7,350,000 円
委託業務内容	パーキング・メーター及びパーキング・チケット管理業務であり、主として、(1) パーキング・メーター等の機能保持及び管理に関する事、(2) 時間制限駐車区間において駐車しようとする者に対するパーキング・メーター等の利用方法の教示、その他駐車適正を確保するための必要な措置に関する事、(3) 手数料の収納に関する事、(4) 違法駐車車両の警察への通報等に関する事、を行う。 受託者は、確認事項を第三者に再委託することはできず、調査業務に関連する調査員の態度、言動等による苦情やトラブルにおいて対応し、処理するものとする。 履行場所は、高松北警察署管轄区域内（番町、松島町、寿町、亀井町）とする。
委託業務の実施報告書	パーキング・メーター等発給機故障等報告書

(4) 監査の結果及び意見

1) 処分者等講習の中の社会参加活動講習について

違反者講習の一プログラムとして「社会参加活動講習」がある。香川県では、毎週月曜日に高松市内の中央公園東で「シートベルト着用」のプラカードを持って、シートベルト着用の呼びかけ活動を実施している人たちが「社会参加活動講習」対象者である。この「社会参加活動」の目的は、交通安全教育・交通事故防止に関するもの、道路交通環境の保全に関するもの等の奉仕活動を通じて、他人の立場に配慮した運転態度がとれるような交通社会人としての運転行動の実現を目指すことにより、運転者資質の向上を図るためである。

ところが、多くの県民は当該活動を違反者の「社会参加活動講習」ではなく、香川県警が人を雇用して交通安全の呼びかけを行っているとおそれがある

る。それ故「社会参加活動講習」の交通安全への直接的な貢献度合いを考えて、当報告書紙面を通じて「税金の無駄使い」と感じている県民の誤解を氷解したいと考えている。

一方、警察本部においては違反者講習の内容について、もっと効果的で、かつ県民の理解を得られる「社会参加活動講習」を考えられないものだろうか。一例をあげると、観光局の県立公園維持管理の清掃活動と連携し、県立公園の清掃業務を「社会参加活動講習」として実施することは実現可能であろうか。この2事業を連携させれば、清掃業務にかかる費用を削減できることになり、かつ違反者にとっては清掃という活動を通じての社会貢献ができることになる。県民の多くも「税金の無駄遣い」との印象は持たないであろう。部局が異なることによる連携の困難さなど、実現に向けては幾多の課題があることは理解できるが、県財政逼迫の折り、全庁的課題として委託事業等相互の連携による財政支出の削減策の検討を期待したい。

2) 安全協会への委託契約のあり方について

原付講習業務委託、運転免許更新情報提供業務委託及び交通安全教育隊業務委託は平成21年度から、安全運転管理者講習業務委託、自動車保管場所確認業務委託及びパーキングメーター及びパーキングチケット管理業務委託は平成20年度から一般競争入札制度を導入している。結果は、安全協会のみが応札となっている。理由は、交通指導という特殊な業務であることや採算性の観点など、営利追求機関としての民間企業それぞれの判断の結果であると思われる。

香川県においては入札の競争性、公平性及び透明性を高めるために、全庁的に一般競争入札制度の導入を推進している。しかしながら、一般競争入札制度を採用しても安全協会への委託事業のように結果的に1者しか応札していないというケースも多くみられる。1者応札の理由は様々であろうが、このような状態が続くようであれば、一般競争入札制度は形式だけのこととなり、県職員の事務負担が増加しただけというマイナスの側面だけが生み出されたということにもなりかねない。

委託業者選定の競争性、公平性及び透明性を高め、県民の県への信頼を高めるために一般競争入札制度を原則とすることは正しい選択である、と我々包括外部監査人は評価している。従って、より効果的な制度にするために県のこれからの役割は、多くの企業が応札できるような仕組みと環境を整えることであろう。応札に参加できる仕様については、質を維持しながらも、できるだけその要件を低くして、より多くの企業に参加の機会を与えられるように随時見直すことが必要である。

一般競争入札制度を原則としてから2~3年しか経過していないので、その効果を評価するにはまだ早計と思われる。今後の推移を見守りたい。

(意見)

一般競争入札での1者応札を回避し、委託業者選定の競争性、公平性及び透明性を高め、より効果的な契約にするために、多くの企業が応札できるような仕組みと環境を整えるこ

とが重要である。応札に参加できる仕様については、質を維持しながらも、できるだけその要件を低くして、より多くの企業に参加の機会を与えられるように随時見直すことが必要である。

1 1 - 2. 道路交通情報に関する業務委託

土木部 7 - 2. 道路情報提供業務関連で記載

第3章 指定管理者となっている外郭団体について

この章では、外郭団体が公の施設の指定管理者となっている場合について、以下のポイントを中心として検証した。

①香川県と外郭団体との指定管理者協定内容について

②外郭団体が発注する業務委託契約（再委託）について

選定対象を指定管理者となっている外郭団体に絞り込んだ理由は、非公募型の選定が多いこと、外郭団体であるので県との人的関連や県民サービスでの連携が強いことのため、

指定管理者としての協定内容を検証する必要があると判断した。さらに、外郭団体から業者への再委託についても、県に準じた契約手続きが取られているかどうかを検証する必要があると判断したためである。

検証対象は、次のとおりである。

- I (財) かがわ水と緑の財団（公渕森林公園）
- II (財) かがわ水と緑の財団（香川用水記念公園）
- III (財) 香川県児童・青少年健全育成事業団（さぬきこどもの国）
- IV (財) 香川県国際交流協会（香川国際交流会館）
- V (財) かがわ健康福祉機構（香川県社会福祉総合センター）
- VI 社会福祉法人香川県社会福祉事業団（香川県ふじみ園・同福祉ホーム）
- VII 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団（かがわ総合リハビリテーションセンター）
- VIII (財) かがわ産業支援財団（ネクスト香川・FROM 香川）
- IX (財) 瀬戸大橋記念公園管理協会（瀬戸大橋記念公園）

なお、平成20年度における公の施設の指定管理者は以下のとおりである。

	施設名	指定管理者	金額（円）
1	eとびあ・かがわ	かがわ県民情報サービス株式会社	412,635,178
2	香川県県民ホール	穴吹エンタープライズグループ	205,619,000
3	香川県番町地下駐車場	ことでんサービス・アマネジメントサービス	43,924,000
	香川県玉藻町駐車場	ことでんサービス・アマネジメントサービス	28,606,000
4	香川県公渕森林公園	(財) かがわ水と緑の財団	55,222,000
5	ドングリランド	NPO法人どんぐりネットワーク	8,096,000
6	香川県満濃池森林公園	香川県森林組合連合会	30,530,000
7	県民いこいの森野営場	NPO法人しおのえ	7,175,060
8	さぬきこどもの国	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	327,696,425

9	サンメッセ香川	穴吹エンタープライズ株式会社	173,820,000
10	女木島野営場	丸高建設株式会社	392,700
11	坂出緩衝緑地	五栄海陸興業株式会社	48,000,000
12	サンポート高松	シンボルタワー開発株式会社(港湾課)	8,830,000
	サンポート高松	シンボルタワー開発株式会社(商工労働部)	1,010,000
	サンポート高松	シンボルタワー開発株式会社(観光交流局)	243,276,000
	サンポート高松	シンボルタワー開発株式会社(観光交流局)	53,596,500
13	香川用水記念公園	(財)かがわ水と緑の財団	49,500,000
14	さぬき空港公園	高松市造園事業協同組合	71,205,250
15	香川県営住宅	香川県建築設計協同組合	443,814,000
16	香川県立体育館、香川県立武道館	四電工・シンコースポーツグループ	84,798,000
17	香川県立丸亀競技場	四電工グループ	125,992,000
18	香川県立総合水泳プール	四電ビジネス・シンコースポーツグループ	79,789,000
19	香川県立総合運動公園	スポーツパークパートナーズKAGAWA	84,767,000
20	香川国際交流会館	(財)香川県国際交流協会	39,777,672
21	大川山野営場	(財)ことなみ振興公社	1,670,000
22	香川県社会福祉総合センター	(財)かがわ健康福祉機構	139,549,261
23	ツインパルながお	(財)さぬき市施設管理公社	0
24	ユープラザうたづ	(財)宇多津町振興財団	0
25	マリンウェーブ	三豊市	0
26	サン・オリーブ	(財)小豆島オリーブ公園	0
27	サンサン館みき	(財)三木町健康生きがい財団	0
28	香川県視覚障害者福祉センター	(財)香川県視覚障害者福祉協会	34,326,000
29	香川県身体障害者療護施設たまも園	社会福祉法人清水園	10,000,000
30	香川県聴覚障害者福祉センター	(社)香川県ろうあ協会	29,719,000
31	香川県ふじみ園 香川県ふじみ園福祉ホーム	社会福祉法人香川県社会福祉事業団	144,000,000
32	かがわ総合リハビリテーションセンター	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	878,680,836
33	ネクスト香川(香川県新規産業創出支援センター)	(財)かがわ産業支援財団	44,140,287
	FROM香川(香川県科学技術研究センター)	(財)かがわ産業支援財団	40,399,387

34	瀬戸大橋記念公園	(財) 瀬戸大橋記念公園管理協会	157,792,000
35	坂出緩衝緑地 (番の州球場を除く)	五栄海陸興業株式会社	48,000,000
36	坂出緩衝緑地 (番の州球場)	坂出市	0
37	香川県栗島海洋記念公園	三豊市	4,468,000
38	香川県オリーブ公園	(財) 小豆島オリーブ公園	12,790,000
39	土器川公園	丸亀市	3,434,000
40	香川県営住宅直島団地	直島町	4,000,000
41	香川県立三豊体育館	三観広域行政組合	6,025,000
42	香川県立大川体育館	(財) 東かがわ市スポーツ財団	20,025,000
	合 計		4,207,090,556

(注) 上記の網掛け部分が今回の検証の対象としたものである。

I (財) かがわ水と緑の財団 (公測森林公園) 公募型

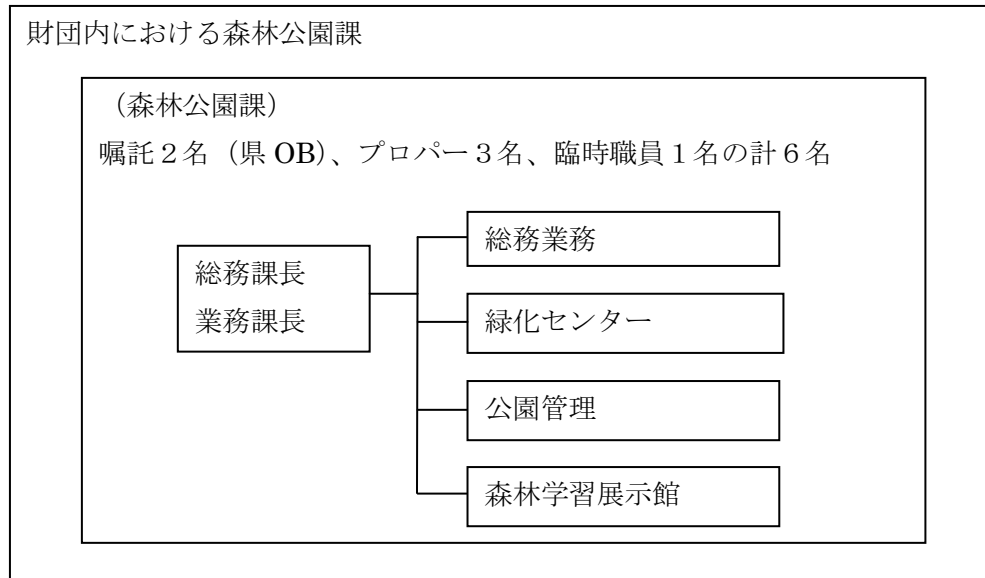
(1) 概要

公測森林公園 (面積 93ha) は、昭和 53 年 4 月に県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上等に寄与する目的で開園した。昭和 63 年 6 月に満濃池森林公園が開園したことに伴い、(財) 香川県森林公園管理協会 (平成 9 年 4 月に (財) かがわ水と緑の財団に名称変更) を設立し、管理運営業務を当財団に委託した。平成 18 年 4 月から当財団が指定管理者として公園の管理運営を開始している (指定管理期間 18 年 4 月から 23 年 3 月まで)。平成 20 年度には 378,900 人の入園者 (開園以来では 8,859 千人) があつた。

1) 施設概要 建物

青少年の森地区	森林学習展示館 RC 2 階建て 581.54 m ² 休息所 便所他
やすら木の森地区	倉庫 2 階建て 250.02 m ² やすら木休息所 機械倉庫 便所他
公測地区	憩いの家 鉄筋コンクリート造り 676.31 m ² 休息所 便所他

2) 組織概要



3) 収支概要

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
基本財産利息収入	3	3	3	6	40
公園管理運営受託収入	97,844	94,481	55,222	55,222	55,222
その他収入	887	985	513	592	596
収入合計	98,734	95,469	55,738	55,820	55,858
総務費	941	753	616	743	1,188
事業費	97,844	94,481	55,151	55,164	54,892
(委託費)	(5,574)	(5,528)	(4,241)	(4,206)	(4,240)
(手数料)	(56,848)	(54,779)	(31,076)	(30,160)	(30,541)
支出合計	98,785	95,234	55,767	55,906	56,080
当期収支差額	-51	234	-28	-87	-222

(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成22年度にかけて、指定管理者として香川県公測森林公園の管理に関する協定書を締結した。指定管理者の選定は公募である。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 公園の維持管理に関する業務
- 2) 公園の運営に関する業務
- 3) 利用促進に関する業務
- 4) その他公園の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

包括協定における委託料の上限額は、以下のとおりである。

年度	委託料の上限額（円）
平成18年度	55,222,000
平成19年度	55,222,000
平成20年度	55,222,000
平成21年度	55,222,000
平成22年度	55,222,000
合計	276,110,000

(3) 再委託契約（手数料計上分を含む）

平成20年度における再委託契約（契約額100万円以上）は以下のとおりであった。

委託業務内容	平成20年度委託金額（円）	委託先	契約方法	備考
公湊森林公園浄化槽保守点検	1,971,900	㈱ミネック	随意契約	5者見積り合せ
憩の家施設管理	1,470,000	公湊森林公園振興会	随意契約	単独随意契約
公湊森林公園維持管理事業請負	23,860,200	香川東部森林組合	随意契約	単独随意契約

(4) 監査の方法

随意契約とすることの合理性については、理由、根拠法令などをもとに、契約方法、業務実施状況については包括協定書、年度協定書、収支決算書、契約チェックリスト、業務委託契約書、業務完了報告書などをもとに、予定価格の算定方法については予定価格見積書、見積金額算定根拠などをもとにその妥当性を検討した。

(5) 監査結果及び意見

100万円以上の再委託契約3件について実際の契約先を調査すると、すべての先で4年以上に渡って同一先が契約している。いたずらに変更することは効率的でないにせよ、同一先が継続しすぎることは、契約段階で実際に競争原理が働いているのか疑問なところである。なお、同一先が継続している主な理由は、3件中2件が単独随意契約、1件が見積り合せ方式となっているためである。

随意契約とする理由は、業務の継続性及び関連性並びに設備に対する専門的知識及び熟知度によるものとしているが、公園維持管理業務、施設管理業務などについては、競争入札の導入など競争原理に基づく契約方法に移行する必要がある。

次に単独随意契約で決定した2件はいずれも過去4年間、予定価格に対する契約金額決定率が99%以上となっている。これは、予定価格の算定方法が各作業毎に

必要数量を乗じそれに独自の単価を掛けて算定するものとなっているが、委託内容に大幅な変更が無い限り実質的には予定価格、契約金額とも前年に近い金額となり、結果的に決定率も高い水準になっているためと予想される。この点からは決定率が高いこと自体は結果論であって問題ではないが、単独随意契約であるため、単価設定についてはその妥当性をより慎重に判断すべきである。単純に前年度単価を踏襲するのではなく、類似委託業務での単価を参考にすることなどが求められる。

(意見)

1) 再委託 (随意契約理由)

随意契約とする理由は、業務の継続性及び関連性並びに設備に対する専門的知識及び熟知度によるものとしているが、公園維持管理業務、施設管理業務などについては、競争入札の導入など競争原理に基づく契約方法に移行する必要がある。

2) 再委託 (予定単価)

単独随意契約であるため、単価設定についてはその妥当性をより慎重に判断すべきである。単純に前年度単価を踏襲するのではなく、類似委託業務での単価を参考にすることなどが求められる。

II (財) かがわ水と緑の財団 (香川用水記念公園) 公募型

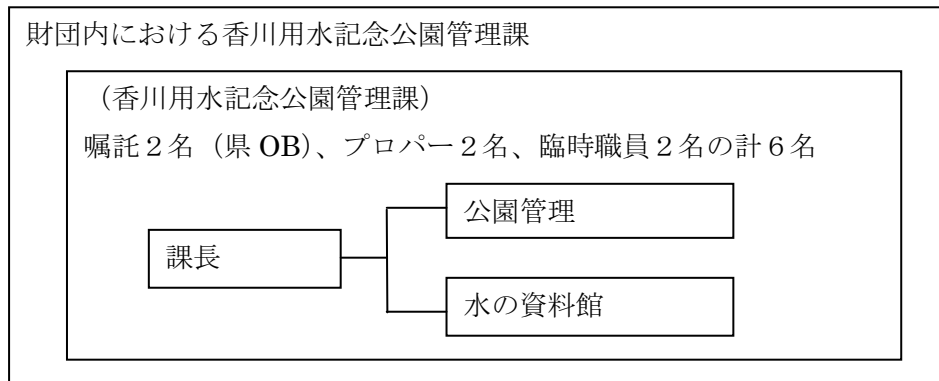
(1) 概要

香川用水記念公園は、平成9年5月に香川用水の歴史と恩恵を永く後世に伝えるため、香川用水の香川側水口及び香川用水東西分水工に隣接して開設された。平成20年度には215団体(小・中学校、農業水道各種団体など)及び個人、69,345人の入園者があった。

1) 施設概要

水の資料館	1階 企画展示室、映像室(講習室)、エントランスホール、事務室など 2階 常設展示室など 3階 展望展示室
屋外	記念、催し、水口、花見、芝生、野外活動の各広場、花木園、せせらぎの川、じゃぶじゃぶ池、駐車場など

2) 組織概要



3) 収支概要

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
公園管理運営 受託収入	57,230	52,490	49,500	49,500	49,500
その他収入	352	356	268	271	246
収入合計	57,582	52,846	49,768	49,771	49,746
総務費	537	354	272	274	317
事業費	57,230	52,490	49,500	49,501	49,500
(うち委託費)	(25,289)	(21,181)	(19,881)	(19,135)	(17,819)
支出合計	57,766	52,844	49,772	49,775	49,817
当期収支差額	-184	2	-4	-4	-71

(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成22年度にかけて、指定管理者として香川用水記念公園の管理に関する包括協定を締結した。指定管理者の選定は公募である。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 施設の維持管理に関すること。
- 2) 施設の利用業務に関すること。
- 3) その他施設の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

包括協定における委託料の上限額は、以下のとおりである。

年度	委託料の上限額(円)
平成18年度	49,500,000
平成19年度	49,500,000
平成20年度	49,500,000
平成21年度	49,500,000

平成22年度	49,500,000
合計	247,500,000

(3) 再委託契約

平成20年度における再委託契約（契約額100万円以上）は以下のとおりであった。

委託業務内容	委託金額（円）	委託先	契約方法	備考
香川用水記念公園浄化槽等保守点検業務	1,659,000	長尾環境設備㈱	随意契約	3者見積り合せ
水の資料館等清掃業務	2,996,700	瀬戸内興商㈱	随意契約	3者見積り合せ
水辺の納涼祭の企画等業務	2,969,164	アールエヌ・パック㈱	随意契約	5者のコンペ方式
植栽管理業務	1,198,050	(有)仁尾造園	随意契約	3者見積り合せ

(4) 監査結果及び意見

1) 水の資料館等清掃業務の履行確認

作業内容と作業の終了については、同一館内にて確認でき口頭での報告を受けているので実質的な指導管理はできているが、作業業務日報等で記録に残っていない。

監査委員事務局の指摘もあり、平成21年11月より改善する。

管理者が日常的に目視にて管理できている状態といえども、作業業務日報等の記録として履行確認を行う必要がある。

2) 地元発注と競争原理の導入について

地域の活性化と地元対策もあり、他地域の業者への委託は難しいと思われるが、浄化槽等保守点検と清掃業務は同一業者へ開設以来継続して委託する結果になっている。地元業者内での競争状態を高める工夫が必要である。

(結果)

1) 水の資料館等清掃業務の履行確認

管理者が日常的に目視にて管理できている状態といえども、作業業務日報等の記録として履行確認を行う必要がある。

(意見)

2) 地元発注と競争原理の導入について

地域の活性化と地元対策もあり、他地域の業者への委託は難しいと思われるが、浄化槽等保守点検と清掃業務は同一業者へ開設以来継続して委託する結果になっている。地元業者内での競争状態を高める工夫が必要である。

Ⅲ (財) 香川県児童・青少年健全育成事業団 (さぬきこどもの国) 公募型

(1) さぬきこどもの国概要

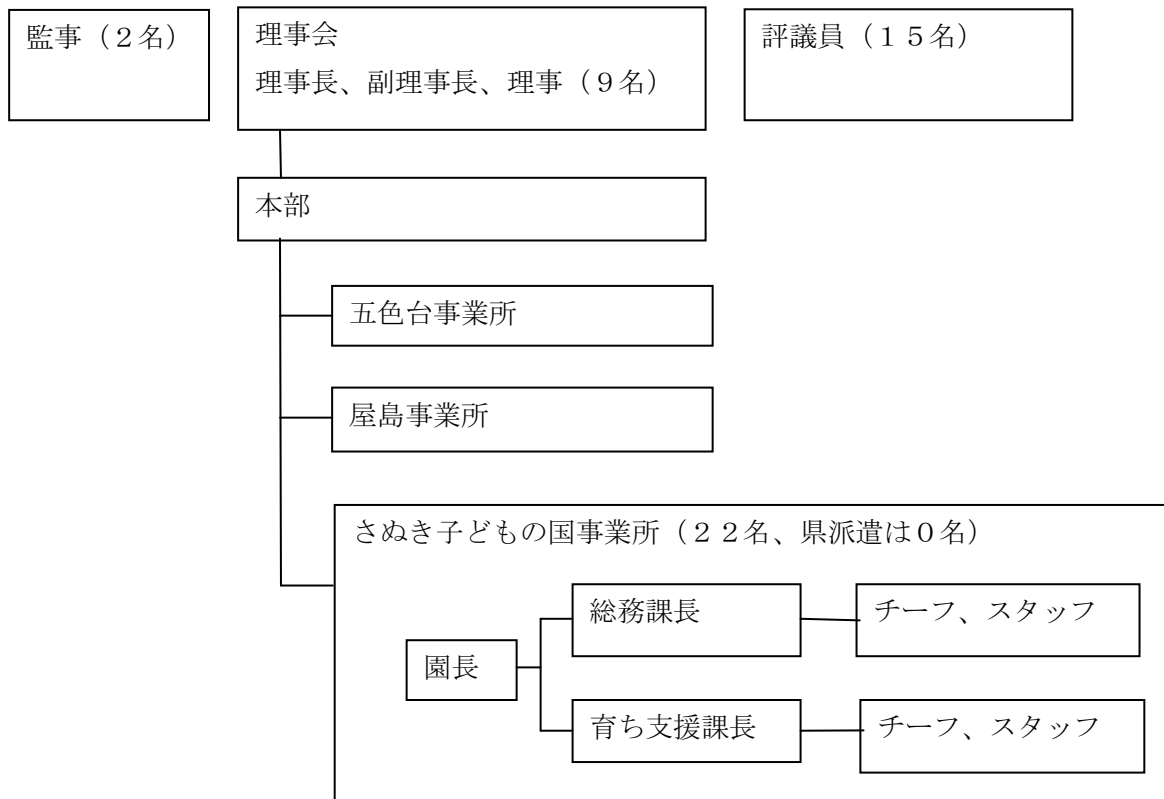
「さぬきこどもの国」は、児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学との触れ合いを通じて児童の科学に親しむ心をはぐくみ、次代の社会を担う児童の健全な育成と資質の向上を図るために建設された施設として、平成7年4月29日に開園され、平成18年4月1日より(財)香川県児童・青少年健全育成事業団が指定管理者として指定された。

立地条件としては、県都高松市の中央部から南へ約15キロメートル、高松空港南側に隣接する環境・景観にも恵まれた場所に位置する。東西方向約2500メートル、南北方向約100メートルの細長い敷地形状をしており、敷地面積は約25ヘクタールである。施設からは、飛行機の離着陸する迫力ある様子を間近に展望することができる。

1) 施設概要

<p>大型児童館 (わくわく児童館)</p>	<p>1階フロア 遊びゾーン、ドームシアター(プラネタリウムと全天周映像を併設)、こども劇場、美術・科学・音楽・コンピュータ工房、幼児コーナーなど</p> <p>2階フロア エントランスホール、科学体験ゾーン、情報ライブラリーなど</p> <p>3階フロア 展望コーナー</p>
<p>屋外施設</p>	<p>核エリア サイクルセンター、サイクル広場、芝生広場など</p> <p>西ウィングエリア スペースプラザ、マウンテンバイクルート、サイクルルート、フライングプラザなど</p> <p>東ウィングエリア フラワーガーデン、展望テラス YS-11型航空機展示場など</p>

2) 組織概要



(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成22年度にかけて、指定管理者としてさぬきこどもの国の管理に関する包括協定を締結した。指定管理者の選定は公募である。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 施設の維持管理に関すること。
- 2) 施設の利用の許可に関すること。
- 3) 利用料金の収受に関すること。
- 4) その他施設の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

また、さぬきこどもの国の指定管理者が行う業務の特徴として、事業の実施に関する業務が含まれていることである。

業務名	業務内容 (概要)
1. 施設の維持管理に関する業務	大型児童館、サイクルセンター等施設の維持管理及び修繕に関する業務
2. 施設に利用の許可に関する業務	こども劇場、研修室の利用許可等に関する業務
3. 利用料金の収受に関する業務	スペースシアター、自転車、こども劇場、研修室の利用に係る利用料金の収受に関する業務

4. 事業の実施に関する業務	育成事業の実施に関する業務 企画、スペースシアター運営、工房等運営、こども劇場運営、科学体験ゾーン運営、企画展示運営、屋外施設運営 支援・啓発事業等の実施に関する業務 児童館運営支援、組織化、広報啓発、調査研究・情報提供、相談、ネットワークづくり、子育て支援
5. 管理運営業務	事業計画書・収支予算書の作成
6. その他のこどもの国の運営に関する業務	

包括協定における委託料の上限額及び以下のとおりである。

年度	委託料の上限額 (円)
平成18年度	338,704,000
平成19年度	338,717,000
平成20年度	337,248,000
平成21年度	338,294,000
平成22年度	339,356,000
合計	1,692,319,000

委託料については、年度当初に管理に関する協定書により、年間委託料が締結される。

さぬきこどもの国の収支実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
指定管理事業収益	338,704	335,917	327,696
利用料金収益	19,638	20,887	19,589
県補助金	26,267	12,355	10,965
その他収益	45,361	16,632	11,948
経常収益合計	429,971	385,791	370,198
事業費	184,943	187,278	179,160
(うち委託料)	(79,404)	(86,715)	(89,610)
管理費	229,931	184,592	197,409
(うち委託料)	(134,595)	(123,314)	(124,085)
経常費用計	414,874	371,870	376,569
当期経常増減額	15,096	13,921	-6,371

平成20年度の管理の増加は、修繕費の増加によるものである。

指定管理者選定は公募であったが、応募は当財団だけであった。

(3) 再委託契約

平成20年度における再委託契約（契約額100万円以上）は以下のとおりであった。

委託業務内容	平成20年度 委託金額（円）	委託先	契約方法	備考
児童館フェスティバル企画運営業務委託	5,500,000	西日本放送サービス(株)	随意契約 (コンペ方式)	6者応募によるコンペ方式であり、過去3年間委託先は毎年変わっている。
施設の総括管理業務	190,260,000	四電ビジネス(株)	単独随意契約	平成17年度に総括管理業務委託契約を試験的に導入(3者によるコンペ方式) 平成18年度に指定管理者制度に移行後は前年実績を評価し同社と随意契約(5年長期継続契約、金額は毎年見直す)
大型児童館AV・コンピュータシステム運行管理業務	8,400,000	日本電気(株)	単独随意契約	平成17年度にコンペ方式、平成18年度に指定管理者制度に移行後は前年実績を評価し同社と随意契約(5年長期継続契約、金額は同額)
券売機保守サービス業務	1,102,500	グローリー(株)	単独随意契約	単年度契約
券売機連携システム保守点検業務	1,043,490	(株)両備システムソリューションズ*	単独随意契約	単年度契約
情報管理システム構築業務	3,465,000	日本電気(株)	単独随意契約	単年度契約

施設の総括管理業務は、32業務を27社に再委託するに際して、総括管理者として四電ビジネス(株)と総括管理業務委託契約を締結したものである。同社からは総括責任者が常駐している。

大型児童館AV・コンピュータシステム運行管理業務については、5年間の長期継続契約ではあるが、金額の見直しを図るのが望ましい。

券売機連携システム保守点検業務については、過去4年間同額であるため、長期契約などによる効率化が望まれる。

(4) 監査結果及び意見

1) 施設の総括管理業務委託について

施設の総括管理業務委託については、財団で総括管理責任者を置き各種委託業務を管理するか、あるいは専門業者に委託し管理させるかという財団運営の基本的方針にも関わるテーマでもある。

総括管理業務には施設設備遊具の維持管理からプラネタリウム投映番組策定及び装填業務も含まれており多岐にわたっている。

現在は、個別業務の委託金額についても毎年見直しがなされ、財団の管理のもとに総括管理業務委託は実施されており、効率化は図られていると考えられる。

なお、事故等が発生した場合に責任の所在などが曖昧にならないように管理責任の所在は明確にしておく必要がある。

2) その他再委託について

大型児童館 AV・コンピュータシステム運行管理業務については、5年間の長期継続契約ではあるが、期間中といえども業務内容を見直し、必要があれば金額の見直しを図るなど変動要因も反映できる契約内容の検討も必要である。

券売機連携システム保守点検業務については、過去4年間同額であるため、長期継続契約などによる効率化が望まれる。

(意見)

1) 総括管理業務契約における管理責任の明確化

事故等が発生した場合に責任の所在などが曖昧にならないように管理責任の所在は明確にしておく必要がある。

2) 長期継続契約

大型児童館 AV・コンピュータシステム運行管理業務については、5年間の長期継続契約ではあるが、期間中といえども業務内容を見直し、必要があれば金額の見直しを図るなど変動要因も反映できる契約内容の検討も必要である。

券売機連携システム保守点検業務については、過去4年間同額であるため、長期継続契約などによる効率化が望まれる。

IV (財) 香川県国際交流協会 (香川県国際交流会館) 非公募型

(1) 概要

1) 事業概要

(財) 香川県国際交流協会は平成元年10月31日に設立され、平成2年1月2

3日に地域の中核的国際交流団体である「地域国際化協会」として自治大臣から認定された。

平成20年度に実施された事業の主なものは以下のとおりである。

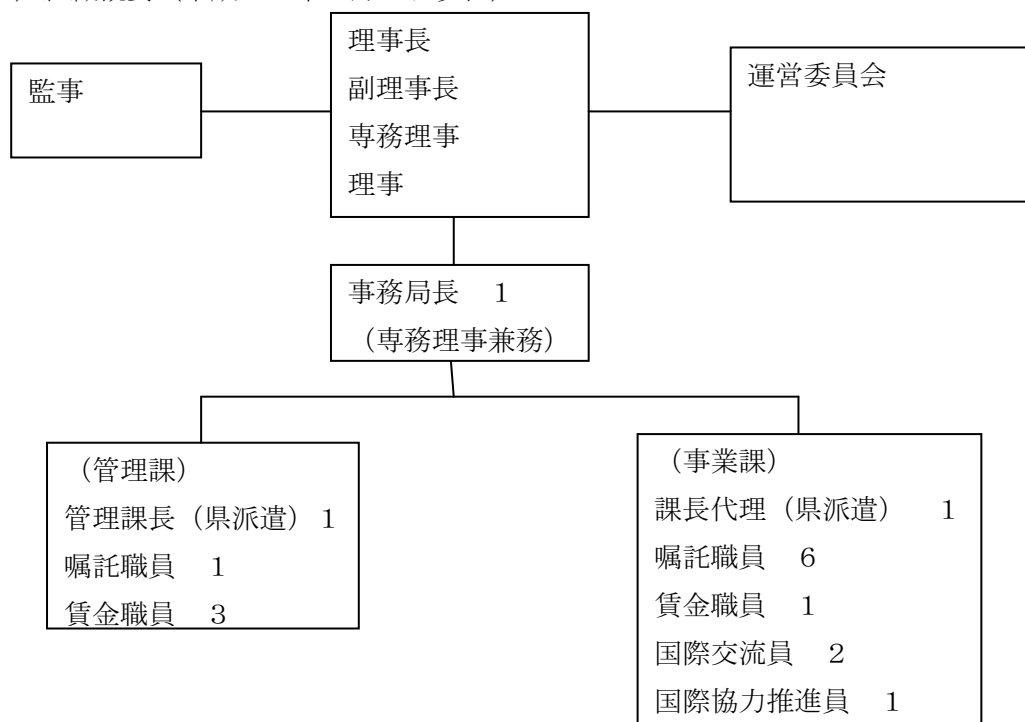
国際交流普及啓発事業	国際交流行事、グローバルセミナー、国際理解講座など
民間交流団体・ボランティアへの支援・育成	民間国際交流団体への後援・助成、国際交流ボランティアの登録・組織化、日本語指導ボランティア講座など
在県外国人支援事業	日本語講座、日本語サロン、人権法律相談事業、生活相談、留学生住宅確保支援事業、通訳等ボランティア登録・派遣・育成事業、多言語生活ガイドの改訂、日本語教室開設サポート事業など
国際交流に関する情報収集及び提供	機関誌の発行など
国際協力事業	アイパル国際協力塾など
語学研修事業	外国語講座（8ヶ国語）など
香川国際交流会館（アイパル香川）管理運営事業	アイパル香川の会議室等の利用の受付、使用料の収納、交流フロアやライブラリーの管理運営

2) 施設概要

交流談話室、図書閲覧室、友好交流展示室、展示室、各種会議室（貸館）

名称	面積	収容人員	附属設備
大会議室（第4・5・6会議室）	212㎡ (各53㎡)	128人（教室型式） 64人（円卓型式） 約230人（劇場型式）	同時通訳設備、音響機器、ビデオプロジェクター等各種映像機器
第1会議室、第2会議室、第3会議室	各53㎡	各30人（教室型式）	音響、各種映写機器
和室、小会議室	各24㎡	和室12人、小会議室10人	

3) 組織概要 (平成21年4月1日現在)



(注) 指定管理委託料の人件費の中には、管理課長 (県派遣) の人件費も含まれている。

(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成22年度にかけて、指定管理者として香川国際交流会館の管理に関する包括協定を締結した。指定管理者の選定は非公募である。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 施設の維持管理に関すること。
- 2) 施設の利用の許可に関すること。
- 3) 利用料金の収受に関すること。
- 4) その他施設の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

委託料の上限額及は以下のとおりである。

年度	委託料の上限額 (円)
平成18年度	45,104,000
平成19年度	44,250,000
平成20年度	43,200,000
平成21年度	42,150,000
平成22年度	41,100,000
合計	215,804,000

各年度の委託料の額は、年度当初に香川国際交流会館の管理に関する協定書によ

り決定される。

委託料収入及び会館使用料収入と会館管理費（実績額）の推移

（単位：千円）

年度	委託料収入	会館使用料収入	収入合計	参考：会館管理費の実績額（国際交流等事業収支計算書より）
平成16年度				52,554
平成17年度				52,347
平成18年度	44,512	3,999	48,511	45,514
平成19年度	41,326	4,186	45,512	44,712
平成20年度	39,778	4,390	44,168	43,873

平成18年度より指定管理者へ移行された。

会館使用料収入は利用率向上により増加傾向にある。

会館管理費は縮減傾向にある。

（3）再委託契約（契約金額100万円以上）

委託業務内容	平成20年度委託金額（円）	委託先	契約方法	備考
清掃業務委託	3,981,600	オリーブ美家工業㈱	単独随意契約	平成19年度に指名競争入札で決定し、平成20年度は同社と随意契約

（4）監査結果及び意見

1）公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、国際交流事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力ある体制作りが必要である。

2）アイパル香川の立地条件は比較的恵まれているので、一層の施設の有効利用に努める必要がある。

（意見）

1）公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、国際交流事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力ある体制作りが必要である。

2）アイパル香川の立地条件は比較的恵まれているので、一層の施設の有効利用に努める必要がある。

V (財) かがわ健康福祉機構 (香川県社会福祉総合センター)

(1) 概要

1) 事業概要

(財) かがわ健康福祉機構は、平成16年4月1日に(財)香川県健康長寿財団と(財)香川県社会福祉総合センターが統合し、その後も運営の効率化を図るため組織を改変し、現在では3部門で以下の主な活動を行っている。

①香川県社会福祉総合センターの管理運営など(総務部)

香川県社会福祉総合センターの指定管理者として、会議室・研修室・ホールなどの貸出、利用料金の収入、福祉ライブラリーの運営を行うとともに、香川県以外の区分所有者からも委託を受け、センター全体の警備・設備維持管理業務を行っている。

②各種研修(研修部)

高齢者、障害者、児童等の支援に携わる社会福祉等関係職員に対して、専門的知識の習得及び技術の向上を図り問題解決能力を培うとともに、自己啓発を支援し職場内研修の進め方についてなど、組織人としての能力と意識を高めるための研修を実施している。

③高齢者福祉事業(長寿社会部)

介護実習・普及事業、介護機器普及・相談事業、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加、全国健康福祉祭選抜大会への支援、ねんりんふれあい文化祭の開催、かがわ長寿大学の開講などの事業を実施している。

2) 施設概要

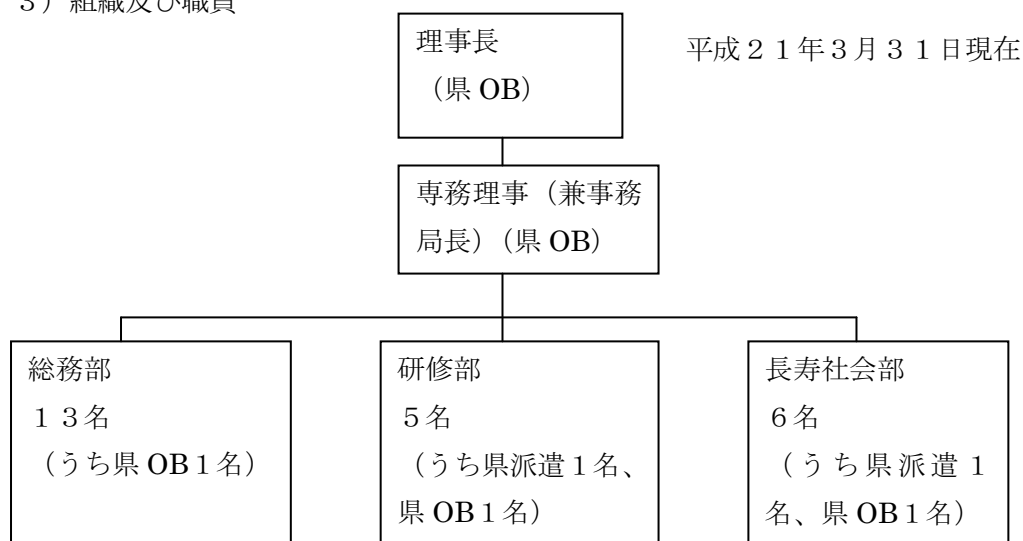
7階	大会議室、第一・第二中会議室、特別会議室(貸室)
6階	第一・第二研修室、OA研修室、和室研修室、介護実習室、調理実習室(貸室)、(財)かがわ健康福祉機構(総務部、研修部)
5階	(社福)香川県社会福祉協議会(総務企画課、地域福祉課、施設福祉課)、日本赤十字社香川県支部、(財)香川県老人クラブ連合会、香川県婦人団体連絡協議会、(財)かがわ健康福祉機構(長寿社会部)、(財)香川県身体障害者協会、香川県傷痍軍人会
4階	福祉ライブラリー、香川県視覚障害者福祉センター、(社福)香川県社会福祉協議会(介護サービス情報公表センター、福祉人材センター、福祉施設経営相談室、福祉サービス評価推進室)
3階	文化教養室、健康プレイルーム(貸室)、こどもルーム、かがわ男女共同参画プラザ、ボランティア・男女共同参画交流室
2階	リハーサル室、第一・第二楽屋(貸室)、喫茶・軽食室「穂野花」
1階	コミュニティホール(貸室)、福祉用具展示場なんでも館、福祉の店、県民サロン

地下1階	駐車場（うち身体障害者・妊婦兼用駐車場1台）
地下2階	駐車場（うち身体障害者・妊婦兼用駐車場1台）
地下3階	高松地区熱供給センター（四国電力） （日赤病院、香川県庁、中央病院、高松病院へ熱供給）

（区分所有者）

香川県、（社福）香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、（財）香川県老人クラブ連合会、（財）香川県婦人教育協会（香川県婦人団体連絡協議会）、四国電力(株)

3) 組織及び職員



研修部、長寿社会部における県派遣職員の人件費相当額は、県からの補助金として収入している。

(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成22年度にかけて、指定管理者として香川県社会福祉総合センターの管理に関する包括協定を締結した。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 施設の維持管理に関すること。
- 2) 施設の利用の許可に関すること。
- 3) 利用料金の収受に関すること。
- 4) その他施設の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

指定期間中5年間の委託料の上限額は、830,099,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、年度当初に管理に関する協定書を締結し、年間委託料が定められる。過去の委託料収入、利用料金収入、管理運営費等の決算額の推移は以下のとおりである。

収入

(単位：円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県委託料	164,523,307	158,083,824	139,549,261
利用料金収入	42,940,982	43,234,554	41,251,859
合計	207,464,289	201,318,378	180,801,120

支出

(単位：円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
管理運営費	48,070,225	51,672,876	37,120,861
情報提供費	48,742,778	42,015,403	31,642,734
県有部分管理費	71,155,211	69,962,497	71,628,939
共用部分管理費	33,389,611	30,982,463	31,197,623
合計	201,357,825	194,633,239	171,590,157

県委託料は年々削減され減少傾向にある。

利用料金収入はほぼ横ばい傾向となっており施設の有効利用が必要である。

管理運営費及び情報提供費は削減され効率化の努力がなされている。

県有部分管理費及び共用部分管理費はほぼ横ばいであり、施設管理費は固定化している。

(3) 再委託契約

1) 設備維持管理関連 (契約金額100万円以上の契約)

委託業務内容	委託金額 (円)	委託先	契約方法	備考
清掃業務委託	9,009,000	西日本ビル管理㈱	指名競争入札	長期継続契約3年
昇降機保守点検業務委託	2,318,400	㈱日立ビルシステム	単独随意契約	長期継続契約3年
空調用自動制御機器保守点検委託	2,759,400	㈱山武ビルシステムカンパニー	単独随意契約	長期継続契約3年
保安警備業務委託	5,701,500	西日本ビル管理㈱	随意契約	見積り合せ(3者)
設備管理業務	6,812,820	西日本ビル管理㈱	随意契約	見積り合せ(3者)
消防設備機器保守点検業務委託	1,212,750	西日本ビル管理㈱	随意契約	見積り合せ(3者)
空調機フィルター等取替及び清掃業務委託	1,823,167	西日本ビル管理㈱	随意契約	見積り合せ(3者)
防火対象物定期点検及び建築設備・建物定期検査業務委託	1,271,941	西日本ビル管理㈱	随意契約	見積り合せ(3者)

舞台・吊物設備保守点 検業務委託	2,730,000	西日本放送サービス (株)	随意契約	見積り合せ（3者）
---------------------	-----------	------------------	------	-----------

（４）監査結果及び意見

１）公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、福祉事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

２）施設の有効利用

香川県社会福祉総合センターの立地条件は比較的恵まれているので、施設の有効利用に努める必要がある。

３）施設維持管理の長期的方針の必要性

施設開設後１０年以上を経過し施設の維持補修も今後必要になると共に、施設を良好な状態で長期的に使用し続けるためには、長期的視点での維持補修計画が必要となる。

４）設備維持管理関連の再委託について

昇降機、空調用自動制御機器、舞台・吊物設備以外の設備維持関連の委託契約は複数年の実績のある同一業者であるので、契約を統合した包括契約による効率化を検討することも考えられる。

（意見）

１）公募での指定管理への移行

現在は非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、福祉事業活動の充実とともに維持管理面での効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

２）施設の有効利用

香川県社会福祉総合センターの立地条件は比較的恵まれているので、施設の有効利用に努める必要がある。

３）施設維持管理の長期的方針の必要性

施設開設後１０年以上を経過し施設の維持補修も今後必要になると共に、施設を良好な状態で長期的に使用し続けるためには、長期的視点での維持補修計画が必要となる。

４）設備維持管理関連の再委託について

昇降機、空調用自動制御機器、舞台・吊物設備以外の設備維持関連の委託契約は複数年の実績のある同一業者であるので、契約を統合した包括契約による効率化を検討することも考えられる。

VI 社会福祉法人香川県社会福祉事業団（香川県ふじみ園・同福祉ホーム）

（１）概要

１）目的及び事業概要

社会福祉法人香川県社会福祉事業団は社会福祉法に基づき昭和５４年３月に設立認可された団体で、利用者の意向を尊重しつつ、創意工夫を凝らした多様な福祉サービスを提供し、知的障害者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

旧法における施設支援事業として知的障害者更生施設・授産施設「香川県ふじみ園」及び知的障害者福祉ホーム「香川県ふじみ園福祉ホーム」の管理、経営、また、居宅支援事業として短期入所事業、日中一時支援事業、共同生活援助事業（グループホーム）、相談支援事業及び香川県障害児等療育支援事業を実施してきた。

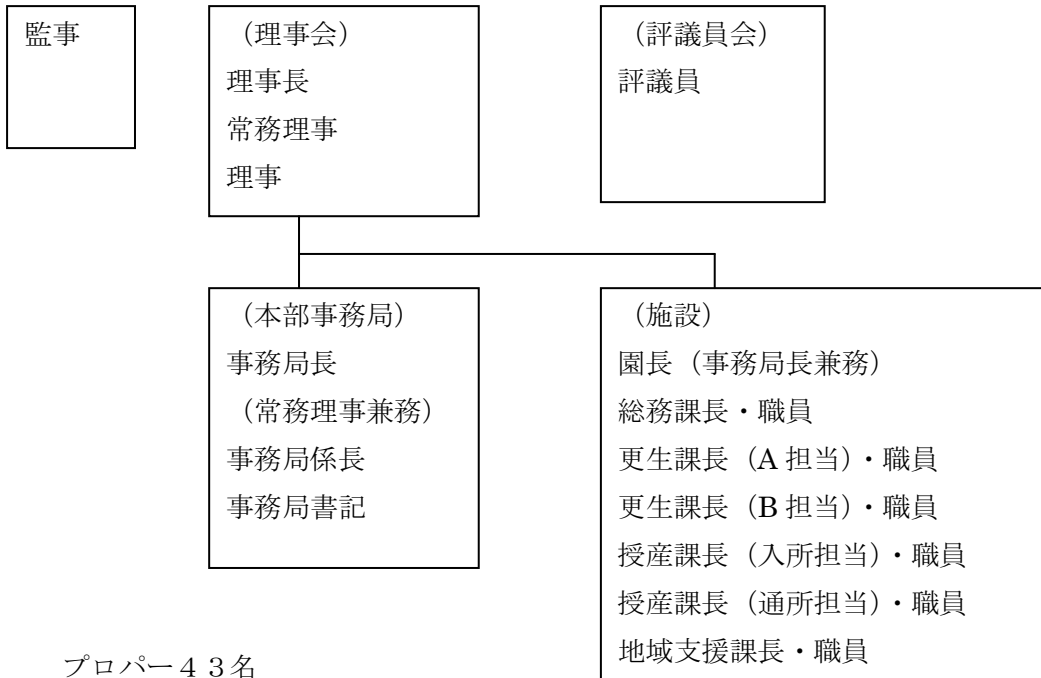
一方、指定管理者として平成１８年度から平成２４年度までの７年間の指定管理期間内に、委託料の段階的な減少に対応できるよう、経営改善計画を策定し進展を図っているところである。

また、障害者自立支援法が施行され、福祉ホーム事業、相談支援事業、宿泊を伴わない短期入所事業（日中一時支援事業）が市町の事業に移行したため、市町との連携を密にし、利用者に対するサービス提供に支障が生じないように努めている。なお、平成２３年度当初に、障害者自立支援法に基づく新事業体系へ移行することとしている。

２）指定管理施設の概要（香川県ふじみ園）

施設名	施設種別	寮名と利用定員	事業内容
更生寮	知的障害者更生施設	入所 A 20名 入所 B 40名 通所 10名 計 70名	知的障害者のために、日常生活上の基本的習慣についての生活支援を行うと共に、初歩的な作業支援も行う。
授産寮	知的障害者授産施設	入所 50名 通所 30名 計 80名	就労困難な知的障害者のために、社会生活に必要な基礎知識、職業知識について支援を行い、自立に努める。
福祉ホーム	知的障害者福祉ホーム	A 10名 B 10名 計 20名	
合計		170名	

3) 組織概要



プロパー 43名

嘱託 18名 (うち2名は県OB (園長を含む))

パート 2名

合計 63名

県派遣職員は無

(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成24年度にかけて、指定管理者として香川県ふじみ園及び香川県ふじみ園福祉ホームの管理に関する包括協定を締結した。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 施設の維持管理に関すること。
- 2) 施設の利用の許可に関すること。
- 3) 利用料金の収受に関すること。
- 4) その他施設の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

指定期間中5年間の委託料の上限額は以下のとおりである。

年度	委託料の額 (円)	備考
平成18年度	174,426,000	福祉ホーム運営補助金を含む
平成19年度	157,000,000	
平成20年度	144,000,000	
平成21年度	131,000,000	

平成22年度	118,000,000	
平成23年度	105,000,000	
平成24年度	92,000,000	

委託料の積算根拠は、収支見込に基づく収支差額とし、段階的に削減していくものである。

(3) 再委託契約

平成20年度における再委託は、委託業務16種、年間支払額総額4,234,334円(1契約で年間100万円以上の契約はなかったため、個別検証は行わなかった。

(4) 団体における経営改善計画について

当団体では経営改善計画を策定し実施中である。障害者自立支援法の施行など計画当初に比べ制度的な変更はあるが、人件費の段階的な削減(正規職員から嘱託職員への移行、給料・手当の見直しなど)を主として取組んでいる。

同計画では、平成24年度に指定管理者契約が終結し、平成25年度以降の県からの委託料は金額が確定していない。

1) 過去5年間の収支状況

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
授産事業収入	42,928	41,904	39,145	36,369	37,237
授産事業支出	43,922	42,652	36,570	39,563	41,788
授産事業収支差額	-994	-748	2,575	-3,194	-4,551
福祉事業収入	635,054	620,282	591,461	599,043	590,268
(うち経常経費補助金収入)(注)	204,476	189,804	177,609	157,000	144,000
福祉事業支出	628,057	602,269	552,438	543,085	515,453
福祉事業収支差額	6,997	18,013	39,023	55,958	74,815
事業外・特別収入	3,257	2,227	234	4,680	237
事業外・特別支出	2,663	2,013	306	52	184
事業外・特別収支差額	594	214	72	4,628	53
当期繰越活動収支差額合計	6,597	17,480	41,526	57,392	70,317
前期繰越活動収支差額	80,320	81,667	99,147	140,673	200,348
積立金	-5,250			2,283	
次期繰越活動収支差額	81,667	99,147	140,673	200,348	270,665

(注) 平成18年度からは指定管理者としての委託金収入である。

経営改善計画の実施により削減された効果を含めた当期繰越活動収支差額は、当団体に繰越金として蓄積されてきている。この蓄積額は、その原資に県からの委託料が含まれることを考慮すれば、今後の委託料の減額や、利用者へのサービス向上などに活用されることが望ましい。

2) 経営改善計画の見直し

障害者支援法の見直しなど政権交代後の福祉政策には今のところ未確定な部分が多く、収支見込が変わる可能性もあり、今後経営改善計画の見直しが必要となる。

(4) 監査結果及び意見

1) 委託料の見直しの必要性

団体の繰越金の状況や、経営改善計画の見直しに応じて、委託料の水準を見直す必要がある。

2) 団体の財政的自立性の向上

今後とも経営改善を継続し、財政的に自立性を高め、財政的独立性を目指すのが望ましい。

(意見)

1) 委託料の見直しの必要性

団体の繰越金の状況や、経営改善計画の見直しに応じて、委託料の水準を見直す必要がある。

2) 団体の財政的自立性の向上

今後とも経営改善を継続し、財政的に自立性を高め、財政的独立性を目指すのが望ましい。

VII 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団（かがわ総合リハビリテーションセンター）

(1) 概要

1) 事業概要

社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団は、昭和61年3月25日「社会福祉法人香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター事業団」として設立され、同年4月香川県身体障害者総合リハビリテーションセンターを開設した。

平成18年4月1日に名称を社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団に変更し、今日に至っている。

その事業内容は、次の5施設を開設し、運営を行っている。

① かがわ総合リハビリテーション成人支援施設

当該施設は、利用者の方々の社会復帰・地域復帰のため、機能訓練、生活訓練、

就労移行支援の3つの日中訓練と施設入所支援を行っている。

② かがわ総合リハビリテーション福祉センター

当該センターは、健康づくりやレクレーション、文化活動と共にスポーツや交流施設を総合的に提供し、障害のある人の自立と社会参加を促進している。

③ かがわ総合リハビリテーションこども支援施設

当該施設は、身体に障害がある子供の療養を支援している。医療・リハビリ・看護・生活指導等の専門のスタッフがスクラムを組んで、子供一人ひとりの全人格的な成長や発達を目指し、支援している。就学児童を中心に医療・生活指導を行い、学校教育（県立高松養護学校）と連携している入所棟と就学前の子供の保育とリハビリを行う通園がある。また、在宅支援として短期入所・日中一時支援を行っている。

④ かがわ総合リハビリテーション療養介護施設

当該施設は、病院への長期の入院による医療と常時の介護を必要とする人に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をしている。

⑤ かがわ総合リハビリテーション病院

当病院の診療科目は、整形外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、歯科であり、小児から高齢者までの幅広い病気の治療を行っている。病院の特徴として、小児の運動及び知的発達遅滞、小児の整形外科疾患、成人の脳卒中や脊髄損傷等の病気に特に対応している。そしてこれらの人々に良質なリハビリテーションを提供することとしている。

2) 施設概要

施設名	成人支援施設	福祉センター	こども支援施設	療養介護施設	リハビリテーション病院
定員	日中活動 80 名 機能訓練 44 名 生活訓練 12 名 就労移行支援 24 名 施設入所支援 40 名		入所 25 名 通所 35 名	入所 20 名	38 床
所在地	香川県高松市田村町 1 1 1 4 番地				
土地	38,715.55 m ² (別にグラウンド 6,174.07 m ²)				
建物	2,567.89 m ²	4,929.76 m ²		4,525.56 m ²	6,685.15 m ²

(注) 1 土地は、香川県及び高松市の所有

2 建物は、県の所有

3) 職員配置

平成 21 年 3 月 31 日現在 (単位：人)

区分	県派遣職員	事業団			合計
		正規職員	嘱託・臨時職員	小計	
成人支援施設	2	44	12	26	28
福祉センター		9	9	18	18
こども支援施設		42	19	61	61
療養介護施設	14	1	2	3	17
リハビリテーション病院	7	60	16	76	83
合計	23	126	58	184	207

(2) 指定管理者協定内容

平成 18 年度 (平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日) から平成 24 年度 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日) を指定期間として社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団を指定管理者とする「かがわ総合リハビリテーションセンターの管理に関する包括協定書」(以下「包括協定書」という)を締結している。

1) 管理業務の内容

管理業務の内容は、次のとおりである。

- ①施設の運営に関する業務
- ②施設の維持管理に関すること
- ③施設の利用の許可に関すること
- ④利用料金の収受に関すること
- ⑤手数料の徴収に関すること
- ⑥その他施設の管理運営に必要な事項

2) 施設別事項

「包括協定書」添付の「仕様書」によると施設別事項として次の 3 つの施設についての業務を行うものとされている。

- ①かがわ総合リハビリテーションこども施設
- ②かがわ総合リハビリテーション成人支援施設
- ③かがわ総合リハビリテーション療養介護施設
- ④かがわ総合リハビリテーション病院
- ⑤かがわ総合リハビリテーション福祉センター

3) 委託料

県が社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団に対して支払う委託料は、平成 18 年度から平成 24 年度まで次の金額が支払われることになっている。

年 度	委 託 料 の 額	備 考
18	936,050,000円	当該年度の措置費及び手数料を含む。
19	877,000,000円	当該年度の手数料を含む。
20	877,000,000円	当該年度の手数料を含む。
21	797,000,000円	当該年度の手数料を含む。
22	547,000,000円	当該年度の手数料を含む。
23	542,000,000円	当該年度の手数料を含む。
24	542,000,000円	当該年度の手数料を含む。

当該委託料は、年度毎に上記のとおり決められており、年度毎に決められた金額が支払われている。

(3) 再委託契約

1) 設備維持管理関連 (契約金額100万円以上の契約)

委託業務内容	平成20年度委託金額	委 託 先	契 約 方 法	備 考
昇降機保守点検業務	2,620,000円	フジテック(株)	随意契約	*1
汚水処理設備保守点検	1,543,500円	長尾環境設備(株)	指名競争入札	見積り合せ(5者)*4
建物清掃業務	14,689,080円	(株)ときわ美装	指名競争入札	見積り合せ(8者)*4
廃棄物処理業務	1,732,500円	(株)塵芥センター	指名競争入札	見積り合せ(5者)*4
中央監視装置保守点検業務	2,257,500円	富士通(株)	随意契約	*1
CT保守点検業務	3,181,500円	GE横河メディカルシステムズ(株)	随意契約	*1
オーダーリングシステム関連保守	6,908,270円	ソレキア(株)	総合評価方式	*1
旧北棟及び西病棟設計管理業務委託	3,990,000円	三島建築設計事務所	指名競争入札	見積り合せ(5者)*2
外来受付・病歴管理業務	6,405,840円	(株)ニチイ学館	随意契約	受けられる業者が1者しかいないため
広報担当労務派遣業務委託契約	5,349,229円	Aスタッフ(株)	随意契約	緊急性があり、競争入札になじまないため *3
人事・賃金制度構築支援業務	9,030,000円	(株)エム・アイ・ファシリティズ	随意契約	2者によるプレゼンを評価して選定

(注) 再委託の理由

以上、全て、「専門的資格や技術を必要とし、事業団が直接行うことが困難な業務

のため」との理由である。

- * 1 機器の製造元であるため、随意契約を行っている。
- * 2 県の評価を参考にして決定した。
- * 3 人を目当てに委託している（広報・イベントを担当する能力のある人）。
- * 4 契約金額は、前年の契約金額を参考に算定しており、継続的に減額している。

（４）監査結果及び意見

1) 非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、医療・福祉サービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 設備維持管理関連の再委託について

機器の製造元であるという理由で、その後の保守、点検業務を同一の企業もしくは関連した企業に再委託しているが、第三者でもできるか否かを検討し、できる場合には仕様書を示して競争入札による透明化、コストの低減を図るようすべきである。

（意見）

1) 公募型指定管理者選定に向けて

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理者選定も視野に入れて、医療・福祉サービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

2) 設備維持管理関連の再委託について

機器の製造元であるという理由で、その後の保守、点検業務を同一の企業もしくは関連した企業に再委託しているが、第三者でもできるか否かを検討し、できる場合には仕様書を示して競争入札による透明化、コストの低減を図るようすべきである。

Ⅷ（財）かがわ産業支援財団（ネクスト香川・FROM 香川）

（１）概要

1) 事業概要

（財）かがわ産業支援財団は（財）香川県産業技術振興財団として昭和59年10月に設立され、平成13年4月に（財）香川県企業振興公社、（財）香川県科学技術振興財団を統合して現在の名称になったものである。平成18年4月に県から「ネクスト香川」「FROM香川」の指定管理者に指定されている。

平成20年度に実施された事業の主なものは以下のとおりである。

事業区分	事業内容
施設管理	頭脳化センター施設提供事業、IT 関連インキュベーター施設管理運営事業、県有施設管理運営事業（ネクスト香川、FROM 香川）
新産業創出	新事業創出等支援事業、経済研究情報事業
産業技術高度化	債務保証・利子補給事業、高度技術開発振興事業、高温高压流体技術研究開発事業
科学技術振興	科学技術振興事業、糖質バイオクラスター形成事業
中小企業経営基盤強化	中小企業後継者育成事業、設備資金貸付事業、国助成設備貸与事業など
かがわ中小企業応援ファンド事業	「かがわ中小企業応援基金」を活用した助成など

2) 管理物件の表示

ネクスト香川

種別	所在地	地目 構造	数量	備考
土地	高松市林町 2217-44	宅地	面積 2,500 m ²	
建物		鉄骨造り 3 階建て	延床面積 2,721.43 m ²	
工作物			一式	
備品			一式	

FROM香川

種別	所在地	地目 構造	数量	備考
土地	高松市林町 2217-16	宅地	面積 4,872.01 m ²	
建物		鉄骨造り 3 階建て	延床面積 3,153.41 m ²	
工作物			一式	
備品			一式	

3) 組織概要（施設管理課）

職名	所 掌 事 務
課長	施設管理課総括、指定管理者制度（主）、財団施設の維持管理（従）他
課長代理	ネクスト香川の業務運営総括、財団施設の維持管理（従）
課長代理	財団施設の維持管理（主）、入居者管理、会議室貸出、指定管理者制度（従）他
主任技師	ネクスト香川の業務運営

主任技師	ネクスト香川の業務運営
庁務員	施設の日常管理、通送、会議室貸出（総括）
事務補助	会議室貸出、会計事務、施設見学対応
事務補助 （兼務）	会議室貸出

4) 県有施設管理運営事業の収支概要

（単位：千円）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
受託金収入	112,865	84,349	90,059	87,468	84,539
その他収入	0	2	0	0	0
収入合計	112,865	84,351	90,059	87,468	84,539
事業費	112,865	84,351	90,059	87,468	83,857
（委託費）	(58,915)	(58,044)	(53,529)	(52,009)	(45,043)
固定資産取得 支出	0	0	0	0	682
支出合計	112,865	84,351	90,059	87,468	84,539
当期収支差額	0	0	0	0	0

(2) 指定管理者協定内容

平成18年度から平成22年度にかけて、指定管理者として香川県新規産業創出支援センター（ネクスト香川）、香川県科学技術研究センター（FROM香川）の管理に関する包括協定を締結した。指定管理者の選定は非公募である。

管理業務の内容は次のとおりである。

- 1) 施設の維持管理に関すること。
- 2) 施設の利用の許可に関すること。
- 3) 使用料等の徴収に関すること。
- 4) その他施設の管理運営に必要な事項

なお、業務の細目については、「仕様書」にて詳細に定められている。

委託料の上限額は以下のとおりである。（税込み）

年度	委託料の上限額（円）
平成18年度	97,659,000
平成19年度	97,659,000
平成20年度	97,659,000
平成21年度	97,659,000

平成22年度	97,659,000
合計	488,295,000

委託料については、年度当初に管理に関する年度協定書により、年間委託料が締結されており平成20年度における当初の委託料は88,992千円である。

(3) 再委託契約（契約金額100万円以上）

委託業務内容	平成20年度委託金額（円）	委託先	契約方法	同一社継続年数	入札参加社数
清掃業務 (FROM 香川)	1,575,000	香川県ビル管理 (協)	指名競争入札	4年	6者
クリーンルーム 空調設備保守点 検 (FROM 香川)	1,260,000	徳寿工業(株)	指名競争入札	4年	5者
研究用機器設備 保守管理業務 (FROM 香川)	21,840,000	(株)日進機械	指名競争入札	9年	3者
ビル管理システ ム保守点検 (FROM 香川)	1,205,820	三菱電機ビルテク ノサービス(株)	随意契約	8年	—
清掃業務 (初香川)	1,575,000	香川県ビル管理 (協)	指名競争入札	4年	6者
EMC試験機器 校正業務 (初香川)	5,236,087	(株)日進機械	指名競争入札	5年	4者
電波暗室等保守 点検業務 (初香川)	3,990,000	(株)リケン環境シス テム	随意契約	6年	—

(4) 監査の方法

契約方法、業務実施状況については包括協定書、年度協定書、収支決算書、契約チェックリスト、業務委託契約書、業務完了報告書などをもとに、随意契約とすることの合理性については、理由、根拠法令などをもとに、予定価格の算定方法については予定価格見積書、見積金額算定根拠などをもとにその妥当性を検討した。

(5) 監査結果及び意見

①県と当財団との契約について

指定管理の契約手続自体に問題はないものと認めた。非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めしておく必要がある。

香川県から当財団への指定管理料の過去3年間の推移は以下のようになっている。

(単位：円)

	年度協定額	変更後額	返還額	決算額
平成18年度	97,659,000	94,813,000	4,753,327	90,059,673
平成19年度	93,296,000	89,096,000	1,627,389	87,468,611
平成20年度	88,992,000	85,728,319	1,352,326	84,375,993

年度協定額、変更後額、決算額はそれぞれ年度ごとに低下しており、また返還額も額自体は減少しているものの返還額が生じており、経費節減の努力が見られる。

②財団と外部業者との再委託契約について

100万円以上の再委託契約7件（清掃業務は両施設を含め一契約のため実質は6件）について実際の契約先を調査すると、すべての契約で4年以上に渡って同一業者が契約している。いたずらに変更することは効率的でないにせよ、同一業者が継続しすぎることは、契約段階で実際に競争原理が働いているのか疑問なところである。次に、契約金額決定方法について見ると、6件中4件が前年度契約金額を参考に算定する方法を採用しており、2件は単独の参考見積書による算定方法となっている。いずれも実質的には前年度契約業者の金額に近い額で決定されることが多くなることが予想され、20年度の実際の委託決定金額は6契約とも落札率が高い水準となっている。予定価格の設定が妥当であるともいえるが、金額算定方法が、前年度契約参考方式、単独見積り方式を採用していることも影響しているのではないかと判断される。競争原理を働かせてより適正な予定価格・委託金額とするには、算定手続に困難は伴うものの経費積上げ方式や複数見積り方式を採用すべきと考える。

(意見)

1) 公募型指定管理者選定に向けて

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めしておく必要がある。

2) 再委託（競争原理の導入と予定価格の積算について）

同一先が継続しすぎることは、契約段階で実際に競争原理が働いているのか疑問なところである。金額算定方法が、前年度契約参考方式、単独見積り方式を採用していることも影響しているのではないかと判断される。競争原理を働かせてより適正な予定価格・委託

金額とするには、算定手続に困難は伴うものの経費積上げ方式や複数見積り方式を採用すべきと考える。

IX (財) 瀬戸大橋記念公園管理協会 (瀬戸大橋記念公園)

(1) 事業の概要

財団法人 瀬戸大橋記念公園管理協会 (以下、当該財団という) は昭和 63 年 4 月に開通した瀬戸大橋の完成を祝って開催された瀬戸大橋博覧会の会場跡地に、昭和 63 年 11 月に一部開園、平成 3 年 6 月に開園した瀬戸大橋記念公園 (以下、記念公園という) の維持管理業務を行っている事業者である。平成 18 年度からは指定管理者となり、香川県からの委託により記念公園の管理業務を引き続き遂行している。

当該財団は以下の管理業務を行っている (平成 20 年度実績)。

- ①にぎわいづくり・・・イベントの企画やサッカー大会の開催、学校の遠足あるいは見学招へいのための広報活動、ホームページの充実、ロケ等の場所提供
- ②瀬戸大橋記念館の管理運営・・・館内施設の案内・保守点検、ブリッジシアターの運用
- ③記念公園 (北側公園) の管理・・・施設等の管理、植樹の剪定・灌水・病害虫防除・芝生等の緑地管理、噴水等の水景管理、大型遊具の管理、駐車場管理
- ④記念公園 (南側公園) の管理・・・球技場の運営管理及びサッカーなどに利用する芝生の維持管理、樹木の剪定・灌水・病害虫防除等

記念公園の入園者数は年間、約 40 万人であり、瀬戸大橋記念館の来館者数は平成 20 年度に約 84,000 人と過去最多の来館者数であった。一方、南側公園の球技場の利用者は芝生の状態に配慮した利用を行ったため、約 24,000 人と前年を 8.3% 下回っている。

(2) 組織図 (平成 21 年 4 月 1 日 現在)

当該財団は、理事会と事務局から構成され、常勤の職員は事務局の 7 名と準職員 3 名の合計 10 名である (下記、参照)。

①理事会

- 理事長 1 名 (社団法人 香川県観光協会 専務理事)
- 副理事長 1 名 (坂出市 副市長)
- 理事 4 名 (坂出市議会議長、香川県観光交流局長、坂出市観光協会副会長、四国電力(株) 火力本部坂出發電所長)
- 専務理事 1 名 (事務局長)
- 監事 2 名 (坂出市総務部長、会計事務所所長)

②事務局

- 事務局長 1名 (香川県元職員)
 事務局次長 1名 (香川県からの派遣職員)
 総務課 課長1名 (坂出市元職員)、書記1名 (準職員)
 事業課 課長1名、主幹1名 (坂出市元職員)、書記2名 (準職員)
 施設課 課長1名、主幹1名 (香川県元職員)
 管理課 主幹1名 (施設課主幹の兼任)

(3) 決算状況

当該財団の貸借対照表及び収支計算書の概要は以下の通りである (平成21年3月31日現在)。

貸借対照表概要

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金等	36,135,609円	未払金等	29,440,803円
未収金等	2,746,459円	固定負債	0円
固定資産			
基本財産	13,000,000円	正味財産	
運用基金	246,696,000円	基本財産	259,696,000円
有形固定資産	9,520,353円	繰越金	8,442,001円
		その他	10,519,617円
資産の部合計	308,098,421円	負債・正味財産の部合計	308,098,421円

収支計算書概要

科目	金額	内容
歳入		
受託金	160,309,000円	県
事業収入	330,450円	館内物品販売
使用料・手数料	3,466,612円	球技場等収入、自販機手数料
繰入金	1,500,000円	
諸収入	5,714,792円	預金利子、基金とりくずし
繰越金	17,321,613円	
合計	188,642,467円	
歳出		

管理費	176,587,273 円	
管理協会費	2,113,193 円	物品購入費、水道電気代
基本財産繰入金	1,500,000 円	
合計	180,200,466 円	
差し引き計	8,442,001 円	

(4) 監査対象委託事業

今回の包括外部監査においては、香川県が当該財団に対して委託した指定管理者としての業務仕様の適正性、当該財団が受託した業務を更に第三者に再委託した業務のうち 100 万円以上の契約に関して委託内容の適正性、委託先選定の適切性、委託金額の妥当性等の観点から監査を行った。なお香川県知事部局にぎわい創出課においても、当該財団に委託した業務が適切に行われているかどうか、の検証が行われている。

今回包括外部監査対象になった再委託業務と業務内容の概要は以下である。

委託業務	業務内容	委託金額
瀬戸大橋記念公園駐車場施錠・開錠業務	東・西・北駐車場の施錠・開錠、車両の有無の確認、退園の案内・指導及び緊急時の連絡・現場措置	2,305,800 円
瀬戸大橋記念館等清掃等業務	瀬戸大橋記念館・マリンドーム控室・球技場管理棟の清掃及び特定建築物衛生環境確保業務	2,688,000 円
瀬戸大橋噴水施設、モニュメント施設「滝」「池」、天の泉噴水施設等維持管理業務	瀬戸大橋噴水施設、モニュメント施設「滝」「池」、天の泉噴水施設等保守点検及び調整業務等	4,095,000 円
瀬戸大橋記念館エレベーター・空調機保守点検業務	瀬戸大橋記念館のエレベーター及び空調機の保守点検業務	1,847,996 円
平成 20 年度上期 瀬戸大橋記念公園公園管理業務	瀬戸大橋記念公園内の緑地及び諸施設の管理、清掃	14,647,500 円
平成 20 年度下期 瀬戸大橋記念公園公園管理業務	瀬戸大橋記念公園内の緑地及び諸施設の管理、清掃	11,340,000 円
瀬戸大橋記念公園球技場芝生維持管理業務	球技場の芝生やグラウンドの維持管理業務	12,915,000 円
瀬戸大橋記念公園球技場植栽・野芝維持管理業務	球技場グラウンド外の樹木・観葉植物及びターゲットバードゴルフ場等の芝生の維持管理業務	11,970,000 円
アストロビジョン映写装置保守点検業務	アストロビジョン 3 5 映写装置の保守点検業務	1,349,250 円
瀬戸大橋記念館展示物保守点検業務	瀬戸大橋記念館の映像機器や模型の保守点検	2,919,000 円

シアターオリジナル映写フィルムリプリント	「瀬戸大橋 人と未来をつなぐ橋」2本、「瀬戸大橋 光・音・風」1本のリプリント	1,236,900 円
瀬戸大橋記念公園球技場芝生張替	球技場の芝生の張替（6月）	2,520,000 円
瀬戸大橋記念公園球技場芝生張替	球技場の芝生の張替（2～3月）	5,145,000 円

（5）監査の結果及び意見

1）瀬戸大橋記念公園駐車場施錠・開錠業務（以下、施錠業務という）は平成19年度までは約153万円で委託していたが、平成20年度には約230万円に増加している。施錠業務を委託するにおいて、当該財団は業者4者を指名して指名競争入札を行ったが、2者は欠席により参加しなかった。残る2者のうち1者は入札に参加したが途中で辞退した。残る1者の提示価額は予定価格よりも高かったため、交渉を重ねて230万円で契約したといういきさつがある。この事実を考えるに、施錠業務を当該財団が予定する予算でもって民間に委託することには何かしらの無理があると考えざるを得ない。施錠業務の仕様書を見ると、毎日朝6時に開錠、春夏は毎日19時30分、秋冬は毎日17時30分に施錠、施錠のため公園内に車が閉じ込められていないかを確認するという内容である。作業自体は単純なものであるが、業者の立場に立ってみると、毎日朝夕2回、しかも昼間の仕事はなしで瀬戸大橋記念公園に出向いての作業であり、人的・時間的負担が大きく、コストパフォーマンスが悪いため敬遠されたと考えられる。

それでは施錠業務費用削減のためにはどうすればいいのか。一案として、施錠業務を当該財団でシフトを組んで、夕方の施錠だけを自分たちで行うことを考えられないだろうか。民間業者が敬遠する業務で、応じる業者が1者しかないとなれば、競争原理が働かず民間業者に足元をみられ、委託金額はどんどんつり上がっていくであろう。自分たちでできることは自分たちで行う工夫が必要ではないだろうか。

2）当該財団の会計処理を行うために、公益法人会計システム「ヒューマンライズ Neo スタンドアロン版」を利用している。購入金額は204万円、年間保守料は189,000円である。他公益法人からの紹介による導入であるが、ソフトウェアの金額及び保守料金ともに高額である。当該財団の予算規模（約2億円）は決して大きい額ではなく、会計も4区分のみであるだけに、このような高額のシステムは必要ないと思われる。次回、更新の時期には他の低廉なシステムの導入を検討することをお勧めする。

3）瀬戸大橋記念公園球技場の芝生維持管理業務は平成15年11月から開始されたものである。当該業務の内容及び費用について、スポーツターフの維持管理業務に関して全国的に実績のある業者（民間企業4社）に地元の造園業者を加えて資料収

集をし、その内容・費用を比較検討した結果、管理内容を決定している。以降、これを基本に毎年度、指名競争入札により芝生維持管理業務を実施している。今後も継続した情報収集等を行うことにより、より効率的・効果的な芝管理業務が実施できる努力を期待する。

4) 瀬戸大橋記念館エレベーター・空調機保守点検業務に関してはエレベーター施設を導入したメーカーに委託している。最近ではメーカー以外の業者にエレベーターの保守管理を委託しているビル（大家）も多い。安全性という面での危惧はあると思うが、メーカー系保守点検会社への委託を検討してはどうか。エレベーターや空調設備は各社の仕様が大きく異なるために、他社製品であっても保守管理に支障はないといわれている。仮に現状の保守管理会社にそのまま委託することになっても、競争原理を導入することによって業者には価格面とサービス面での緊張感をもたせるという観点から、見積り合せ又は競争入札制度を導入することが必要であろう。

5) 瀬戸大橋噴水施設、モニュメント施設「滝」「池」、天の泉噴水施設等維持管理業務は5年以上にわたって同一の業者が業務を行っている。現在は5者による指名競争入札を実施している。平成19年度は5者による入札を実施し、1回目の入札で落札せず、2回目に予定価格と非常に近い価格で落札した（3者は予定価格超過、1者辞退）。平成20年度は5者による入札を行ったが、平成19年度と同一業者が予定価格と非常に近い金額で落札した（2者予定価格超過、2者辞退）。

上記のような同一業者による落札率が非常に高い事例は、他の委託業務にも見受けられる現象である。対象業者が少ない事業、あるいは毎年業務内容に変動がない事業などはこのような現象が生じる傾向がみられる。業者指名のあり方についてどうすることが適切か、構造的問題として県として今後の課題であろう。なお、落札率は非常に高い委託契約については全般的問題として別途、記載している。

6) 県と市の元職員は10名中5名である。県や市の職員の退職後の就職先の財団と批判されても仕方がないであろう。当該財団の収入は県からの受託金（坂出市が一部負担）が85%を占め、独自の営業収入は2%にすぎない。一方、運用財産として約2億5千万円もの金額が国債等に運用されており、明確な使い道もない。この2億5千万円を何に活用していくのか、どのように運用していくのか。当該財団の理事会は、2億5千万円の財産の用途を含め、当該財団が県民の公益に資するためになにをすべきか、ほとんどが税金で賄われている当該財団の今後の在り方を積極的に議論してもらいたい。

以上の見解を踏まえたうえで、香川県は次期指定管理者の指定に当たっては公募による選定を検討する必要がある。

(意見)

1) 公益法人改革への対応

新公益法人制度が施行され、財団は新公益法人又は一般社団法人への選択をする必要があるが、保有する約2億5千万円の運用財産等の取り扱いを含めて検討をする必要がある。

2) 公募での指定管理への移行

非公募での指定管理を受けているが、将来的には公募型での指定管理への移行も視野に入れて、施設利用者に対するサービスの充実と共に維持管理面でのさらなる効率化に向けて競争力を高めておく必要がある。

3) 再委託について

エレベーター・空調機保守点検業務に関しては、競争原理を導入することによって業者には価格面とサービス面での緊張感をもたせるという観点から、見積り合せ又は競争入札制度を導入することが必要であろう。

第4章 外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約

この章では、外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約を検証した。

第1節 外郭団体との業務委託契約

部局	契約名称	委託先	金額(円)
政策部	香川県県民ホール舞台業務委託 (第2章で検証)	(財)置県百年記念香川県芸術文化振興財団	49,736,000
環境森林部	傷病鳥獣保護受付等業務委託	(財)かがわ水と緑の財団	3,051,300
	緑化推進事業業務委託	(財)かがわ水と緑の財団	3,820,000
健康福祉部	香川県障害児童等療育支援事業委託	(福)香川県社会福祉事業団	1,888,544
	発達障害者支援センター運営事業委託	(福)かがわ総合リハビリテーション事業団	23,470,000
	介護実習・普及センター事業運営委託	(財)かがわ健康福祉機構	5,497,000
	平成20年度介護予防サポーター養成講座開催事業委託	(財)かがわ健康福祉機構	1,760,000
	障害者自立支援法の新サービスへの移行推進研修会	(財)かがわ健康福祉機構	4,000,000
	平成20年度介護支援専門員実務研修等業務委託	(財)かがわ健康福祉機構	6,973,000
	平成20年度主任介護支援専門員研修業務委託	(財)かがわ健康福祉機構	1,850,000
	平成20年度介護支援専門員実務従事者基礎研修業務委託	(財)かがわ健康福祉機構	1,488,000
観光交流局	東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等委託	(財)瀬戸大橋記念公園管理協会	2,517,000
農政水産部	水産動植物種苗生産業務委託	(財)香川県水産振興基金	109,068,000
	平成20年度サワラ中間育成技術開発事業委託	(財)香川県水産振興基金	1,700,000
土木部	流域下水道の維持管理業務委託	(財)香川県下水道公社	1,073,738,766
教育委員会	集団宿泊学習生徒送迎支援業務	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	2,899,960
	給食管理業務(屋島少年自然の家)	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	5,926,288
	給食管理業務(五色台少年自然センター)	(財)香川県児童・青少年健全育成事業団	26,860,709
観光交流局	栗林公園維持管理業務	(社)香川県観光協会	58,995,877

(注)(社)香川県観光協会は外郭団体に準じて、検証対象に含めた。

1. 政策部

1-1. 香川県県民ホール舞台業務委託 随意契約参照

2. 環境森林部

2-1. 傷病鳥獣保護受付等業務委託

(1) 業務概要

香川県が鳥獣保護法に基づいて実施する「傷病鳥獣保護センター」業務を平成20年度から（財）かがわ水と緑の財団が受託している。

当該業務は、かつて（財）栗林公園動物園に委託して実施していたが、同園の廃止に伴い新たな「傷病鳥獣保護センター・ふれあい動物園」が整備されるまでの間の暫定措置として、平成15年8月から県環境保健研究センター等で実施してきた。しかし、新たな施設設置が見送られたほか、新型インフルエンザ発生予防の観点から県環境保健研究センターでの実施が困難になったことなどから、県が、平成19年度に「香川県第10次鳥獣保護事業計画」を見直し、現行体制を敷いたものである。

業務内容は以下のとおりである。

- ・傷病鳥獣の受入、引取り
- ・記録表作成、収容実績取りまとめ
- ・応急処置と短期的な給餌
- ・指定獣医師への搬送
- ・委託収容施設への搬送
- ・放野（自然復帰）

(2) 監査結果及び意見

香川県には動物園や鳥獣保護などの施設が乏しいため、今後ともボランティアの活用も含めて、人的ネットワークの充実に努めてもらいたい。

(意見)

動物園等の施設も乏しいため、今後ともボランティアの活用も含めて、人的ネットワークの充実に努めてもらいたい。

2-2. 緑化推進事業業務委託

(1) 業務概要

県は（財）かがわ水と緑の財団へ緑化推進事業として以下の事業を委託した。

1) 森林保護運動の実施

①緑の少年団の育成・交流集会の実施

平成20年8月9日開催、3団体15名の参加

2) 広報活動推進事業の実施

①学校関係緑化コンクールの実施

県下の小学校・中学校・高等学校を対象に学校関係緑化コンクールの実施

②緑化ポスター原画・書道作品コンクールの実施

県下の小・中・高校生に募集、審査入選作品選定後、賞作品展示、表彰式

ポスター原画・・・応募点数1436点、入賞点数128点

書道作品・・・応募点数2547点、入賞点数119点

③平成21年度用国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールへの参加

国土緑化推進機構理事長賞の受賞

(2) 監査結果及び意見

1) 緑の少年団について

緑の少年団は昭和51年に発足したが、現在は助成金の減少もあり弱体化しているのが現状である。県として活性化させようとしているのか、現状維持とするのか、廃止の方向で検討していくのか、今後どのように育成しようとしているのかが不明であり、中長期的な方向性が必要である。

2) 委託料算定基礎について

平成20年度の委託料の算定根拠としての人件費は職員1名分となっているが、平成21年度の委託料の見積りでは人件費100万円として、委託料総額は168万円に削減されている。委託料算定基礎としての人件費の見積りにもう少し合理的根拠を持たせるべきである。

(意見)

1) 緑の少年団について

緑の少年団は昭和51年に発足したが、現在は助成金の減少もあり弱体化しているのが現状である。県として活性化させようとしているのか、現状維持とするのか、廃止の方向で検討していくのか、今後どのように育成しようとしているのかが不明であり、中長期的な方向性が必要である。

2) 委託料算定基礎について

平成20年度の委託料の算定根拠としての人件費は職員1名分となっているが、平成21年度の委託料の見積りでは人件費100万円として、委託料総額は168万円に削減されている。委託料算定基礎としての人件費の見積りにもう少し合理的根拠を持たせるべきである。

3. 健康福祉部

3-1. 香川県障害児童等療育支援事業委託

(1) 概要

1) 事業目的

障害児等療育支援事業は、在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する療育機関との重層的な連携を図り、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

2) 事業内容（概略）

①訪問療育等指導事業

訪問療育相談事業と訪問療育事業

②外来療育等指導事業

外来療育相談事業と外来療育事業

③施設支援指導事業

3) 基準単価

事業名	事業単価（円）
訪問療育相談事業	7,264
訪問療育事業	7,264
外来療育相談事業	2,924
外来療育事業	2,924
施設支援指導事業	22,470

委託料は、事業完了後に実績に応じて精算を行う。但し、実績額が当初契約時の基準額を上回る場合は当該基準額が上限となる。

4) 委託先施設

法人名	実施施設名	平成20年度委託料（円）
(福) 恵愛福祉事業団	白鳥園総合療育センター	7,803,280
(福) 香川こだま学園	難聴幼児通園施設香川こだま学園	11,991,700
(福) 香川県社会福祉事業団	香川県ふじみ園	1,888,544
(福) 鶴足津福祉会	更生施設高瀬荘	2,511,426
(福) 長尾福祉会	知的障害者更生施設のぞみ園	1,565,974
(福) ひまわり福祉会	すくすく教室	2,357,180
(福) 三豊広域福祉会	地域支援センターまるやま	1,154,932
(福) 希望の家	障害福祉サービス事業所善通寺希望の家	1,713,584
合計		30,986,620

(福) は社会福祉法人の略

(2) 監査結果及び意見

1) 実績が超過する場合の契約変更の必要性について

実際の訪問療育事業や外来療育事業などの延件数が当初委託契約時の延件数を超えた場合でも、基準額が上限となるため委託料の精算は行われず（追加支給はない）。

平成20年度の（福）香川県社会福祉事業団（香川県ふじみ園）での基準と実績との延件数は以下のとおりであり、実績がかなり基準より上回る結果となっている。この場合でも委託料の見直しがなされないため、受託団体の負担での事業実施となっていることになる。ある程度の範囲を超えて実績延件数が上回る場合は契約変更等で増額変更が必要である。

(意見)

実績が超過する場合の契約変更の必要性について

実際の訪問療育事業や外来療育事業などの延件数が当初委託契約時の延件数を超えた場合でも、基準額が上限となるため委託料の精算は行われず（追加支給はない）。

平成20年度の（福）香川県社会福祉事業団（香川県ふじみ園）での基準と実績との延件数は以下のとおりであり、実績がかなり基準より上回る結果となっている。この場合でも委託料の見直しがなされないため、受託団体の負担での事業実施となっていることになる。ある程度の範囲を超えて実績延件数が上回る場合は契約変更等で増額変更が必要である。

(参考)

事業名	基準延件数	実績件数	実績超過件数
訪問療育事業	96	166	70
外来療育事業	100	134	34
施設支援指導事業	40	57	17

3-2. 発達障害者支援センター運営事業委託

(1) 概要

平成18年12月に社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団は、発達障害者支援センターの事業を行うものとしての指定を受け、その運営を委託されたものである。

発達障害者支援センターは、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うと

ともに、関連施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図るための施設である。

同センターの指定に当たっては、公募がなされ、3者の中から総合評価により社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団が指定され、平成19年度より「香川県発達障害者支援センター『アルプスカがわ』」が開設された。

1) 事業内容（概略）

- ①発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援
- ②発達障害児（者）及びその家族等に対する発達支援
- ③発達障害児（者）に対する就労支援
- ④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

2) 職員の配置

センター長（兼任）

専任職員（正規2名、嘱託2名）

（相談支援、発達支援、就労支援を担当する職員は常勤のものでなければならない。）

兼任5名（発達支援3名、就労支援2名）

3) 委託料

人件費、旅費交通費、印刷製本費等を予算化し委託料が設定される。

事業実績報告書に事業収支計算書が添付され、内容審査が実施され、委託料に超過が生じていた場合はその超過額は返納される。

(2) 監査結果及び意見

特になし

3-3. 介護実習・普及センター事業運営委託

(1) 概要

介護実習・普及センター運営要綱に基づき、香川県介護実習・普及センター事業の運営を財団法人かがわ健康福祉機構に委託するものである。

平成17年度までは国の補助事業であったが、その後は県の事業として継続し、平成20年度で廃止された。平成21年度からは、香川県社会福祉総合センターの指定管理者としての事業に組み込まれている。

1) 事業概要

①介護実習・普及事業

グループ・団体ふれあい体験講座（年間75回、受講者3193人）

出前講座（年間11回、受講者600人）

高齢者疑似体験グッズの貸出（24校）

「グループ・団体ふれあい体験」パンフレット発行3000部

ホームページによる情報提供など

②介護機器普及事業

福祉用具の展示、相談指導、情報提供等

2) 委託料

平成20年度はシーリングにより50%カットされた。この結果、人件費を含む事業費の約4割は財団法人の自己財源で賄われた。平成21年度は指定管理者委託料に組み入れられる。

(2) 監査結果及び意見

1) 事業の必要性の検討

国の補助事業廃止後県の単独事業として継続し平成20年度で廃止された事業であるが、香川県社会福祉総合センターの指定管理者としての事業として組み入れられ継続されている。

介護関連の研修会、出前講座など他の事業との重複する内容のあるように思われるので、事業の必要性について再度見直す必要があるように思われる。

(意見)

事業の必要性の検討

介護関連の研修会、出前講座など他の事業との重複する内容があるように思われるので、事業の必要性について再度見直す必要があるように思われる。

3-4. 平成20年度介護予防サポーター養成講座開催事業委託

(1) 概要

香川県介護予防サポーター養成講座開催事業は、高齢者の介護が大きな社会的問題となる中、高齢者自らの積極的な健康づくりや介護予防への取組を促進するため、地域での普及啓発等に協力する支援者の養成が急務であることから、県や市町が実施する研修を修了したうえで、介護予防の意義や知識の普及に対する協力、一人暮らし高齢者への声かけ・見守り、認知症高齢者の見守りや家族への声かけ・見守りを行う介護予防サポーターを養成する事業である。

財団法人かがわ健康福祉機構が介護予防サポーター養成講座開催事業として受託したものであり、国の補助制度を活用して平成18年度から平成20年度までの3年間実施された。平成21年度からは市町が主体となって養成を行うこととしている。

介護予防サポーター受講者数（人）

	受講者数		
	県	市町	合計
平成18年度	956	207	1,163
平成19年度	665	375	1,040
平成20年度	611	318	929
合計	2,232	900	3,132

当初の事業目標は受講者10,000人であり、事業成果は約3割程度に留まっている。

(2) 監査結果及び意見

1) 事業成果の分析

事業規模としては小さいといえども、当初事業目標と実績との乖離が大きい。事業成果を分析し、今後の市町での事業の改善に役立てるのが望ましい。

(意見)

事業成果の分析

事業規模としては小さいといえども、当初事業目標と実績との乖離が大きい。事業成果を分析し、今後の市町での事業の改善に役立てるのが望ましい。

3-5. 障害者自立支援法の新サービスへの移行推進研修会

(1) 概要

身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、小規模作業所などが、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所へと早期に移行できるよう、研修会を開催することにより、障害者自立支援法の円滑な施行に資するための事業である。

全額国からの補助である。

1) 委託業務の内容

全7回にわたる講義、演習、シンポジウムからなり、304人の参加であった。

2) 委託料

講師謝金、旅費、教材費、会場費、臨時職員賃金などであり、成果報告書の提出後検査を行い、委託料の精算が行われる。

(2) 監査結果及び意見

特になし

3-6. 平成20年度介護支援専門員実務研修等業務委託

(1) 概要

1) 研修概要

①介護支援専門員実務研修

介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識・技能を有する介護支援専門員の養成を図るための研修である。

研修は前期3日間・後期3日間の計6日間

②介護支援専門員更新研修

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として、必要な知識及び技術の向上を図り、専門的能力の保持・向上を図るための研修である。

研修は前期3日間・後期3日間の計6日間

③介護支援専門員再研修

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に介護支援専門員としての必要な知識、技術の再取得を図るための研修である。

研修は前期3日間・後期3日間の計6日間

2) 委託料

人件費、指導者謝金及び旅費、テキスト資料費、会場費等からなり、成果報告書が提出され、検査後委託料は精算される。

受講者からは受講料21,000円（県証紙で納入）及び教科書代4,500円（受託者が収納）を徴収する。事業費は概ね受講料と教科書代で回収されている。

(2) 監査結果及び意見

1) 人件費負担額の積算根拠について

研修の実施期間は1月から3月にかけて計22日間である。事前の準備期間等を含めると概ね4か月を費やす事業となるため人件費の積算としては事務職員1名4か月分、もう1名3.5か月分の給与として計上している。人件費負担の積算を開催期間分全額含めてよいかどうかという問題と、一方では当該職員以外の他の職員も業務に従事しているという実態もあることから、実態に応じた計上ができるよう検討するのが望ましい。その結果として、事業費のコストダウンが図れた場合は受講生の授業料負担の引き下げにも反映できるものである。

(意見)

人件費負担額の積算根拠について

研修の実施期間は1月から3月にかけて計22日間である。事前の準備期間等を含めると概ね4か月を費やす事業となるため人件費の積算としては事務職員1名4か月分、もう

1名3.5か月分の給与として計上している。人件費負担の積算を開催期間分全額含めてよいかどうかという問題と、一方では当該職員以外の他の職員も業務に従事しているという実態もあることから、実態に応じた計上ができるよう検討するのが望ましい。その結果として、事業費のコストダウンが図れた場合は受講生の授業料負担の引き下げにも反映できるものである。

3-7. 平成20年度主任介護支援専門員研修業務委託

(1) 概要

主任介護支援専門員として介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供できる者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修である。

1) 研修

研修は12月から2月にかけて9日間実施される。

受講料は27,000円（県証紙で納入）、資料代3,000円（受託者が収納）

2) 委託料

賃金、講師謝金及び旅費、会場費等からなり、成果報告書の提出後検査し委託料の精算がなされる。

(2) 監査結果及び意見

1) 受講料水準について

事業費は一人当たり37,000円であるので、受講料に加えて一人当たり10,000円の県費を加えての事業となっている。全額受益者負担との考えもあるが、受講料の全国平均が18,000円程度とのことでもあり、現状の一部県負担はやむを得ないと思われる。

なお、一人当たり事業費、受講料、県負担額については、各都道府県毎にバラツキがあるため、各県の情報を入手し比較考量のうえ、県としての水準を設定するのが望まれる。

(意見)

受講料水準について

事業費は一人当たり37,000円であるので、受講料に加えて一人当たり10,000円の県費を加えての事業となっている。全額受益者負担との考えもあるが、受講料の全国平均が18,000円程度とのことでもあり、現状の一部県負担はやむを得ないと思われる。

なお、一人当たり事業費、受講料、県負担額については、各都道府県毎にバラツキがあるため、各県の情報を入手し比較考量のうえ、県としての水準を設定するのが望まれる。

3-8. 平成20年度介護支援専門員実務従事者基礎研修業務委託

(1) 概要

介護支援専門員として、一定の実務を経験した後に、実務従事者として必要な技術・技能の研鑽を図ることで、介護支援専門員の実務能力の向上を図る研修である。現に介護支援専門員としての実務に従事している者であって、実務就業後1年未満の者が対象である。

11月から12月にかけて5日間で実施された。

1) 委託料

賃金、講師謝金及び旅費、教材費、会場費等であり、成果報告書が提出され検査後に委託料の精算が行われる。

(2) 監査結果及び意見

特になし

4. 観光交流局

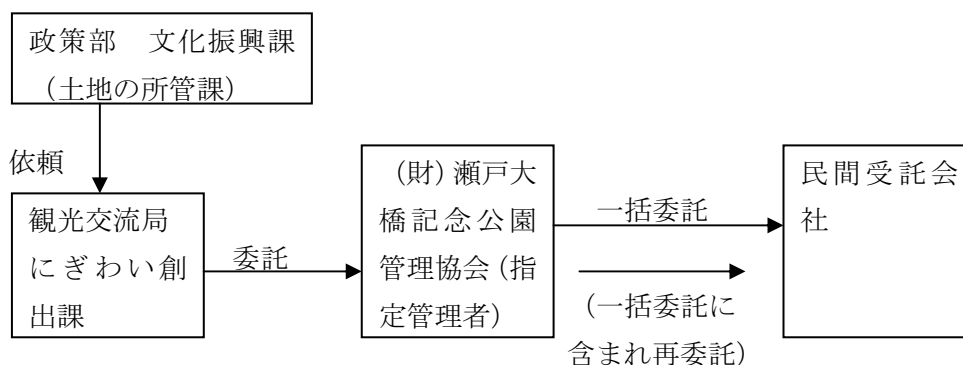
4-1. 東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等委託

(1) 概要

東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等を(財)瀬戸大橋記念公園管理協会へ委託するものである。

東山魁夷せとうち美術館は瀬戸大橋記念公園の一角にあるため、瀬戸大橋記念公園の指定管理者である(財)瀬戸大橋記念公園管理協会から一括して公園緑地管理、清掃管理業務として民間業者へ委託されている。

東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等に限って言えば、(財)瀬戸大橋記念公園管理協会へ委託され、民間企業へ再委託されることになる。



(2) 監査結果及び意見

瀬戸大橋記念公園の一角にある東山魁夷せとうち美術館の土地の所管課が政策部

文化振興課であるため、指定管理者である（財）瀬戸大橋記念公園管理協会を通じての再委託となっている。同財団からは清掃・植栽管理業務等が一括発注され効率的な委託契約と考えられるが、より単純化した委託形態が望ましい。例えば、東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等も指定管理者としての業務に含めるなどである。

（意見）

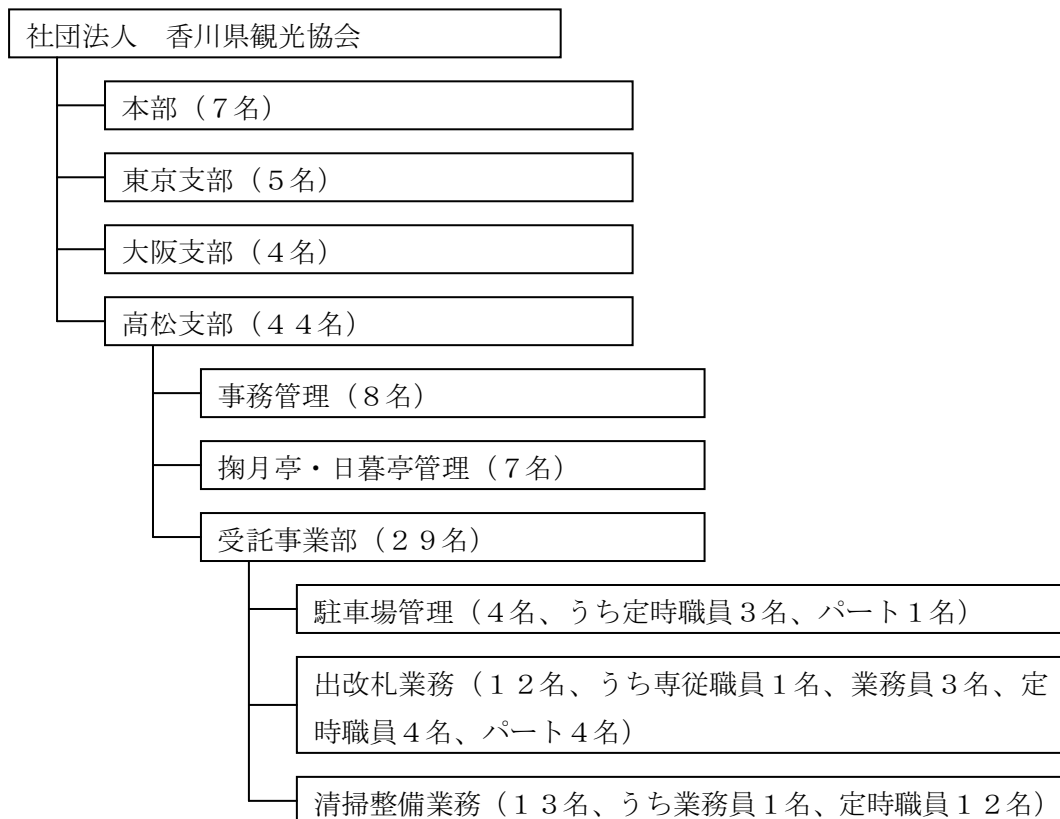
より簡略な契約形態への移行について

瀬戸大橋記念公園の一角にある東山魁夷せとうち美術館の土地の所管課が政策部文化振興課であるため、指定管理者である（財）瀬戸大橋記念公園管理協会を通じての再委託となっている。同財団からは清掃・植栽管理業務等が一括発注され効率的な委託契約と考えられるが、より単純化した委託形態が望ましい。例えば、東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等も指定管理者としての業務に含めるなどである。

4-2. 栗林公園維持管理業務

(1) 概要

1) (社) 香川県観光協会での組織（概略）



専従職員は月給制、業務員及び定時職員は日給制、パートは時給制の職員である。

2) 業務委託概要

①売札業務（標準人員：北門入園券売場 2 名及び東門入園券売場 3 名）

開園、閉園、入園券の発売、改札（北門入園券売場及び東門入園券売場にて）、収納事務、行為使用料（写真撮影）、付属機器貸出及び使用料、その他

②園内清掃業務及び園内整備業務（標準人員：清掃 6 名、整備 8 名）

・園内清掃業務

園路、園地、池泉、湖畔、水門のごみ収集、芝生地の除草、芝刈り、竹垣の更新等

・園内整備業務

樹木（松、ウバメガシ等）の手入れ、園路の修繕、排水路の維持管理等、魚類の管理（主に餌やり）

③駐車場収納業務（標準人員：3 名）

開場、閉場、駐車場整理、使用料収納、その他

3) 単独随意契約の理由

栗林公園における売札業務、園内清掃業務及び園内整備業務、駐車場収納業務を一体的に行うことができる団体は（社）香川県観光協会のみであるため。

4) 委託料の積算

①人件費

標準配置人員 × 県の臨時職員単価、技能職給与表から計算した単価、その他区分事務補助単価（日額）× 勤務日数

共済費、時間外超過勤務手当等を加算

②一般管理費

人件費の 5%

5) 実績報告及び精算

（単位：円）

業務区分	執行済額 (A)	予算額 (B)	差額 (B-A)
使用料収納業務	21,321,156	18,526,000	-2,795,156
園内清掃・整備業務	25,645,021	28,024,500	2,379,479
駐車場収納業務	7,854,039	6,960,500	-893,539
一般管理費	1,366,331	2,675,550	1,309,219
消費税	2,809,330	2,809,327	-3
合計	58,995,877	58,995,877	0

①使用料収納業務

標準配置人員よりも実際人員が若干多いためマイナス差額を生ずる。実際配置人員が適正かどうか見直す必要がある。

②園内清掃・整備業務

実際配置人員が標準配置人員より少ないこと及び実際単価が委託料積算時の人件

費単価より低いため、プラス差額が生じている。委託料単価の見直しをする必要がある。

③駐車場収納業務

実際単価が委託料積算時の人件費単価より高いため、マイナス差額が生じている。委託料積算時の人件費単価は時給換算で673円であり、比較的低い水準設定となっている。最低賃金とも比較し見直しが望ましい。

④一般管理費

一般管理費として、委託料には人件費の5%が計上されており、高松支部事務長の給与の一部が含まれている。委託料は契約額が上限であるため、3業務での人件費の予算超過は精算時には一般管理費の削減として調整されることとなる。

(2) 監査結果及び意見

1) 人員配置及び人件費単価の見直し

委託業務における標準配置人員及び委託料積算時の人件費単価の見直しが必要である。

使用料収納業務及び園内清掃・整備業務において標準と実際の配置人員の差が生じている。

また、駐車場収納業務における契約上の人件費単価も見直すのが望ましい。

2) 一般管理費の合理的基準の必要性

一般管理費は人件費の5%として計上されており、その中に健康診断料、作業服等の諸経費部分と事務長人件費の一部が含まれる。現状では一般管理費の人件費部分が精算時における調整項目となっているので、事務長人件費の一部を含めることが妥当かどうかを含めて再検討するのが望ましい。

(意見)

1) 人員配置及び人件費単価の見直し

委託業務における標準配置人員及び委託料積算時の人件費単価の見直しが必要である。使用料収納業務及び園内清掃・整備業務において標準と実際の配置人員の差が生じている。また、駐車場収納業務における契約上の人件費単価も見直すのが望ましい。

2) 一般管理費の合理的基準の必要性

一般管理費は人件費の5%として計上されており、その中に健康診断料、作業服等の諸経費部分と事務長人件費の一部が含まれる。現状では一般管理費の人件費部分が精算時における調整項目となっているので、事務長人件費の一部を含めることが妥当かどうかを含めて再検討するのが望ましい。

5. 農政水産部

5-1. 水産動植物種苗生産業務委託

(1) 概要

1) 業務概要

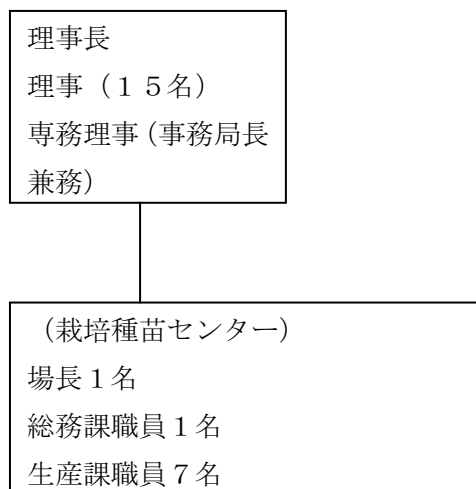
香川県における栽培漁業の一環として、重要水産動植物の種苗生産と其の配布及びこれに必要な技術習得研修を受託したものである。

平成20年度の種苗生産計画と実績は以下のとおりである。

魚種別	大きさ (mm)	計画尾数 (千尾)	配布尾数 (千尾)	配布時期
ヒラメ	30	300	3.6	4月12日
	60		331.4	5月13日～22日
クルマエビ	13	1000	1000.0	6月17日
	40	300	335.3	7月19日、26日
	60	2450	2543.6	7月8日～9月18日
	70	受注生産	0.0	
	計	3750	3878.9	
キジハタ	50	40	28.8	10月4日～8日
タケノコメバル	50	70	74.3	5月14日～27日
	30	150	150.0	3月31日

これらの魚種は、香川県に特徴的な魚介類のブランド化による消費拡大と生産の拡大を図るための、新魚種の種苗生産、量産技術、養殖技術、放流技術の開発に取り組んでいる魚種である。

2) (財) 香川県水産振興基金の組織概要



事務局長及び場長は県OBである。

3) 委託料積算根拠

人件費（場長1、職員7、嘱託1名分）、需用費（親魚及び種苗費、燃料費、肥餌料費、等）、その他（通信運搬費、消費税等）の必要見込み額を積算している。

4) 実績報告及び委託料の精算

契約条項に従い、実績報告書の提出及び委託料の精算が行われている。

5) 放流効果（「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」平成17年3月より一部を抜粋）

① ヒラメ

成長が早く広域に回遊。放流量の増加、放流サイズの大型化に伴い、漁獲量が増加傾向にあり、瀬戸内海全体でも同様の傾向である。しかし、全体として漁獲が頭打ちの状況であり、環境収容力を考慮した適切な放流量を検討する必要がある。

② キジハタ（ブランド化対象）

人工種苗をうまく放流すれば、あまり移動せず、放流地点周辺で漁獲されるため、放流効果発現の可能性は高い。種苗生産技術に改善が見られ、放流用種苗の確保の可能性が高くなったので、適切な方法で放流を拡大、継続し、安定した漁獲を目指していくことが必要である。

③ タケノコメバル（ブランド化対象）

近年、種苗生産が可能となり、大量放流が可能となりつつある。天然魚は極端に少なく、ごく僅かしか漁獲されていないのが現状であることから、漁獲の増加が放流効果として現われてくると考えられる。

④ クルマエビ

大量の放流が継続されているが、漁獲量は横ばいの状態である。放流していないその他のエビ（小エビ）は減少傾向が続いており、放流によってクルマエビの漁獲の安定が実現していると考えられる。・・・全長50mm以上の大型種苗での放流は確実な効果につながっていると考えられる。引き続き大型種苗での放流を継続し漁獲の安定化を図る必要がある。

(2) 監査結果及び意見

1) 事業の継続性と事業効果の測定と公表の重要性

栽培種苗センターでの水産動植物種苗生産事業として年間1億円を超える事業費が県からの委託料により長年にわたり継続されてきている。長期的視点に立って香川県沿岸部での漁獲高の維持と県水産魚のブランド化を図っていく目的だけに事業効果の見極めは難しい面はあると思われるが、事業費に見合う効果が得られているのかどうかは定期的に検証し、公表するよう努める必要がある。

2) 基本財産の有効活用

平成20年度の（財）香川県水産振興基金の基本財産は15億2千万円（定期預

金、農林債、国債)で基本財産運用利息は12,119千円であり、利回り0.8%程度である。元本リスクのある運用は避けなければならないが、利回りの向上を図るよう検討するのが望ましい。

あるいは、今日の金利情勢の下で、15億円の基本財産を有し、金利収入にて本部事業費及び管理費の一部に充当する仕組みが妥当かどうかとも再検討するのも一法であると思われる。即ち、基本財産として固定化させるのではなく、必要な事業の財源として活用する方法などである。

(意見)

1) 事業の継続性と事業効果の測定と公表の重要性

長期的視点に立って香川県沿岸部での漁獲高の維持と県水産魚のブランド化を図っていく目的だけに事業効果の見極めは難しい面はあると思われるが、事業費に見合う効果が得られているのかどうかは定期的に検証し、公表するよう努める必要がある。

2) 基本財産の有効活用

(財)香川県水産振興基金の基本財産の利回りの向上を図るよう検討するのが望ましい。

3) 公益法人改革への対応

現在、財団法人では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされているが、財団法人の収入は種苗生産受託事業収入が大半であり、公益法人改革への対応が不可欠である。

5-2. 平成20年度サワラ中間育成技術開発事業委託

(1) 概要

1) 事業目的

香川県漁船漁業において、主要な漁獲対象魚種であるサワラについては、さわか資源回復計画において、瀬戸内海全体での資源管理のほかに、種苗放流による資源の早期回復を図ることとされていることから、サワラ種苗を効果的に天然資源へ添加する技術開発のため、さぬき市小田の大規模中間育成施設を利用した効果的育成技術開発を目標とするものである。

2) 事業内容

	計画			結果			備考
	大きさ (mm)	尾数(千尾)	生存率 (%)	大きさ (mm)	尾数(千尾)	生存率 (%)	
受入種苗	35	70		32.9	45.0		6月5日
開発目標	100	56	80	95.0	37.5	83.3	6月20日

3) サワラ漁獲量

香川県におけるサワラ漁獲量は昭和61年の1,075トンピークに減少し、平

成10年は18トンと極端な不漁であった。その後増加傾向に転じ、平成16年は308トンとなり、平成17年以降は100～140トンの間で推移している。

4) 委託料の積算

中間育成期間（6月5日からの約2週間）における人件費などの管理経費、肥餌料費などである。

5) 今後の取組

国、他県と連携し、種苗の確保、網目制限、休業期間の設定など漁獲努力の削減を推進するとともに、放流効果把握のための追跡調査を実施する。

(2) 監査結果及び意見

水産動植物種苗生産業務委託と同様である

6. 土木部

6-1. 流域下水道の維持管理業務委託

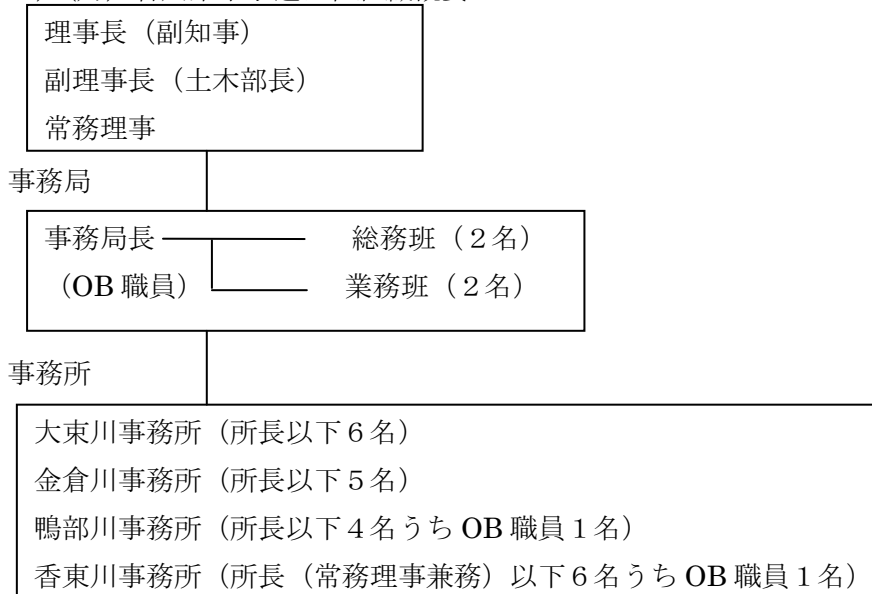
(1) 概要

1) 業務概要

(財)香川県下水道公社は、以下の浄化センター（4箇所）の維持管理業務を受託している。

浄化センター名	平成20年度委託料（円）
大東川浄化センター	313,963,432
金倉川浄化センター	309,304,671
鴨部川浄化センター	117,542,904
香東川浄化センター	332,927,759
合計	1,073,738,766

2) (財) 香川県下水道公社組織概要



常務理事、事務局業務班副参事、各事務所所長は県派遣職員（5名）である。人件費は公社の負担であり、県からの委託料で賄われる。

県 OB 職員は3名である。（平成21年10月1日現在）

プロパー職員（18名）の内訳は、正規9名、嘱託3名、事務員4名、臨時職員2名である。

3) 委託料の算定と精算

当初予算作成の段階で当年度及び過年度の流入水量及び必要経費の実績を踏まえたうえで委託料を算定している。

委託料の執行状況を四半期ごとに把握したうえで、2月補正で不要見込み分を考慮し、変更契約を行っている。

下水道公社の決算による事業実績の確定に基づき、委託料の精算を行っている。

4) 運転保守管理業務委託

運転保守管理業務委託は、指名競争入札を実施しており、平成14年以降は指名業者数を5者から7者へ増やし、競争性を高めている。

また、平成18年度から鴨部川浄化センター、平成20年度から香東川浄化センターにおいては3年契約での性能発注を導入しコスト削減を図ってきている。従来の運転保守管理業務委託では入札の仕様書で基準人員を定め、薬品類は公社より支給する旨規定していたが、性能発注では、人員配置や薬品投入を委託業者に包括的に委託するものである。

5) 過去の包括外部監査結果の措置状況

平成15年度において「下水道事業に関する財務事務及び財団法人香川県下水道公社の出納その他の事務の執行について」をテーマにして包括外部監査が実施され

た。

公社についての指摘事項は特に無かったが幾つかの意見が提起された。この意見については委託料の算定と精算及び運転保守管理業務委託で記載したとおりの改善がなされている。

(2) 監査結果及び意見

1) 公益法人改革への対応

現在、公社では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされているが、公社の収入は維持管理受託事業収入が大半であり、保有する基本財産の取り扱いを含めて公益法人改革への対応が不可欠である。(意見)

(意見)

公益法人改革への対応

現在、公社では公益認定を受けるか一般財団法人を選択するか検討がなされているが、公社の収入は維持管理受託事業収入が大半であり、保有する基本財産の取り扱いを含めて公益法人改革への対応が不可欠である。

7. 教育委員会

7-1. 集団宿泊学習生徒送迎支援業務

(1) 概要

香川県では青少年健全育成のため集団宿泊学習を香川県立五色台少年自然センター及び香川県立屋島少年自然の家で実施している。

当該契約は、集団宿泊学習に参加する生徒の送迎を支援するためバス代の一部を(財)香川県児童・青少年健全育成事業団へ補てんするものである。参加者からは1,800円を上限として送迎バス代を徴収している。

1) 委託料

バス業者へ支払うバス代と財団収入分として徴収したバス代との差額を委託料として支払う。

(2) 監査結果及び意見

特になし

7-2. 給食管理業務(屋島少年自然の家)

(1) 概要

平成18年度までは、(財)香川県児童・青少年健全育成事業団が給食調理業務と

給食管理業務を一括して行っていたが、平成19年度より給食調理業務を民間委託し、民間活力を活かしてコストダウンを図ろうとするものである。但し、食の安全面を重視し給食管理業務は財団に残している。

給食調理業務は第3章入札不調による随意契約にて記載。

1) 屋島事業所組織概要

所長1名(県職員兼務)、次長1名(県職員兼務)、事務長1名(県職員兼務)、主任1名(県職員兼務)、栄養士1名(プロパー)

2) 業務内容

- ①献立の作成
- ②給食調理業務受託者が行う調理業務の管理
- ③食堂及び厨房の衛生管理
- ④給食に伴う事務処理

3) 委託料

管理委託費は、給食管理業務を委託する屋島事業所のプロパー職員(栄養士)に要する人件費である。委託料は年間実績にて精算される。

4) 履行確認

平成20年度までは十分な記録として残していなかったが、平成21年度より「日常業務報告書」を作成し書面として残すことにするなど、改善されている。

(2) 監査結果及び意見

特になし

7-3. 給食管理業務(五色台少年自然センター)

(1) 概要

1) 業務内容

- ①五色台少年自然センターの給食管理業務(屋島少年自然の家と同様である。)
- ②五色台少年自然センターの施設維持管理業務
 - ・施設設備等の管理、点検、小修繕
 - ・公用車の運転・管理
 - ・危険物、ボイラー、無線機等の取扱い、整備、管理
 - ・その他経費の支出、シーツ寝具の配布と管理など
- ③五色台少年自然センターの利用者の送迎業務

2) 五色台事業所の組織概要

所長1名(県職員兼務)、次長1名(県職員兼務)、事務長1名(県職員兼務)、主任1名(県職員兼務)、総務係1名(プロパー)、運転手1名(嘱託)、栄養士1名(嘱

託)

3) 委託料

人件費（プロパー1名、嘱託2名）燃料費、光熱水費、シーツリース料などの実費である。

委託料は年間実績で精算される。

4) 履行確認

平成20年度までは十分な記録として残していなかったが、平成21年度より「日常業務報告書」を作成し書面として残すことにするなど、改善されている。

(2) 監査結果及び意見

特になし

第2節 OB職員のいる公益法人等との業務委託契約

部局	契約名称	委託先	金額（円）
健康福祉部	香川県福祉人材センター事業委託	(福) 香川県社会福祉協議会	18,342,000
	地域福祉推進支援事業委託	(福) 香川県社会福祉協議会	2,100,000
	平成20年度香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就職支援事業業務委託	(社) 香川県看護協会	12,076,000
	専門分野（糖尿病）における質の高い看護師養成事業業務委託	(社) 香川県看護協会	3,600,000
	専門分野（がん）における質の高い看護師養成事業業務委託	(社) 香川県看護協会	3,600,000
	平成20年度助産師確保対策推進事業業務委託	(社) 香川県看護協会	1,300,000
	訪問看護推進事業	(社) 香川県看護協会	1,300,000
	保健師助産師看護師実習指導者講習会	(社) 香川県看護協会	1,900,000
観光交流局	民芸館管理業務委託	(社) 香川県物産協会	2,458,000
農政水産部	香川県畜産経営技術高度化促進事業業務委託	(社) 香川県畜産協会	2,000,000
教育委員会	平成20年度県立体育施設整備等業務委託ほか (第2章で検証)	(財) 香川県体育協会	49,786,000

警察本部	安全運転管理者等講習委託 (第2章で検証)	(財)香川県交通安全協会	10,700,000
	更新時講習業務委託ほか (第2章で検証)	(財)香川県交通安全協会	57,577,300
	指定自動車教習所職員講習業務	(社)香川県指定自動車学校 協会	2,624,000
	責任者講習委託	(財)香川県暴力追放運動推 進センター	1,830,000
	風俗営業の管理者に対する講習及び調査 業務	(財)香川県防犯協会連合会	1,376,000
	警備員指導教育責任者講習	(社)香川県警備業協会	4,639,000

1. 健康福祉部

1-1. 香川県福祉人材センター事業委託

(1) 概要

1) 事業概要

福祉人材センター事業として、主に以下の事業を実施している。

①福祉人材無料職業紹介事業の実施

平成20年度の求人・求職の登録、職業紹介状況は次のとおりである。

求人数(人数)	1,555人
求職者数	388人
紹介数	48人
紹介による就職件数	26件
相談・求人	836件
相談・求職	917件

その他、インターネットによる職業紹介、就職相談、福祉情報の提供、福祉養成校との連携等を行っている。

②社会福祉事業に従事しようとする者に対する研修会等の実施

③社会福祉事業従事者の確保に関する調査・研究の実施

④社会福祉事業経営者に対する相談・援助の実施

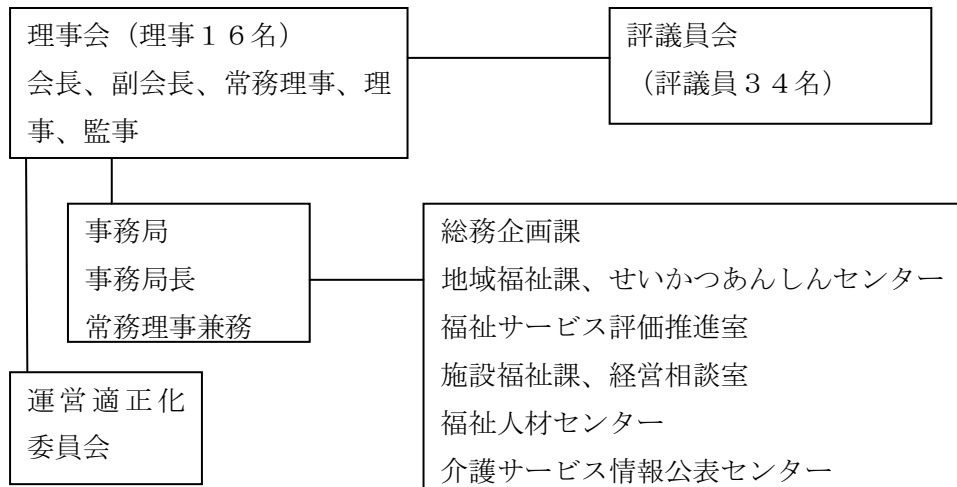
⑤広報・啓発事業の実施

⑥福祉人材確保総合推進事業

⑦高松公共職業安定所、香川県看護協会などの関係機関、団体との連携

⑧運営委員会の開催

2) 組織概要 (社会福祉法人香川県社会福祉協議会全体)



3) 職員数 (平成21年4月1日現在) (うち OB 職員 4名)

- 常勤役員 1名
- 正規職員 14名
- 嘱託職員 18名
- 臨時職員 11名

4) 委託料

福祉人材センター運営事業費予算見積りを基に委託料が決定される。内容は人件費、旅費交通費、事務所費、事業費からなる。

実績報告書及び収支精算書を提出し、検査後概算払い委託料の精算が行われる。検査の結果委託料に余剰額が生じた場合には返還を要する。

(2) 監査結果及び意見

1) 事業費と効果の分析

福祉人材センターとして多岐にわたる事業を実施しているが、事業成果を分析し、より効果的な事業に集中する必要があると思われる。特に、福祉人材無料職業紹介事業の実施においては、その成果ともいえる紹介数や就職件数は少ない。高松公共職業安定所、香川県看護協会などを通じての就職もあるため、実数把握に難しい面があると思われるが、福祉人材センターとしての実績把握と事業成果の分析結果をより正確に行う必要がある。

(意見)

事業費と効果の分析の必要性

福祉人材センターとして多岐にわたる事業を実施しているが、事業成果を分析し、より効果的な事業に集中する必要があると思われる。特に、福祉人材無料職業紹介事業の実施においては、その成果ともいえる紹介数や就職件数は少ない。高松公共職業安定所、香川

県看護協会などを通じての就職もあるため、実数把握に難しい面があると思われるが、福祉人材センターとしての実績把握と事業成果の分析結果をより正確に行う必要がある。

1－2．地域福祉推進支援事業委託

(1) 概要

1) 事業概要

市町社会福祉協議会等に対して、インフォーマルなサービスを推進するため、新たな事業の開発や、独自財源の確保、個別支援事例検討会や地域福祉活動計画の進行管理支援のための検討会の開催、並びに市町社協に対し助言指導を行う。また、社会福祉施設や地域における地域福祉活動の推進をするための研修会を開催並びに、地区社協等に災害時要援護者の避難支援等の地域福祉活動の講習会の講師として職員を派遣する。

①福祉のまちづくりと地域福祉活動の推進

- ・ふれあい・いきいきサロン活動推進者研修会の開催
- ・地域福祉活動計画の策定推進
- ・地域福祉活動検討会
- ・市町社協事務局会
- ・市民座談会運営研修会
- ・地域福祉出前講座の開催など

②コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修会の開催

- ・個別支援事例検討会

2) 委託料

検討会、研修会等の会場費、講師謝礼金、交通費、資料代等である。成果報告書を提出し、検査を受ける。なお、委託料の精算条項はない。

(2) 監査結果及び意見

特になし

社団法人 香川県看護協会

1－3．平成20年度香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就職支援事業業務委託

1－4．専門分野（糖尿病）における質の高い看護師養成事業業務委託

1－5．専門分野（がん）における質の高い看護師養成事業業務委託

1－6．訪問看護推進事業

1-7. 保健師助産師看護師実習指導者講習会

(1) 事業の概要

社団法人 香川県看護協会（以下、看護協会 という）は香川県内に勤務先又は居住地を持つ保健師・助産師・看護師・准看護師の資格を持つ者を入会の対象者とした協会である。県内に看護職の資格を持つ者は約 14000 人ほどであるが、そのうち 6000 人余が看護協会に入会している。その主な活動内容としては、看護に関する教育及び研修の事業、保健師、助産師、看護師及び准看護師の職能の向上に関する事業、地域住民の疾病の予防及び健康の推進に関する事業、訪問看護ステーションに関する事業、居宅介護支援に関する事業、通所介護に関する事業、看護業務の改善に関する業務、ナースセンターに関する業務（無料職業紹介事業を含む）等の事業活動を行っている。

看護協会の組織であるが、看護協会の会長のもと、常任理事 2 名・専務理事 1 名を筆頭に 5 つの部門（教育事業（常勤 1 名、非常勤 4 名）、ナースセンター事業（常勤 2 名、非常勤 2 名）、訪問看護支援事業、訪問看護ステーション事業（常勤 11 名、非常勤 12 名）、庶務・会計（常勤 3 名））が配置されている。理事 4 名を中心とする理事会の下部組織として、香川県下を 7 支部に分けた支部長会のほか、各種委員会が 20 程度組織されている（平成 21 年 8 月 1 日、現在）。

香川県は看護協会と、以下に記載する事業に関し業務委託契約を締結している。

1) がんにおける質の高い看護師育成事業

がん患者に対する看護ケアの充実のため、がん医療に取り組む県内の医療機関において臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図るための契約である。委託期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、委託料は 360 万円である。

看護協会は検討委員会を年 2 回程度実施し、研修受講対象者の選定やカリキュラムの作成、研修結果の評価等を行っている。また実習指導者連絡会を年 3 回程度実施し、研修内容等の調整を行っている。研修対象者は県内のがん診療を行う病院に勤務する看護師（保健師・助産師・看護師）で臨床経験 5 年以上の者又は同等の経験を有する者で施設長の推薦する者とし、定員は 20 名程度である。集合研修としては看護協会看護研修センターで 1 週間程度行い、実務研修は香川県立中央病院、高松赤十字病院、三豊総合病院、香川労災病院、香川大学医学部附属病院で 6 週間程度行う。研修内容は対象理解（がん患者及び家族の理解、病態・治療の理解）、支援技術（手術療法を受ける患者の支援等）、がん医療におけるチームアプローチ、等である。受講料は無料である。業務の実施に関し知り得た個人情報等については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

2) 糖尿病における質の高い看護師育成事業

糖尿病に対する看護ケアの充実のため、糖尿病医療に取り組む県内の医療機関に

において臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る契約である。委託期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、委託料は 360 万円である。

看護協会は検討委員会を年 2 回程度実施し、研修受講対象者の想定やカリキュラムの作成、研修結果の評価等を行う。また、実習指導者連絡会を年 3 回程度実施し、研修内容の調整を行う。研修対象者は糖尿病看護の実務経験があり、糖尿病看護に携わる者あるいは今後糖尿病看護に携わる予定の看護職（保健師・助産師・看護師）、または同等の経験を有する者で施設長の推薦する者とし、定員 20 名程度である。集合研修は看護協会看護研修センターで 1 週間程度行い、実務研修は香川県立中央病院、高松赤十字病院、三豊総合病院、坂出市立病院、とみおか内科クリニック、香川大学医学部附属病院、岩本内科医院、KKR 高松病院で 5 週間程度行う。研修内容は対象理解（糖尿病患者及び家族の理解）、支援技術（薬物療法時・食事療法時等の支援）、チーム医療の中での糖尿病看護（ケースカンファレンス・リスクマネジメント）等である。受講料は無料である。業務の実施に関し知り得た個人情報等については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

3)保健師助産師看護師実習指導者講習会業務

看護協会が、保健師・助産師・看護師を対象に保険師等の実習指導者講習会を行い、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し効果的な実習ができるよう必要な知識・技術を習得させることを目的とした契約である。委託期間は平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日までとし、委託料は 190 万円（税込）である。当該実習指導者講習会は看護協会看護研修センターにて前期と後期に分けて、それぞれ約 1 か月間行う。対象者は以下の通りとし、書類選考にて定員の 40 名が選考される。

- ・学生・生徒の実習指導者又は将来実習指導者となりうる能力のある者
- ・保健師、助産師、看護師として 3 年以上業務に従事した者
- ・原則として 45 歳までの者
- ・臨地実習を受け入れている施設、今後受け入れる予定のある施設に勤務する者
- ・臨地実習のある学校・養成所に勤務する者

業務の実施に関し知り得た個人情報等については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

4)助産師確保対策推進事業

看護協会が助産師確保検討委員会の設置及び実態調査を行い、地域における安全・安心・快適な「お産の場」を確保するとともに、助産師がその職能を活かして活躍することができるよう検討すること及び助産師を確保する対策を図ることを目的とした事業である。委託期間は平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、委託料は 130 万円である。

具体的な事業内容は、助産師会・養成機関・看護協会・県医師会・医療機関に働く助産師（助産師外来を有する医療機関の代表、僻地等の医療機関の代表）、県母子保健所管課代表、等をメンバーとする「助産師確保推進協議会」を設置し、年間 2 回程度、助産師確保検討委員会での方策を基に県としての体制づくりを検討することである。協議会での検討をもとに、県は助産師の確保及び助産師の活用を図る方策、助産師が働きやすい勤務形態、人材育成等、医療審議会への提言、などの施策に反映させる。

同時に助産師会・養成機関・看護協会から推薦された委員、産科医、病院・診療所・助産所の助産師、へき地の医療機関の助産師等をメンバーとする「助産師確保検討委員会」を設置する。この委員会では、お産等の実態調査あるいは産科を有する医療機関及び助産所や助産師を対象とした産科における分娩の実態や助産師の就労状況等を調査する。その結果をふまえて年間 6 回程度、助産師の確保とその職能を活かす方法を検討する。

業務の実施に関し知り得た個人情報等については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

5)訪問看護推進事業

この事業は、看護協会が訪問看護師推進協議会を設置して下記の事業を実施するとともに、看護師の相互研修・在宅ホスピスケア研修に係る用務、訪問看護の推進方法等に関する課題の協議、各年度における訪問看護推進事業の企画・調整等を行い、総合的に訪問看護の推進に寄与することを目的とした事業である。委託期間は平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、委託料は 130 万円である。

①「訪問看護推進協議会」の設置

訪問看護の実態等に関する調査、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師等の相互研修、在宅ホスピスケア研修等の計画及び実施に関する協議、訪問看護ステーション等に関する総合的相談、訪問看護ステーションと医療機関等との連携と調査

②訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師等の相互研修

訪問看護の推進に寄与することを目的として、訪問看護ステーション又は医療機関、相互の看護の現状と課題あるいは専門性を理解し、最新の看護技術や知識を習得するとともに在宅への移行をするための連携方法について研修する。具体的には以下の事業を行う。

- ・訪問看護ステーションの看護師等の研修として、専門性の高い医療処置、看護ケア研修及び実技研修（集合講習、実技講習、等）、地域合同研修の実施
- ・医療機関の看護師等の研修として、現地研修（集合講習、現場同行）、地域合同研修の実施

③在宅ホスピス研修

在宅での看取りの推進に寄与することを目的とし、訪問看護ステーション等の看護師に対する緩和ケアやがん性疼痛看護、家族支援を含む終末期ケアに関する知識と技術及び専門的技術の習得により、薬物療法や精神的ケアを含む緩和ケアや在宅ケアにおける家族支援を含めた終末期ケアについての講義等を行う。

なお、業務の実施に関し知り得た個人情報等については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

6)香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就業促進支援事業

看護協会が以下に記載する香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会、再就業促進支援事業を行う契約である。委託期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとし、委託料は 12,076,000 円である。その内訳は以下の通りである。

・香川県ナースセンター事業	10,376,000 円
・訪問看護師養成講習会	1,000,000 円
・再就業促進支援事業	700,000 円

①ナースセンター事業とは、医療機関等の看護職員の確保及び在宅医療の推進に寄与することを目的とし、保健師・助産師・看護師及び准看護師で未就業の者の就業促進、看護業務等の PR、訪問看護に従事する者の資質の向上など訪問看護に必要な技術の習得を行うための事業である。具体的な事業内容を以下に記載する。

a)ナースバンク事業

未就業看護職員実態調査及び離職者調査、看護職員需要対象施設の調査、未就業者の就業状況の把握、就業希望者に対して就業を容易にするための看護技能知識についての相談、就業に関する指導を行う。公共職業安定所との連携を図りつつ、コンピュータシステムを利用した求人状況に関する情報の提供及び就業の斡旋を行う。

また、新しい医学や看護の技術・知識に関する情報提供を行うとともに、就業を希望する者に訪問看護等についての最新の知識・技術を修得させ、職場復帰を容易にするための看護力再開発講習会を開催する。

b)ナースセンター調整推進事業

円滑かつ効率的なナースセンター事業の実施方法を検討するため、求人側・求職側・訪問看護事業関係者・医療関係団体等を構成メンバーとする香川県ナースセンター事業運営委員会を開催する。また、中央ナースセンターと連携し、コンピュータシステムを利用して潜在看護職員等に関する情報交換を行っている。

②訪問看護師養成講習会とは、訪問看護に携わる看護師等に対して訪問看護の実施に必要な基本的知識と技術を習得させ、質の高い訪問看護の提供に資することを目的とした事業である。訪問看護に従事する看護職員（従事予定者を含む）を対象とし、受講人員は 1 回あたり 30 人程度とし、年 1 回 30 日程度開催する。演習や実習

を行う際は、病院・訪問看護ステーション等の協力を得て行うこととなる。

③再就業促進支援事業とは個別面接や出張相談等を通し、看護資格者の再就業促進を図るための体制を整えることを目的とする事業である。退職前にナースバンク登録を呼びかけ、退職者（離職者）に対し個別面接等で就労ニーズを集約し、医療機関の斡旋を行う。香川県ナースセンター職員が、毎月1回、県内3地区にて就労斡旋・就業相談を実施している。

なお、業務の実施に関し知り得た個人情報等については、香川県の定めた個人情報取扱特記事項を遵守することになっている。

（2）監査の結果及び意見

1）県の委託事業に関しての支出金は、県の医務国保課の担当者が看護協会から領収書のコピーを取得して使途内容が適切であるかどうかの検証を行い、その結果に基づき検査調書を作成している。検証方法としては問題なしと考える。

2）地域医療の崩壊が大きな社会問題となるなか、過酷な労働環境といわれる看護師等の教育・就職・質の向上等を目的とする看護協会の役割は大きな期待をされている。このような環境のもと、香川県が上記6事業に対して委託事業という形で補助を行う、という制度を維持することは県民の理解を得られるものと考え。しかしながら現状の委託業務では、以下のような課題が指摘できる。

①今回の助産師確保対策推進事業は国からの委託事業であり、平成20年度単年度の事業で平成21年度の予算には計上されていない。委託事業の内容は現状分析と課題の解決のための方向性を検討する業務であり、報告書の内容もそのとおりのものである。しかしながら当該報告書自体、香川県の一連の助産師確保対策の一環としてどう位置づけられるのか、また報告書の内容が一連の県の対策にどう直接的に結びつき、その結果が果たされるのかが明確ではない。助産師確保対策は少子高齢化と産婦人科医の不足の解決につながるもので、社会全体として緊急の課題であり、県は今後も具体的に有効な施策を実行することが望まれるため、当該報告書の検討結果を有効に活用していくことが必要である。

②がん及び糖尿病における質の高い看護師育成事業では、県内病院の看護師が県内の他病院で研修をうける内容になっている。他病院でのノウハウを取得するという点は評価できるが、県内病院での研修だけでなく、県外の評価の高い医療機関での研修を行うことを検討すべきである。香川県の医療従事者のさらなるレベルアップにつながるであろう。

③香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就業促進支援事業委託のうち、香川県ナースセンター事業と再就業促進支援事業に対して合計、約1100万円の委託費用が支出されている。事業内容は未就業看護師等の実態調査、就職情報提供、新しい医療知識の講習会、ナースセンター事業運営委員会の開催、中央ナース

センターとの情報交換となっている。県は現在の委託事業内容を精査して、委託業務の選択と集中を行うべきであろう。例えば、就職情報はハローワークでもできる業務であるのだから、あえて県からの委託事業からは切り離し、一方では緊急の課題である訪問看護事業や助産師確保対策推進事業に集中して県の支援を行うということも考えられる（看護協会が就職促進事業をするということを否定しているわけではない）。

(意見)

看護協会に対しての委託事業は、その業務内容を精査し、強化すべきもの、あるいは見直し廃止をするものの検討を行うべきである。

例えば、以下のとおりである。

強化すべきもの・・・・・・助産師確保対策推進事業、訪問看護推進事業

見直すもの・・・・・・がん及び糖尿病における質の高い看護師育成事業

廃止を検討すべきもの・・・・再就業促進支援事業のうち看護協会の自主事業とすべきもの
や公共職業安定所などに移管できる業務

2. 観光交流局

2-1. 民芸館管理業務委託

(1) 概要

1) 業務概要

栗林公園讃岐民芸館の以下の管理業務の委託である。

- ①民芸館の管理、清掃
- ②展示品、収蔵品の管理、陳列の入れ替え
- ③入館者への対応
- ④入館者数の把握、報告
- ⑤その他必要と認められる業務

2) 随意契約の理由

(社)香川県物産協会の会員には漆器・家具、工芸品、民芸品を取り扱う業者も多く、知識、サービスともに豊富であるため、同団体が適切と判断したものである。

3) 委託料

職員1名分の人件費が主である。

4) OB職員

専務理事兼事務局長がOB職員である。

(2) 監査結果及び意見

1) 委託料の上限設定と精算条項の明記

委託契約書上、委託料の上限及び精算条項が明記されていないので、明確にするのが望ましい。実際は契約上の想定時間（開館から閉館までの7時間45分）より実際の就労時間（8時間45分）の方が長いため、人件費実費は実際額が上回ることになり、精算し差額の返還は生じない。

（意見）

委託料の上限設定と精算条項の明記

委託契約書上、委託料の上限及び精算条項が明記されていないので、明確にするのが望ましい。

3. 農政水産部

3-1. 香川県畜産経営技術高度化促進事業業務委託

(1) 概要

1) 業務概要

畜産経営技術高度化促進事業としての委託事業であり、高度化する生産・経営技術に対応した支援技術を行うため、支援指導体制を整備し、畜産経営をめぐる情勢の変化に対応しうる経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体の育成を図るため支援指導研究会等の開催、畜産経営技術の支援指導、インターネットによる県内畜産経営関係情報の提供を行う。

① 畜産経営体支援指導研究会

支援指導研究会 1回 18人

県内研修会 1回 41人

② 畜産経営技術の総合支援指導

個別支援指導 14事例 26人

経営セミナーの開催 3回 186人

③ 畜産経営関係情報のデータベース化

ホームページの開設更新

2) 委託料

積算根拠は明確である。なお、平成21年度はホームページの開設更新コストは社団法人香川県畜産協会の管理費で負担すべきとし、委託料は半減した。

3) OB職員

OB職員は専務理事、常務理事2名、企画管理部部長の計4名である。

(2) 監査結果及び意見

1) 事業主体の再検討

畜産経営体支援指導研究会等の開催、畜産経営技術の総合支援指導等は本来的

に県の業務であるが、より効果をあげるために畜産コンサルタント等の専門的な指導ノウハウを持つ社団法人香川県畜産協会に委託してきたが、県の極めて厳しい財政状況に鑑み、事業内容を精査し、香川県畜産協会の業務で代替できるものについては、香川県畜産協会の自主事業とするなど事業の縮小を検討されたい。

(意見)

事業主体の再検討

畜産経営体支援指導研究会等の開催、畜産経営技術の総合支援指導等は本来的に県の業務であるが、より効果をあげるために畜産コンサルタント等の専門的な指導ノウハウを持つ社団法人香川県畜産協会に委託してきたが、県の極めて厳しい財政状況に鑑み、事業内容を精査し、香川県畜産協会の業務で代替できるものについては、香川県畜産協会の自主事業とするなど事業の縮小を検討されたい。

4. 教育委員会

- 4-1. 平成20年度県立体育施設整備等業務委託ほか
(第2章で検証)

5. 警察本部

- 5-1. 安全運転管理者等講習委託ほか
(第2章で検証)
- 5-2. 更新時講習業務委託ほか
(第2章で検証)

5-3. 指定自動車教習所職員講習業務

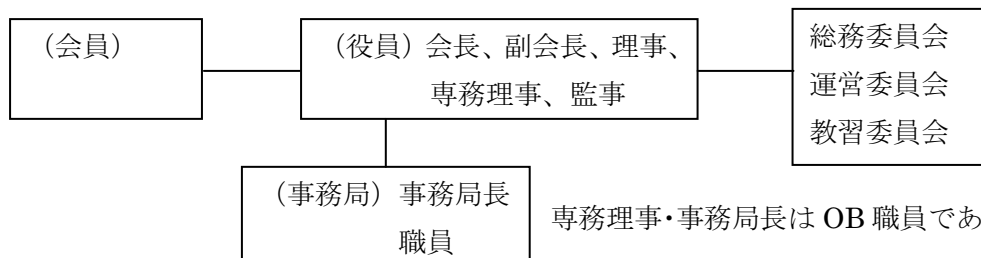
(1) 概要

1) 業務内容

道路交通法施行令第41条に規定に基づく教習指導員及び技能検定員、並びに管理者を直接に補佐する職員(副管理者)に対する講習業務である。

2) 組織概要

社団法人香川県指定自動車学校協会の組織概要は以下のとおりである。



3) 委託料

委託料の積算根拠は、人件費（嘱託職員相当月額5月分）、講師報酬、車両借上費等である。なお、人件費5月分は、契約期間（平成20年4月から8月）の対応したものである。

4) 講習参加費収入

参加者より徴収し、県に収納される。概ね3百万円であり、概ね委託料に相当する。

(2) 監査結果及び意見

1) 人件費の積算

契約期間の5か月分を見積もっているが、業務内容を精査し、より合理的な人件費の積算が必要である。

(意見)

人件費の積算について

契約期間の5か月分を見積もっているが、業務内容を精査し、より合理的な人件費の積算が必要である。

5-4. 責任者講習委託

(1) 概要

1) 業務概要

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者に対する講習である。

2) 組織概要（財団法人香川県暴力追放運動推進センター）

会長は香川県知事、副会長は香川県市長会会長

理事会は、県下の各種経済団体、弁護士会からの代表などから構成される。

OB職員は、専務理事、事務局長である。

3) 委託料

委託料は、講師謝金、会場費、資料費などである。

4) 受講料の徴収はない。

(2) 監査結果及び意見

特になし

5－5．風俗営業の管理者に対する講習及び調査業務

(1) 概要

1) 業務概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、風俗営業等の管理者講習及び調査業務を実施するものである。

2) 組織概要（財団法人香川県防犯協会連合会）

会長、副会長

事務局（専務理事・事務局長 1 名、事務局職員 4 名）

専務理事・事務局長は OB 職員である。

3) 委託料

委託料は、講師謝金、人件費、会場費、資料代等である。

なお、人件費は必要な業務時間の見積りと嘱託職員報酬相当単価により積算されている。

4) 講習及び調査収入

県の証紙により収納される。

(2) 監査結果及び意見

特になし

5－6．警備員指導教育責任者講習

(1) 概要

1) 業務概要

警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習を行うものである。

2) 組織概要（社団法人香川県警備業協会）

会長、副会長

理事会

専務理事・事務局長（1 名、OB 職員）

事務局（2 名）

3) 随意契約理由

契約手続きにおける競争原理の導入及び透明化を図るため、公募手続きを行った。要件を満たす応募者は同協会のみであったため、随意契約としたものである。

4) 委託料

委託料は、講師謝金、人件費、会場費、資料代等である。

なお、人件費は必要な業務時間の見積りと嘱託職員報酬相当単価により積算されて

いる。

5) 講習収入

県の証紙により収納される。平成20年度の収納額は2,859千円であった。なお、平成19年度は5,253千円であった。平成20年度は委託料に比して収入が少ない。

なお、受講料については地方自治法第228条第1項の規定に基づく「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして標準事務102により定められているため、県レベルで独自の見直しはできない。

(2) 監査結果及び意見

特になし。

第5章 豊島廃棄物等処理事業

第1節 事業概要

(1) 豊島問題の概要

昭和50年12月、土庄町豊島の豊島総合観光開発㈱（以下「豊島開発」という）が島の西側にある自社管理地で、有害な産業廃棄物を取扱う産業廃棄物処理業を始めようとした。しかし、住民の反対運動などもあり、昭和52年9月、ミミズによる土壌改良剤化処分に事業内容を変更した。昭和53年2月、県は同社に対して産業廃棄物処理業の許可を行った。

ところが、その後豊島開発は、昭和50年代後半から平成2年にかけて、金属回収の名のもとに許可外の産業廃棄物を大量に運び込み、野焼きや埋立てを行うようになった。

平成2年11月、豊島開発が兵庫県警から廃棄物処理法違反の容疑で強制捜査を受けるに至り不適正処分が明らかになった。平成2年12月、県は立ち入り検査の結果をもとに、豊島開発に対して産業廃棄物処理業の許可を取り消すとともに、廃棄物撤去等の措置命令を行った。しかし、廃棄物の撤去は行われることなく、膨大な量の廃棄物はそのまます豊島に残された。

後に国の公害等調整委員会が行った調査によると、不法投棄された廃棄物は、自動車のシュレッダーダスト、汚泥、燃え殻などで、廃棄物の分布範囲は約6.9haに達するものであった。廃棄物をこのまま放置することは生活環境保全上の支障を生じるおそれがあるので早急に対策を講じるべきとされた。

平成5年11月、豊島住民は、県、県職員2名、豊島開発、経営者とその親族、排出業者21社を相手として、共同して一切の産業廃棄物を撤去することなどを求めて、公害紛争処理法に基づく調停申請を行った。調停申請では、豊島開発及び経営者を不法投棄を行った本人であるとした上で、県にも豊島開発に対する必要な指導監督を怠った責任の一端があるとされた。

豊島開発による原状回復が見込めない中、平成9年7月、県が廃棄物及び汚染土壌の溶融等の中間処理を行う方向で申請人との中間合意が成立し、関連分野の専門家による技術検討委員会が設置され、廃棄物処理の技術的課題や環境保全方策等について審議が重ねられた。

その後、県は、事業終了後においても中間処理施設の有効利用の可能性が見込めることなどから、豊島の西隣の直島の三菱マテリアル㈱直島製錬所敷地内に中間処理施設を建設する事業計画案を提案し、平成12年3月の直島町長の受入表明等を経て、平成12年6月6日、調停成立に至った。

(2) 処理事業の概要

廃棄物及び汚染土壌（以下「廃棄物等」という）約56万³m³を豊島から搬出し、

不法投棄現場の地下水、浸出水を浄化するとともに、直島に建設した中間処理施設で廃棄物等の焼却、熔融処理を行うほか、副成物の有効利用を行うものである。

1) 暫定的環境保全措置

処理事業の実施期間中を通じて処分地周辺地域への汚染の拡大を防止するものである。まず、北海岸遮水壁（長さ約360m、深さ2～18m）を打設し、海岸へ有害物資を含む地下水、浸出水が流出するのを防止した。また、西海岸等の廃棄物等を処分地中央部へ移動するとともに、廃棄物層の上に、飛散防止と雨水流入排除を目的とした透気遮水シートの敷設等を行った。

2) 処分地の地下水・浸出水の浄化

北海岸の遮水壁で留めた豊島処分地内の地下水・浸出水をポンプでくみ上げ、高度排水処理施設に送り水質浄化している。ここでは懸濁性及び溶存性のダイオキシン類、VOCs、重油金属類等を除去している。処理能力は65m³/日である。

3) シート上の表流水・後背地の雨水処理

透気遮水シート上の表流水及び後背地から流入する水は廃棄物層を通らない水なので、高度排水処理施設ではなく、豊島処分地西海岸側に設置した沈砂池2に導水した後、海域へ自然放流させている。

4) 廃棄物等の掘削・保管

廃棄物等の中には多様な処理対象物が不均一に混在している。この焼却・熔融処理を効率的に行うために、事前に掘削現場で土砂が主体のものに炭酸カルシウムなどの熔融助剤を添加している。それとシュレッダーダストを主体としたものと混合する。混合後は水素が発生するので、2日間、現場で養生した上で中間保管・梱包施設に搬入する。

5) 中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設

中間保管・梱包施設は掘削現場から運ばれた廃棄物等を一時保管し、輸送用のコンテナダンプトラックに積み込む施設である。特殊前処理物処理施設では、大きな岩石、金属やシート、ホース等の長尺物などを洗浄、切断などによる前処理を行っている。

6) 豊島廃棄物等の輸送

豊島の中間保管・梱包施設から直島の中間処理施設までは、コンテナダンプトラックをフェリー型の専用輸送船にそのまま搭載して海上輸送する。1回の輸送で18台を搭載し、廃棄物等約150tを輸送する。豊島～直島間を1日2往復し、1日約300tを輸送する。

7) 中間処理

中間処理施設は、1日100tの処理能力の回転式表面熔融炉2基と1日24tのロータリーキルン炉1基を備える。

まず、前処理設備で熔融しやすいように廃棄物等を破碎・均一化した後に、回転

式表面溶融炉で焼却・溶融する。鉄の塊や岩石に付着した可燃物などはロータリーキルン炉で焼却処理する。ダイオキシン類は約1300度の高温で溶融処理されるので、ほぼ完全に分解される。さらに、その後のダイオキシン類の再合成を防止し、排ガス中の有害物質を除去するなど、徹底的な排ガス処理を行っている。

また、中間処理施設の雨水や排水をガス冷却水に再利用したり、排ガスの余熱をボイラーで利用するなど、環境への負荷を減らす様々な工夫を行っている。

8) 副成物の有効利用

溶融処理に伴い発生する溶融スラグは、コンクリート用骨材等として有効利用されており、また、排ガスから捕集した溶融飛灰は、三菱マテリアル(株)直島製錬所の溶融飛灰再資源化施設へ送られ脱塩処理された後、同所の銅製錬工程で副原料として使用されるとともに、含有する有価金属の回収も行われている。

9) 環境計測等

豊島廃棄物等処理事業が環境に及ぼす影響を適切に評価するため、水質や排ガス等の環境計測、周辺環境モニタリングを継続して実施している。排ガス中の有害物質等については、法定基準以上の厳しい管理基準を設けている。

10) 積極的な情報の公開

一連の作業・稼働情報や環境情報、環境計測、周辺環境モニタリング結果をインターネット等で公開している。

また、環境教育の場として活用するため、直島の中間処理施設と豊島の中間保管・梱包施設に見学者ルームを設けて、豊島廃棄物等処理事業のビデオ上映や事業の説明などを行っている。

(3) 事業規模

1) 施設整備費と財源

豊島廃棄物等処理施設整備に係る総事業費と財源は以下のとおりである。

①総事業費

	区分	金額(千円)
直島	中間処理施設	14,490,000
	燃料等供給施設	259,448
	廃棄物専用棧橋	321,419
	副成物搬出施設、その他	1,251,775
	直島合計	16,322,642
豊島	中間保管・梱包施設	1,033,515
	高度排水処理施設	1,417,500
	廃棄物専用棧橋	482,194
	暫定的な環境保全措置工事	914,447

	その他	530,018
	豊島合計	4,377,674
	総事業費	20,700,316

②財源

項目	金額（千円）
国庫補助金	4,461,706
起債	13,807,000
諸収入	170,000
一般財源	2,261,610
合計	20,700,316

2) 運営事業費

(単位：千円)

事業区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
豊島	454,912	430,967	374,364	366,305	401,063
輸送	387,450	387,450	389,310	389,310	305,835
直島	1,195,368	1,580,591	1,979,412	2,041,545	2,459,990
副成物有効利用	398,946	351,394	298,057	362,989	399,732
環境計測等	57,052	65,454	58,084	66,403	62,335
全体	2,493,728	2,815,856	3,099,227	3,226,552	3,628,955

平成20年度における事業費のうち、委託料は1,703,820千円であり、47%を占めている。

この他に、直島環境センターにおける県職員（14名）の給与費として69,169千円が生じている。

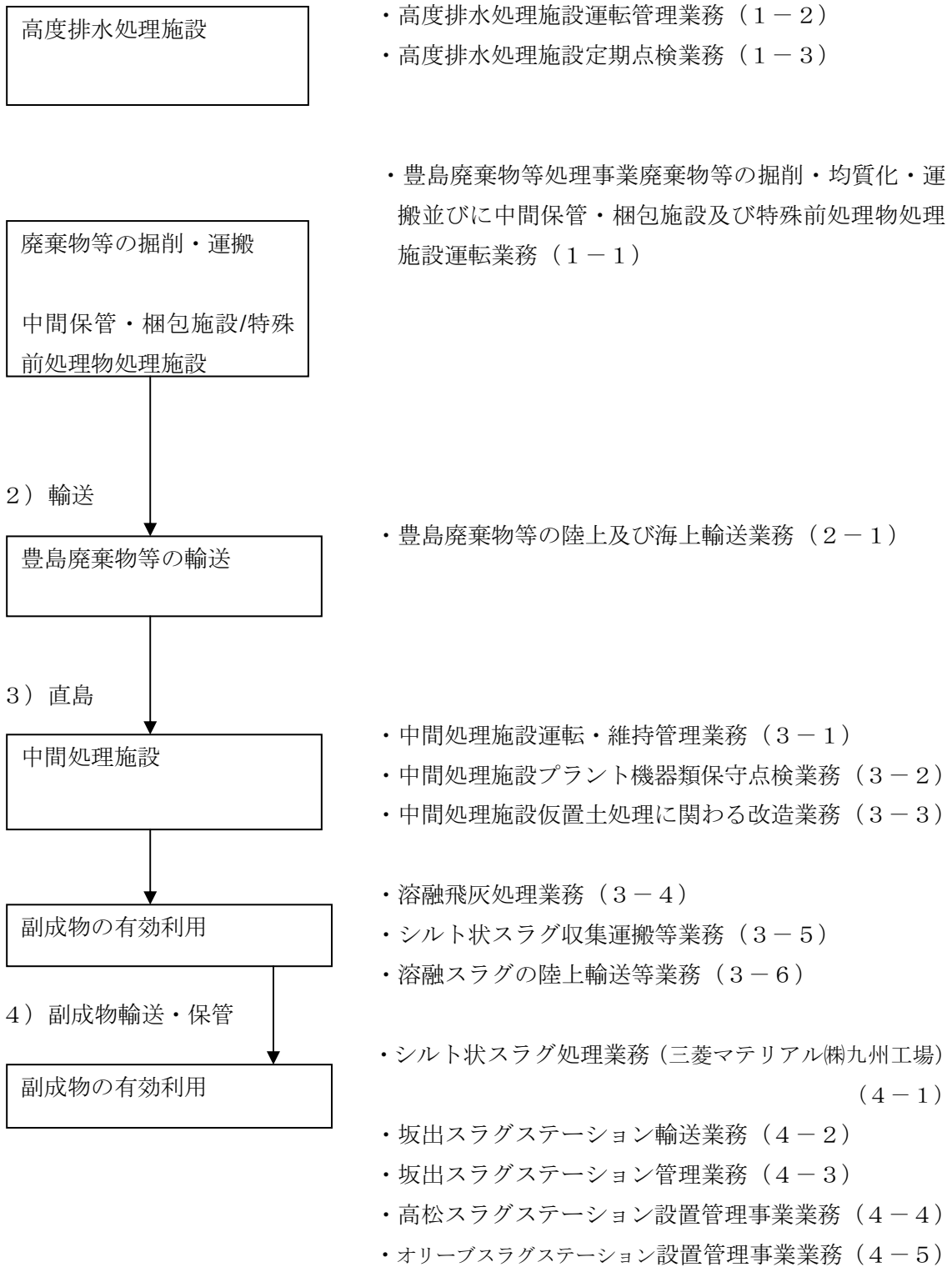
3) 副成物の有効利用に係る収入

(単位：千円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
銅販売	14,870	24,104	26,412	26,629	29,534
鉄販売	5,309	2,462	3,505	4,080	5,003
アルミ販売			1,082		499
溶融スラグ	9,747	19,244	22,598	14,080	16,257
合計	29,926	45,810	53,597	44,789	51,293

(4) 業務の流れと主な委託契約

1) 豊島



(5) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況（平成21年9月末まで）（単位：トン）

区分	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成15 ～平成 20計	平成21 年度 (暫定)	累計 (暫定)
計画面量	35,420	60,000	60,000	60,000	62,500	62,000	339,920	37,777	377,697
処理量	26,681	53,298	54,026	52,221	54,227	60,597	301,050	35,292	336,342
処理量/ 計画面量	75.3%	88.8%	90.0%	87.0%	86.8%	97.7%	88.6%	93.4%	89.1%
処理量/ 全体量	4.0%	8.0%	8.1%	7.8%	8.1%	9.1%	45.1%	5.3%	50.4%

注1) 豊島廃棄物等の全体量（推計）は668千トンである。

注2) 処理量＝中間処理施設における処理実績＋岩石等特殊前処理（水洗）

注3) 平成15年度の計画面量は、平成15年9月18日（本格稼働）からの計画面量、
処理量は試運転期間を含む実績である。

平成21年9月末現在、累計処理量（暫定）は全体量の50.4%であり、まだ半分の廃棄物等が残存していることになる。豊島廃棄物等の処理に要する経費についての（財）産業廃棄物処理事業振興財団からの出せん金は有害性の高い物質は2分の1、その他は3分の1であるが、平成24年度末までの措置となっている。このままでは平成24年度末での処理完了が困難と予想されるため、平成24年度末までに廃棄物等を全量処理するために仮置き土の一部をロータリーキルン炉で高熱処理するなどの各種処理量増加対策を実施しているほか、汚染土壌については、溶融処理することなく別途、全国的にも多くの実績がある水洗浄処理の実施を検討している。

第2節 委託契約の検証

1. 豊島関連業務委託

1-1. 豊島廃棄物等処理事業廃棄物等の掘削・均質化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設運転業務

(1) 概要

1) 業務概要

豊島において、廃棄物等の掘削・均質化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設の運転業務である。従事者は14名以上（統括責任者1名、副統括責任者1名を含む）であり、掘削に必要な重機などは受託者の持ち込みである。

詳細は下記の点について仕様書に記載されている。

- ①廃棄物等の掘削・均質化・運搬に関すること。
- ②中間保管・梱包施設の運転管理に関すること。
- ③特殊前処理物処理施設の運転管理に関すること。
- ④中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設及び高度排水処理施設で使用する上水の運搬に関すること。
- ⑤作業環境管理や健康管理に関すること。

その他、暫定的な環境保全措置の施設の維持管理、悪天候、異常時、緊急時対応、見学者対応、報告義務など。

委託先は(株)クボタ四国支社

委託期間は平成16年1月1日から平成20年12月31日の複数年契約である。

2) 契約方法

平成15年12月18日に一般競争入札を実施した。

1者応札であった。落札率は通常水準であった。

3) 予定価格の積算

人件費、重機経費、燃料費、付属品経費、資材費及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費などからの積算である。

4) 契約金額

年度	金額 (千円)
15	43,575
16	174,300
17	174,300
18	174,300
19	174,300
20	130,725
合計	871,500

5) 平成21年度における契約 (平成21年4月から平成25年3月までの契約期間)

一般競争入札を実施したが、1者参加で2回とも予定価格超過のため不調となり、随意契約となった。契約金額は779,100千円であり、契約者はクボタ環境サービス(株)大阪支社である。

なお、当該契約は豊島廃棄物等処理事業の終了予定である平成25年3月までをカバーするものである。

1－2．高度排水処理施設運転管理業務

(1) 概要

1) 業務概要

高度排水処理施設は、豊島において、豊島廃棄物等処理事業の実施期間中を通じて継続的に周辺海域への汚染の拡大を防止するため、廃棄物層から浸出する有害物質を含む浸出水・地下水を浄化する施設である。北海岸に設置した遮水壁によって流出を防いだ地下水等は、ポンプで汲み上げ、高度排水処理施設に送られる。同施設で浄化した上で、北海岸から放流している。

高度排水処理施設の設計・施工はクボタ・合田特定建設工事共同企業体であった。委託先はクボタ環境サービス(株)大阪支社である。

委託期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日である。

2) 契約方法及び契約金額

一般競争入札を実施し、1者応札であり、落札率は非常に高い水準である。

契約金額は32,340千円である。

3) 予定価格の積算

人件費、薬品費などの直接費及び技術経費、間接業務費、諸経費を積算している。

(2) 監査結果及び意見

1) 契約方法について

施設の建設がクボタ・合田特定建設工事共同企業体であり他社参入がなかなか困難な状況であるが一般競争入札を採用していることは評価できる。しかしながら、平成17年度、18年度、19年度も同様に1者応札の一般競争入札であり、落札率は非常に高い水準であった。高度排水処理施設定期点検業務の委託契約との関連もあるが、契約の一括化や長期継続契約など、より一層の経費削減に取り組む必要がある。

2) 予定価格の積算について

当該業務の予定価格については、下水道施設維持管理積算要領等に基づき人件費、薬品費及び技術経費、間接業務費、諸経費などを積算しており、予定価格の積算としては妥当であると考えられる。

しかしながら、1者応札のような競争状態の希薄な契約については、予定価格積算のあり方を工夫することなどにより年間委託料の削減努力を続ける必要がある。

1者応札のような競争状態が希薄な業務委託についての経費率については、下水道施設維持管理積算要領等の標準的な経費比率ではなくて、一般競争入札が行われた下水道施設維持管理業務の実績積算単価（特に経費率について）を使用するのも一法であろう。

(意見)

1) 契約方法について

施設の建設がクボタ・合田特定建設工事共同企業体であり他社参入がなかなか困難な状況であり一般競争入札を採用していることは評価できるが、高度排水処理施設定期点検業務の委託契約との契約の一括化や長期継続契約など、より一層の経費削減に取り組む必要がある。

2) コスト縮減努力

1 者応札のような競争状態が希薄な業務委託でもあり、今後とも予定単価積算のあり方を工夫するなど、コスト縮減努力を継続していく必要がある。

1－3. 高度排水処理施設定期点検業務

(1) 概要

1) 業務概要

高度排水処理施設定期点検業務である。

委託先はクボタ環境サービス(株)大阪支社

委託期間は契約締結日から平成21年3月31日である。

2) 契約方法

単独随意契約である。理由は本点検・整備業務は、当該施設の運転管理業務を実施しながら順次行うものであり、運転管理業務と一体的に機能する必要があるとともに、各種設備の運転及び機能並びに安全の確保を含めて総合的な調整を行わなければならないため、当該年度の高度排水処理施設の運転管理業務を受託しており、施設の運転状況や管理上生じた機器類の問題点等を熟知し、点検・整備に関する十分な知識と技術を有している同社以外には実施できないためである。

委託金額は32,395,650円である。

3) 予定価格の積算

点検整備項目ごとに積算されている。

(2) 監査結果及び意見

1) 契約の統合について

点検整備項目が年度により異なり、毎年契約金額も変動するため、ある程度一定業務化している運転業務とは切り離して契約している。このやり方も合理的とは思われるが、前述の高度排水処理施設運転管理業務もクボタ環境サービス(株)大阪支社であり、他社の参入も難しいことが予測されるので、契約の統合などにより契約事務や委託金額の縮減の可能性を模索することも考えられる。

(意見)

契約の統合について

点検整備項目が年度により異なり、毎年契約金額も変動するため、ある程度一定業務化している運転業務とは切り離して契約している。このやり方も合理的とは思われるが、前述の高度排水処理施設運転管理業務もクボタ環境サービス(株)大阪支社であり、他社の参入も難しいことが予測されるので、契約の統合などにより契約事務や委託金額の縮減の可能性を模索することも考えられる。

2. 輸送関連業務委託

2-1. 豊島廃棄物等の陸上及び海上輸送業務

(1) 概要

1) 業務概要

豊島廃棄物等の豊島の間保管梱包施設から豊島側の搬出入施設（栈橋）までの陸上輸送、豊島側の搬出入施設（栈橋）から直島側の搬出入施設（栈橋）までの海上輸送、直島側の搬出入施設（栈橋）から中間処理施設までの陸上輸送である。

輸送船・・・名称「太陽」、全長65m、総トン数994トン、積載コンテナダンプトラック18台

コンテナダンプトラック・・・総重量22トン

輸送船、ダンプは受託者が調達したものである。

2) 委託者及び委託期間

委託者は日本通運(株)四国支店

委託期間は平成14年5月15日から平成25年3月31日

3) 委託料

年度	支払予定額（千円）	輸送計画量（トン）
平成14年度	145,000	10,000
平成15年度	378,000	66,000
平成16年度	378,000	66,000
平成17年度	378,000	66,000
平成18年度	378,000	66,000
平成19年度	378,000	66,000
平成20年度	284,950	66,000
平成21年度	284,950	66,000
平成22年度	284,950	66,000
平成23年度	284,950	66,000
平成24年度	284,950	66,000
合計	3,459,750	670,000

4) 委託料の積算

委託料の積算は人件費、運搬船・ダンプの償却費・修繕維持費、燃料費、保険料等の直接費及び管理経費並びに一般管理費から積算されている。

5) 契約方法

一般競争入札により、平成14年3月に5者の応札にて最低価格の同社に決定された。

落札率はやや高い水準であった。

(2) 監査結果及び意見

1) 輸送量について

平成20年度の実績輸送量は60,346トンであり、計画輸送量に比して実績輸送量は少ない。直島の中間処理施設の処理量に応じての輸送量であるためであるが、平成24年度末事業完了に向けて輸送量が増加することが予測されるが、その場合でも、現在の委託金額を増額しないように努める必要がある。

(意見)

輸送量について

平成24年度末事業完了に向けて輸送量が増加することが予測されるが、その場合でも、現在の委託金額を増額しないように努める必要がある。

3. 直島中間処理施設関連業務委託

3-1. 中間処理施設運転・維持管理業務

(1) 概要

1) 業務概要

中間処理施設の運転・維持管理業務である。

中間処理施設の特徴は以下のとおりである。

①完全循環型施設

溶融処理に伴って発生する溶融飛灰や溶融スラグなどの副成物を再資源化し有効利用するほか、プラント排水や雨水を再利用するなど、完全循環型の施設である。

②ダイオキシン類を高熱分解する回転式表面溶融炉

施設の中核となる溶融設備には、炉体の回転により処理対象物を安定的に供給し溶融する国内最大規模の回転式表面溶融炉を2基整備している。

③鉄や岩石等を焼却するロータリーキルン炉

鉄の塊や岩石の表面などに付着した可燃物などを焼却するため、ロータリーキルン炉を1基整備している。

④排ガス処理

徹底した排ガス処理を施し、大気汚染防止法の排出基準より厳しい排ガスの管理基準値を設定するほか、重金属に関する管理目標値を設定している。

⑤環境への配慮

プラント排水や雨水を処理してガス冷却水等に再利用するとともに、余熱を回収して蒸気に変えて有効利用するほか、太陽光発電設備を導入するなど、環境への負担を減らす様々な工夫を行っている。

⑥副成物の有効利用

溶融処理に伴って発生する溶融飛灰については隣接する三菱マテリアル(株)直島製錬所で有害金属を回収し、溶融スラグについてはコンクリート用骨材等として有効利用している。

2) 委託方法、委託先、委託金額

委託先は(株)クボタであり、単独随意契約である。同施設の設計施工業者の中心であり、同社より35名の職員が常駐している。委託金額は255,303,300円である。

3) 予定価格の積算

運転業務として35名の人件費及び直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費から成り、情報システム保守整備に係る人件費、共通費が積算されている。

なお、直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費などの経費は直接業務費に一定率を乗じた金額で見積もられている。

4) これまでの委託料の推移

過去の委託料の推移は次のようになっている。

年度	委託金額 (千円)
平成17年度	256,244
平成18年度	255,564
平成19年度	255,303
平成20年度	255,303

(2) 監査結果及び意見

1) 予定価格の積算

施設の設計施工業者との単独随意契約であり、同施設の運転・維持管理業務は実質的に同社にしかできない業務内容である。環境保全と安全を第一に、平成24年度末までに事業を完了するためには、同社への業務委託はやむを得ない。

また、豊島廃棄物等処理事業は、先端技術を活用し、不法投棄された廃棄物等を単に無害化処理するだけでなく、これまで埋め立てられていた副成物も可能な限り有効利用するなど、循環型社会のモデルを目指すものであり、この点では県も受託者も目的は共有できる。

現在、予定価格の積算は下水道施設維持管理積算要領に基づき積算されており、予定価格の積算としては妥当であると考えられる。

しかしながら、単独随意契約のように競争状態が希薄な業務の予定価格の積算については、より適正な積算が必要と考えられるため、特に直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費などの直接業務費に一定率を乗じた金額で見積もられている経費部分については、下水道施設維持管理積算要領の標準的な経費比率ではなくて、一般競争入札が行われた県の他の下水道施設維持管理業務の実績積算単価（特に経費率について）を参考に積算するのも一法であろう。

（意見）

コスト削減努力

単独随意契約での業務委託であるため、今後とも予定単価積算のあり方を工夫するなど、コスト削減努力を継続していく必要がある。

3-2. 中間処理施設プラント機器類保守点検業務

（1）概要

1) 契約概要

（単位：円）

契約名	業務内容	委託金額	契約方法	委託先
中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (1)	破砕機の整備（第1回、 第2回）及び触媒納入	29,925,000	単独随意契約	株クボタ
中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (2)	溶融炉等の定期整備（第 1回）及び破砕機の整備 （第3回）	318,570,000	単独随意契約	株クボタ
中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (3)	粗破砕機の刃物交換	15,225,000	単独随意契約	株クボタ
中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (4)	破砕機の整備（第4回）	1,648,500	単独随意契約	株クボタ
中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (5)	破砕機の整備（第5回、 第6回）及び耐火物処理	11,214,000	単独随意契約	株クボタ
中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (6)	溶融炉等の定期整備（第 2回）及び破砕機の整備 （第7回、第8回）	57,250,515	単独随意契約	株クボタ

中間処理施設プラント 機器類保守点検業務 (7)	破砕機の主軸整備及びボ イラーダストの除去等	11,413,500	単独随意契約	(株)クボタ
--------------------------------	---------------------------	------------	--------	--------

2) 随意契約の理由

同社が設計・施工し、保守点検に関する十分な知識と技術を有しているとともに、トラブル発生時の責任を明確にするためである。

3) 予定価格の積算根拠

材料費は(株)クボタの見積りによるが、県サイドとしても技術職である参事（三菱マテリアル(株)よりの出向で設備関係の専門家）による検証を行っている。

定期整備に伴う共通仮設費、現場管理費、一般管理費は公共建築工事積算基準を参考に計算している。

4) 再委託

再委託はなされていない。

5) 履行確認

履行確認は仕様に基づきなされている。

(2) 監査結果及び意見

1) 予定価格の積算

上記3-1と同様である。

3-3. 中間処理施設仮置土処理に関わる改造業務

(1) 概要

1) 業務概要

豊島廃棄物等の処理量を増加させるため、これまで熔融していた仮置き土の一部についてロータリーキルン炉で24時間体制にて焼却処理するための以下の改造業務である。

①キルン供給ホッパ切出機改造

②キルンガス冷灰排出ライン変更及び磁選機増設に伴う作業

これにより年間約7,000トンの処理が可能となる。

委託先は(株)クボタである。

委託期間は契約締結日から平成21年3月31日まで。

委託金額は21,304,500円である。

(2) 監査結果及び意見

特になし

3-4. 溶融飛灰処理業務

(1) 概要

1) 業務概要

溶融炉からの排ガス中に含まれる溶融飛灰は、水と混合し泥状にして、隣接する三菱マテリアル(株)直島製錬所内の溶融飛灰再資源化施設に送り、同施設で脱塩処理した後に、同所の銅製錬工程で副原料として使用するとともに有価金属を回収する。

豊島廃棄物等処理事業の基本コンセプトの一つでもある廃棄物等の有効利用の一環である。

委託先は三菱マテリアル(株)直島製錬所である。

2) 契約方法

単独随意契約

3) 契約単価

1キログラム当たり65円(消費税等を除く)である。

単価については、平成15年度契約前にコンサルタント会社に全国の事例調査を委託し、その結果を参考に交渉により決定している。

平成15年度当初の80円から、70円、65円と次第に値下げされてきている。

平成21年4月からは64.5円である。

(2) 監査結果及び意見

1) 価格交渉の継続

当該業務も同社なくしては成り立たない業務であるが、同社への副原料としての提供及び有価金属の回収享受などのメリットもあると考えられるので、年間委託料の単価引き下げ努力を今後とも継続していく必要がある。

(意見)

価格交渉の継続

副原料としての提供及び有価金属の回収享受など委託先のメリットもあると考えられるので、年間委託料の単価引き下げ努力を今後とも継続していく必要がある。

3-5. シルト状スラグ収集運搬等業務

(4-1. シルト状スラグ処理業務(三菱マテリアル(株)九州工場)とともに記載)

(1) 概要

1) 業務概要

平成18年度までは、シルト状スラグは再溶融していたが、溶融炉による処理量アップのため、平成19年度からは三菱マテリアル(株)九州工場でセメントの原料として有効利用している。

シルト状スラグ収集運搬等業務は直島環境センターから三菱マテリアル(株)九州工場へシルト状スラグを収集運搬（陸上輸送）する業務である。

2) 委託方法、委託単価など

委託業務名	委託先	委託単価	契約方法
シルト状スラグ収集運搬等業務	マテリアル・エコ・リサイクル(株)	①スラグ運送 10,700円/トン ②スラグ抜き出し業務 15,000円/日	随意契約（公募型見積り合せ）
シルト状スラグ処理業務	三菱マテリアル(株)九州工場	18,000円/トン	単独随意契約

平成20年度における処理費（46,455千円）、運搬費用（30,989千円）は合計77,444千円である。処理量2,580トンであるので、1トン当たりは約3万円であった。

なお、海上輸送と比べて、現在の陸上輸送方法はコスト高となっている。

3) 効果について

現状が1トン当たり3万円であるので、再溶融と比べてシルト状スラグのセメントの原料としての有効利用及び溶融炉による処理量アップを考えれば、効果はあるといえる。

(2) 監査結果及び意見

1) 輸送方法の見直し等による単価見直し

当初の計画量は1,600トンであるが、実績処理量は2,580トンと61%増である。運送業務と処理業務であり規模や量でのメリットが生じる場合にはトン当たりの単価引き下げ努力が必要である。

また、輸送方法を陸上輸送から海上輸送に切り替えることなどにより、コスト削減の努力が必要である。

(意見)

輸送方法の見直し等による単価見直し

当初の計画量は1,600トンであるが、実績処理量は2,580トンと61%増である。運送業務と処理業務であり規模や量でのメリットが生じる場合にはトン当たりの単価引き下げ努力が必要である。

また、輸送方法を陸上輸送から海上輸送に切り替えることなどにより、コスト削減の努力が必要である。

3-6. 溶融スラグの陸上輸送等業務

(1) 概要

1) 業務概要

豊島廃棄物等の焼却・溶融処理により生じる溶融スラグのうち、出荷検査に合格した溶融スラグの輸送等業務である。

①スラグブースからスラグヤードまでの陸上輸送等業務（委託単価 325円/トン）

②スラグブース又はスラグストックヤードから猫鼻港湾積出施設までの陸上輸送業務及び積出業務（委託単価 390円/トン）

委託先はマテリアル・エコ・リサイクル(株)である。

2) 委託方法

単独随意契約

(2) 監査結果及び意見

特になし

4. 副成物輸送・保管関連業務委託

4-1. シルト状スラグ処理業務（三菱マテリアル(株)九州工場）

（3-5. シルト状スラグ収集運搬等業務とともに記載）

4-2. 坂出スラグステーション輸送業務

4-3. 坂出スラグステーション管理業務

4-4. 高松スラグステーション設置管理事業業務

4-5. オリーブスラグステーション設置管理事業業務

(1) 概要

豊島廃棄物等の焼却・溶融処理により生じる溶融スラグのうち、出荷検査に合格した溶融スラグの各ステーションへの輸送・管理業務等である。

委託名	業務内容	委託先	単価	委託方法
坂出スラグステーション輸送業務	直島から坂出海上運送業務と港湾荷役・陸上運送業務	三菱化学物流(株)	海上輸送業務 1,110円/トン 港湾荷役・陸上運送業務 1,568円/トン	単独随意契約 (同社の専用岸壁を利用する必要があるため)
坂出スラグステーション管理業務	坂出スラグステーション管理業務	五栄海陸興業(株)	1,537,500円/月	単独随意契約 (荒天時や緊急時に迅速な対応が必要で、地域住民との緊密な

				連絡調整を行わなければならない。同社は業務場所至近に事務所を置いており、さらに地元自治会等との溶融スラグ中継地管理協議会の事務局を務めるなど、本業務の実施に必要な体制や能力を備えているため)
高松スラグステーション設置管理事業業務	直島から高松港への海上輸送と港湾荷役業務 高松スラグステーションへの陸上輸送業務 高松スラグステーション管理業務	蓮井建設(株) 株大運組	海上輸送業務 2,169.3円/トン 陸上輸送業務 615.3円/トン 管理業務 1,323,000円/月	単独随意契約 (事業実施当初に管理方法等のコンペを実施し、評価が高かった同社と契約。同じ場所で管理・販売できるので利用者に利便性あり。)
オリーブスラグステーション設置管理事業業務	直島から池田港への海上輸送と港湾荷役業務、スラグステーションへの陸上輸送業務 スラグステーション管理業務	高松商運(株)	輸送業務 2,927.4円/トン 管理業務 1,441,650円/月	単独随意契約 (事業実施当初に管理方法等のコンペを実施し、評価が高かった同社と契約。同じ場所で管理・販売できるので利用者に利便性あり。)

2) スラグ販売単価

600円/トン

3) スラグコスト (輸送・管理費用のみ)

坂出スラグステーションの場合で試算

直島スラグブースからスラグヤードまで陸上輸送	1トンあたり325円
積出施設までの陸上輸送と積出	390円
坂出スラグステーションへの海上輸送	1,110円

坂出スラグステーションへの港湾荷役・陸上運送	1,568円
坂出スラグステーションの管理業務	1,230円
1,537,500円/月×12月÷15,000トン（年間取扱量概算量）	
合計	4,623円

坂出の場合はスラグ1トンの販売に要する費用は直接的な輸送費、管理費だけで4,623円であり、販売単価600円の7.7倍である。

廃棄物等はそのほとんどが再利用されており、環境対策としての基本理念を実現しているといえるが、コスト高となっているのが現状である。

（2）監査結果及び意見

1）コスト削減努力の継続

環境対策として全国的なモデルケースではあるが、コスト削減の努力が今後とも必要である。

（意見）

コスト削減努力の継続

環境対策として全国的なモデルケースではあるが、コスト削減の努力が今後とも必要である。

添付資料

検証対象業務委託契約一覧表

(1) 競争入札での業務委託契約

1) 落札率が非常に高い委託契約

1. 一般競争入札

所属	委託業務名	委託先	金額 (円)
政策部情報政策課	行政情報ネットワーク運用管理業務	㈱STNet	1,265,250
環境森林部 直島環境センター	高度排水処理施設運転管理業務 (第5章で検証)	クボタ環境サービス㈱	32,340,000
健康福祉部 川部みどり園	川部みどり園清掃業務	西日本ビル管理㈱	1,155,000
土木部 中讃土木事務所	長柄ダムテレメータ放流警報設備等保守点検業務	研信電操㈱	4,200,000
教育委員会 屋島少年自然の家	警備業務 (委託金額は、5年長期継続契約の1年分)	国際警備保障㈱	1,256,220
教育委員会五色台 少年自然センター	警備業務 (委託金額は、5年長期継続契約の1年分)	国際警備保障㈱	1,638,000
警察本部 交通指導課	車両走行速度測定装置保守業務	パナソニックシステムソリューションズジャパン㈱	1,403,850
	放置車両確認事務業務	㈱セノン	8,000,000
警察本部警察学校	給食調理業務	㈱西武食品	35,280,000

2. 指名競争入札

所属	委託業務名	委託先	金額 (円)
政策部 小豆総合事務所	吉田ダムエレベーター保守点検業務	東芝エレベータ㈱	1,449,000
	唐櫃地区地すべり自動監視システム維持管理業務	日本無線㈱	1,774,500
政策部 香川県立ミュージアム	第73回香川県美術展覧会展示・撤収等業務	日本通運㈱	1,587,600
	瀬戸内海歴史民俗資料館清掃業務	㈱しこく美装	2,887,500
	清掃業務	鹿島建物総合管理㈱	7,875,000
環境森林部 直島環境センター	中間処理施設昇降機保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス㈱	1,423,800
	中間処理施設清掃業務	西日本ビル管理㈱	1,260,000
健康福祉部 保健医療大学	昇降機(管理研究棟、実習棟、講義棟)保守点検業務	三菱電機ビルテクノサービス㈱	2,079,000
	昇降機(厚生棟)保守点検業務	㈱日立ビルシステム	1,323,000
農政水産部東讃農業改良 普及センター	大川合同庁舎清掃業務	ハウス美装工業㈱	2,784,600
土木部長尾土木事務所	長尾土木事務所庁舎清掃業務	ハウス美装工業㈱	1,260,000

土木部高松港管理事務所	高松港旅客ターミナルビル等設備管理業務	四電ビジネス(株)	57,645,000
病院局 丸亀病院	産業廃棄物処理	(株)三菱グリーンサービス	1,475,250
	一般廃棄物処理	(株)三菱グリーンサービス	2,979,900
	エレベータ整備点検	フジテック(株)	1,234,800
病院局 がん検診センター	一般廃棄物収集運搬業務	(株)三菱グリーンサービス	1,247,400
	清掃業務	西日本ビル管理(株)	7,633,500
警察本部会計課	庁舎設備管理業務	香川ビルメン(株)	35,028,000
	消防防災設備保守点検業務	(株)四電工	1,155,000
	高圧配電盤等保守点検業務	(株)四電工	1,995,000
警察本部情報管理課	システム保守業務	(株)STNet	1,785,000

2) 1者応札

部局	担当課	委託業務名	委託先	金額(円)
政策部	情報政策課	データエントリー業務	(株)富士通インフォテックサービス	17,389,973
土木部	河川砂防課	土砂災害情報相互通報システム整備等業務	日本無線(株)四国支社	25,200,000
		平成20年度香川県砂防情報システム保守管理業務	日本無線(株)四国支社	17,490,900
		平成20年度香川県水防情報システム保守管理業務	研信電操(株)	38,745,000
	長尾土木事務所	ダムレメーター・放流警報設備等保守点検業務	研信電操(株)	18,900,000
病院局	中央病院	病院清掃業務	香川ビルメン(株)	79,632,000
警察本部	交通企画課	安全運転管理者等講習委託	(財)香川県交通安全協会	10,700,000
	交通規制課	自動車保管場所調査にかかわる委託事業	(財)香川県交通安全協会	54,947,285
		交通管制センターシステム等保全業務	住友電工システムソリューション(株)	51,450,000

3) 入札不調による随意契約

部局	担当課	委託業務名	委託先	金額(円)
総務部	防災局危機管理課	防災行政無線設備保守点検業務	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株)	70,350,000
病院局	中央病院	臨床検査業務	(株)エスアールエル	87,059,925
教育委員会	屋島少年自然の家	給食調理業務	(株)中央	27,038,653
	五色台少年自然センター	給食調理業務	(株)西武食品	32,839,909
警察本部	交通規制課	信号機保全業務	三信電気水道(株)	27,300,000

4) 低価格入札

部局	担当課	委託業務名	委託先	金額(円)
政策部	水資源対策課	平成20年度香川県地下水利用推進調査業務	国際航業(株)高松支店	16,695,000
	小豆総合事務所	基礎調査業務(砂防基礎調査)	国際航業(株)高松支店	10,619,700
総務部	税務課	地方税電子申告審査システム構築及び運用業務	富士通(株)(平成17年度から5年間)	96,180,000
土木部	西讃土木事務所	基礎調査業務(砂防基礎調査)	アジア航測(株)	12,096,000
		基礎調査業務(砂防基礎調査)	(株)建設技術研究所	10,080,000
	高松港管理事務所	高松港旅客ターミナルビル等清掃業務	オリーブ美家工業(株)	11,088,000
教育委員会	図書館	香川県立図書館情報システム開発・運用業務	日本電気(株)	16,380,000

(2) 随意契約での業務委託契約

部局課	委託業務名	委託先	金額(円)
政策部 文化振興課	香川県県民ホール舞台業務委託	財)置県百年記念香川県芸術文化振興財団	49,736,000
政策部 水資源対策課	水道用原水調整池連絡道路整備事業委託	独立行政法人水資源機構香川用水総合事業所	54,843,300
政策部 自治振興課	平成20年度市町村分普通交付税算定事務及び市町村分地方特例交付金算定事務の電算処理業務委託	財)地方自治情報センター	2,934,120
	都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務等の委託	財)地方自治情報センター	20,387,373
総務部 税務課	たばこ流通情報管理システムの運用業務委託	財)地方自治情報センター	1,466,640
	軽油流通情報管理システムの運用業務委託	財)地方自治情報センター	5,081,160
	自動車税分配情報の作成業務委託	財)地方自治情報センター	分配情報 12.6円/件 県外移転情報 2.1円/件
総務部 職員課健康管理室	メンタルヘルス対策等業務委託	財)香川県職員互助会	6,711,000
	大腸がん検診実施契約	財)香川県総合健診協会	1人あたり 1,550
	健康度測定診断	財)三宅医学研究所	1人あたり 12,000
	職員健康診断データ管理一元化事業実施契約	瀬戸健診クリニック	1人あたり 560

総務部 職員課健康管理 室	循環器等健康診断等実施契約	瀬戸検診クリニック	1人あたり 循環器等 (Aコース) 5,900 (Bコース) 9,600 一般検診 (間接) 770 (直接) 1,700 胃がん検診(間接) 4,400 肺がん検診(喀痰) 2,500 VDT健診(配置前・ 定期) 3,250
	ハチ毒アレルギー抗体検査実施契約	地方職員共済組合香川県支部	1人あたり 5,617
総務部 人権・同和政策 課	地区改善事業業務委託	自由同和会香川県本部	8,360,000
	香川県人権啓発展示室管理運営等委託	特定非営利活動法人香川人権研 究所	5,897,000
	地区改善事業業務委託	部落解放同盟香川県連合会	15,469,000
	地域啓発活動促進事業業務委託	部落解放同盟香川県連合会	2,187,000
総務部防災局 危機管理課	香川県防災ヘリコプター運航管理業務委託	四国航空㈱	109,099,620
環境森林部 みどり整備課	平成20年度満濃池森林公園松くい虫防除 (樹幹注入)事業	香川県森林組合連合会	8,986,950
環境森林部 西部林業事務所	N0.8-2 保育事業	香川西部森林組合	2,572,500
	N0.9-2 保育事業	香川西部森林組合	6,982,500
	N0.10-2 保育事業	香川西部森林組合	8,452,500
	N0.7 保育事業	香川西部森林組合	3,748,500
	N0.8-1 保育事業	香川西部森林組合	13,020,000
	N0.5 保安林改良事業	仲南町森林組合	16,170,000
環境森林部 東部林業事務所	N0.1 離島振興保安林改良事業	香川県森林組合連合会	48,300,000
	N0.1-3 水源流域広域保全事業	香川東部森林組合	47,880,000
	N0.2-3 水源流域広域保全事業	香川東部森林組合	44,047,500
健康福祉部 医務国保課	平成20年度歯科在宅当番・救急医療情報提 供実施事業委託	社)香川県歯科医師会	3,732,000

健康福祉部 医務国保課	平成20年度休日歯科診療事業・心身障害児 (者) 歯科診療事業委託	社)高松市歯科医師会	15,000,000
健康福祉部 健康福祉総務課	がん予防思想普及事業委託	財)香川県総合健診協会	2,636,000
	香川県がん検診受診率向上モデル事業委託	財)香川県総合健診協会	6,500,000
	平成20年度8020運動推進業務委託	社)香川県歯科医師会	2,288,000
	平成20年度香川県8020運動推進特別事業委託	社)香川県歯科医師会	14,374,000
観光交流局 観光振興課	琴平公園維持管理業務委託	琴平町	2,373,000
	琴林公園維持管理業務委託	さぬき市	12,586,350
	亀鶴公園維持管理業務委託	さぬき市	5,844,300
	桃陵公園維持管理業務委託	多度津町	8,721,300
	琴弾公園維持管理業務委託	観音寺市	12,156,900
農政水産部 土地改良課	県営換地業務委託(農村振興総合整備事業引 田地区)	香川県土地改良事業団体連合会	6,520,500
	県営換地業務委託(経営体育成基盤整備事業 綾南南部地区)	香川県土地改良事業団体連合会	6,050,100
農政水産部 農村整備課	県営換地業務委託(中山間地域総合整備事業 塩江地区)	香川県土地改良事業団体連合会	3,665,550
土木部 技術企画課	平成20年度香川県標準土木積算システム運 用業務委託	財)日本建設情報総合センター	33,810,000
土木部 土木監理課	建設業情報管理システム電算処理業務委託	財)建設業情報管理センター	システム基本料: 月額52,500 建設業許可電算処理: 1処理2,100 経営事項審査電算処 理:1処理670
土木部 道路課	道路情報業務に関する契約	財)日本道路交通情報センター	15,270,150
	国道及び県道における道路情報板による情報 提供に関する業務委託	四国地方整備局	6,074,250
水道局 建設管理課	平成20年度香川県水道積算システム運用業 務委託	財)日本建設情報総合センター	8,190,000
病院局 中央病院	GE社製医療機器保守業務委託	GE横河メテ'イカルシステム(株)	14,356,650
	X線撮影装置(CTスキャン)の修繕	GE横河メテ'イカルシステム(株)	10,500,000
	入院医事業務委託	(株)ニチイ学館	39,060,000
	外来受付業務委託	(株)ニチイ学館	94,348,800

病院局 中央病院	労働者派遣（業務課事務）業務委託	㈱ニチイ学館	時間内 1,500 円/h 時間外 1,875 円/h
	労働者派遣（薬剤部事務）業務委託	㈱ニチイ学館	時間内 1,575 円/h 時間外 1,968 円/h
	労働者派遣（看護補助）業務委託	㈱ニチイ学館	時間内 1,600 円/h 時間外 2,000 円/h
	X線CTスキャ装置保守点検業務委託	東芝メティカルシステムズ㈱	26,082,000
	放射線治療システム保守点検業務委託	東芝メティカルシステムズ㈱	13,482,000
	放射線医療装置（リニアック）の修繕	東芝メティカルシステムズ㈱	12,999,000
	X線撮影装置の修繕	東芝メティカルシステムズ㈱	2,205,000
	外科用X線TV装置の修繕	東芝メティカルシステムズ㈱	1,840,860
	香川県立病院情報システム（中央病院）運用保守 支援業務委託	富士通㈱四国営業本部	44,990,820
	香川県立病院情報システム（中央病院）ハードウェア 保守及び外購ベンダソフトウェア保守業務委託	富士通㈱四国営業本部	33,110,784
病院局白鳥病院	CT撮影装置修繕業務委託	GE 横河メティカルシステムズ㈱高松営業所	19,950,000
教育委員会 義務教育課	豊かな体験活動推進事業委託	丸亀市	3,915,000
	問題を抱える子ども等の自立支援事業委託	高松市	1,102,790
	スクールソーシャルワーカー活用事業委託	高松市	5,000,000
教育委員会 高松工芸高校	電子計算組織賃貸借（CAD用）	リコーリース㈱四国支社	2,373,000
	電子計算組織賃貸借	リコーリース㈱四国支社	1,606,500
教育委員会 高松桜井高校	電子計算組織賃貸借	NEC リース㈱四国支店	1,646,400
	校内 LAN 整備学校内端末等機器賃貸借	NEC リース㈱四国支店	1,134,000
教育委員会 坂出工業高校	電子計算組織賃貸借（CAD用）	NEC リース㈱四国支店	2,373,000
	電子計算組織賃貸借（工業用）	NEC リース㈱四国支店	1,842,750
	校内 LAN 整備学校内端末等機器賃貸借	富士通リース㈱四国支店	1,235,850
教育委員会 保健体育課	平成 20 年度県立学校教職員がん検診業務（胃 がん・大腸がん）	財）香川県総合検診協会	胃がん 基本料 15,000 検診料 4,100 大腸がん 検診料 1,300
	平成 20 年度県立学校教職員・児童生徒結核検 診業務	財）香川県総合検診協会	間接撮影 （生徒） 560 （教職員） 600 直接撮影 2,565

教育委員会 保健体育課	平成 20 年度県立学校教職員がん検診業務（子宮がん・乳がん）	財) 香川県総合検診協会	子宮がん 基本料 30,000 検診料 3,060 マンモグラフィ 基本料 10,000 検診料 3,400 視触診 基本料 40,000 検診料 500
	平成 20 年度県立学校教職員循環器検診業務	財) 香川県予防医学協会	学校保健法施行規則 による検診項目 35 歳未満 4,620 35 歳以上 7,308
	平成 20 年度県民体育大会開催事業委託	財) 香川県体育協会	2,633,000
	平成 20 年度スポーツ団体育成事業委託	財) 香川県体育協会	2,689,000
	国民体育大会第 29 回四国ブロック大会開催 事業委託	財) 香川県体育協会	3,500,000
	第 63 回国民体育大会香川県選手団派遣事業 （会期前実施競技）委託	財) 香川県体育協会	3,682,205
	第 64 回国民体育大会冬季大会香川県選手団 派遣事業委託	財) 香川県体育協会	6,167,845
	第 63 回国民体育大会香川県選手団派遣事業 委託	財) 香川県体育協会	28,962,385
平成 20 年度県立体育施設整備等業務委託	財) 香川県体育協会	49,786,000	
教育委員会 保健体育課	平成 20 年度県立学校教職員循環器検診業務	財) 香川県予防医学協会	学校保健法施行規則 による検診項目 35 歳未満 4,620 35 歳以上 7,308
警察本部 運転免許課	処分者等講習業務委託	財) 香川県交通安全協会	44,610,300
	更新時講習業務委託	財) 香川県交通安全協会	57,577,300
	実車指導講習業務委託	財) 香川県交通安全協会	1 人あたり 2,410
	運転免許更新情報提供業務委託	財) 香川県交通安全協会	1 人あたり 23,499
	原付講習業務委託	財) 香川県交通安全協会	1 人あたり 3,640
警察本部 交通企画課	交通安全教育隊業務委託	財) 香川県交通安全協会	8,895,000

警察本部	道路使用許可調査業務委託	(財)香川県交通安全協会	1件につき 1,400
交通規制課	道路交通情報に関する業務委託	(財)日本道路交通情報センター	14,889,000

(4) 指定管理者となっている外郭団体における業務委託契約

- I (財)かがわ水と緑の財団(公測森林公園)
- II (財)かがわ水と緑の財団(香川用水記公園)
- III (財)香川県児童・青少年健全育成事業団(さぬきこどもの国)
- IV (財)香川県国際交流協会(香川国際交流会館)
- V (財)かがわ健康福祉機構(香川県社会福祉総合センター)
- VI 社会福祉法人香川県社会福祉事業団(香川県ふじみ園・同福祉ホーム)
- VII 社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団(かがわ総合リハビリテーションセンター)
- VIII (財)かがわ産業支援財団(ネクスト香川・FROM香川)
- IX (財)瀬戸大橋記念公園管理協会(瀬戸大橋記念公園)

(5) 外郭団体及びOB職員のいる公益法人等との業務委託契約

1) 外郭団体との業務委託契約

部局	契約名称	委託先	金額(円)
政策部	香川県県民ホール舞台業務委託	(財)置県百年記念香川県芸術文化振興財団	49,736,000
環境森林部	傷病鳥獣保護受付等業務委託	(財)かがわ水と緑の財団	3,051,300
	緑化推進事業業務委託	(財)かがわ水と緑の財団	3,820,000
健康福祉部	香川県障害児童等療育支援事業委託	(福)香川県社会福祉事業団	1,888,544
	発達障害者支援センター運営事業委託	(福)かがわ総合リハビリテーション事業団	23,470,000
	介護実習・普及センター事業運営委託	(財)かがわ健康福祉機構	5,497,000
	平成20年度介護予防サポーター養成講座開催事業委託	(財)かがわ健康福祉機構	1,760,000
	障害者自立支援法の新サービスへの移行推進研修会	(財)かがわ健康福祉機構	4,000,000
	平成20年度介護支援専門員実務研修等業務委託	(財)かがわ健康福祉機構	6,973,000
	平成20年度主任介護支援専門員研修業務委託	(財)かがわ健康福祉機構	1,850,000
	平成20年度介護支援専門員実務従事者基礎研修業務委託	(財)かがわ健康福祉機構	1,488,000
観光交流局	東山魁夷せとうち美術館周辺清掃・植栽管理業務等委託	(財)瀬戸大橋記念公園管理協会	2,517,000

農政水産部	水産動植物種苗生産業務委託	(財) 香川県水産振興基金	109,068,000
	平成20年度サワラ中間育成技術開発事業委託	(財) 香川県水産振興基金	1,700,000
土木部	流域下水道の維持管理業務委託	(財) 香川県下水道公社	1,073,738,766
教育委員会	集団宿泊学習生徒送迎支援業務	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	2,899,960
	給食管理業務(屋島少年自然の家)	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	5,926,288
	給食管理業務(五色台少年自然センター)	(財) 香川県児童・青少年健全育成事業団	26,860,709
観光交流局	栗林公園維持管理業務	(社) 香川県観光協会	58,995,877

2) OB 職員のいる公益法人等との業務委託契約

部局	契約名称	委託先	金額(円)
健康福祉部	香川県福祉人材センター事業委託	(福) 香川県社会福祉協議会	18,342,000
	地域福祉推進支援事業委託	(福) 香川県社会福祉協議会	2,100,000
	平成20年度香川県ナースセンター事業、訪問看護師養成講習会及び再就職支援事業業務委託	(社) 香川県看護協会	12,076,000
	専門分野(糖尿病)における質の高い看護師養成事業業務委託	(社) 香川県看護協会	3,600,000
	専門分野(がん)における質の高い看護師養成事業業務委託	(社) 香川県看護協会	3,600,000
	平成20年度助産師確保対策推進事業業務委託	(社) 香川県看護協会	1,300,000
	訪問看護推進事業	(社) 香川県看護協会	1,300,000
	保健師助産師看護師実習指導者講習会	(社) 香川県看護協会	1,900,000
観光交流局	民芸館管理業務委託	(社) 香川県物産協会	2,458,000
農政水産部	香川県畜産経営技術高度化促進事業業務委託	(社) 香川県畜産協会	2,000,000
教育委員会	平成20年度県立体育施設整備等業務委託ほか	(財) 香川県体育協会	49,786,000
警察本部	安全運転管理者等講習委託ほか 一般競争	(財) 香川県交通安全協会	10,700,000
	更新時講習業務委託ほか	(財) 香川県交通安全協会	57,577,300
	指定自動車教習所職員講習業務	(社) 香川県指定自動車学校協会	2,624,000
	責任者講習委託	(財) 香川県暴力追放運動推進センター	1,830,000
	風俗営業の管理者に対する講習及び調査業務	(財) 香川県防犯協会連合会	1,376,000
	警備員指導教育責任者講習	(社) 香川県警備業協会	4,639,000

(6) 豊島廃棄物等処理事業

部局	契約名称	委託先	金額 (円)
環境森林部 直島環境セン ター	豊島廃棄物等処理事業廃棄物等の掘削・均質 化・運搬並びに中間保管・梱包施設及び特殊前 処理物処理施設運転業務	㈱クボタ	174,300,000
	高度排水処理施設運転管理業務	クボタ環境サービス㈱大阪支社	33,379,500
	高度排水処理施設定期点検業務	クボタ環境サービス㈱大阪支社	32,395,650
環境森林部 廃棄物対策課	豊島廃棄物等の陸上及び海上輸送業務	日本通運㈱四国支店	284,950,000
環境森林部 直島環境セン ター	中間処理施設運転・維持管理業務	㈱クボタ	255,303,300
	中間処理施設プラント機器類保守点検業務(1) から(7)	㈱クボタ	445,246,515
	中間処理施設仮置土処理に関わる改善業務	㈱クボタ	21,304,500
	溶融飛灰処理業務	三菱マテリアル㈱直島製錬所	144,656,562
	シルト状スラグ収集運搬業務	マテリアル・エコ・リサイクル㈱	30,988,505
	溶融スラグの陸上運送業務	マテリアル・エコ・リサイクル㈱	24,316,826
	シルト状スラグ処理業務	三菱マテリアル㈱九州工場	46,455,822
	坂出スラグステーション輸送業務	三菱化学物流㈱四国支社	40,892,145
	坂出スラグステーション管理業務	五栄海陸興業㈱	18,450,000
	高松スラグステーション設置管理業務	蓮井建設㈱	55,002,465
	オリーブスラグステーション設置管理業務	高松商運㈱	27,939,375